

第330回高知県議会（2月）予算委員会日程

月 日	曜 日	行 事
2月23日	月	開会 委員長の互選 副委員長の互選 理事の指名 委員席の決定
3月6日	金	質疑並びに一般質問 武石委員 中根委員 黒岩委員 横山委員 田村委員 西内(健)委員
9日	月	質疑並びに一般質問 米田委員 上田委員 弘田委員 加藤委員 森田委員 樋口委員 閉会

第330回高知県議会予算委員会会議録目次

2月23日

出席委員	1
欠席委員	1
事務局職員出席者	1
委員長の互選	2
副委員長の互選	2
理事の指名	3
委員席の決定	3

3月6日

出席委員	5
欠席委員	5
説明のため出席した者	5
事務局職員出席者	5
諸般の報告	6
質疑並びに一般質問	
武石委員－（尾崎知事、味元農業振興部長、中澤産業振興推進部長、大野林業振興・ 環境部長、小谷総務部長、田村教育長）	6
1 来年度当初予算案など（決算特別委員会指摘事項等の反映、県職員のモチベー ション維持と教育、県内経営者の人材育成に取り組む姿勢）について	6
2 農業振興（次世代型こうち新施設園芸システム、トマト市場の展望、パプリ カの生産、労働力確保、おが粉による木質バイオマスボイラー、推進する作 物、3反でのスケールメリット、初期投資のハードル、ニラ栽培、露地栽培 の展望、高齢化対策）について	8
3 産業振興（6次産業化の推進）について	13
4 林業振興（木質ペレットの供給体制と移行するメリット、原木生産のための 必要人役、おが粉の畜産敷料及びパルプ用材への影響、皆伐後の再造林、広 葉樹林の木質バイオマスへの活用、自伐林家、CLTの需要見通し及びラミ ナ工場の販売見通し、販売目標達成への取り組み、既存製材所への支援、四 万十高校への林業科設置）について	14
5 移住政策（空き家の活用、市町村が家財道具を保管するシステム、県職員住 宅等の活用、家庭菜園つき住宅、クラインガルテン）について	18
中根委員－（田村教育長、尾崎知事、岡崎文化生活部長）	22

1	臨時教員の雇用条件改善（定数内の臨時教員数及び臨時教員の未配置件数と学校教育に与える影響、定数内教員の正規雇用教員への切りかえ、小中学校と県立学校での雇用期間の違いと改善策、年次有給休暇や夏季一時金の改善）について……………	22
2	大学生等への給付制奨学金の創設（教育費負担の実態の認識、県の制度創設）について……………	27
3	男女共同参画プランの推進（こうち男女共同参画プランの進捗状況と市町村のプラン策定への対応、推進への決意、県の女性職員の幹部登用）について……………	29
黒岩委員－（尾崎知事、伊藤観光振興部長、岡崎文化生活部長、田村教育長、原田商工労働部長、奥谷土木部長、井奥地域福祉部長）……………		31
1	公立大学との連携や就職対策（土佐MBAの成果とバージョンアップ、高知工科大学のR e P E cでのランキングへの感想、外国人観光客受け入れに向けたW i - F iの環境整備、ウェブサイトの多言語表記、県立大学での観光文化領域新設の趣旨、経済の視点を持った観光学、県内高校生の推薦枠、県内高校生の入学予定者数の状況と感想、高知工科大学との高大連携の取り組み、経済・マネジメント学群の移転に伴う居住地の変化、永国寺キャンパスの規模、学生の感性を生かした中心商店街の活性化、高知工科大学の就職状況、インターンシップの状況、県内就職の課題と対策、県外大学との就職支援協定）について……………	31
2	災害時の道路機能確保（道路啓開計画の中の優先すべき道路の陥没調査、産学官連携による南海トラフ地震対策の共同研究、高知市秦地域の慢性的な浸水に対する脆弱性への対処、高知駅秦南線の供用開始時期の認識と根拠）について……………	37
3	ひきこもり支援（ひきこもり地域支援センターの活動状況、ひきこもりサポーターの養成と派遣、親の会が実施する居場所づくりの継続、生活困窮者自立支援窓口の現状と今後の対応）について……………	39
4	福祉・介護施策の充実（介護福祉士養成校の定員充足状況と学生確保への対策、福祉・介護職への就職率向上への取り組み、福祉研修センターの研修への小規模事業所からの参加、社会福祉法人による地域公益活動、高知県福祉・介護就労環境改善事業補助金の活用状況）について……………	41
横山委員－（尾崎知事、奥谷土木部長、岡林公営企業局長、山本健康政策部長、原田商工労働部長）……………		44
1	政治姿勢（県版総合戦略の策定・フォローアップ体制、高知県の目指すべき姿）について……………	44
2	南海トラフ地震対策（道路啓開日数短縮への整備計画、土佐清水合同庁舎の高台移転の整備計画、再生可能エネルギー発電設備やC L T工法の導入）について……………	45

3	外科医師の確保（幡多けんみん病院での十分な体制への対応、指導医の確保、今後の取り組み）について……………	47
4	事業承継・人材確保（県内の製造業での事業承継の状況、センターの周知、センターの活動範囲と相談案件の掘り起こし）について……………	49
	田村委員－（井奥地域福祉部長）……………	51
1	社会福祉法人の改革（社会保障審議会福祉部会報告書の骨子、法人への指摘及び使命・役割、県内法人の不透明な部分の有無、余裕財産がある法人への社会貢献義務化と内容）について……………	51
2	障害者差別の解消（障害者差別解消法施行に向けた取り組み、ひとにやさしいまちづくり条例の位置づけ、高知県で障がい者差別禁止条例をつくる会の提言、ひとにやさしいまちづくり条例の障害者差別解消に関する条例への改正）について……………	56
	西内(健)委員－（中澤産業振興推進部長、尾崎知事、伊藤観光振興部長、原田商工労働部長、田村教育長、井奥地域福祉部長）……………	59
1	産業振興計画（産業振興推進総合支援事業費補助金の特徴、事業継続のためのフォロー、工業会等との意見交換、知事の意気込み、地産地消の再認識、まるごと高知の物販強化）について……………	60
2	高知家プロモーション（バッジのデザイン変更、重点品目の個別セールスプロモーション）について……………	63
3	高知家の食卓県民総選挙（投票獲得に向けた工夫、前回の結果活用）について……………	65
4	高知県事業承継・人材確保センター（県内専門家の活用、支援チームのメンバー構成、県内人材の活用、情報の管理、チームによる支援とアフターフォロー）について……………	66
5	須崎高校と須崎工業高校の統合（高吾地域拠点校としてのソフト面の取り組み、ハードの整備、工業科の学科改編、校名・校歌の決定、須崎高校校舎の後利用）について……………	69
6	スポーツイベント（高知龍馬マラソン2015の感想とランナーからの意見、1万人規模の大会に向けた計画、四万十・足摺無限大チャレンジライドの評価、県内でのサイクリング観光）について……………	70
7	成年後見制度（県内利用者の状況、市町村長による申し立て件数、被後見人死亡後の事務への対応）について……………	73

3月9日

出席委員……………	75
-----------	----

欠席委員	75
説明のため出席した者	75
事務局職員出席者	75
諸般の報告	76
質疑並びに一般質問	
米田委員－（岡崎文化生活部長、田村教育長、尾崎知事、奥谷土木部長、原田商工労働部長）	76
1 浦戸城跡の保存・活用（坂本龍馬記念館新館の整備スケジュール、文化財公開施設の計画に関する指針への対応、歴史的遺産の評価と認識、高知市との保存と活用の協議、発掘調査の実施、高知市浦戸城跡の保存と活用に関する要望書、開発の一旦中止と発掘調査の実施）について	76
2 住宅行政（銚子市の無理心中事件、国通知「公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等について」、県営住宅入居世帯総数及び家賃減免適用世帯数と家賃減免対象世帯数、減免制度の周知徹底、若者の定住・移住促進のための民間賃貸住宅への支援、若者・子育て世帯向けの公営住宅整備、住戸改善計画）について	80
3 小規模企業の振興（店舗魅力向上事業費補助金制度の概要、補助対象の限定、予算規模、県内事業所数と従業者数等、小規模企業振興基本法及び同基本計画を踏まえた対応）について	83
上田委員－（奥谷土木部長、尾崎知事）	86
1 仁淀川水系宇治川支流天神ヶ谷川の改修（昨年8月当時の浸水被害状況の把握、平成18年度以降の浸水対策、浸水対策調整会議の提案した対策、地元への丁寧な説明）について	86
2 まち・ひと・しごと創生総合戦略（対話と実行行脚を通じた県版総合戦略の策定、地域支援企画員の役割）について	90
弘田委員－（尾崎知事、奥谷土木部長、大野林業振興・環境部長、松尾水産振興部長、味元農業振興部長、山本健康政策部長、金谷中山間対策・運輸担当理事）	92
1 国土強靱化と地方創生（国土強靱化と地域活性化とのかかわり、産業界や大学等との基本認識の共有、国道55号の日本風景街道への登録、国道493号高規格道路の整備、命の道空白地帯の整備）について	92
2 木質バイオマスエネルギー（エネルギーの地産地消、県東部での木質バイオマス発電の実施）について	96
3 土佐備長炭（振興施策、新たな活用の可能性の研究）について	96
4 水産振興（定置網漁業の具体的な振興施策、マグロ完全養殖への各界の協力体制）について	98
5 平野部と山間部の両面からの農業振興について	99
6 地域医療への対応策（無医地区等の医療確保）について	101

7 鳥獣被害対策（大型捕獲おり普及による猿被害対策、地域の組織による管理） について……………	102
加藤委員－（尾崎知事、小谷総務部長、中澤産業振興推進部長、田村教育長、井奥地 域福祉部長）……………	104
1 地方創生（予算案へのまち・ひと・しごと創生関連予算の活用と地方創生へ の思い、総合戦略作成への市町村の受けとめ方、総合戦略の策定）について……………	104
2 東京一極集中の是正（東京一極集中の是正への認識、政府関係機関の誘致提 案、企業の地方移転に係る税制優遇措置への認識、名古屋での企業誘致の狙 いと手応え）について……………	107
3 人口減少問題（本県の人口減少の原因分析、産業振興計画で人口社会増を目 指す決意、高校卒業後の県全体及び地域別の進路状況、県西部地域の高校生 の県外流出への対応）について……………	111
4 地域の拠点づくり（行政等サービス機能を集約化していく観点でのまちづく り、学校の複合化の推進、幡多地域の定住自立圏構想）について……………	115
5 少子化対策（高知家の少子化対策総合プラン、就学前教育の段階的無償化） について……………	118
森田委員－（尾崎知事、田村教育長、岡崎文化生活部長、中澤産業振興推進部長、井 奥地域福祉部長、伊藤観光振興部長、奥谷土木部長）……………	119
1 高知のよさ（高知県の魅力の認識と県勢浮揚への生かし方、教育での土佐弁 の扱い、土佐人のアイデンティティの活用）について……………	119
2 人口減少対策（平成26年度の移住実績見込みと評価及び27年度の目標、移住 者の住宅確保支援策の成果、移住者が住み続けるための環境づくり、独身者 対象のマッチングシステム、県人会近畿連合会による婚活イベントの状況と 成果、高知県への回帰を切望する出身者の把握、婚活イベントの継続や他地 区での開催、500万人観光を掲げた交流人口の拡大、交流から定住に向かう観 光戦略）について……………	123
3 関西地区での県産品販売戦略（これまでの位置づけ、販売強化の必要性、東 京と同様かそれ以上の戦略での姿勢、今後の販売拠点戦略、関西の高知ファ ンとの関係維持）について……………	130
4 社会資本の維持管理（清潔で美しい高知県をつくる条例、県内くまなく清潔 感いっぱい的好感度ある県土づくりへの気概）について……………	133
樋口委員－（尾崎知事、岩城副知事、原田商工労働部長、伊藤観光振興部長、金谷中 山間対策・運輸担当理事、山本健康政策部長、井奥地域福祉部長、野々 村危機管理部長）……………	135
1 ビッグプロジェクト（尾崎県政の県民満足度、ビッグプロジェクトの提言、 地域の特性）について……………	135
2 地方創生（地方創生先行型交付金への市町村の応募内容、東部医療圏構想へ	

	の所見、自治体間の競争) について……………	137
3	起業支援 (リスク負担の軽減、世界的な企業誘致、県東部への企業誘致) について……………	139
4	観光政策 (高知家意識が深まる疑似家族的な取り組み、廃屋集落の活用) について……………	141
5	農業政策 (国の食品の機能性表示制度への対応) について……………	142
6	高齢者の交通安全 (安全運転への支援、中山間地域における交通手段の確保) について……………	143
7	看護学校 (民間による設立の動き、地域医療介護総合確保基金の活用) について……………	145
8	高齢者対策 (要配慮高齢者の住まいにおける生活支援、簡易型施設の充実) について……………	146
9	子育て支援 (高校生を養育する家庭への支援、乳幼児のショートステイ施設) について……………	147
10	防災・南海トラフ地震対策 (総合防災拠点でのオスプレイのテスト飛行) について……………	148

巻末掲載文書

	委員席 (案) ……………	151
	予算委員名簿……………	153

第330回高知県議会予算委員会会議録

平成27年 2月23日（月曜日）

議 長

浜 田 英 宏 君

出 席 委 員

金 子 繁 昌 君

加 藤 漠 君

西 内 健 君

弘 田 兼 一 君

依 光 晃一郎 君

佐 竹 紀 夫 君

三 石 文 隆 君

森 田 英 二 君

武 石 利 彦 君

樋 口 秀 洋 君

溝 渕 健 夫 君

西 森 潮 三 君

横 山 浩 一 君

上 田 周 五 君

西 森 雅 和 君

黒 岩 正 好 君

田 村 輝 雄 君

中 根 佐 知 君

米 田 稔 君

塚 地 佐 智 君

欠 席 委 員

な し

事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 口 真 人 君

事 務 局 次 長 中 島 喜 久 夫 君

議 事 課 長 楠 瀬 誠 君

議 事 課 長 補 佐 小 松 一 夫 君

議 事 法 制 班 長 飯 田 志 保 君

主 任 沖 淑 子 君

主 幹 濱 崎 啓 一 郎 君

主 事 溝 渕 夕 騎 君



午前11時54分開会

○浜口事務局長 おそろいでございます。まず、議長から御挨拶がございます。

○浜田議長 皆様には、大変お忙しいところお集まりをいただきましてありがとうございます。

きょうは第1回目、最初の委員会でございますので、私が招集をさせていただきました。

今定例会に提出をされました平成27年度の一般会計当初予算は、課題解決先進県を目指した取り組みをさらに推進するために、7年連続のプラス予算となる総額4,584億円となっております。尾崎知事は、全国に先駆けまして人口減少が進む中、人口減少による負のスパイラルを克服するために、国のまち・ひと・しごと創生関連予算を積極的に活用し、課題解決先進県を目指した力強い取り組みを推進していこうとされております。

県議会といたしましても、県勢浮揚のためにしっかりとその役割を果たしていかなければなりません。

どうか予算委員会の委員に選任をされました皆様方におかれましては、その設置の趣旨に沿い、提出された予算案についてさまざまな視点から御議論をいただくとともに、円滑な委員会運営に御協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶といたします。どうかよろしくお願ひいたします。

○浜口事務局長 本日は初めての委員会でありま

すので、委員長が互選されるまでの間、予算委員会要綱第4条第3項の規定に基づきまして、その職務を年長の田村委員にお願いいたします。

(田村委員年長委員席に着席)

○田村年長委員 それでは、年長であるゆえをもって、私が暫時の間、委員長の互選に関する職務をやらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ただいまから予算委員会を開きます。

お手元の協議事項の順に進めてまいりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

なお、仮の委員席については、議席番号順にお座りいただいておりますので御了承願います。



委員長の互選

○田村年長委員 直ちに、委員長の互選を行います。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

○田村年長委員 指名推選にせよという発言がありますので、互選の方法は指名推選によることといたします。

お諮りいたします。指名推選の方法については、私が指名することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○田村年長委員 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。委員長に西森潮三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました西森潮三君を委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○田村年長委員 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました西森潮三君が委

員長に当選されました。

ただいま委員長に当選されました西森潮三君に、本席から告知をいたします。

ここで、委員長の就任の御挨拶があります。

(西森潮三君委員長席に移動)

○西森(潮)委員 今、皆さんから御推選をいただいて、久しぶりに予算委員長に就任せよと、こういうこととあります。久しぶりなのですが、振り返ってみますと、この予算委員会というのを設置したのは、実は私が平成7年の議運の委員長のときに、議会を、もうちょっと議論を活性化させたいと、そして率直な議員の、あるいは執行部の意見のやりとりを県民は期待をしているんじゃないかと、そういうことで予算委員会を設置しようということを提起させていただいたのは私です。

以来平成8年から、予算委員会という制度ができて、随分長い年月になりましたが、久しぶりと同時に、恐らく今回の委員長就任というのは、私も今限りで議員を引退させていただくということをもう既に表明しているので、おせんべつと、そういう意味合いがあるのかなと、皆さんの御配慮に感謝をしたいと思います。どうぞ、今後、よろしくお願いします。

○田村年長委員 以上で、私の役目である委員長の互選は終わりました。御協力ありがとうございました。

(田村委員年長委員席を退席し、委員席に着席)



副委員長の互選

○西森(潮)委員長 これより、副委員長の互選を行います。

互選の方法は、いかがいたしましょうか。

(「指名推選」と言う者あり)

○西森(潮)委員長 指名推選せよという発言がありました。互選の方法は指名推選にすることといたします。

お諮りいたします。指名推選の方法については、委員長である私が指名することで御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西森(潮)委員長 御異議ないものと認めます。よって、私が指名することといたします。副委員長に溝渕健夫君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました溝渕健夫君を副委員長の当選人と定めることに、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西森(潮)委員長 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました溝渕健夫君が副委員長に当選をされました。

ただいま副委員長に当選された溝渕健夫君に、本席から告知をいたします。

ここで、副委員長の就任の挨拶があります。

(溝渕健夫君副委員長席に移動)

○溝渕委員 当予算委員会の指名推選ということで、副委員長にさせていただきました溝渕です。

本当に、今議会、節目の議会の予算委員会でございますので、優秀な委員長のもとで私も余りいろんな何がないように頑張ってもいきたいと思い、皆さん方の今後とも御指導、御支援もこの予算委員会によりお願い申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

————— ❁❁❁ —————

理事の指名

○西森(潮)委員長 それでは、理事の指名についてであります。予算委員会要綱第7条第3項の規定により、理事は委員の中から委員長が指名

するとなっておりますので、私が指名することにいたしたいと存じます。

理事は5名でありますので、三石文隆君、上田周五君、西森雅和君、田村輝雄君、塚地佐智さんを指名いたします。どうぞよろしくお願いをいたします。

————— ❁❁❁ —————

委員席の決定

○西森(潮)委員長 次に、委員席の決定についてであります。委員席については、いかがいたしましょうか。

(「委員長に一任」と言う者あり)

○西森(潮)委員長 委員長に一任とのことですので、お手元に委員長案をお配りいたします。

(委員長案配布)

○西森(潮)委員長 皆さんのお手元にお届けした案で、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西森(潮)委員長 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

なお、3月6日金曜日の委員会からは、本席で御着席願いたいと存じますので、御了承を願います。

〔委員席(案) 巻末に掲載〕

————— ❁❁❁ —————

○西森(潮)委員長 次に、予算委員会の運営についてであります。委員会の運営は、お手元にお配りしてあります予算委員会の運営等に関する要綱及び実施要領に基づき行ってまいりたいと存じますので、御了承を願います。

その他の件ですが、発言順序、発言時間等詳細につきましては理事会で協議決定することとし、その決定事項につきましては事務局より各

会派へ連絡するというので、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○西森(潮)委員長 御異議ないものと認めます。

よって、さよう決しました。

なお、質問に当たって、電子機器等を使用する場合は事前に本人が申し出ることにより認めることとしておりますので、使用される場合は、私まで事前の申し出をお願いいたします。



○西森(潮)委員長 本日の協議事項は、以上であります。

なお、理事会を3月2日月曜日、質問第1日目の本会議終了後、議運の部屋で開きたいと存じますので、理事の方は出席をお願いします。

協議事項は、発言順序の決定等についてであります。

以上で、本日の予算委員会を終わります。御苦労さまでした。

午後0時5分散会

平成27年 3月 6日 (金曜日)

出席委員

金子 繁昌 君
 加藤 漠 君
 西内 健 君
 弘田 兼一 君
 依光 晃一郎 君
 佐竹 紀夫 君
 三石 文隆 君
 森田 英二 君
 武石 利彦 君
 樋口 秀洋 君
 溝渕 健夫 君
 西森 潮三 君
 横山 浩一 君
 上田 周五 君
 西森 雅和 君
 黒岩 正好 君
 田村 輝雄 君
 中根 佐知 君
 米田 稔 君
 塚地 佐智 君

欠席委員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 小谷 敦 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君

理事(中山間対策・運輸担当) 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 大原 充雄 君
 公営企業局長 岡林 美津夫 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会事務局 長 福島 寛隆 君
 公安委員長 島田 京子 君
 警察本部長 國枝 治男 君
 代表監査委員 朝日 満夫 君
 監査委員 吉村 和久 君
 監事 事務局 長

事務局職員出席者

議事課長 楠瀬 誠 君
 議事課長補佐 小松 一夫 君
 主 任 沖 淑子 君
 主 事 溝渕 夕騎 君

午前10時1分開議

○溝渕副委員長 おはようございます。ただいまから平成27年2月定例会予算委員会を開会いたします。

午前中は委員長にかわりまして、副委員長である私が議事運営を行いますので、御了承願

ます。



諸般の報告

○溝渕副委員長 本委員会の運営に関し理事会で決定した事項は既にお配りしてありますので、円滑な運営に御協力いただきますようお願いいたします。

本日の日程はお手元にお配りしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○溝渕副委員長 これより2月定例会に提案されました予算及び予算関連事項に対する質疑並びに一般質問を行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとし、質問者は質問席から、答弁は自席から行っていただきます。なお、私の判断によりまして、質問中、答弁中であっても持ち時間が終われば直ちに質問終結を宣言しますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

それでは、発言の通告がありますので、順次発言を許します。

武石委員。あなたの持ち時間は60分です。御協力をよろしく願いいたします。

○武石委員 それでは、早速質問に入らせていただきます。

来年度の当初予算案を拝見いたしましたときに、非常にきめ細かい、そういう印象を受けました。各項目ごとにきちっと工程が見えてくるような、それで必要最小限の予算をしっかりと計上しておる、そういうふうに思いました。今、時期的に知事は2期目の集大成、最終年を迎えられたわけで、3期目に対する思いがあるかど

うかは、ここではお聞きしませんが、しっかりとその2期目、集大成、高知県をどの方向へ持っていくのかという思いが強くにじんだ予算案になっているというふうに思います。

そこで、知事にお聞きいたしたいのは、これまでの経験を生かされて、今までの予算、あるいは予算執行の中でも、いろんな反省点もあられたのではないかと思いますし、また議会のほうからも決算特別委員会での報告書も出させていただいた、いろんな指摘もさせていただいてありますが、平成27年度当初予算案を編成するに当たって、これまでのそういったもろもろの事柄をどのように反映されたのか、その御所見をお聞きしたいと思います。

○尾崎知事 やはり予算、多岐にわたっております。実際執行しております。当初の予定でうまくいったなと思うものもありますけれども、いや、なかなかこれはうまくいかなかったなと思うものもある。また、うまくいっているなと思っているんですが、やはり外部から御指摘を受けて、よくよく考えてみると、あ、これはどうかなというものもあつたりもするということでございまして、やはりまさにもうPDCAサイクルを細かく回すということだと思っております。四半期ごとに回す、そしてさらには外の皆様方からの御意見というのを反映するようにする、この2つの点から、今回徹底して議論を行いました。あともう一つのベクトルは、より実効性のある、県勢浮揚につながるようなパワフルなものにしたいという方向性。この見直し、意見を生かさせていただく、そしてパワフルなものにする。この方向感から、今回予算編成を一生懸命努力したということでもあります。

そういう中、決算特別委員会報告書でいただきます御意見というのは、外部から御指摘いただくことの最たるものでありまして、37件指摘事項をいただいておりますが、最大限これを反

映させていただくよう努めたところであります。

○武石委員 ぜひ、来年度当初予算案が県民のために、最少の費用で最大の効果を上げる、そういったものにしていただきたい。我々も、もちろん一緒に取り組むようにはさせていただきます。

その中で、今知事のお話にもありましたPDCAサイクルをきちっと回していく、非常に重要になると思うんですが、県職員たくさんおられますね。それを執行される側の県職員の皆さんのモチベーション、この予算執行に対する思いというのが非常に重要なウエートを占めることは間違いないと思うんですね。そうした意味で、最大の成果を出すために県職員の皆さんの意識、モチベーションをどう維持していくか、どういう職員の教育をしていくのかと、その辺の知事の御所見をお聞きしたいと思います。

○尾崎知事 モチベーション維持という点でやっぱり一番大事なのは、職員にとってのやりがいなんだろうと思います。特に公務員の場合は、私も公務員でありましたけれども、やっぱりこういう努力を一生懸命汗をかいてやることによって、少しでも世の中のお役に立っておることが、やはり最大のモチベーションの源となるのではないかなと思っておるところです。

そういう点において、各所属所属において、うちの所属はどういう目標を持って、どういうふうに仕事をしようとしているか、これがどういう意義のあることなのかということ、職員一人一人に徹底してもらいたいということ、今、さらに言っております。

あともう一つ、どんなにいい政策であっても、実現できるのかどうかわからないということになると、またこれも泥沼に陥るというような気分になってしまってもいけないわけでありまして、こうすればできるよという姿というのを、一定見せていくということも、また大事である

うと思っています。

そして最後に、一定、少しでも成果を上げたときには、お互いよく褒めるといいですかね、他方で厳しく反省するところはするということになるんでしょうけれども、そういう形できめ細やかにPDCAを回していく中で、評価すべきは評価するという。この3点ではないかなと思っています。

あわせて、特に若い職員とか、新しいステージに上がる職員に対する研修というのは、非常に重要だと思っております。毎年、人事課初め工夫してやっておりますが、さらにこれに加えて今後は、地方創生の議論もある中で、本当に全国区の視点を持って仕事をするのが非常に求められてこようかと思っております。ある意味、外に出て他流試合をするようなことを職員はたくさんしていかないといけない。産学官民連携センターというのは、そういうことを可能とする新しい仕組みだと思っております。産学官民連携センターにおけるいろんな講義なんか、勤務時間外になる場合もあるかもしれませんが、ぜひ自主的にどんどんどんどん聞きに行ってもらうように、懲慥していくといいですかね、最終的には本人の自由意思ですけども、そういう形にしていければなと、そう思っています。

○武石委員 ぜひ頑張ってくださいと思います。

そして産振計画、予算案、すばらしい計画ができて、それだけではいけないというのは先ほども申し上げたとおり、それは何も県庁組織だけじゃなくて民間企業も、直接産振にかかわろうがかかわるまいが、やはり県内で多くの企業が優秀な職員を確保しようとするし、一生懸命人材育成もしておるとい現状、これがやっぱり高知県の元気の源であるというのは、知事も同じ御認識だと思うんです。

知事もいろいろと対話と実行行脚で県内くまなく行脚をされて、県内のすばらしい経営者をたくさん御存じだと思うんですが、そういう方々が人材育成に取り組む姿勢をどう評価されておられるのか、その点についてお聞かせください。

○尾崎知事 人材育成ということが、やっぱり全ての基本ということになるんだろうと思います。本当に委員御指摘のとおり、私もいろいろ回らせていただく中で、殊のほか、人材育成ということに情熱を持っておられる方が多いなということを感じております。人材育成という形で、はっきりプログラムを持ってやっておられる場合もあれば、また先輩から後輩に向けて、本当によき、事実上の教育システムみたいな形になっていると思われるものもあつたりとか。本当にこういうこと自体、非常にすばらしいことだと思いますし、我々県なんかは、取り組みしていく上においてぜひそういう取り組みから学ばさせていただき、また少しでもバックアップさせていただくような流れなど、そのような思っております。

土佐まるごとビジネスアカデミーですね、こういうことなんか、ぜひ経営者の皆様なんかに使っていただける一つの機会なのではないかと。これは参加人数が大分ふえてきておまして、そういう点においてはいい傾向だなと思っておりますが、ぜひ、そういう多くの人材育成に熱心な経営者の皆さんいらっしゃいますので、その方々と軌を一にし、またその方々のお手伝いを少しでもできるような仕組みというのを、我々としても考えていかなきゃならんなど、そう思っています。

○武石委員 高知県を活性化させるためには、やはり面積の多くを占める中山間地域をどう活性化するかということで、知事も懸命に取り組んでいただいておりますが、時間の都合もありますので、きょうはその中山間対策の中で農業政

策、そして林業政策を抽出して、この時間質問させていただきたいと思っております。

まず、農業についてであります。次世代型こうち新施設園芸システムに積極的に取り組むと。これに取り組む御所見を、まず知事にお聞きしたいと思います。

○尾崎知事 この次世代型こうち新施設園芸システム、これをぜひ県内全域に普及していきたいと考えております。

これは、狙いは何かということでは、もう一言で言えば、こういう好循環を生み出したということだと考えています。すなわち、収量がアップをする、所得が向上する、若者の就農がふえる、地域の活性化につながっていく。ゆえに、さらに収量がふえる。そういう形で好循環を生み出していくことで、地域に若者が集まる県をつくっていく。このために最良のシステムではないかなと思っています。そういう意味においても急いで普及をしていきたいと、そう思っています。

○武石委員 次に、農業振興部長にお聞きしますが、トマトをつくるということですね、約4.5ヘクタールですか。私も東北から九州まで、トマトのこういった施設を視察に行かせていただきました。特に印象深かったのは東北の沿岸部の被災地ですね。ここにトマトのハウスが、かなり建設が進むんじゃないかというふうな印象も受けましたし、既に全国で取り組みがされておる。

そのトマトの市場にあえて切り込んでいくという戦略ですね、トマトにどのような可能性を求めて取り組んでいかれるのか、その点についてお聞かせください。

○味元農業振興部長 トマトでございますが、御承知のとおり生でも加工でも食べられる。いろんな食べ方ができますし、それから若い方からお年寄りまで幅広い年齢層に消費がございます。

そういうことで、将来性のある品目だというふうに私どもは考えております。

単価については、生産あるいは出荷の仕向け先が一時的に集中するというので、若干の変動があるということは想定されておりますけれども、高品質で安定した生産と出荷、これを維持していれば十分競争力はあるというふうに考えております。

四万十町での次世代団地では、大手食品会社との契約栽培、あるいは園芸連を通じた販売も検討いたしておまして、そういう意味では、流通面の問題はないものというふうに考えております。

○武石委員 トマトにもいろんな種類がありますね、糖度の高いもの、それから大きさの大きいもの、酸味のぐあいとかありますが、ぜひ求める市場のターゲットを、県の情報力で絞り込んでいただいて、そういった営農指導をしていただくように要請をしておきます。

また、私も全国視察をさせていただく中で、パプリカのハウスも随分見てまいりました。その経験からすると、パプリカも有望な作物ではないのかなという気もいたしました。

高知県にとって、トマトとパプリカ。軽さでいいますとパプリカのほうが軽い、運賃コストがそこで吸収できるんじゃないかとか。トマトは収穫してすぐ店頭と並べるといった迅速性が要求されますが、パプリカは若干青みが残ったうちに収穫するんで、若干の余裕があるということもあって、運賃コストに悩む本県としては、パプリカがいいんじゃないかなという気もしました。

それから、東京の市場関係者に聞くと、国産のパプリカは非常にニーズ高いんだけど、年間通じてはないでしょうと。結局、ある時期、端境期には韓国産が入る。そうすると、もう面倒くさいというのもあって、結局、外国産に頼っ

てしまうという国産パプリカの見方もあります。この点についての御所見をお聞かせください。

○味元農業振興部長 御承知のとおり、パプリカにつきましては、若い世代を中心に消費が伸びている品目でございます。高軒高の次世代型ハウス、大規模なハウスで栽培をすることによって収穫を大幅に伸ばすことができる。そういう可能性のある品目だというふうに考えておりますし、御指摘のございましたように貯蔵性、それから輸送性にもすぐれた品目だというふうに考えております。

実は、次世代の団地を整備するに当たっても、その導入品目として検討した経緯がございます。四万十町では、今までの経験とかもろもろのことで、トマトということになりましたが、パプリカはああいう施設について可能性の大きい品目だと思っています。

ちなみに、現在は韓国、ニュージーランドなど外国から大量に入ってきているということでございますので、それに置きかえるという、そういった戦略も対応が可能ではないかというふうに考えております。

○武石委員 また同施設に話を戻しますが、約4.5ヘクタール。10アール当たり1人の作業員という計算ですので、プラスアルファを勘案すると、管理職員も含めて80名ぐらいの雇用が同団地で生まれるのではないかというふうに見込まれておりますね。

それが、四万十町の近隣の営農者からすると、労働力を奪われるのではないかとかという懸念の声も耳に入ってくるわけなんですけど、その80人になんなんとする労働力をどこで育てていくのか、その御所見について農業振興部長にお聞きいたします。

○味元農業振興部長 3社で75名程度の雇用が見込まれております。御指摘のように、町内では企業立地などもございまして、労働力不足とい

うことが懸念をされます。そのため周辺市町村、それから県外も含めて労働力を確保する必要があるというふうに考えております。

庁内でプロジェクトチームを立ち上げまして、早速、早急に対応策を検討いたしまして、また、四万十町とも連携いたしまして、早目早目に手を打っていくということで対応していきたいと思っております。

○武石委員 次に、木質バイオマスについてなんですが、県内全域で木質ペレットのバイオマス発電が普及をしておるわけではありますが、今の四万十町の新施設はおが粉のバイオマスボイラーを使用するようになりました。

なぜここで、ペレットではなくておが粉の木質バイオマスボイラーを選択したのか、そのお考えをお聞きします。

○味元農業振興部長 四万十町の団地につきましては、1区画、一つのハウスが1.5ヘクタール程度ということで非常に大規模でございます。今あるペレットボイラーでは、小規模なものを対象としたものがあるということでございまして、例えば四万十町であれば、1ハウス十数台必要だというようなこととなります。そうなりますと温度管理、あるいは燃料の補給、それからメンテナンス等に多大なコストがかかるということでございます。

一方、おが粉ボイラーは、大出力の大型機械が開発されておりまして、1ハウス当たり1台で対応できると、そういうことでございます。

また、おが粉ボイラーは、燃焼、それから消火、温度コントロールが容易にできるという、そういったメリットもございますので、いろいろな点を考慮いたしまして、事業者とも相談の上、おが粉ボイラーに決定したという経緯がございます。

○武石委員 来年度当初予算で、こういった新園芸システムを広く高知県内に広げようという予

算が組まれておりますし、その基本的な御所見を今知事にお聞かせいただいたところではありますが、四万十町のこういった施設、システムの場合、高さが6メートルぐらいの高軒高でやると、それで生産性上げるということです。

今当初予算に計上されておる新施設は、必ずしも高軒高にこだわらないということをお考えだというふうにお聞きをしておりますが、どんな作物をそこで想定しておられるのか、この点について農業振興部長。

○味元農業振興部長 環境制御技術は、基本的には全ての品目に適用できるというふうに考えております。御指摘のございました、昨年の補正予算で上げまして、今回当初予算にも計上している施設につきましては、ピーマン、ニラ、ナスなどを検討しております。

四万十町のような高軒高の大きなものについては、一定トマトとかパプリカとかといった、品目は限られますけれども、いろんなパターンに対応しながらやっていける、そういうことだと考えております。

○武石委員 やはりスケールメリットを生かすのか、それにCO₂の施用という新しい技術をどうかみ合わせていくのかということになると思うんですが、その中で、高軒高じゃなくて面積でと、あるいはCO₂の施用でというふうになった場合に、そのスケールメリットがどう生きるのか。

今、県内の圃場を見たときに、随分圃場整備が進んでまいりました。ただ、1区画が大体3反とか、そんな感じですかね。農道が縦横に入っておる。ということは、3反ですよと、その中に新園芸システムを入れて、本当にこのスケールメリットが出るのかどうか、かなり制約があると思うんですね。農道を取っ払って、一団の1ヘクタールとかつくれるわけじゃないんで、その細かい3反ぐらいの新園芸システムで、ス

ケールメリットというのが可能になるのかどうか、本県のこの農地の実情に合わせてどうなのかという御所見をお聞きします。

○**味元農業振興部長** 確かに圃場整備などを行いました形で、1区画当たり、大体御指摘のありましたように30アール程度になっております。ただ、いろんな状況を見ますと、幾つかの区画を集合しまして一定の広さを確保できる。そういったものも、多分県内各地にはいっぱいあると思います。

そういう視点を持ちまして、私どもとして、園芸への転換とか、そういったものが可能なところはないのか、有効に利用されていないところはないのかとかといったような視点で、そういう適地を探すと。そういうようなことも、あわせてやっていきたいというふうに考えております。

○**武石委員** 次に、初期投資ですね。随分、初期投資が大きな負担になると思うんですが、その点について、そして初期投資をしてでもなおその収量が上がるから採算がとれるんだということにならないと、これは普及しないということになると思うんですが、その見通しもあわせて農業振興部長にお聞きします。

○**味元農業振興部長** 例えば、次世代型のハウスでピーマンを栽培するという試算がございますけれども、軒高4メートルのハウスを建設し、14年の耐用年数で償却する場合の10アール当たりということで比較をいたしますと、年間経費につきましては、投資、運営経費などを含めて、既存ハウスの大体1.2倍ぐらいのコストがかかりますが、一方で収量は1.5倍伸びるということがございます。それによりまして、農家所得は2.3倍になるという、こういう試算がございます。

他の品目につきましても、同様の傾向にあるというふうに思いますので、そういうようなものもお示しをしながら推進につなげていきたい

と考えております。

○**武石委員** 非常にいいビジネスモデルだと思うんですね。

そうすると、例えば今四万十町なんかでも、ニラ農家が既存のハウスで大々的にニラに取り組んでおりますが、そういったニラ農家が、今の話ならですよ、新たな初期投資をしてでも、お金を借りてでも新たな初期投資をして、それで収量が上がって収入もふえるということになるんならば、後継者も戻ってくるんだろうし、本当に今の高知の農政が向かうべき方向になると思うんですね。

この具体例に当てはめて、部長、四万十町の既存の——四万十町でなくてもいいんですけど、既存のニラのハウスが、じゃあ次世代をやるうというふうなところになるのか、あるいは県はそこまで持っていこうとするのかどうか、その御所見をお聞かせください。

○**味元農業振興部長** 例えばニラでは、いわゆる高軒高の5メートルも6メートルもといったものは、実は想定しておりません。ただ、一定の軒高、例えば2.5メートル程度の軒高で、やっぱり一定の広さを持つ、そういうハウスであれば、大幅に収量が伸びるというデータがございますので、そういうことをきっちり御説明もしていきたいし、普及もしていきたいと思っています。

実際に、昨年採択しました1件の中にニラ農家が、同様の形でやっていきたいという方がいらっしゃいますので、そういった成果もきっちり見ていきたいと思っております。

○**武石委員** 今の部長の御説明からすると、私は、やはり後継者を、どんとこの農業に戻ってもらうためにも、育成していくにしても、今のビジネスモデルというのは高知県のこれからのあるべき方向だろうと思うんですが、とにかく来年度から取り組むこの次世代が、誰が見ても、お、これいいなというふうになるように、それはしつ

かりと取り組んでいただきたいというふうに思っています。

一方で、じゃあ、高知県の農業者が、皆、次世代に行けるかというたら、そうではないと思うんですね。やはり従来型の農業、ここも大事にしなくてはならない。特に中山間地域の条件不利なところに行けば行くほど、そういった従来型の農業を大事にしなくてはならないというふうに思うんです。

そうした意味で、生産性を上げるにはハウス栽培がいいんでしょうが、従来の露地栽培ですね、こういったものも、中山間地域に当てはまるのかどうか分かりませんが、例えば四万十町なんかでも窪川でしたら、まだスケールメリットを生かす露地栽培ができる可能性があるというふうにも見とるんですが、この露地栽培の今後の方針について、部長に御所見をお聞きします。

○味元農業振興部長 露地栽培につきましては、お話にございましたように、施設栽培と比べて投資も少なく済むということで、いろんなメリットがございます。一方で、自然災害、特に高知のように台風が多いとかいうところで自然災害を受けやすいと、そういうことのデメリットもございますけれども、安定した所得につながっておりますので、生産の拡大をしていきたいというふうに思っております。

例えば、大規模化という視点で見れば、県西部のほうでは、ブロッコリーとかナバナで大規模な経営をやっている例もあるというふうに聞いておりますので、まずはそういう形でやっていくと。

一方で、中山間地域につきましても、それに少しいろんな要素を加えた、ちょっとぴかっと光るような、そういった品目に的を当てて、それを振興していくと、そういった視点もあると思いますので、そういう戦略というものをき

ちり練って対応していきたいと思っております。

○武石委員 ぜひとも、中山間地域でお年寄りも農業に親しめる、そういった環境づくり、営農指導もしていただきたいと思います。

そこで、次の質問は、高齢者が農業からどんどん離れていっているという実態についてお聞きしたいんですが、産直市も県内各地にあります、恐らく取扱量というのはどんどん激減しとると思う。どうして減つとるのかというのを調査すると、お年寄りがもう農業できないと。だから、高齢化とともに生産量が減っているという実態があると思うんですが、先ほどの質問とあわせて、そういったお年寄りが本当にこう、家の近くで、遠くまで行かなくても家の近くで就農できる、そういったシステムをどうやってつくっていくのか、御所見を部長にお聞きします。

○味元農業振興部長 いろんな品目があると思いますけれども、お年寄りの場合は、やはり作業の強度だとか、そういったことが問題になってこようと思います。ということで、比較的軽度な作業でできる品目というものに的を絞ってお勧めをしていくというふうなことがあろうと思います。

それから一方で、つくったものをやっぱりいかに市場に流して、お金にかえていくかということであろうと思います。いわゆる庭先集荷とかといった取り組みもこれから検討していきたいと思っておりますけれども、そんなような仕組みもつくりながら、高齢者の方がいい品目をつくって、それをきちっと市場に流してお金にかえていくと、そういうような仕組みをきちっと検討していきたいと思っております。

○武石委員 一般質問でもお聞きしました、庭先集荷をして、それがイコール見守りにもなるというのは非常にいいことだと思いますので、ただ見守りだけで済むことなく、やはり収入が上

がるというやりがいも感じることでできるような営農指導をお願いしたいというふうに思います。

次に、産業振興計画の中での位置づけなんです。例えば四万十町でしたら、酪農とか畜産なんか盛んなんですね。ところが、後継者を戻すために規模拡大もしていきたい、収入も上げたいというときに、面積を広げるような規模拡大は、環境問題やら、投資の問題やら、マンパワーの問題でなかなかできない。じゃあどうやって同じスペースで、同じ施設で収入を上げていくかとなると、やはり一部を加工に回していくということになると思うんですね。10の生乳があるとすれば、その1の生乳を加工に回すことによって売り上げを伸ばしていくとか、そういった手法が考えられると思うんです。

それから、畜産農家の話なんかを聞いても、牛でも豚でも、ロースとかヒレとか、そういった人気のある部位は自分たちが加工しても、それは多分売れるんだと。ただ、売りにくい腕、肩、バラ、そういったところを、じゃあどうやって売っていくんだ。その売力がない。だから、大手の流通業者に頼むしかない。いつまでたっても1次産業の生産者でとどまっていなくてはいけないという現状が、高知県の今の実態だと思うんですね。

収入をふやすためにどうするかというと、やはり6次産業化に1次産業を持っていかなくてはいけない。先ほど例に挙げた腕、肩、バラ、そういったものをいかに加工品に回していくかというのが問われていると思うんです。ところが、今の1次産業者は、それでもう十分ビジネスとして成り立っているんで、そんな分野に手を出す余力がない。それから商習慣で、なかなか生産者がそこまでやると云々ということもあるわけなんですね。

私が思いますのは、そこを県が産業振興計画

枠のようなものをつくって、加工に出したいものがあつたら出してきいやというふうに、まず産品を集める、加工に回したいものを集める。そして、その集まったものを県内の加工業者に見てもらって、その加工業者は産業振興計画協力業者という、リストアップしてもいいと思うんですが、そういった方々に見ていただいて、じゃあこれはうちでチーズにするよとか、これはうちでベーコンにするよ、ハムにするよ、そういうやり方があってこそ、1次産業も収入が伸びるし、2次産業も成長するという、まさしく産業振興計画に合致する形態じゃないかと思えます。

ただ、県がその品物を買ってストックする、そんなことはできるはずないんで、情報だけでいいと思うんです、私は。こんな時期にこんなものが出せますよという情報を県が集約して、それを2次産業者に流していく。物の流れは、生産者からその加工業者に行けばいいんで、そういった情報のネットワークをもっと緻密にやっていく必要があると思うんですが、前置きが長くなりましたが、今の私の質問の趣旨に対する産業振興推進部長の御所見をお聞きます。

○中澤産業振興推進部長 結論から申し上げますと、そういう仕組みは検討してまいりたいと思います。お話にありました畜産物などの加工品、その原材料の情報をまずは生産者団体の皆さん方と連携して収集させていただくと。その情報をもとに今度は、例えば産業振興センターのものづくり地産地消・外商センター、そういったところを通じて、生産者と加工事業者をマッチングしていく、そんな仕組みづくりはできないか検討してまいりたいと思います。

ただ、その際には、マッチングだけではなくてその前後といたしますか、当然、原材料の安定確保であったり、市場のマーケティング、商品づくりですね、そういったものが必要になろう

かと思しますので、それらもあわせて、産振の現在のさまざまな支援でお手伝いができるのではないかなというふうに思いますし、また、昨年旭食品との間で協定を結びました。これは6次産業化と地産外商の推進に関する協定ということでございますけれども、この協定の中で、そのマッチングの場にも御提案できるのではないかと、そのように思っております。

○武石委員 ぜひよろしくをお願いします。

それから、先ほども触れましたが、運送コストというのがやはり、地産外商戦略の中で大きなネックになっておる部分がありますので、これを引き続きお取り組みいただきたいという要請をしておきます。

次に、林業振興についてお聞かせいただきますが、先ほどおが粉ボイラーについて触れさせていただきました。県内各地で広がるおが粉ボイラーであります、木質ペレットの供給体制、そして今後の供給見通しについて。またあわせてお聞きしますが、今原油安でありますよね。原油安になってきて、今後どうなるかはまだ見通しはつきませんが、原油安が続くとして、その木質バイオマスに移行するメリットがどうなっていくのかという御所見を、林業振興・環境部長にお聞きします。

○大野林業振興・環境部長 平成26年度の木質ペレットの需要見込みは8,300トンとなっております。それに対して、県内の木質ペレットの供給量は現在3,200トン余りとなっております、不足分については県外から購入し、不足が生じないように取り組んでいるところでございます。

本年度、宿毛市に木質ペレットの製造施設が完成しましたことから、今後の県内産の割合は徐々に高まって、次年度以降はほぼ全量を確保できる見通しとなっております。今後、ボイラーの普及に従いまして、木質ペレットの需要量というのは増大してまいります、製造設備の稼

働率を上げることで、需要に対応していきたいと考えています。

また、原油価格の問題でございますけれど、昨年末から原油価格の下落に伴いまして、重油の価格も下がってまいりましたが、本年1月を底に上昇に転じ、現在の価格は1リットル当たり87円程度と伺っております。重油が若干高い状態で推移してございます。今後の重油価格の動向は、2月の国際エネルギー機関の中期石油市場報告書によりますと、徐々に上昇するであろうという見方がございます。

今後も、木質ペレットの優位性は保たれているものと考えています。また、将来の原油価格は不透明でございますけれども、木質ペレットはエネルギーの地産地消、山での雇用の創出にも寄与していることから、県際間収支などから考えても優位性があると考えています。

○武石委員 それらの価格については、また後で少し触れたいと思うんですが、ここで平成27年度の産業振興計画の林業分野の目標値、これを調査させていただきましたら、原木生産量が72万立方メートルになると。これは25年度の50万立方メートルからすると約50%増と、こういうことになってくるわけなんです、県の試算をお聞きすると、皆伐の場合1人6立米を出す、そういった作業量をこなせるだろうと、こういう試算でございますね。間伐の場合は、その半分の1人当たり3立米の施工能力があると、こういうことであります。

それで、一方、面積のことに触れますと、72万立方メートルを産出するために、28.6万平米の皆伐面積が必要になると、間伐の場合は約43万平米を間伐すると、こういうことになるわけなんです、それで1ヘクタール当たりが大体330立米の生産と、こういう計算になるんですね。だから今の数字を、ちょっと口頭だけでわかりにくいですが、割り戻すと、県が27年度の産業

振興計画で皆伐をしようとする面積を計算すると900ヘクタールになるんですね。間伐の場合は4,800ヘクタールになります。

そういった労力も必要だし、皆伐の面積、山が裸になるという面積も出てくると、こういうことが予想されるわけですが、それだけの人がまず育つのかどうか、この点について部長にお聞きします。

○大野林業振興・環境部長 委員が御説明されましたとおり、900ヘクタール余りの皆伐面積と所要の間伐面積が必要でございまして、それに必要な人役を年就業日数200日で試算すると、皆伐の場合で238人、間伐が723人、計961人が必要だということになってございます。現在、林業に従事しておられる方が1,600人余りございまして、理論値上は現在の人数でも足り得ると。ただ、中には特用林産に携わっておられる方、あるいはもう保育専門という方がおられますので、今議会にも提案しておりますような林業学校ですとか、従来続けておりました担い手育成の取り組みを進めながら、このことに対応していきたいというふうに考えてございます。

○武石委員 そうですね、今部長おっしゃいましたように961人役は必要になる。それに、さらに皆伐後の保育とか再造林を入れると、私、事前に県に説明していただいたら、1,700人役必要だということですね。これは、それだけの人役を確保するのは大変でしょうけれど、別の見方をすると、それだけの雇用が山で生まれるということなんで、ぜひこの計画がしっかりと進むように取り組んでいただきたいというふうに思います。これは要請をしておきます。

それからまた、済みません。おが粉に戻るんですが、今畜産現場ではおが粉を敷料に使っておりますね、畜舎の中で敷く。そういったものに使っていますが、これがもう枯渇をするんじゃないか。あるいは、県内の製紙用のパルプ用材

が、非常に枯渇をしていっておるという現状があるやに聞きますが、この点について部長に御説明を求めます。

○大野林業振興・環境部長 木質バイオマス発電の燃料は、基本的に原木ですとか枝葉を使用しておりますので、おが粉は使っておりません。試験運転のときに、試験的に搬入したという事例はありますが、おが粉は使っていないということでございます。

また、畜産農家への影響でございますけれども、聞き取りましたところ、現在のところ、畜産の敷料に影響が出ているというふうなことは聞いてございません。

また、パルプ用材につきましては、これまで安価な外国産材の影響で、原木は低価格の取引を強いられておりました。全国的に木質バイオマス発電が動き出したことから、原木価格が上がってまいりまして、取引が一定の制約、支障を受けているということは事実だろうと思っています。しかしながら、こうした状況の変化は、逆に考えますと、森林所有者や林業事業者にとっては、収入の増につながるという面もあるのではないかと考えてございます。

○武石委員 わかりました。

次に、先ほど平成27年度の産業振興計画で行くと皆伐による面積が900ヘクタールというお話をしましたが、重要なのは、ここをしっかりと再造林していくということになるかと思えます。再造林については手厚い補助があると、こういうことになりましたが、やっぱり一方で、鳥獣被害対策が心配だとか、あるいは保育に係る経費をどう捻出するのかという懸念の声も聞きます。

だから、皆伐をした材で収入を得た山主が、50年後どうなっておるかかわからないところに再投資をするのかどうか、やっぱり再投資が求められると思うんですね、決断が。そこがうまく

いくつかというのが重要なポイントになると思うんですが、その意欲について、見通しについて部長の御所見をお聞きします。

○大野林業振興・環境部長 伐採跡地問題というのは、課題があるということは承知してございまして、平成24年度に「皆伐と更新に関する指針」という手引を発行いたしました。この中では、適地適木の観点から、天然更新も含めた森林資源の再生を図っていくということにしております。

また、お話にありましたように国の造林事業にかさ上げをし、場合によっては、市町村によっては、それにさらにかさ上げをしていただいて、植えつけに関しては100%という自治体も出てきております。

また、次年度からは下刈りを隔年置きにやるというふうな新たな補助の仕方をして、林業で収入が入るまでの間支えていこうというふうな取り組みを考えておりますし、鳥獣被害についても、その防除について支援をするというふうなことで、再生するのに適した場所については、林業意欲が失われないように努力していくつもりでございます。

○武石委員 わかりました。

次に、木質バイオマスに少し話を戻しますが、原木の産出想定量というのは先ほど出ましたが、広葉樹林を伐採して木質バイオマスの燃料にする、原料にするとかという点についての御所見と、それを行う場合の課題とか展望があれば、お聞かせいただきたいと思いますが。

○大野林業振興・環境部長 燃料として広葉樹林を活用することは、非常にいいと考えております。といいますのは、広葉樹というのは、20年サイクルで伐採しても、植えつけをしないうで新たに資源が復活してくるというふうに考えています。

しかしながら、それを伐採して適当なサイズ

に採材をして運送していくというのは、杉やヒノキと違って形状が複雑でございますので、非常に労務がかかるという難点がございまして、この点をどうやって解決するかが広葉樹を動かせるかどうかの鍵になるかと思っております。

○武石委員 わかりました。ぜひ、その辺の取り組みも視野に入れて御検討いただきたいと思っております。

次に、自伐林家についてお聞かせをいただきたいと思うんですが、例えば四万十町森林組合なんかのお話を聞くと、自伐林家の生産力っていうのも非常に大きな期待をしておると。先ほど申し上げた平成27年度の伐採をする原木量に対して、やはり組合だけの力ではなかなかマンパワー不足というのもあると、自伐林家のグループに大いに期待をしているという話をお聞きしました。

そして、四万十町森林組合では、グラップルを3台、林内作業車を1台ですか、それも確保して自伐林家の皆さんに大いに使ってもらおうじゃないかという取り組みも始めているというのがありますが、県内にこういう動きがどんどん進んでいくのかどうか、自伐林家に求める期待も含めて、部長にお聞きいたします。

○大野林業振興・環境部長 まず、県内への広がりでございますけれども、委員も御承知のとおり、小規模林業協議会というのを立ち上げまして、その立ち上げの際にも100人余りの方に参加していただいて、現在160名を超えて、会員も徐々にふえているという状況でございますので、広がっていくものだと思います。そういう方たちに対する期待は、多くの方が林業に携わっていただくという点で林業の裾野が広がって、そのことがバイオマスを含めた木材の増産につながっていくだろうというのが第1点でございます。そうした活動を情報発信していくことで、林業の魅力を感じていただいた方が、また林業

についてくださる、あるいは県外から移住してこられるというふうな相乗効果も期待しているところでございますし、将来的には集落営林といいますか、地域の森林を住民の皆さんで管理をしていく。それを生活の糧としたり、あるいは地域の環境保全のためのボランティア活動をしていくと、そういうふうな、多面的な機能を持っていただくように期待しているところでございます。

○武石委員 今、部長から集落営林というお話が出ましたが、まさに考え方はそういうことなんだろうと思いますね。自分の山を、自分だけが手入れするという自伐林家ではなくて、集落で、あるいは仲間で協力をし合ってやっていくという、やっぱり生産性を高めていくというのが大事だと思うんで、ぜひそういう政策を進めていただきたいと思います。

次に、CLTでございますが、県がとにかく力を入れようとしておるCLT、これは需要の掘り起こしに大きなポテンシャルを感じる事業ではありますが、一方で、まだまだ規制緩和がないとできないというようなこともあって、先が見えない。特に民需の部分では、先が見えない部分もあると思うんですが、このCLTの今後の需要見通しと、あわせて来年度当初予算では県内にラミナの製造工場を増強するという予算も出ておりますが、その販売見通しについてCLTとの関連、あるいは関連がない部分があるのかどうか、その辺の概要について部長にお聞きします。

○大野林業振興・環境部長 まず、CLTでございますけれど、ヨーロッパで1990年ごろから開発され始め、10年をかけて本格的な普及が始まりました。現在では55万立方メートル程度生産されておりますが、一方、我が国では、昨年改訂されました日本再興戦略にCLTの早期普及が位置づけられましたことなどにより、ヨーロッ

パよりは比較的早く、ヨーロッパが10年要したことに対して、日本では比較的短期間に普及していくのではないかと考えています。

また、CLT協会には大手ゼネコンを初め建設関係の会社などが多く参加していることから、CLTに対する期待の大きさを感じておりますし、東京オリンピック・パラリンピックの関連施設にCLTがもし採用されれば、普及への弾みがつくと考えていますので、一生懸命そういったあたりを現在普及しているところでございます。そうしたことで、CLTの需要を大きく伸ばすことができるのではないかとというふうに考えています。

次年度の予算で整備を計画しておりますラミナ工場の販売計画でございますけれど、1つは、現在中核となる企業が生産をしておりますスノコなどの家庭用品、それから韓国向けの建築用材など、これを平成28年度に8,000立方メートル、29年度に9,000立方メートル、30年度に1万1,000立方メートルと、順次ふやしていく計画でございます。それに加えて、CLTのラミナを、CLTパネル工場との協定に基づいて、初年度は1,000立方メートルでございますけれども、29年度に3,000立方メートル、30年度以降は1万立方メートルとふやしていく計画にしております。

○武石委員 その部分の29年度、30年度の目標値も出ましたけれど、実際に見通しが立つのかどうかというのは、やっぱり今の御説明を聞いても、うーん大丈夫なのかなというふうに思わざるを得ませんが、その点についてもう一回部長にお聞きしたいと思います。

というのが、先ほども申し上げたCLTって、今、公共事業しか使い道ないやろうというのが、もう部長も御存じのとおり、建築業界あるいは設計業界のお話なんですよね。なかなか、これを今民需に、民間で使おうとする人というのは、よっぽど山に関心があつて、お金があつて、山

に強い思いがある、そういった人に限られるんじゃないかという話がありますよね。それを規制緩和とともに、やはりCLTのよさというのが広がっていかないと、なかなか民需部門に出でいかない。

公共事業頼みで行くとすれば、今部長がおっしゃった年度の目標値というのが達成できるかどうか。

というのが、今回ラミナを製造する県内の民間の製材所、やはり民間企業ですから資金繰りも大事ですしね、利益をきちっと出していかないといけない。その中で、大きな見通しが狂うとすると、それは大変なことになるだろうと思うんで、あえてそのところをしっかりとお聞きしたいと思うんですけれど、いかがですか。

○大野林業振興・環境部長 先ほど申しましたCLT協会に参画されている大手ゼネコンさんの中には、例えば面材として、コンクリートの建物の耐震補強のために、CLTをコンクリートの柱とはりの間に使ってみるとか、あるいは大規模ショッピングモールの屋根を一気に覆うという場合に、面材としての活用で非常に施工性が優位でございますので、そういう引き合いも来ているというふうに、公共需要だけじゃなくて民間需要の引き合いも一定あると聞いております。ちょっと時間はかかるんじゃないかという思いがありますが、3年というスパンを考えるとみますと、決して無理な数字ではないというふうに考えてございます。

○武石委員 わかりました。ぜひ、高知県が全国でCLT工法、先鞭をつけるような、その姿勢は維持していただいて、ぜひいいものにしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

次に、CLT、そういった新しいものに積極的に取り組んでいくというのも大事だと思うんですが、中山間地域に点在する製材所ですね、

ここも山と、それから川上から川下までつなぐ大きな役割を果たしていると思いますし、中山間に住む者からとりますと、本当に大切な雇用の場にもなっております。経済活動もしっかりと中山間地でしていただいておりますという、大きな存在意義があると思うんですが、そういった中山間地域に点在する製材業に対する県の林業政策、こういった展望をお持ちなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○大野林業振興・環境部長 製材業は、委員おっしゃられたように、地域で山の資源に付加価値をつける重要な産業であると考えていますので、平成24年から26年にかけて、県単独で製材施設の更新ですとか乾燥機の導入など、こういった支援をしまいいりましたし、今後も引き続き、付加価値の向上につながる設備などについては支援を続けてまいりたいと考えています。

加えて、人材難から課題となっております販売面での商談会の開催ですとか事業者の営業活動を県としても支援してまいりたいというふうに考えていますし、例えば県外の工務店とのつながりを深めて顔の見える取引を拡大すること、あるいは県外の販売の窓口であります高知木材センターを中心に、県外消費者に低コストで安定供給する取り組みなどを、引き続いて支援していきたい。そういうことで、中山間の貴重な雇用の場であり、かつ山の付加価値をつける施設についても、これからも力強く支援をしまいいりたいと考えています。

○武石委員 ぜひよろしく申し上げます。

地元でお話を聞いても、乾燥機なんかを入れればいいんだけど、なかなかその余力がないという、どっかでちょっともう伸び悩んでおるといような状況もありますので、そこを何とか県も政策誘導していただきたいというふうに要請をしておきます。

次に、中山間地域の活性化を考える上で、担

い手がUターン、Iターンで地方に、中山間地域に移住をしてもらおうと、住んでもらおうというのが重要な政策になると思うんでありますので、移住政策について、次にお聞かせをいただきたいと思います。

まず、県内宅地で空き家対策ですね、空き家に移住者を受け入れるという取り組みをしておられますね。それで水回りの改修なんかの助成もしようというような取り組みがあります。ただ現実を見てみると、空き家はたくさんあるんだけど、貸せる空き家がないという問題に直面をしております。

まず、産業振興推進部長に、今の現状ですね、空き家対策、この進捗状況、課題、そういったことについて御所見をお聞きしたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 空き家の現状、全て県下も網羅した把握というのはなかなか難しゅうございますけれども、先ほど委員のお話にございましたように、やはり空き家はあるんだけど貸せない。貸せない理由の中に、やはり荷物があるとか、年に何回か使うとか、他人に、なかなか見ず知らずの方にといいことははばかられるといったような事情がございます。それへの対応といたしまして、市町村あるいはNPO団体などに中間保有していただくでありますとか、あるいは荷物の処分をする費用について県の補助を使っただくであるとか、今さまざまな対応を考えておるところでございます。

また、国交省の空き家の対策の補助、有利な補助事業もできておりますので、それらも本会議のほうで土木部長から御答弁申し上げましたけれども、実績も出ております。さまざまな手法を使って、利用できる空き家の確保を進めていきたいと思っております。

○武石委員 空き家をなぜ貸さないか、理由の一つに家財道具がその家に入っておるからという理由も聞くんですが、それを例えば廃校

小学校なんかで保管する。保管をするのも、やっぱり信用ができないところには預けられないんで、市町村がある程度責任を持って廃校の小学校にストックをできるような、きちっと管理するようなシステムをつくったらどうかなと私は思うんですが、部長、御所見お聞きします。

○中澤産業振興推進部長 空き家の家財道具、空き家を使うために家財道具を保管する場所として廃校を利用すること、これについては国のほうも施設の有効利用ということを促進するという考え方でございますので、市町村が所定の手続をとれば、そういった保管場所として使うというのは有力な選択肢ではないかなというふうに思います。

その際に、例えば廃校ですので保管場所としての改修が必要であれば国の補助制度もあるようございますし、それから移す場合、荷物を空き家から廃校に移す、その費用についても県の補助を充てていただくこともできますので、さまざまなケース、さまざまな対応、その保管に関しては考えられると思いますので、ぜひいろんなケース御相談いただければと思います。

○武石委員 わかりました。

それと、県が所有する職員住宅なんかございますよね、空き部屋もあると思うんですが、こういったところを移住者の住まいとして提供するという取り組みも既に始まっているというふうにお聞きしますが、その点について、これは総務部長にお聞きいたします。

○小谷総務部長 移住促進を目的として、市町村で使用している知事部局所管の職員住宅、これは27年2月末現在で、室戸市、それから四万十町など1市4町で15戸となっております。U・Iターン者向けの住宅、それから地域おこし協力隊の住宅などに活用いただいているところで

県から所在地の市町村に対しまして空き職員

住宅の情報提供を行ったということもございまして、移住促進目的などでの利用というのは徐々にではございますけれども、ふえてきている状況にございます。

○武石委員 わかりました。

次に、これは宅建協会からも御意見としてお聞きしたんですが、移住をしたいという方々がおられる。特に手前みそになります。四万十町というのは県外の移住者から見たら、非常に移住したい、移住しやすいところである。その理由は、田舎過ぎず都会過ぎずというのがある。人気ありますよという話を聞かせていただいたことがあります。

それで、町内の移住者の話なんかもお聞きしたんですけれど、それぞれ農業をやったりとか。不満ないですかとか、私、5組ぐらいの御夫婦にお聞きしたんですけれど、不満はないと。非常に来てよかった。それから地域の人も優しくしてくれる。普及所なんか、営農指導もしっかりとしてくれるという話もあります。それからトイレなんかですね、古いトイレですけれど、どうでしたか。もうなれましたよとか、そういう力強いお話も聞かせていただいたところなんです。

そこで、宅建協会からお聞きした話に戻しますが、やっぱり団塊の世代なんか、退職をして田舎に住みたい、だから家を探している。そういった方々は、家に住みながら家庭菜園も楽しみたいというニーズがすごくあるらしいんですが、今の農地法のくくりで、市町村によって規制が違うと思うんですけれど、そういった農地の所有者になるためには3反以上、5反以上じゃないと、それができないと。こういうことで、家庭菜園をしたいという方のニーズにマッチしていない部分があるんですね。この点について農業振興部長に、農地法の関係ですのお聞きします。

○味元農業振興部長 御指摘のとおり、農地を取得いたします際には、その下限面積というのがございます。原則50アール以上ということになっております。ただ一方で、一定の条件のもとで農業委員会が認めれば、これを引き下げることができるという規定がございます。これを適用いたしまして、例えば島根県とか新潟県の市や町では、例えば移住対策として、下限を1アール、100平方メートル以上にするというふうに規定を緩くしまして運用しているところもございます。

この判断は、原則で市町村の農業委員会が行うということになっておりますけれども、移住促進の観点も加えまして、市町村とともに知恵を出していけば、一定、方向性が見出せるのではないかというふうに考えております。

○武石委員 いろんなケースがあると思うんで、移住者の希望というのは、営農したいという人もいるだろうし、今のお話のような家庭菜園でいいという方もいると思うんで、ぜひともその法律をにらみながら、マッチングをしっかりとさせていただくようお願いをしたいというふうに思います。

それから、御支援もいただいた四万十町のクラインガルテン、今本山にもできておりますが、こういった施設も移住者には大変好評だということでもありますね。

ただ、一定の年限が来れば出なくちゃならない。そのときには、やはり空き家に行くのかどうか選択をしなくてはならないんですが、受け入れるための施設としては非常に有効に機能しておると思うんです。そのクラインガルテンを、さらに県内に広げていくということについてのお考えはないのか、産業振興推進部長にお聞きしたいと思います。お願いします。

○中澤産業振興推進部長 クラインガルテン、お話にございましたように、県内、今、クライン

ガルテンとしては2カ所でございますけれども、稼働率が8割を超えているというようなことで、やはりその土地に暮らしながら移住先、あるいは仕事をゆっくり、じっくりと探すことができるというようなことで、移住の入り口としては非常に有効なシステムだろうというふうに思っております。

これは、県が主体になって整備するというよりは、地域地域のそれぞれ実情でございますので、今後ラインガルテン、先ほどの菜園つきと、農地つきというラインガルテンに限らず、例えばですけれども、これまでの実例で、移住を希望される方にユズをつくっていただくために、たくさん住んでいただきたいというようなことで、そういった狙いで施設を整備した三原村のような事例もございますので、中長期でのお試し滞在、そういった機能を持つ施設をさまざまな形で整備されようとする市町村に対しては、引き続き財政的な支援をしてまいりたいと思っております。

○武石委員 よろしくお願ひします。

最後の質問にいたしますが、林業振興という意味で、林業振興イコール中山間対策、そしてそこには後継者づくりが大切だということで質問をさせていただきました。

そういった中で、高校再編計画が進んでおりますね。その中で、四万十町には四万十高校と窪川高校、この2つの県立高校が存在するわけでありまして、もう御存じのとおり、四万十高校は環境学習をテーマにして学校づくりをしておるといふところがあります。

先ほどの林業の従事者をふやさないといけないということで、林業学校を設置するわけですが、私は、ぜひ四万十高校を林業従事者を輩出する高校にする、そのために四万十高校に林業科を設置してはどうかということ、この際、御提案させていただきたいんであります。

再編計画をにらみながら、あるいは特色のある高校をつくるという観点から、今の私の考えに対する御所見を教育長にお聞かせいただきたいと思います。

○田村教育長 お話にありましたように、四万十高校につきまして、当面は、県立高校再編振興計画前期実施計画に沿って、自然環境を売り物にした普通科高校ということでございますけれども、今後、四万十高校あるいは窪川高校、県内でも林業の最も盛んな地域に立地しておりますので、今後の後期実施計画を検討する際には、そういった林業の人材育成といったことについても検討していくことはあるのではないかとこのように思っております。

○武石委員 林業学校もぜひ成功させていただきたいんでありますが、これは18歳以上と、こういうことでありますので、もっとさらに高校生時代から山に親しむという人材を育成していただきたい。そのためには、今の私の提案もひとつしっかりと御検討いただきたいというふうに思います。

以上、中山間地域の振興について御質問をさせていただきましたが、来年度当初予算しっかりと効果を出しますように、我々もしっかりと検証もさせていただきたい、一緒に走っていきたく思いますので、どうぞよろしくお願ひします。

以上で私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○溝渕副委員長 以上をもって、武石委員の質問は終わりました。

ここで5分間ぐらい休憩をいたします。

午前11時1分休憩



午前11時6分再開

○溝渕副委員長 休憩前に引き続き会議を開きません。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根委員。あなたの持ち時間は45分です。御協力をよろしく申し上げます。

○中根委員 それでは、お許しいただきましたので、質問を行っていきたいと思います。

きょうは、まず最初に、臨時教員の雇用条件の改善問題について、教育長に質問をさせていただきます。

教育現場で、子供の成長を助けて学力をつける教員の仕事に、臨時はないという言葉がずっと私たちは使ってきました。貧困と格差が広がって、社会的な背景を背負って学校に来る子供たちを、しっかり受けとめる教員の仕事というのは多岐にわたっていて、今、本当に大変だと思います。そんな中で病休に入らざるを得ない、そんな先生たちも続出をしています。そんな中ですからこそ、そこに配置される臨時教員の皆さんは難しい局面に向かうことも少なくありません。

それだけではなくて、さらに4月当初から1年間、本来正規教員が配置されるべき定員籍の先生が非正規の臨時教員で補われるということが常態化していると。そして、産休や育休や病休の代替え教員が配置できないという状況が起こっています。先生のいない、配置ができない、そんな教室が生まれていること、私たちはこの間も何度か取り上げてきましたけれども、やっぱり看過することはできない、見過ごすことはできないということで、子供たちへの影響、それから学校運営上もやっぱり大事な、重大な局面に差しかかっている、こう思っています。

臨時教員の雇用条件の改善について、具体的にお聞きをしていきます。

まず、教育長のほうに、定数内臨時教員の数、

そして臨時教員の未配置——先生のいない教室の発生数、それから学校教育に与える影響についてどのように考えているか、お聞かせください。

○田村教育長 平成26年度の小中学校での臨時教員数については163名、高等学校では139名、特別支援学校では103名で、合計405名となっておりますが、子供たちの教育を充実させていくためには、実践的な研修プログラムに基づき、授業力や教科専門力を磨いた正規雇用の教員の割合をふやして必要な人材を安定的に確保していくことが重要だというふうに考えております。

また、同じく平成26年度病休等取得教員の代替臨時教員の配置が1日以上おくれた案件につきましては、公立小中学校及び高等学校、特別支援学校で141件で、そのうち1カ月以上臨時教員の配置が遅くなった案件については56件ということになっております。

配置されるまでの期間は、学級担任や教科担任がいないといったようなことが生じないように、加配教員などの学級担任以外の教員ですとか管理職員が、授業や学校内の分掌業務を、かわって受け持つ等の対応をいただいているところでございます。

○中根委員 本当に大変な事態が長年続いているというふうに言わざるを得ないと思います。

数のとり方というのはいろいろありまして、ちょっと前後しますけれども、平成26年当初、4月の時点で臨時教員の登録者数は、小・中・高・特別支援学校合わせまして948人という数字が出ています。複数登録者、小学校、中学校、どちらも登録をしているという方がいまして、実質866人でした。そのうち着任数は、この4月時点で776人、その中で定数内で着任をしている方が423人、病休の代替えとして行かれていた方が38人、産休・育休代替えが140人、研修代替えが138人、非常勤講師として138人など、4月当

初臨時についていない登録者は、この数だけで差し引きしますと90人となっています。それ以外に、この中から支援員さんとなる方もいらっしゃいますから、本当に4月時点で臨時教員として登録するけれども、ほとんどの方が着任をするということになっています。

今、やっぱり問題だと思うのは、当初から臨時教員が不足してくるという構図が見えているということ、それから毎年400人前後の定数内臨時教員が1年間の配置についている実態、このことについてやっぱりしっかりと正していくべきだというふうに思うんですね。

また、時を転じまして、平成26年度ですけれども、9月1日現在を見てみますと、教員の義務で376人、県立で338人、計714人が臨時についています。ほかに非常勤として181人が着任をしていますが、その合計数895人、全体の12%。こういう方たちが、臨時教員として高知県の教育を支えているということになります。

本当に、こうした非正規の働き方が、高知県の教育を支えることに毎年毎年四苦八苦して、教育委員会も、その先生方を配置するというのは大変だと思いますけれども、この構図そのものを、やっぱり採用の形として変えていく必要があるんじゃないかというふうに思います。

それからもう一つ、先ほどの話の中で、先生のいない教室の実態ですけれども、昨年4月から1月31日まで141件というお話をしていただきました。平成25年度の状況を見ますと、2週間以上1カ月未満で先生がいなかったという実態が27件、1カ月以上先生がいなかったという実態が42件、計69件報告をされています。このように、まさに教育に穴があいてしまうという状況を解決する方策を、実は採用要件等含めてつくっていかなければならないというふうに思います。

臨時教員をこれほど定数内に配置してしまう

と、臨時教員とは言えません。不測の事態で対応できなくなっているのが現実なので、昨年2月議会で、吉良県議が中澤前教育長に対してこういう質問をいたしました。その質問に答えて中澤前教育長は、「できる限り多くの優秀な人材を確保する取り組みを行うことで臨時教員の縮減に努めてまいります」と答弁されています。

その後、田村教育長が就任をされておりますけれども、この改善策を具体的にどんなふうにお考えでしょうか。学校の現状を見ると、新たな教員確保の対策がどうしても必要だと考えますので、再度、この問題を質問させていただいています。定数の教員数は、臨時的雇用ではなくて正規雇用に大きく切りかえるのが本来の姿だと考えますが、認識をお聞きます。

○田村教育長 前教育長も申しましたように、私も考えておりますけれども、正規の教員をふやしていくということは必要だと思っています。それに向けて、来年度の採用に向けては、相当、今年度の採用よりも多い形の採用を予定しているところがございますけれども、一方で、大量の退職の時代を今後迎えるようになります。今の60歳の公立学校教員が179名ですけれども、これが2年後になりますと300名とかというような数になってまいります。そういう状態が続きます。ということになると相当な数、新採を採らなければならないということになるわけですが、一方で、一定の資質能力を備えた教員を採用する必要もあるというようなところで、我々としても苦勞しているところということがございます。できるだけ、そういう中でも多く採用していきたいというふうには考えております。

一方で、再任用ですね、これからできるだけそういったところで対応できない部分については、再任用に退職した先生方を活用するというのを積極的に行わせていただきたいというこ

とで、正規の教員を何とかより多く確保していきたいというふうに考えております。

○中根委員 ありがとうございます。

大量退職の問題、それから今子供たちが減ってきているとは言われていますけれども、しかし文部科学省は先日、少人数教育の方向にベクトルをという、少人数教育の方向が出てきています。そして知事も教育長も、ベクトルは少人数教育の方向に合わせなければというお答えも、この本会議場でもされているところです。そういうことを考えますと、大量退職、それから再任用の先生方に頼るだけでは、本当に高知の教育を成り立たせることはできないという構図は明らかです。

以前に、中澤前教育長がおっしゃったときに、臨時の形はたくさんあって、そして高校などの先生方も本当に大変な状況で、時間講師を何回も、幾つも重ねている。3校かけ持って、そして英語を教えている先生や、国語を教えている先生や、芸術教科はもちろんですけれども、時間講師ですから、近隣の学校に2校行って、そしてさらに定時制の高校に1校行くというふうな形などもたくさんありますけれども、いつまでもこんな形で、高知の教育の底上げができるのかということも、率直に言わせていただきたいと思います。

臨時教員は、現在引っ越しの手当なども全くなくて、求められる配置について、とにかく求められるところに飛び込んでいくということで高知の教育を支えています。そうなりますと、本当に臨時教員を経て、高知の地で子供たちに教育をしっかりしたいんだという心構えの人たちが、こんな大変な中で頑張っているというふうに言わざるを得ません。その比率が余りにも高過ぎると。その比率を、再任用に今後頼っていきますというお答えは、とても現実的でないとも思います。

再任用の先生方は60歳を超えているわけですし、例えば小学校などでは、体育、そしてさまざまな子供たちと、本当にまみれ合って教育をしていく上で、いつまでも体力が保たれるというふうにお考えなのか。

再任用に頼るのは全てだめだというわけではありませんけれども、そういう考え方ではなくて、中澤前教育長が、さまざまな点であるけれども、採用そのもののあり方、それから学校のあり方、正規教員を配置できないといったケースがあること、生徒数が激減する中で、正規教員の配置については慎重な対応をとらざるを得ないと。しかしながら、今後、高等学校でも退職教員が大幅に見込まれる状況を見据え、計画的な教員採用を行っていきますと。臨時教員の縮減に取り組んでいきますということをはっきり言われているわけです。

このことを大量退職と再任用に置きかえるということでは、とても高知の教育の質を上げることはできないというふうに思います。その点でもう一度、教育長、答弁をお願いします。

○田村教育長 先ほど、再任用のことを申し上げたのは、大量退職ということで、できるだけそれは新採で補っていききたいというのが原則でございます。ただ、最近まで60名とか50名くらいしか採用できておりませんでした。来年は相当ふやすように、例えば小学校のことを今言いましたけれども、そういったような形でしか採用できておりませんでしたけれども、ふやそうとしています。ふやそうとしておりますが、一遍に今200人足らずのところを300人を超えるような退職者が出てくるとなると、新採の資質能力をきちんと確保した上でそれだけの人数を確保するのがなかなか難しい面もあるので、その分を再任用で何とか補うことができないかというような趣旨で申し上げたということでございます。

○中根委員 ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

それで、一つ問題なのは、定数内の臨時の先生、臨時の配置がこんなに、400人前後例年いるということをしっかり頭に置いていただいて、定数内の臨時教員を縮減していくという方向をぜひ貫いていただきたいと思うんですが、もう一つそのところを答弁いただけますか。

○田村教育長 方向性としては、ぜひそういうふうにしたいというふうには思っております。

○中根委員 ありがとうございます。

こんな中で、たくさんの臨時教員が頑張っているんですが、先生方をしっかりと配置して、そして頑張っていただくために、私たちはさまざまな提案をこの間も重ねてきました。そんな中で、昨年9月予算委員会で吉良議員が質問をした、平成26年7月4日付の総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」以降、全国では臨時教員の待遇が随分と改善をされています。今時点で高知県は全国一、臨時教職員の雇用条件が悪い県となりました。

吉良質問でも指摘をしましたがけれど、年間雇用期間が4月2日から3月24日までとなっている現状。これでは3月25日から31日の7日間の空白が生じるために、3月分の国民年金と国保に、本人が切りかえて手続きをしなければならぬこと。4月1日に着任をしていないがために、扶養手当や住居手当や通勤手当、この3つが4月は支給されていないこと。まだまだ改善の余地があるというふうに、これは教育長が答弁をされている中身です。

先日これに対しまして、2月23日に教育長から各市町村教育長に通知が出されまして、それによると、平成27年度末からは空白があっても厚生年金と健康保険を継続扱いにすると。そして平成28年度からは、4月1日からの雇用が可能となるようなシステム改修経費を27年度予算

案に計上しているということが書かれていまして、1年を経過しなければなりませんけれども、大きな変化だと喜んでます。

ただ、27年度について雇用期間の変更案を見ますと、小中学校を4月2日から3月26日にする、県立学校を4月2日から3月30日とするというふうにされています。小中学校と県立学校の違いに5日間の差がありまして、なぜこんな違いがあるのか、お伺いします。

○田村教育長 一言で申しますと、小中学校と県立学校で業務の違いがあるということでございます。小中学校におきましては、指導要録の作成ですとか学級編制作業などの業務に、終業日以降2日間が必要であろうと。それから県立学校におきましては、本年度からの高校入試制度の改正に伴う入試関連事務などの業務に従事するために6日間が必要であろうということで、その差があるということでございます。

○中根委員 教員の仕事というのは、もう御存じのとおり、子供たちがいる場だけが仕事ではありません。事務作業、そして研究、さまざまなことが含まれていまして、そしてプラス事後処理、1年間の総まとめをするのが年度末です。

定数内教員の枠での配置をしながら、なぜ忙しい年度末の業務を臨時教員だけ区切って短くするのか、特に小中学校ですけれども。そしてその上で、県立と小中学校との期間をわざわざ変えることが待遇改善と言えるのか、このあたりが大変疑問です。せっかくの改善策を打ち出されたのに、歯切れの悪さを感じます。

全国では、既にほとんどの県が義務と県立校の分け隔てをせずに、3月30日ないし31日までの雇用期間となっているんです。今後、こうした全国の流れをしっかりと見ていただいて、雇用期間について改善されていく考えはないのかどうか、お聞きします。

○田村教育長 先ほど申しましたように、業務の

必要性によって雇用期間を考えさせていただいたということでございますので、今後も業務の内容を見ながら、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○中根委員 例えば、中学校などでも、臨時の先生でもクラブ活動などを行っています。それから、さまざまな研究校を受け持っている学校もたくさんあります。26日まで2日間延びたから、指導要録全てを書けたからというだけでは、仕事が終わらない実態がありまして、これまでも皆さん、サービスで学校に出向いているという実態があるんです。ですから、せっかく改善をされるのであれば、現場の実態をしっかり見ていただいて、定数内として配置をした責任を教育委員会として果たしていただきたい。その点を要望しておきたいと思っております。

次に、加えてですけれども、既に全国の34都道府県では、臨時教員の夏季一時金、夏のボーナスの算定が、前年度の12月2日から3月末の着任分をつなぎまして、半年分支払われています。高知県では、実際に働いているにもかかわらず、前年度分は支払われませんでした。また、年休の繰り越し実施をしている県も、全国では15都道府県に上っています。

こうした状況を見ていただいて、年休の繰り越し、夏季一時金の算定についても改善を図るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○田村教育長 臨時教員につきましては、実際に授業を受け持つといったことなど、正規教員に近い勤務実態でございますので、通常の事務の臨時職員とは違って、正規教員に準じた給与体系、サービス体系にするなどの対応をしております。

ただ一方で、臨時教員につきましては、3月に一回退職をして、4月に新たに任用するという、そもそも1年以内とした年度での任用でございますので、1年を超えて連続任用される正規教員と全く同じということにはならないとい

うふうに考えております。

したがいまして、臨時教員の年休について繰り越しを認めたり、夏季の期末勤勉手当について新たに任用する前の雇用期間を含めて算定するということにはならないのではないかとこのように考えております。

なお、臨時教員の処遇につきましては、教育力の向上ですとか円滑な学校運営の観点などから、今後とも検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○中根委員 せっかく健康保険も年金もつなぐようになるんですね。なるのであれば、それに付随をして賃金の問題もやっぱり考えるべきだということに思います。

今、1年間の雇用ですからというふうにおっしゃいましたけれど、全国の流れはもう既に違っているんです。34県というのは、大変大きな都道府県の数だと思います。よその県でできていて高知県だけ待遇改善がなかなか進まないということになりますと、これだけ臨時教員が少ない、正規採用はするけれども全てをまだ改善するには至らない、そんな状況の中で、いつまでも先生のいない空白の教室をつくることになるではありませんか。そうした点でも、臨時教員の待遇改善というのは大変求められていることですし、そのことで、これまで以上に臨時教員の方たちにもパワーを出していただいて子供たちの教育に当たっていただけると、そういう条件をつくることできるというふうに思います。

ぜひ全国の状況を教育長も調査していただいて、全国並みに近づけるということをお願いしたいと思うんですが、その点で、全国的な状況をもう一度しっかり見ていただくという点はいかがでしょう。

○田村教育長 全国の状況については、私もそういった県が多いということは承知をしておりますが、本県につきましては、例えば6カ月以上

臨時教員で勤務をすれば、退職手当として10万円以上のものもあるとかといったようなこともございますので、それとあわせて期末勤勉手当を通算するというようなことには、なかなか今の時点で考えるのは難しいのではないかとこのように考えているところでございます。

○中根委員 退職金も出しているところもあります。出しているもつなげて、それとは別の形で一時金問題は考えていくというのが流れですから、そのこのところをもう一度精査をしていただいて、ぜひ前進をさせていただくように要請したいと思います。

それでは、次の問題に移ります。知事にお伺いしたいと思うんですが、大学生などへの給付制の奨学金を創設してもらいたいというお話をさせていただきます。

今、貧困と格差の広がりが全国でも本当に問題になりまして、知事も貧困の再生産をさせないんだという決意も、たびたびお話になっていらっしゃると思います。中でも異常に高い教育費、この問題は家計を圧迫して、高等教育を受けたくても受けられない、貧困の連鎖を生み出す状況になっていまして、本当に新たな対応が求められるようになっていまして、

高知県では、就学援助を受ける家庭が2011年度には、小学校で22.4%、中学校で27.6%。高校の無償化を廃止して所得制限を導入しましたので、それに関連した高等学校等就学支援金制度の利用率ですけれども、高知県は86.4%、全国平均の81.9%を上回っています。家計の大変さが見てとれるんですけれども、これに大学や専門学校に進学するというふうになりますと、本当に金額の桁が違いますから、家計へのしわ寄せが大き過ぎて大変になっています。頑張っても、必死で借りられる制度を調べる、こういう

母子家庭や、入学はしても奨学金とアルバイトで、親の仕送りに頼れない大学生の実態。

これは、昨年6月の本会議でも米田質問で取り上げました。この中身は、県内の大学生207人にアンケートをとりまして、その中で奨学金を利用している人たちは63%、そして家庭の仕送りの平均は3万円でした。そして、全く仕送りがない家庭も23%ありました。こういうことを見てみましたら、そういう状況で必死で学生さんたちは頑張るんですけれども、卒業した途端に数百万円規模の奨学金という借金を背負うというのが今の状態です。

そういう重圧を感じながら、社会に一步を踏み出している奨学生の状況、これなどを見てみますと、本当にますますこの状況がふえているということですので、知事は大学など大変重い教育費の負担、この実態をどんなふうに認識していられるのか、お聞きしたいと思います。

○尾崎知事 御指摘にありました数字にもあらわれておりますように、この高等教育段階における教育費の負担というものは、実感を伴って本当に重くなってきているということなのかなと、そのように思っております。

そういう中において、県としても、例えば高知県立大学、高知工科大学において、授業料全額免除の対象者、これを拡大していくでありますとか、全国で唯一なんですけれども、専修学校の授業料減免に対する補助を行うとか、そういう対応をとってきているところでもあります。いずれにしても、厳しい状況でありますので対応を考えていく必要があると、そのように考えています。

○中根委員 ありがとうございます。

本当にそのとおりで、今、全国の自治体でこうしたことに対応しようという動きが強まっています。

ちょっと二、三、例をお示ししたいと思うん

ですが、香川県では3年前から、意欲や能力が高いにもかかわらず経済的な理由で大学などに進学することが困難な方を支援するために、香川県大学生等奨学金という貸し付けを行っています。貸付額というのは、3万円または国公立に自宅外から通う方が5万1,000円、国公立に自宅から通う方が4万5,000円から選ぶことができます。それから大学院の博士課程などは、8万円か12万2,000円、どちらかから選ぶことができるというふうになっています。

さまざまな奨学金がありますけれど、香川の場合は無利子の上に、奨学生が県内外の大学などを卒業して香川県に帰ってきて居住をして県内で就業している場合には奨学金の一部、今は1万5,000円なんですけど、来年度からは2万5,000円と、1万円上乗せをするというふうにお聞きしました。1カ月当たり1万5,000円掛ける貸付月数を免除するという制度になっています。これは大変喜ばれています。

そしてまた、これだけでなく、要件の中に多子世帯への配慮が盛り込まれていまして、安心して子供が育てられる環境づくりに資するために、子育て家庭の経済的負担の軽減が図られるよう、対象になるのは奨学金を申し込む本人を含めて、就学中、就学前の子供が3人以上いる世帯と、これを優遇する仕組みも設けています。3人以上いなければ受けられないということではないですけども、要件の中にこういう子育て多子世帯、それから帰ってきて香川県内で仕事をする人、結局、税金を払うことができるようになる人、こういう人には奨学金を一部給付制にしていくという考え方です。

また、長野県では、大学などの入学一時金に相当する給付型奨学金を創設しています。県内の大学や短大に進学する人を対象にしていまして、上限は30万円。30万円というのは、国立大学などの入学金に相当する金額となっています。

30人程度に給付するというふうになっていて、他の奨学金制度との併用も可能になっています。経済的な理由で進学を諦めている学生を支援しようという取り組みは、この長野県でも大変喜ばれているというふうに聞いています。

また、山口県ですけれども、ここはちょっと違っていて、高度な専門知識を持つ産業人材を確保するために、県内就職につなげる奨学金返還補助制度を、国の制度に先駆けて、新たにこの新年度に創設するというふうです。県内製造業に一定期間働くと、奨学金の返還額の全額または一部を補助すると。山口だけでなく、全国の理科系大学生や大学院生、薬学部生など20人を対象にしています。

こんなふうに給付制の対象はさまざまですけども、具体的な自治体の施策、これをどんなふうに知事はお感じになるか。高知県も教育に係る費用が大変な実態は例外ではないですから、もう御答弁のとおり、ぜひとも具体的に意欲ある子供たちや保護者を励ます給付制奨学金を創設してもらいたいと、このことが少子化対策、子育て支援にもつながるといふふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○尾崎知事 そういう給付金とかいうものを考えていくに当たって、幾つかポイントがあると思うんですけども、1つは、やはり本当に将来のある子供たちの将来の夢をかなえるような、そういう仕組みにしていこう、それが大事だろうと、それが1つ。もう一つは、やっぱり膨大な量、いろんな方に対応していかないといけないだろうと、そういうことを考える必要もあるだろうと。

そういうことを考えましたとき、やっぱり制度設計というのは、本当の意味で子供たちに夢を持たせるような制度設計にしていけないといけない。ここはよく考えないといけないだろうと思っておりますし、そしてもう一つが、やは

り膨大な人数にも対応できるようなものにしていく必要がある。そういうことを考えたとき、ぜひ我々県のみならず民活型でいろんな対応ができないものだろうか、そういうことも今思っているところです。

今、国において、自治体とそれぞれ民間事業者の皆さん方と一緒にやっていくような、そういう仕組みって考えられないだろうか、そういう議論が始まっておると聞いていまして、我々もこれは非常にいい方向ではないかなと、そのように思っています。その制度設計の議論というのを我々もよくよく見ていきながら、我々高知県として、どういう対応ができるのかということについて真剣に考えていきたいなと、そのように考えているところです。

○中根委員 ぜひ、そういう方向でよろしく願いします。

本当にどこを対象にするのかという点では、今政府などもこれから奨励をしようとしている、企業からも資金を出してもらって、そして自治体からも出して給付制をやっていこうと。そして、この職種にかかわって仕事につくことができたなら、それは給付制にしましょうというふうな方向も随分出されているように見受けられますけれども、高知県などがそれに該当するかどうか、その点も大変心配なところです。

やっぱりこれだけ全体の所得が低まっているときに、実態としては、ひとり親家庭のお宅などは大学に行かせることを断念せざるを得ない。そして行ったとしても、アルバイトと奨学金を重ねて、私も何人か、体を壊すほど働き続け、学業を続け、そしてやっと卒業したけれども今メンタルで休業している、その中で、返していく奨学金が大変という方も知っています。こう考えますと、本当に所得の制限も含めまして、給付型の奨学金をつくっていくことが、高知県でしっかり働いてくれる、そして高知県を支え

てくれる社会人をつくっていくためには、大事なポイントになるというふうに思いますので、ぜひ少子化、子育て施策、関連させて検討していただきたいと要請したいと思います。

次に移ります。男女共同参画プランの推進の立場でお伺いいたします。

この男女共同参画というのは本当に大変な仕事でして、意識を変え、場を広げ、環境を整えるということで取り組んでいます。

第3次男女共同参画プランの最終年度が平成27年度になりまして、第4次に向かって、もう既にプランをどうするかという審議が始まっていますけれども、まず第3次プランの進捗状況を文化生活部長に伺います。そして中でも、私は気になっているんですが、市町村のプランづくりが100%になかなかならないという状況がありまして、そこにどう対応していくお考えなのか、この点も含めましてお願いいたします。

○岡崎文化生活部長 こうち男女共同参画プランにつきましては、努力目標として定めました13項目のうち、12項目におきまして、プランの策定時から進捗が見られるなど、全体としては一定の成果が上がってきているのかなと、このように認識をしております。

しかし、先ほど委員もおっしゃったように、市町村における計画づくりというのは、半数の市町村にとどまっているということがございます。このことにつきましては、やはり忙しい市町村業務の中で、プランづくりの優先度を高めていただくと、これが一番欠かせないポイントだろうと、私は考えております。

このため、個別に市町村を訪問いたしまして、女性の活躍に関する新しい法案も国のほうから出されております。そういった流れ、そういった動きを説明しながら、人口減少に打ち勝っていくため、またはこれからの地域の活性化の観点からも、女性の活躍促進のベースとなります

この市町村の計画づくりの重要性を御理解いた
だいて、ぜひつくっていただきたいと働きかけ
を強めていきたいと、このように考えておるこ
ろでございます。

○中根委員 本当に変な事業ですけれども、多
様性を認める、ともに働きやすい環境をつくる、
こういう点には、今、職員の皆さんも本当に大
変な働き方もされているようにも見受けられま
すけれども、大きなエネルギーが必要で、ワー
ク・ライフ・バランスをどうやって整えていく
か、高知県内にこういう考え方を広げていくと
いうことは本当に大変だと思います。そんな中
で、ぜひ意識的にお願いをしたいと思ひますし、
今文化生活部長がおっしゃいましたけれど、各
市町村にこの男女共同参画プランを広げていく
ためには、担当課の努力が大変大事だというふ
うに思ひます。

この間、こうち男女共同参画ポレールなどの
民間団体に、そうした計画づくりや、それから
市町村のいろんな策定のときに知恵を出してい
く、そういう業務を委託されておりましたけれど、
この業務は来年度から委託しないというふうに
聞いています。そうした点では、ますます男女
共同参画にかかわる担当課のお仕事が大変にな
ると思ひますけれども、そうした点で、よそ
に委託をしたりしないで県の担当課がしっかりと
この部分を押さえて、策定を担っていくとい
う点では、決意はおありでしょうか。その点、
お聞かせください。

○岡崎文化生活部長 市町村の計画づくりにつ
きましては、今委員がおっしゃったように、策定
の実務的な指針、市町村に示していくべき指針
が昨年度でき上がりました。今度は、それを各
市町村で実践していただくということでござ
いますので、課を挙げて、いやそれ以上に部を挙
げて取り組んでまいりたいと、このように考え
ておられます。

○中根委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

だんだん時間がなくなってきました、知事に
県の女性職員の幹部登用についての認識と決意
をお聞かせいただきたいと思ひます。

○尾崎知事 私も日々仕事をしておりまして、本
当に優秀で頑張っている女性職員が
たくさんいらっしゃいます。まさに、こういう
適材適所という観点からも、こういう皆さんに
ぜひぜひ主要なポストについていただきたいと
思ひますし、またもう一つ、そもそも非常に多
様な価値観を県政の中に反映させていくという
観点からも、女性職員の皆さんの登用というこ
とは大事だと、そのように思ひています。

そういう中で、ただ、本当に幹部職員になっ
ていくというのは大変なことでありまして、い
ろいろとしっかりとキャリアパスを積んでいく
ということも大事であります。いきなり庁議メ
ンバーに、女性だからという理由だけで登用す
るなどということは、それは当然できないわけ
でありまして、しっかりとキャリアパスを積んで
いっていただくということが、また大事ななん
だろうと思ひています。

そういう意味において、今現在、チーフ、班
長級以上のポスト職に占める女性職員の割合で
ありますけれども、平成19年度はたかだか10.7%
でした。しかし、平成26年度は19.4%というこ
とでございまして、約倍増いたしております。
こういうことで将来に向けて、少し時間はかか
るかもしれませんが、しっかりと土壌は涵養さ
れてきておると、そのように考えております。

○中根委員 だんだんに広がっていると。2020年
までに政府は30%登用と言ひておられますけれども、
これからが大変なんじゃないかなというふう
に思ひます。裾野を広げながら、ぜひ皆さんがワー
ク・ライフ・バランスも含めまして、働きやす
い職場の中で、さまざまな社会貢献もできるよ
うな、そんな状況を県庁としてもつくってい

ていただきたいというふうに思います。

それと、県職員の男性の育児休業の問題や、それから教育長に学校の先生方の育児休業の取得率、これなどお聞きしたいと思っていましたが、なかなか進んでいないという実態だというふうに思います。

教育にかかわって、子育てにかかわって、仕事にまた生かせるという中身はたくさんありまして、教育に携わる方たちが育児休業をとると、男性教員がとるということは大変意義があるというふうに、私たちは常々思っています。こうした点もぜひ見ていただいて、男女共同参画プラン推進のために、今後ともお力添えをよろしく願いして、時間が足りなくなりましたね、申しわけありませんが、以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○溝渕副委員長 以上をもって、中根委員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩



午後1時再開

○西森(潮)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

黒岩委員。あなたの持ち時間は60分です。御協力をよろしく願いいたします。

○黒岩委員 それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず、公立大学との連携や就職対策についてお伺いをしたいと思います。

高知工科大学の経済・マネジメント学群が、この4月に高知市の永国寺キャンパスに新設されます。経済学や経営学の専門分野を学び、

高度なマネジメント能力を持った人材を育成することを目的としております。また、高知県立大学では、域学共生という新たな理念のもとに、アクティブ・ラーニングの充実を掲げております。さらに、高知大学では、高知県の地域課題を解決する担い手を育成することを目的に、地域協働学部が開設をされることになっております。

これらの取り組みに対し、若者の県外流出の防止と人口定着や、本県の経済、地域の活性化の点でもメリットがあると、大変期待をしますのであります。特に、これまで地元の大学として県の重要施策の推進に幅広くかかわってきており、併設する産学官民連携センターがさまざまなイノベーションの創出へとつながり、地方創生への大きな核となることを願っておりますのでございます。

そこで、これまでの土佐MBAの成果をどう検証して、その上でさらなるバージョンアップを図る思いなのか、知事にお伺いをしたいと思います。

○尾崎知事 この、平成24年度から開講しております土佐まるごとビジネスアカデミーであります。ありがたいことに、毎年受講者がふえておまして、1年目、2年目というのは、大体延べの受講者数が1,600人台でありましたが、今年度は1,921人ということになりますから、随分ふえてきている。いい傾向かなと、そのように思っています。

ただ、学びの機会をぜひしっかり拡充していくという意味からも、カリキュラムの充実等々について、しっかり、より一層対応していく必要があるだろうと、そのように思っております。

そういうことで、来年度の土佐MBAについては、例えばイントロダクションセミナーを設けるとか、応用編だとかアドバンスコースを設けるとか、前後左右、それぞれ拡充していく形

にしているわけであります。加えて、この土佐MBAで学んでいただいたことを新たな事業化に生かす。さらには、いろんな方と出会っていただいて、新しいアイデアが交差するようにしていくきっかけにもしていく。そういう意味において、産学官民連携センター、こちらとこの土佐MBAの取り組みを融合させていきたいと思っています。

具体的には、産学官民連携センターのほうにおいて、この土佐まるごとビジネスアカデミーを取り扱うという形に変更することで、そういうことを達成していきたいと、そのように考えているところです。

○黒岩委員 高知県の将来を担う若い人材を育成するという、そういう視点から大変大事な事業だと思いますので、これを成功させていきたい、そういう思いでいっぱいでございます。

RePEcという、世界の経済学の研究論文のデータベースがあるわけですが、これは、経済学分野で認知度の高いと言われているRePEcが毎月経済学研究機関のランキングを発表しております。経済学専攻の先生の英語の論文数がふえれば順位が上がる仕組みとなっているようではありますが、日本の経済学研究機関の中で、2015年1月には知事の母校である東京大学の経済学部が第1位となっております。ちなみに、高知工科大学はどうかと見ますと第21位で、大学の中では第7位ということで、大変健闘されていると思いますし、すばらしい先生方がそろっているという証左であろうかと思っております。

このランキングについて、知事はどのような感想を持たれるのか、お伺いをしたいと思いません。

○尾崎知事 大学の中で7位、これはすばらしいことだと思っております。本当に高知工科大学の先生方の業績が日本のみならず世界で認めら

れているということでありますから、本当にある意味うれしい驚きであり、そしてある意味本当に頼もしい思いであり、そしてまたこういう先生方たちと、この産学官民連携センターなんかを通じて、ぜひ連携をさせていただきたいなと、そういう思いがいたします。本当にうれしい限りだと、そのように思います。

○黒岩委員 このように、今大学の先生方が英語で世界に発信する、そういう機会がふえると、海外から高知に興味を持って高知へ訪れる、そういう機会もふえるのではないかと考えております。

また最近では、台湾を初め、多くの外国人が高知に来県をいたしております。昨年12月議会では、2020年のオリンピックを見据えて無料Wi-Fiの環境整備など外国人観光客の受け入れ体制の整備を進めると、このように言われておるわけですが、2020年を待たずに早急な対応を図っていくことが大切ではないかと思っておりますが、具体的な取り組みについて観光振興部長にお伺いをいたします。

○伊藤観光振興部長 無料のWi-Fi環境につきましては、外国人観光客のニーズが高いため、旅館やホテル、道の駅、観光施設に対しまして、その整備を、県としまして積極的に働きかけてまいりました。この結果、一昨年9月のアンケート調査では、旅館、ホテルでは導入はごく一部でございましたが、昨年7月のアンケート調査では、回答いただきました旅館、ホテルで約63%の導入率となり、つい先日の調査では、それが約76%にと伸びてきております。

一方で、市町村が設置します観光施設や道の駅につきましては、先日の調査でも3割に届かずまだまだ十分とは言えない状況でございます。このため、来年度から市町村が行いますWi-Fi環境整備などの受け入れ体制づくりを支援する新たな補助制度を設けて、主な観光施

設や道の駅などを中心に、2年間で集中的に整備を進めていくこととしております。

○黒岩委員 積極的な対応をぜひともお願いしたいと思います。

さらに、多言語のウェブサイト、この状況はいかがでしょうか。

○伊藤観光振興部長 現状では、観光コンベンション協会が運営します国内の観光客向けの情報サイト、よさこいネットについて、自動翻訳ソフトを利用して4言語、英語、中国繁体字、中国簡体字、韓国語、これを閲覧していただいておりますほか、県としましては台湾向けに専用ウェブサイトを設けております。

来年度は、新たに英語、中国語、タイ語など5言語によるスマートフォンにも対応した外国人観光客向けの専用ウェブサイトを構築いたしまして、本県の魅力的な観光情報と県内の無料Wi-Fiスポット、それから外国人案内所など、高知へ来てから役に立つ情報を発信していきたいというふうに考えております。

○黒岩委員 ぜひとも国際観光を柱と掲げている施策が環境的にも十分整備できるように、ぜひとも外国人の利便性につながるようお願いしたいと思います。

さらに、本県、観光に力を入れて取り組んでいるわけですが、観光の専門家がいないと指摘される方もいるんですけれども、新年度から県立大学の中に、新たに観光文化を学ぶ領域を創設しているわけですが、その趣旨はどういう視点からか、文化生活部長に伺います。

○岡崎文化生活部長 この領域は、広く観光に関する理解を深めるとともに、観光の視点から文化を学び、地域の歴史、文化、景観などを観光戦略やまちづくりに応用できる知識、教養を身につけるものでございます。

観光にかかわります民間企業やNPO団体の職員、あるいは公務員などを目指す学生のため

の履修モデルとして設けたものでございます。

○黒岩委員 そういう意味では、観光分野の人材を育てるという意味からも、やはり経済の視点を持った観光学を学ぶということが重要と思いますが、このことに関して、文化生活部長、どういう認識を持たれているでしょうか。

○岡崎文化生活部長 先ほど申しました新たな領域は、専門分野として観光学を学ぶというものではございませんが、戦略的に観光振興を進めていくためには、マーケティング調査の実施によるニーズの把握、あるいはターゲットの絞り込み、コスト計算といった経済や経営の視点が重要であると考えております。

○黒岩委員 こういった流れの中で、永国寺キャンパスに集う学生は志願倍率も高く優秀な学生が入学をすると考えるわけですが、県内高校生の推薦枠については、県立大学と工科大学で78名が合格をしているというふうに今議会でも発表がありました。

県内高校生の受け皿の拡充にもつながっていると思いますが、推薦枠の設定についての所見をお伺いしたいと思います。文化生活部長。

○岡崎文化生活部長 今回の永国寺キャンパスに關します大学改革は、県内高校生の進学先の拡充というのも一つの大きな目的でございます。そういったことから、両大学ともに入学定員の4分の1、これを推薦枠として設定しております。今回、入学定員の拡充に伴いまして、県内高校生の推薦合格者数も現実的にふえておりまして、県内高校生の進学先の受け皿として十分機能していると考えております。

○黒岩委員 そこで、教育長に、この県内高校生の大学別、学校別の入学予定者数の状況はどうか、伺いたいと思います。

○田村教育長 平成27年度の入試につきましては、まだ合格者数等が確定しておりませんので、26年度の入学者の状況で御説明させていただきます。

す。

26年3月の県立高校の卒業生の永国寺キャンパスに係る高知県立大学文化学部と高知工科大学マネジメント学部への入学者数ということでございますが、高知県立大学へは、小津高校から4名、岡豊高校から3名、それから安芸高校初め6校から2名など、合計23名でございます。高知工科大学へは、高知商業高校から9名、小津高校から6名、西高校から6名など、合計で44名となっております。

○黒岩委員 こういった地元高校からの入学者数についてどのような感想をお持ちか、教育長に伺いたいと思います。

○田村教育長 この5年間の大学入試の結果を見ますと、両学部の定員に占める県内高校からの出身者の割合は平均で、高知県立大学は37%程度、高知工科大学は33%程度でとどまっております。25年度の新卒者の大学進学者全体の中で、文学系ですとか商業・経済系の学部への進学者450名ございますので、こういったことを考えますと、県内から、もっと県立大、工科大へ進学してもらってもいいのではないかというふうに考えているところでございます。

このため、今後、両大学の永国寺キャンパスの大学生と一緒に探求的な学習に取り組んでいくとか、あるいは専門的な研究に触れる機会を設けるなどの高大連携を通じまして、両大学への理解を進め、一層の進学につなげてまいりたいというふうに考えております。

○黒岩委員 先ほど教育長から話がありましたけれども、もう少し県内の大学に入学してほしいという、そういう思いが言われました。やはり学力をいかに高めていくかという視点から考えましても、また親の負担軽減ということから考えましても、やっぱり地元の大学にいかに入学をしてもらうかという視点も重要かと思えます。

そういう意味で、香美市にある県立山田高校

が同じ香美市ということで、工科大学との高大連携の取り組みを進めているわけですが、この現状と、成果と課題についてどのような評価をされているでしょうか。

○田村教育長 山田高校は、特に今年度になりました工科大との連携を深めておりまして、系統的な理科教育プログラムの構築、実践ですとか、あるいは大学教授による出前授業、あるいは工科大生によります放課後の学習支援といったようなことなどに取り組んでおります。こうした取り組みを通じまして、工科大進学への関心、学習意欲の向上につながっておりまして、平成27年度の推薦入試の合格者は、過去最高の6名ということになっております。

また、来年度からは、大学と共同で開発した探究型のキャリア教育プログラムを、総合的な学習の時間を活用して実施していく予定であり、さらなる高大連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

○黒岩委員 非常に高大連携の成果が出ているということだと思います。

今回、工科大学の経済・マネジメント学群がこの永国寺キャンパスに来るということですので、やっぱり商業系の高校からこの経済・マネジメント学群に入学する、そういう流れも一定必要じゃないかなという思いをしております。その意味から、県立伊野商業高校の高大連携を検討すべきじゃないかと思いますが、教育長はどういうような考えでしょうか。

○田村教育長 これまで伊野商業高校の高大連携につきましては、工科大学への大学訪問ですとか、あるいは大学からの出前授業などにとどまっております。ただ、来年度からは工科大の経済・マネジメント学群が永国寺キャンパスに移転してまいりますので、伊野商の商業科にとって、より身近に連携しやすくなっていくというふうに考えております。そういったこともございま

すので、今後は工科大学の教授や学生の支援によりまず会計学を学ぶ場の設定ですとか、あるいは伊野商の生徒が行っております商品販売の実習イベントを、工科大の学生と連携共同して実施するようなことなどについて相談をさせていただきたいというふうに考えております。

また、教員の専門力を向上させるために、大学に商業科の教員を派遣するなど高大連携の取り組みを進めまして、生徒の学習意欲の向上ですとか、あるいは工科大への進学者増につなげていきたいというふうに考えております。

○黒岩委員 新たな学部が永国寺キャンパスにできるということで、工科大学の先生あるいは学生の皆さん方の中には高知市に居を移しているという方もいらっしゃるようでございますが、どのような状況になっているのか、文化生活部長に伺います。

○岡崎文化生活部長 経済・マネジメント学群が永国寺キャンパスに移転することに伴いまして、学生にアンケートをとりましたら、約40%に当たる68名の学生が高知市内などへ引っ越す予定という回答がございました。

大学のほうでは、高知市高埴に新たに46名分の学生寮を整備しております。現時点で33名が入居予定となっております。その他の学生につきましては、永国寺キャンパス周辺に転居したり、実家に戻るといったような答えもございます。

一方、教職員につきましては、自家用車での通勤が現在でも多いということ、また経済・マネジメント学群の1年生は香美キャンパスで引き続き学ぶということでございますので、移転に伴う転居は少ないというふうに聞いております。

○黒岩委員 そこで、永国寺キャンパスに全学年の先生あるいは生徒が集まってきた場合、どの程度の規模になるのか、文化生活部長に伺いま

す。

○岡崎文化生活部長 現在の規模でございますが、学生のほうが、県立大学、短大合わせまして560人、さらに教職員が約50名程度おりますので、合わせると約610名というところになっております。来年度は定員の拡充、あるいは経済・マネジメント学群の設置によりまして、学生、教職員合わせまして約930人の規模となる見込みでございます。

順次、平成28年度は約940人、平成29年度は約1,070人と、学年が進むにつれまして増加をしていきまして、全ての学年がそろいます平成30年度には、現在の約2倍の1,200人の規模となる見込みでございます。

○黒岩委員 1,200人規模ということで、大変多くの学生さんがこの永国寺周辺に集まると、こういう状況から考えますと、食事をする場所、あるいはおしゃれなカフェとか、こういった学生らしい雰囲気も必要になってくるんじゃないかと思うんですが、学生の皆さんが商店街の方々と一緒になって若い感性を生かすことができるならば、中心商店街の活性化にもつながると思えますが、文化生活部長の所見を伺いたいです。

○岡崎文化生活部長 今回、永国寺キャンパスには多くの学生が集うこととなります。そのことで、キャンパス近くの商店街では自然と若者を意識した店舗がふえてくるのではないかと考えております。そうした中で、商店街の方々と学生たちの交流が深まっていくと考えておりますし、学生の若い感性が商店街の活性化にも相乗効果として発揮され、活力のある、活気のあるまちになっていくものと考えます。商店街のほうから、学生たちとの意見交換の場とかといった場がありましたら、積極的に学生たちも参加していただきたいと考えております。

○黒岩委員 若い皆さん方がこの中心商店街の中

で本当に生き生きと大学生活を送れるように、ぜひとも環境づくりのために御尽力を願いたいと思います。

そこで、学生さんが勉学に励み、いよいよ就職という段階になった場合に、この大学生の就職対策、大変重要でございます。

例えば、高知工科大学の就職状況を見てみますと、今最近でございますけれども、県内より県外への就職が多いという実態があるわけがございますが、これをどのように認識しているのか、文化生活部長に伺います。

○岡崎文化生活部長 県外への就職割合が増加をしているその理由でございますが、平成21年度以降、県外出身の学生が増加してきていること、また近年、景気の回復に伴いまして、大都市を中心とした企業側の採用が非常に多くなっていると、そういったことが要因ではないかと考えております。しかし、地方創生に向けて新しい人の流れを地方につくっていく、このためには地元就職していただくと、その割合を高めていくと、そういうことが必要であると考えております。

大学と県内企業との連携強化をさらに進めまして、学生の地元就職の割合を高めていきたいと、このように考えております。

○黒岩委員 今議会で部長のほうから、県内企業へのインターンシップを2週間程度行っている学生もいるという答弁もありましたが、どのぐらいの学生がこのインターンシップの経験をされているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○岡崎文化生活部長 県内のインターンシップでございますが、平成26年度実績で、民間企業75社に146名、その他官公庁などに106名の計252名となっております。

○黒岩委員 やはりインターンシップを通じて、その会社の取り組みを知り、あるいは人間関係を通じて就職につながっていくというケースも

あろうかと思っておりますので、積極的にインターンシップに参加をしていただいて県内企業に就職をする、そういう受け皿をつくっていただければと思います。

そこで、県内就職する際に、高知工科大学の例だけかもわかりませんが、専門性と選択肢の少なさということと言われる方もおりますし、また県外との賃金の差、これと言われる方もおります。そういったことで、去年佐久間学長と懇談する機会があったときに学長が、県内出身の学生の皆さん方はやっぱり県内に就職をしたいと、こういう思いが大変強いということと言われていました。さらには、やはり県内の企業は採用の決定通知が遅いということで、県外が早いので、どうしてもそちらのほうが決まればそちらのほうへ行く傾向があると。さらには、就職をする受け皿がどうしても十分でないという側面もあるので、ここの改善をどうしていくかということが話の中でありました。

そこで、今産振計画で着実に進んでいる中で、本年はさらに就職も上向きというふう聞いておるわけですが、こういった課題に対してどういう認識を持って今後改善を図っていかれるのか、商工労働部長に伺いたいと思います。

○原田商工労働部長 平成26年3月に卒業し就職されました県内3大学、高知大学、県立大学、工科大学の学生さんのうち、県内企業に就職した割合というのは25%となっております。一方で、平成26年3月卒業の大学生に対する県内企業からの求人は868人ございましたが、実際に就職した学生さんは242人、その充足率は30%足らずといったような現状、これがございます。

これらを踏まえまして、まずは、県内企業のこと、事業内容でありますとか、非常にいい技術、すぐれた商品を持っている企業がございまして、そういったことを、より多くの学生さんに知っていただきまして、就職先として関心

を持っていただく、これは大変大事なことだというふうに思っています。これまでも高知労働局と連携した就職相談会もやってきましたけれども、さらに、そういう面での強化に向けまして、県内大学と県との就職支援協定の締結といったものをぜひ進めたいと思っています。

県内企業をまず知ってもらうということで、学生さん、それから保護者の方はもとより大学の関係者に対しても企業の見学会といったものをぜひ実施したいと思っておりますし、県内企業のインターンシップといったものも、その中でぜひ強化したいと思っています。

そのような積極的な取り組みを進めることで学生の県内就職というのを進めていくということを、まず基本だと考えていますが、何より先ほど委員がおっしゃいましたように、産業振興計画のものづくり企業の施策も今充実させてまいっております。そういったものを強力に推進しまして、ものづくり企業を初め魅力ある雇用の場といったものを、ぜひ全力で取り組んでいきたいというふうに思っております。

○黒岩委員 一方で、県外の5大学との就職支援協定を結んでおります。この趣旨は、高知へUターンして高知で仕事をするのを促す取り組みを行っているわけですけれども、ちなみにこの5大学で700名を超える高知出身の学生がいるということを伺っております。こういう方々に、いかにこの高知に帰ってきていただくか。こういう取り組みが必要だと思いますが、今の取り組み状況はいかがでしょうか、商工労働部長。

○原田商工労働部長 今委員がおっしゃいましたように、県内出身の学生のUターン就職を進めるということで、平成24年度の立命館大学を皮切りに、これまで県出身者が多く在籍しております5つの大学と就職支援協定を締結しております。そのあたりは合同企業説明会、それから企業見学会に関する情報提供でありますとか、

保護者会での説明でございますとか、それから大学就職支援室との情報交換といったものを実施はしておるんですけれども、その効果としましては、県からの就職情報が大学を通じて、直接学生さんに対してメール等で配信できるようになったというようなこともございますし、保護者会や学内セミナーで県内への就職を勧める機会がふえたということもございます。さらに、学生に関する就職データを県のほうが提供していただけるといったようなことも、メリットとして挙げられるんじゃないかというふうに思っています。

平成27年度、来年度には6校目となる大学と就職支援協定も締結したいというふうに思っております。今後とも効果的な情報発信に努めるということとともに、協定締結校等のニーズにも応えながら、より多くの県内就職につなげていきたいというふうに思っております。

○黒岩委員 ぜひとも若い人材が高知にとどまる仕組み、またはそういった環境づくりに取り組んでいただくように、さらに頑張ってくださいと思います。

次に、災害時の道路機能確保に向けた対策について伺いたいと思います。

先月、道路啓開計画の暫定版が発表されました。昨年の9月議会で、路面下の陥没調査について質問をいたしました。高知市内の県道、市道において目視ではわからない陥没が最新の技術で発見されたことは、認識をしていただいているとおりであります。

御承知のとおり、東日本大震災では、地震発生後、道路陥没が生じ、応急期の対応に支障を来しております。こうした大規模災害発生時には、救援救護や消火活動など緊急度の高い事項が多く発生するため、道路機能の確保は極めて重要であり、路面陥没の未然防止は災害時の道路機能保全として必要不可欠な対策であると考え

えております。

そこで、道路啓開計画の中で、まずは優先すべき道路について陥没調査をする考えはないか、土木部長に伺います。

○**奥谷土木部長** 昨年9月議会で委員の御質問にお答えしましたとおり、路面下の空洞につきましては、道路を管理する上で把握すべき情報と認識しております。

このため、道路啓開計画につきましても考慮しつつ、まずは地下埋設物の多い道路や交通量の多い道路であります15路線、約120キロメートルの区間について、来年度から3カ年間の計画で路面下の空洞調査を実施してまいります。

○**黒岩委員** ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

そこで、災害時の道路機能確保について、神奈川県茅ヶ崎市が取り組んでいる事例を若干紹介しますと、茅ヶ崎市は東京大学生産技術研究所と世界初の技術を有する空洞調査の専門のジオ・サーチ株式会社との協力によりまして、ことしの1月、産学官連携による共同研究を始めております。

これは、路面下に潜在する空洞の実態調査と空洞や陥没のメカニズム、災害時への影響などを幅広く分析することで、地域防災計画の地震対策や道路あるいは下水道などの計画的な予防保全対策の一環として、災害時の道路機能確保に向けた仕組みづくりの具現化を図っていくことを目的としております。

そこで、本県も南海トラフ大地震対策として、県内大学との連携を図り、産学官連携による共同研究の対策を検討する考えはないか、土木部長に伺います。

○**奥谷土木部長** まず、茅ヶ崎市におけます共同研究につきましては、しっかりと勉強させていただきたいと思っております。その上で、空洞探査に関して、茅ヶ崎市で進めておられることと異なる

る研究テーマで産学から申し入れがございましたら、実験フィールドを提供するなどの協力を行っていきたくと考えております。

○**黒岩委員** ありがとうございます。

昨年8月の台風豪雨の際に、高知市の秦地域の県有地周辺で、浸水による通行どめで数カ所が交通機能不全に陥っております。御承知のとおり、平成29年に高知北消防署の建設、平成31年には日赤病院の供用開始など、県市の防災拠点となるエリア周辺の慢性的な浸水に対する脆弱性にどのように対処していく考えなのか、土木部長に伺います。

○**奥谷土木部長** 高知市市街地の浸水被害を受けて昨年10月に高知市街地浸水対策調整会議を設置し、高知市と連携して再度災害防止に取り組んでおります。先月23日に開催いたしました第2回会議では、秦地域の浸水被害は、久万川など河川からの外水氾濫ではなく、排水ポンプ施設の処理能力を上回る豪雨による内水氾濫が原因であったと確認しております。

対策につきましては、住民の皆様様の御意見をしっかりと聞きしながら、排水ポンプ施設などを管理いたします高知市と密接に連携しまして、次回以降の会議で検討を進めてまいります。

○**黒岩委員** それでは、昨年8月のこの豪雨災害で浸水したことを受けて、水理解析を県が行っていると思いますが、その状況はいかがでしょうか。

○**奥谷土木部長** 委員御指摘の内水解析ですね、これにつきましては、昨年8月の豪雨などを対象にいたしまして、高知駅秦南町線の道路盛り土、これが周辺地区の内水に及ぼす影響を把握し、その対策案を選定するものでございます。

具体的には、秦南団地から久万川までの区間において、最大で2メートル、平均で1メートル程度の盛り土区間となります。このため、現地踏査や排水系統、工事履歴などの資料をもと

に、道路整備の前と後で内水への影響の度合いを把握し、その影響を極力少なくする対策案を選定していくものでございます。

○黒岩委員 それでは、今高知市議会が開会をしておりますが、この高知市議会に地元から抜本的な浸水対策を求める請願書も出されているようでございます。そういうことで、消防署の機能、あるいは日赤の機能等がこういった浸水対応で使えなくなるような状況だけは何とかしてもらいたいという地元からの思いもございまして、ぜひともこういう対策を早急に進めていただきたいと思っております。

それで、続きまして、渋滞緩和のために、北環状線から高知駅までの南北道路、いわゆる高知駅秦南町線が県市連携で計画をされております。その完成が平成34年となっているわけですが、消防署の開設が29年、そして日赤が31年ということで、3年間おくれるという実態がございまして、今でさえ、イオンの入り込み客等々、北環状線の混雑は大変な状況ですが、これが日赤の供用開始を想定しますと、相当数の車の出入り等々が考えられます。

ますます渋滞がひどくなるということを考えますと、この3年間の後に橋の供用開始ということが実態として、地域住民からすると大変じゃないかという懸念をしているわけですので、もう少し完成時期の前倒しができないものか、そのあたりどういう認識を持たれているのか、土木部長に伺います。

○奥谷土木部長 平成34年の完成予定につきましては、用地買収が支障なく順調に進むことを前提としまして、工事の施工手順について現時点で考えられる最大限の工夫した最短の工期のもとで設定してございます。

完成時期に最も大きな影響を与えます用地買収につきましては、早期に地権者との交渉に着手できるよう物件調査などにつきまして前倒し

して昨年9月の補正予算で実施しているところです。さらに、権利者及び借家人の戸別訪問を行うなど、平成27年度からの用地交渉が円滑に進むよう準備を進めております。

また、施工時期が出水期を避けた冬期に限られる橋梁工事も、全体の工程に大きく影響いたします。少しでも着工時期を早めるため、昨年9月の補正予算で、ボーリング調査や橋梁予備設計を前倒しして進めております。現在行っております道路の詳細設計の中で、新たな施工方法や工事のはざままで短縮できるところがないかなど、早期完成に引き続き努めてまいります。

○黒岩委員 この南北道路の供用開始が平成34年という設定は、どういう視点からこうなっているのでしょうか。

○奥谷土木部長 34年は全体の橋梁ができ上がるまでの年でございまして、日赤ができるときには、実は暫定供用と申しまして、秦南団地から久万川の間、ここの道路を開通いたします。この暫定供用を経まして完成供用ということで、34年に設定したものでございます。

○黒岩委員 ぜひとも地域住民の方々の不安を払拭していただくように、どうか渋滞対策もあわせてお願いをしたいと思います。

では続きまして、ひきこもり支援につきまして質問をしたいと思います。

この取り組みについては、平成21年に子ども・若者育成支援推進法の成立、平成22年には厚労省のひきこもりの評価・支援に関するガイドラインの策定があり、平成27年度からは生活困窮者自立支援法の中にひきこもりの支援も入っており、充実をされてきております。

そこで、本県は平成21年度からひきこもり地域支援センターが開設をされておりますが、活動状況についてどうか、地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長 ひきこもり地域支援セン

ターでは、専門相談機関としまして、ひきこもり状態にある方や御家族などからの相談支援に取り組んでおり、相談件数につきましては、平成22年度の月平均40件から、平成25年度には69件となるなど増加傾向を示しております。

ひきこもり地域支援センターに相談に来られましたひきこもりの当事者の方への支援といたしまして、安心して過ごせる居場所となります。青年期の集い、こちらのほうを月6回、ひきこもりの御家族への支援といたしましては、御家族などが交流を深めるためのサロン、こちらのほうを毎週1回開催しております。あわせまして、ひきこもり支援者連絡会議の開催によりまして、支援機関のネットワークの強化とか、市町村などのひきこもり支援担当者の人材育成、そちらのほうにも取り組んでいるところです。

○黒岩委員　そこで、昨年度から、ひきこもりサポーターの養成を県で行うと、サポーターの派遣を市町村で行うということになっておりますが、実施状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長　今年度ひきこもりサポーターの養成研修事業を実施しております都道府県政令市は全国で16団体となっておりますが、そのうち県レベルでは大阪府ほか10件となっております。また、実際にひきこもりサポーター、こちらのほうを派遣しておりますのは5団体となっております。そのうち県レベルでは大阪府内の1団体ということになっています。

市町村の積極的なかわりのある地域が少なく、養成いたしましたひきこもりサポーターが派遣にまでなかなか結びつかないというふうな実態があるというふうにお聞きをしてもおります。

本県では、これまで市町村からのサポーター養成に関する御要望をいただいておりますので、サポーター養成研修は実施していません

が、市町村のニーズを把握しながら、引き続き養成研修の要望がありましたら実施を検討してまいりたいと、そのように考えております。

○黒岩委員　そこで、親の会の皆さんが実施をしている居場所づくり、この継続を心配されておったわけですが、その対応についてどうか、地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長　ひきこもり状態にあります方の居場所づくりにつきましては、平成24年度から地域自殺対策緊急強化基金、こちらのほうを活用しまして実施してまいりました。来年度からは、国の平成26年度補正予算に盛り込まれました国の自殺対策に関する新たな交付金事業、こちらのほうが創設されましたので、同様の支援を継続させていただくというふうになっております。

今後とも、ひきこもりの状態にある方々が安心して集える場を確保することによりまして、社会復帰に向けた第一歩につながりますよう支援を継続してまいりたいと、そのように考えております。

○黒岩委員　ひきこもりが生活困窮者自立支援法の枠の中に入るということが国で決まったわけですけれども、先行して高知市などが、自立支援の窓口として取り組んでおるわけですけれども、現状と今後の対応についてどういう対応をされるのか、地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長　生活困窮者自立支援法の本格施行に先立ちまして、昨年度から県では自立相談支援モデル事業、こちらのほうに取り組んでおります。現在、社会福祉協議会を直接の窓口といたしまして、全ての町村において対応が図られております。

なお、市部につきましては、香美市、四万十市、宿毛市、こちらの3市を除く8つの市において現在相談窓口が設置されておると聞いております。法律が本格施行されます来年度からは、

平成26年度に窓口を設置しておりません香美市、四万十市、宿毛市を含めて県下の全ての市町村で自立相談支援が受けられる状況になるというふうに認識しております。

○**黒岩委員** 非常にひきこもりという定義が広範囲な面もございますので、さまざまな現場で対応される方々の御苦勞も多いかと思いますが、どうか心をかけていただいて、対応をよろしくお願いしたいと思います。

次に、福祉・介護施策の充実について伺いたいと思います。

初めに、介護人材の確保養成についてであります。団塊の世代が75歳を迎えるときには、全国で30万人、本県でも約900人の介護に携わる人材が不足すると、そのように言われております。

そこで、その人材の確保が大変重要なわけですが、今、介護福祉士養成校での育成が欠かせないわけですが、県内の養成校の定員の充足状況はどうか、地域福祉部長に伺います。

○**井奥地域福祉部長** 現在、県内2校の介護福祉士養成学校の定員120名ございますけれども、ここ3年間の入学者の充足率を見ますと、平成24年度が109名で91%、平成25年度が120名で100%、平成26年度が95名で79%となっております。平成27年度の入学予定者の状況でございますけれども、現時点で定員120名に対し58名とお聞きしており、これに両校合わせて30名の定員がございます国費で求職者を支援する職業訓練枠、こちらのほうが30名ありますので、それが全て満たされたとしても、88名で73%と、大変厳しい状況にあるというふうに認識をいたしております。

○**黒岩委員** そういった大変厳しい状況の対策をどう行っていくかということが重要でございますが、学生の確保に向けた対策をどのように県

としては取り組んでいくのか、地域福祉部長に伺います。

○**井奥地域福祉部長** 介護事業所におきまして安定した介護サービスを提供するためには、質と量の両面から満足していただけるサービスの内容を確保する必要があります。そのため、国家資格を有します介護福祉士、こちらのほうの養成が欠かせないものと認識をいたしております。

このため、先ほど申しあげました国費で受講料等が措置される求職者支援制度の積極的な活用に向けた普及広報、また、介護福祉士等修学資金貸付金の周知、あるいは小・中・高校生を対象としたキャリア教育の拡充、介護福祉士養成校による高校訪問・体験入学実施などへの支援、こちらのほうに取り組んでおりますが、これまで以上に強力に取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

○**黒岩委員** 私、一番心配するのは、どんどん養成校での学生が少なくなるという状況が続いていきますと、やっぱり民間の養成校ですから養成校自体を閉じてしまうと、こういうことになると、他県に勉強に行かないといけないということも出てくるわけでありまして、何とか高知県内で養成校が存続をして学生が勉強できる環境というのにしっかりと取り組んでいかなきゃならないと思います。

そういう意味で、これまでも介護の日に合わせて普及啓発とか小中学生の介護職場体験などを実施してきておりますが、この福祉・介護職への就職率が低い状況にあるわけですね。これまでの取り組みを踏まえて今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長に伺います。

○**田村教育長** 県内公立高校の新卒者の福祉・介護関係への就職者の数でございますけれども、平成25年度は72名で、うち県内は63名、本年度は1月末現在で56名で、うち県内が47名というふうになっております。このほか、県内の福祉

系専門学校ですとか大学に167名が進学をしております、その中から福祉・介護分野で就職する者も一定数いるのではないかというふうに考えております。

小中高の各学校におきましては、福祉・介護の知識及び職業に対する理解を深める取り組みといたしまして、小中学校では職場体験ですとか、あるいは副読本を活用しての福祉・介護に関する職への理解を深めております。また、高等学校におきましては、教科の家庭科で体験的な学習活動を含む高齢者の福祉に関する学習に取り組んでおりますし、それから室戸高校、あるいは城山高校など6校におきましては、介護職員初任者研修の資格取得に取り組まして、本年度は72名が修了しております。そのほかの学校でも、福祉・介護関連施設でのインターンシップですとか、教員自身が福祉・介護関係の企業見学を実施いたしまして、生徒の進路指導に生かしているという状況でございます。

○黒岩委員 それでは、いろいろ施策を講じて、また、いろんな体験も進めながら取り組んでいる状態の中で、なかなか就職、また、そういう選択肢に入らない現状がやっぱりあるということを考えますと、今後どういうふうな視点を考えてやっていけばいいのか、そのあたり教育長の所見をお聞きしたいと思います、いかがでしょうか。

○田村教育長 今の時点で、他県に比べて高知県の介護・福祉への就職率が低いということではないと思います。むしろ、率でいうと高いということかなというふうに思っておりますけれども、なお県内での就職のことを考えますと、福祉・介護というのは就職先としても有望な分野ですし、さらに高知県にとっても必要な分野ということでございますので、このあたり、先ほど申しましたような、いろんな、まず理解を深めるということ、それから実際に体験をしても

らって、さらに意欲を持ってもらうということかなこと、引き続き力を入れていくということかなというふうに思っております。

○黒岩委員 ぜひともよろしく願いたいと思います。

今実際、福祉・介護に携わっている人材の質的向上が大変重要になってくると思います。それで今、高知県福祉研修センターで研修を行っておるわけですが、小規模事業所が、人員が少ないということで実際この研修に参加しづらい状況にあるのではないかとこのことを危惧するわけですが、この参加状況はどうか、地域福祉部長に伺いたいと思います。

○井奥地域福祉部長 今年度に福祉研修センターの研修を受講させた事業所種別ごとの事業所数の割合でございますけれども、特別養護老人ホームが85%となっておりますの対しまして、デイサービスが27%、ホームヘルプサービスのほうは13%となっております、小規模な在宅サービス提供事業所の研修参加が少ないというふうな実態になっております。

近年、認知症への対応などで研修センターの内容を充実させてまいりましたことから、受講者につきましては平成23年度の約7,100人が、平成25年度が約8,700人と増加傾向にはありますものの、依然として小規模な事業所では少なくなっているということになっております。

こうしたことから、経営者への周知を図りますとともに、研修内容のなお一層の充実はもちろんのことでございますが、職員を派遣した事業所に賃金を補助するキャリア形成促進助成金、こちらのほうの利用に向けまして、来年度からは研修内容を一部、指定を受けられるような形にしてはどうかといったことや、代替職員の派遣事業を県で取り組んでおりますけれども、そちらの積極的な活用を経営者のほうに呼びかけるなど、職員が研修を受けやすい環境づくりに

取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○黒岩委員 そういった対応策を考えているということですが、代替職員のニーズとか、一定期間どれぐらいできるのかとか、予算面上でどういう対応ができるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○井奥地域福祉部長 こちらのほう、国の基金事業で対応しておりますので、予算のほうでは心配要らないというふうな形になっております。

現実の問題としては、キャリアアップ、介護技術の向上を賃金のアップにつなげていただくという経営者のほうの姿勢、そちらのほうを、県のほうも積極的に導入促進に向けて話し合いをしていきたい、働きかけていきたいというふうに考えております。

○黒岩委員 よろしくお願ひしたいと思ひます。

本年2月12日に開催をされました国の社会保障審議会福祉部会で、社会福祉法人制度改革についての報告書が出されております。これは社会福祉法人に対して地域公益活動を促しておられるわけですが、県内の社会福祉法人は、この地域公益活動にどのように取り組んでいくことになるのか、地域福祉部長に伺います。

○井奥地域福祉部長 今回、国から示されました報告書では、社会福祉法人が現在の事業継続以外に活用できる財産を保有しているケースについては、計画的に地域公益事業のほうに再投下し、地域社会に貢献することが求められております。

県内の社会福祉法人にお聞きしましたところ、今後示される予定の国の基準の詳細がまだはつきりしないということもあり、慎重に動向を見きわめたいというふうなお話をお伺いしました。

なお、地域公益活動として考えられる取り組みでございますけれども、お話によりますと、低所得者に対するケアハウスの家賃免除、ある

いは独居高齢者や高齢夫婦世帯の食生活を支えるための配食などといった日常生活支援サービス、こういうものが考えられるのではないかと、というふうなお話を伺っております。

○黒岩委員 今、介護職員の離職率も非常に高い状況もありまして、定着がしづらいという現実もあるわけですが、そういった介護職員の負担軽減を図るために、移動用リフト等の活用を進める制度が、県として今進められておるわけですか。

昨年度から行っているこの介護就労環境改善事業費補助金の活用状況はいかがででしょうか、地域福祉部長。

○井奥地域福祉部長 高知県福祉・介護就労環境改善事業費補助金の利用状況でございますが、現在、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームなど17法人、18の事業所のほうから交付申請がっております。

導入の機器といたしましては、高さ調節機能付きの電動ベッドとか移動用リフト、あるいはベッドから車椅子へ横滑りで移乗させるスライディングボード、あるいは昇降式浴室ストレッチャー、こういうものの申請が上がってきております。

委員のお話にありますように、介護職場では、職員の腰痛問題などが指摘されることもあり、福祉機器の導入などによって働きやすい職場環境づくりを進めていく必要がありますため、事業者の積極的な導入をこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

○黒岩委員 ありがとうございます。

利用率がまだまだこれからだということですが、その要因というのはどういうところから、まだ利用率が十分でないということをお聞きされるのでしょうか。

○井奥地域福祉部長 こちらのほうを、事業者の方あるいは従事しておる職員の方にお聞きしま

すと、せっかく導入した機器の使い方とか、そういう利用の仕方、そちらのほうでうまく、身体的な負担を軽減するような形で利活用がされていない。そういうこともありまして、来年度からはソフト面で、導入に合わせてそういう指導できるような職員を派遣するなり、そういうことをして機器の導入率を高めていきたいというふうに考えております。

○黒岩委員 ありがとうございます。

通告による質問が終わりましたので、以上をもって、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○西森(潮)委員長 以上をもって、黒岩委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩をいたします。

午後1時57分休憩



午後2時2分再開

○西森(潮)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

横山委員。あなたの持ち時間は30分です。御協力をよろしく願いいたします。

○横山委員 県政会の横山です。私にとりまして、今回が最後の質問となります。県民の皆さん、議会の皆さん、そしてまた執行部の皆さん、大変お世話になりました。お礼を申し上げ、質問に入ります。

まず、地方創生についてお尋ねいたします。

2月7日、まち・ひと・しごと創生本部による「地方が変わる、日本が変わる」の四国ブロックでの地方創生フォーラムが、石破茂地方創生担当大臣出席のもと、RKCホールで開催されました。石破大臣の地方創生にかける意気込み

と迫力ある基調講演には圧倒されたところです。

石破大臣は基調講演において、これからの地方創生は、これまでのような公共事業の拡大や企業誘致ばかりではなく、地方の財産である農業や漁業、林業などの第1次産業の6次産業化や国際観光も含めた観光産業の振興で地方の創生を図るべきだと、また、産学官金労言の連携の重要性も述べられました。本県が進めている産業振興計画を初めとする振興策に合致するものであります。

今後、県版の総合戦略を策定し、フォローアップしていく際にも、県民の多くの方々の参画が重要だと思いますが、どのような体制を考えているのか、知事にお尋ねいたします。

○尾崎知事 今後総合戦略をつくっていくに当たって、本当にいろんな議論を重ねていかなくてはならないと、そのように思っておりますが、ただ他方、こういう総合戦略をぜひ策定する方向で、これを国に応援してもらいたい、そういう方向でぜひやってくださいというような政策提言を私どももしていったわけでありまして、ある意味私どもといたしましても、一定総合戦略的なものを携えて、いろいろと政策提言をしてきたつもりであります。すなわち、産業振興計画みたいなものを一つのベースとしていきながら、総合戦略をより拡充的につくっていくという方向感なのかなと思っております。

既に、この産業振興計画であります。フォローアップの段階においても、毎年約250人ぐらいの県民の皆さんに御参画いただいてフォローアップをずうっと御議論いただいているわけがあります。こういう形で、バージョンアップしていく、さらには磨き上げていく段階でも多くの皆さん参加をいただいておりますが、総合戦略暫定版から確定版へと、いろんな形でつくっていく過程において、さらに追加的に県職員の皆さんにもいろいろ地域地域に行ってください

まして、市町村の皆さんとも大いに議論していただき、多くの方のお知恵を賜りながらつくっていくという形にしていければなど、そのように思っております。

○横山委員 今回の地方創生、全国との競争であります。県民がいかに参加するかによって決まると思っていますので、よろしく願い申し上げます。

次に、地方の活性化を図り人口と富の一極集中を是正する、このことにつきましては、過去歴代の内閣が国土の均衡ある発展を掲げ、5次、約40年にわたる全国総合開発計画に象徴されますように、地方の活性化に知恵を絞ったところではありますが、結果として東京を中心とする都市圏への人口の集中が続いており、今さらに問題化しているところです。

今回の地方創生は、国家百年の計を図るためにも成果を出さなければなりません。地方にもその役割と責任があると思われま。

今回の地方創生への取り組みが県民の幸せや期待に応えるものであることを望むところであり、知事に、私にとりまして今回が先ほど申し上げましたように最後の質問となりますので、知事として高知県の目指すべき姿についてどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○尾崎知事 一言で言いますれば、地方にあって、地域にあって、全国、世界を相手に仕事をする、そういう若者があふれている、そういう高知県をつくれればなど、そのように思っておるところです。

人口減少が進む県であります。やはりこの県全体として向いていく方向というのが地産外商なのだろうと、そのように思います。今まで、この地産外商ということをやっているところというのは主として都会、例えば東京だったり、名古屋だったり、大阪というのは、大きく見れ

ば日本全体としての地産外商をやってきた地域なのだろうと思います。しかしながら、これからは高知のようなところでも、しかも高知市周辺のみならず、それぞれの地域地域において、若い人が夢と誇りを持って、志を持って、全国を相手に仕事をし、地産外商に取り組んでいると、そういうような県をつくることができれば、いずれ人口構成も若返り、県全体としての活性化につながっていくということになるのではないのかなと、そのように思っております。

今、いろんな形で地域地域で、地域アクションプランの取り組みでありましたり、さらには成長戦略に基づく取り組みであったり、民間事業者の皆さん主導の取り組みであったり、地産外商の取り組みがいろんな形でスタートしているところではないかなと思います。まだマクロの数値で見ると段階でいけば、少なくとも相当数地産外商の成約件数なんかもふえてきているところでありまして、私は、やればできる、そういう方向だと、そういうことなのかなと、そのように思っているところです。

地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことのできる高知県を目指す、これが産業振興計画の目指すところではありますが、まさにそういう県にしていきたいものだと、そのように思っております。

○横山委員 本当に今、知事の熱い思いが、話がされました。

今回の議会において出馬表明がなされると期待をいたしておったところですが、けさの新聞では6月以降になると、そのような報道がなされておりました。今、高知県は正念場です。ぜひ出馬をされるように要請もいたしておきたいと思っております。最後ですのでよろしくお願いいたします。

次に、南海トラフ地震・津波災害への道路啓開についてお尋ねいたします。

過日、県は道路啓開計画案を公表いたしました。それは最大クラスの地震と津波災害に備えて、啓開の優先度が高いと判断される防災拠点への合計282ルートや、その啓開日数がまず示されたところです。

災害時の道路啓開による迅速な応急活動は最も大切で、そのためにも啓開ルートの選定と啓開日数の短縮に向けての整備の促進は今後の大きな課題であります。

今回の発表において、啓開に長期間を要するルートが明らかになったところです。その要因の多くは、橋梁の落下や道路のり面の崩壊が原因となっています。それらの啓開に長期間を要するルートについて、啓開日数の短縮を図るために整備を計画的に進めるべきだと私は思いますが、整備計画はどのようなになっているのか、土木部長にお尋ねいたします。

○奥谷土木部長 今回お示ししました道路啓開計画暫定版におきましては、啓開に長時間を要する原因としましては、揺れによる落橋、津波による落橋、道路のり面の崩壊、長期浸水の4項目でございます。

このうち揺れによる落橋のおそれのある県管理の2橋につきましては、来年度から調査設計に着手いたします。市町村管理の4橋につきましては、耐震対策の実施に向け協議を進めてまいります。

津波による落橋のおそれのある県管理の13橋につきましては、落橋した場合に速やかに仮設道路の工事が行えるよう、来年度から箇所ごとに設置場所や必要資材を把握するための調査と設計を行います。

道路のり面の崩壊に関しましては、対策が必要な箇所のうち、詳細な調査が未完了の185カ所について来年度調査を完了させ、それをもとに優先順位を考慮した防災計画を作成し、のり面防災対策を計画的に実施してまいります。

長期浸水に対しては、地区ごとの長期浸水対策連絡会などにおきまして、止水・排水対策の検討を行ってございます。その結果を待って、啓開の手順を定めていきます。

○横山委員 今回の道路啓開計画の計画表では、土佐清水市、42日ぐらにかかるルートとなっております。四万十市からせいぜい防災拠点までということですが、42日かかりよったら、これは本当に大変なことというような思いもいたしますので、その間いろんなところでやっぱり啓開がスムーズにできるような形の、時間短縮ができるような形の取り組みもなさねばならないと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

続いて、県土木、土佐清水事務所の入る土佐清水合同庁舎の高台移転についてお尋ねいたします。

この件に関しましては、一昨年9月議会において、県内の土木事務所の災害時における役割と機能について、また事務所の中で揺れや津波で倒壊、浸水し、機能が喪失する事務所などについて早急に整備を進め、県民の安心・安全を図っていくべしと土木部長にお尋ねをいたしたところです。

今回、来年度予算の中に、津波で浸水し機能が喪失する土佐清水合同庁舎について、災害時における事務所機能を確保するために高台移転の予算が計上されました。このことは、土佐清水市の防災拠点の中核を担う県土木、土佐清水事務所がその役割を果たすことができ、市民の安心・安全が高まるものと思います。

そこで、合同庁舎の高台移転について、今後の整備計画はどのようなになっているのか、土木部長にお尋ねいたします。

○奥谷土木部長 庁舎の整備計画として建設スケジュールを申し上げますと、平成27年度に用地買収と基本設計、地質調査を行い、平成28年度

に実施設計を行います。そして、平成29年度には庁舎の建設工事に着手し、その年度末の完成を予定しております。

○**横山委員** 次に、合同庁舎の機能についてお尋ねをいたしたいと思います。

今後30年間に70%の確率で起きると予測されています南海トラフ地震、揺れや津波で建物が倒壊し、電気や水道などのセーフティーネットが寸断され、長期間使用ができなくなるものと予想されます。

そこで、土佐清水合同庁舎に太陽光などの再生可能エネルギーを活用し、機器の電源確保を図りながら売電も行うなどすれば、さらなる防災機能の充実となります。庁舎の再生可能エネルギーでの発電施設の設置や本県が先頭に立っているCLT工法導入などについて、私は検討すべきと思いますがどうか、土木部長にお尋ねいたします。

○**奥谷土木部長** 防災拠点となります土木事務所には、自家発電施設が必要となります。そのため平成27年度に行います基本設計の中で、御指摘の太陽光などの再生エネルギーの活用についても検討したいと思います。

また、公共施設において、木材の活用は重要な視点でございます。CLT工法も含めて検討してまいります。

○**横山委員** ありがとうございます。今のは、太陽光についてもCLT工法等についても前向きな答弁をしていただいたと、そのように思いますので、よろしく願いいたします。

次に、外科医師の確保についてお尋ねいたします。

過日、高知新聞に「幡多けんみん病院問題」と題し、幡多けんみん病院の外科医師不足が報道されておりました。それによりますと、昨年3月まで5人体制で診察や手術を行ってきましたが、2名の医師が大学に帰られたため4月か

ら3人となり、手術時には高知医療センターなどから医師が出張して手術を手伝っている状況で、緊急時の対応が難しいなどの支障が出ているとのことです。幡多けんみん病院には、幡多地域の医療機関の中核をなし、医療を完結させる役割を担っていただいているところで、外科医師が3人体制では緊急時での対応が心配されます。

幡多けんみん病院での外科医師不足の背景には、地方の医師不足に加え、外科を志す研修医が全国的に減少していること。その原因としては、勤務の苛酷さや、医師1,000人当たりの医療訴訟数が産婦人科に続いて多いことなどが原因のようであります。また、幡多けんみん病院は、日本外科学会が指定する外科専門医制度修練施設ではないため、修練施設の認定をとるまでは大学から若手を送るようなことは難しいなどと学校関係者は話されているようであります。

これまで県は、医師不足の解消を図るために、奨学金制度の創設や、高知医療再生機構による医師のキャリア形成支援などの対策を行う中で、将来の医師確保を図ってきたところです。幡多けんみん病院の、緊急時に県民の命を守る十分な体制が早急に望まれるところですが、今後どのように対応を図っていくのか、公営企業局長にお尋ねをいたします。

○**岡林公営企業局長** 外科医が5名から3名になりました4月以降、できるだけ病院の診療機能を低下させないように、それまで週1名でありました診療応援、これを現在週5名程度に増員するとともに、地域の他の医療機関との連携にも取り組んでいるところであります。今後も、さらに診療応援体制の充実を図っていくことで、日中の常勤医師の負担を軽減し、夜間や緊急時には常勤医師がしっかりと対応できますよう体制を整えていきたいというふうに考えております。

他方で、常勤医師の確保につきましては、高知大学医学部への粘り強い要請はもとより、既に高知医療再生機構にも相談しながら取り組んでおりまして、一日も早い医師の確保に全力で取り組んでまいります。

○**横山委員** 高知市で生活しよう方には、なかなかわかりづらいかもわかりませんが、地方で生活しよう皆さんにとりまして、基幹病院の外科の先生が少ないということは、やっぱりそこで住むことに心配を覚えるということになると思いますので。いろいろな事情があると思います。先ほど述べましたように、医師不足もあろうし、それからまた外科医がどんなに厳しい仕事かという理由で少ないというような、そういう事情があろうと思いますが、やっぱり県の基幹病院——医療センター、幡多けんみん、あき総合病院という病院等については、いつでも万全な態勢で医療を県民が受けれる、そういう体制に整えておる努力はされておると思いますよ。しかし、やっぱりこういうような、高知新聞にばっと出て、そのことによって県民は、特に幡多の方は、大丈夫か、ここで住みよってというような形になったら、ますます地方創生がしぼんでしまうというような形になりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、先ほど述べましたように、現在幡多けんみん病院においては、修練施設に必要な指導医がいなく、外科専門医の資格取得ができにくいことから、若手医師が集まりにくい要素の一つとなっているようですが、この点について対応をどのように考えているのか、公営企業局長にお尋ねをいたします。

○**岡林公営企業局長** 現在、在職しております常勤医師、この者が平成27年度中の指導医の資格取得に向けて取り組みを進めているところでございます。早ければ、平成28年度中には修練施設としての指定が受けられ、外科の専門医資格

の取得が可能となりますことから、若手医師誘引の一助につながるものと考えております。

○**横山委員** 今、平成28年度というような話がありました。幡多けんみん病院で、先生が3人中でいろいろ研修されて、それから大学のほうに博士号を取るためのいろいろな努力をされておるといような話は聞いちょるわけですが、3人の体制の中で、応援医療はありながらも大変時間的に、なかなか厳しい中でやっぱり努力ではなかろうかと、そういうように思いますので、今後幡多けんみん病院で、そういう専門医の先生がおらないところについても、十分なフォローをされるような形での応援を、県としてもよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、前段で触れましたように、外科医師が不足する状況は幡多けんみん病院だけでなく、県中央部以外の中核的な医療機関でも心配されます。

県として、これまでも医師確保に取り組んでこられました。今後どのような点に留意して取り組んでいこうと考えているのか、健康政策部長にお尋ねをいたします。

○**山本健康政策部長** 医師確保につきましては、来年度から奨学金を受けた学生の卒業が多くなること、それから平成29年度から専門医制度が変わること、この2点に留意して取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

まず、専門医制度ですけれども、現在日本専門医機構において、専門医制度の枠組みが見直されております。それに伴い、外科学会を初めとする各学会の専門医制度も検討され、高知大学医学部附属病院などでは、県内の研修体制が議論をされております。

お話の外科については、消化器領域、循環器領域などの幅広い経験が求められていますので、高知大学の第一外科と第二外科が連携して養成プログラムを検討されているというふうに聞いて

ております。

また、奨学金制度につきましては、来年の春から30人規模ということで、大幅に増加する地域枠の奨学金を受給した若手医師が出ますけれども、この方々に安心して県内で残っていただいで活躍していただけるという環境をつくるのが重要だというふうに考えています。このために、新たな専門医制度を踏まえた県内の医療機関をローテーションしながら、キャリアを形成できる研修プログラムの作成などを支援することで、若手医師の確保と育成を進めていきます。

あわせて、こうちの医療RYOMA大使や県外大学との連携事業により、県外から即戦力の医師を招聘する取り組みも、継続していきたいと考えております。

○横山委員 いろいろ努力されておられるということはわかります。ありがとうございます。

それで、特別奨学金について——ちょっとこれは通告をしてないのですが、いろいろ科目の中で、特別奨学金を受けれるそういう科目があるわけですが、外科はその中に入っていない。しかし、将来的には、やっぱり外科の人数不足を考えたときに、特別奨学金を貸与することによって外科をふやすということは一つの方法かなと、そんな思いもするわけですが、そこらあたりについて、申しわけありませんが、答弁をお願いいたしたいと思います。

○山本健康政策部長 県内で勤務する意向のある方に奨学金制度で出しておまして、今委員おっしゃられたように、その中でも、産婦人科、小児科、麻酔科、脳神経外科については加算しております。ただ、この4つの特定科については、県の中央部も含めて、特に近年減少が著しいとか、また逼迫しているという状況がある中で、特に重点的にやっております。

外科に限らず県の中央部以外では、どの診療

科についても医師の不足ということがありまして、そういう意味でいくと、全部の診療科を加算をしなきゃいけないような、逆に言うと、そういう状況かということはありませんけれども、高知県全体として考えたときには、まだそういう状況ではないので、外科を入れるということは、今のところちょっと考えてはおりません。ただ、将来的に状況が変わる中で、固定したものではありませんので、それについては医師が確保できるように、制度の見直しというのは当然考えていきたいというふうに考えております。

○横山委員 ありがとうございます。

お医者さんがいないということは、本当に県民の命とか、あるいはまた寿命等について非常に心配される状況ですので、ぜひ、努力されることは十分承知しておりますが、今後も健康で長生きができるような形の取り組みの中での医者の方の立場ということを、十分考慮していただく中で取り組んでいただけたらと、そのように思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

それでは次に、県事業承継・人材確保センターについてお尋ねをいたします。

本県の中小企業者はこれまで、日本経済の厳しい状況の中においても、事業の継続に頑張ってきた。しかし、本県は全国に先駆け、人口が減少し少子高齢化が進展する中で、事業の承継が難しく、廃業に追い込まれる例があると聞きます。これらの企業の技術や労働力を引き続き承継していくための支援も行政の大きな仕事であり、新年度より高知県事業承継・人材確保センターが設立予定とのことで、その役割に大いに期待をいたすところです。

そこで、県内の中小企業の事業承継について、本県のものづくりの基礎をなす製造業の状況はどのようなになっているのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

○原田商工労働部長 平成26年の民間調査会社の調べによりますと、高知県内の製造業の後継者の内定率は52.5%と、半数近くの企業が後継者不在の状態というふうに言えると思います。

また、同社の全国のアンケートでございますけれども、事業承継が進まなかった理由として、将来の業績低迷が予測され事業承継に消極的だ、それから、後継者を探したが適当な人が見つからなかったといったような回答が全体の78.4%を占めておると、これは本県の製造業におきましても、ほぼ同様の傾向ではないかというふうに考えておるところでございます。

また、今回の取り組みを進めるに当たりまして、通常の見聞交換でもやっておるわけですが、本県の製造業関係の団体との見聞交換の中で、経営者の高齢化が進んでいるとともに、特に従業員が9人以下の小規模企業の後継者対策が深刻であるといったような声もお聞きしております。また、身内に引き継ぐ者がいない場合はほとんどやめる算段を考えている方が多いといったような声もございまして、事業承継問題というのが県内においては、やっぱり喫緊の課題だというふうに考えております。

○横山委員 先ほど申し述べましたように、やっぱり高知県というのは、人口が高齢化し、若い方々が少なくなると。そんな中で、長い間にわたって事業をずっと承継して頑張ってきたので、その方々の努力とか技術というのは、先ほど申し述べましたように、やっぱりつないでいかないと。そういうような厳しい状況の中であっても、これから今回のセンターの活用を図る中で、ぜひよろしく願いいたしたいと思っております。

次に、センターをつくるということですので、県下の企業や県民に県事業承継・人材確保センターの設立趣旨や組織、役割について知っていただくことが、まず初めの一步だと思っております。

今後、予定はどのようになっているのか、商工労働部長にお尋ねいたします。

○原田商工労働部長 県内の後継者や人材確保に悩まれている事業者の方々、このセンターをぜひ活用していただくというためには、今委員おっしゃいました積極的な周知活動、広報活動が必要であると考えています。まずは、地域の商工会、商工会議所などの産業支援機関を通じて、関係事業所の方にセンターについての周知徹底を図っていききたいというふうに思います。また、各市町村にセンターの職員が直接出向きまして、センターに関する説明会も開催したいと思っておりますし、あわせて企業とのつながりが深うございます金融機関を通じた広報、周知も図っていききたいと思っております。

事業承継については、事前の準備が何より必要でございますので、事業承継の重要性を十分に知っていただくという観点から、県下各地での普及啓発セミナーといったものも、ぜひ実施していききたいというふうに思っております。

○横山委員 県の事業というのは、割かし県民に知らされていない、知っていないとかというような形のことがたくさんありますので、ぜひ、まずは知ってもらおうと。特に商工会議所とか市町村の行政にまず知ってもらおうと、そのことをぜひ積極的に対応していただけたらと思います。

次に、センターの運営は、これまでお話がありましたように、高知商工会議所に委託し、12人体制とする予定と聞きますが、県下全域をどのようにカバーし廃業が心配される事業者へのアプローチや掘り起こしをするのか、商工労働部長にお尋ねをいたします。

○原田商工労働部長 このセンターの活動範囲は、当然でございますが、県下全域を対象にしてございます。例えば、調査等必要があれば、センターの職員が県内各地を訪問しまして相談対応を行いますし、定期的に県内各市町村で巡

回相談といったものを実施したいと考えております。

また、金融機関、商工会、商工会議所とも、これは先ほど委員おっしゃいましたが、連携が大変大事だと考えておりました、連携しまして、事業承継のニーズのある事業者を個別に訪問するなどしまして、また相談を受けるなど、積極的な案件の掘り起こしといったものも、ぜひやっていきたいというふうに思っております。

○**横山委員** 高知商工会議所ですので、高知市が中心、それは当然の話なのですが、やっぱり高知県というのは東西に長いと。やっぱり幡多圏、あるいはまた安芸の圏域というような形がありますので、やっぱり地方に行くに従って、その事業継承というのが難しくなっている状況というのものもあるんじゃないかなと、そんな思いもいたしますので、今回この質問をさせていただいたところです。

本当に、このセンターの役割というのは非常に価値があるものであり、それから重要性が非常に高いと、僕自身はそういう思いもいたすところでございますので、僕はおりませんが、ぜひ来年度以降よね、やっぱりこのセンターを設立したことで高知県の企業が何社もずっと承継していくことができた、そういう話をまた聞かせていただけるような機会もとっていただけたらと、そのように思うところがございます。

本当に早口でわからない質問が今まで、8年間でしたが、何回もあったと思います。執行部の皆さん方のお世話になるおかげで、きょうまでやってくることができました。高知県のさらなる発展を御祈念申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。(拍手)

○**西森(潮)委員長** 以上をもって、横山委員の質問は終わりました。

ここで午後3時まで休憩をいたします。

午後2時32分休憩



午後3時再開

○**溝渕副委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

田村委員。あなたの持ち時間は35分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○**田村委員** それでは、お許しを得ましたので、勇退される兩人に囲まれてまして、私も最後の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、福祉一筋で来ましたので、ほかの分野はなかなか苦手でございますけれども、最後に2つだけ、社会福祉法人、ひとにやさしいまちづくり県条例、この2つについて御質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

社会福祉法人制度改革につきましては、昨年9月予算委員会でも取り上げさせていただきました。

社会福祉法人が運営する諸施設と社会福祉政策事業は、国が国民に対して、公的責任原理に基づき直接公行政とすべきものを、資金使途の制限など法律に基づく多くの規制がある中で事業を実施させているゆえ、社会福祉法人に対しての課税はないということになりました。県からも働きかけていただきましたが、しかしその後、次々と社会福祉法改正に向けて厳しい見直し論が出されましたことを受け、社会福祉法人が対象とすべき人口減や社会保障制度政策、なかんずく地域福祉分野等のセーフティーネット、受け皿となっておりますし、さらに社会福祉法人組織が雇用創出の場として福祉・介護人材の需要が求められ、大きく伸びていかなければな

らない現状であるとき、それを束ねる組織、社会福祉法人に幾つかの課題はあったとしましても、結果としてその法人の経営組織を締めつけて突然規制を厳しくしていくということは、そのほとんどの法人が、法人組織を経営する姿勢は性善説を基調に臨んでいるのにもかかわらず、今回のように容赦なく規制強化されては、現状ですら介護報酬の引き下げを突きつけられつつも厳しい労働環境の中で働いている人たちが支えている社会福祉分野の政策やサービス水準の維持を大きく後退させ、さらに若い福祉・介護人材が離れていくことにもなります。社会福祉政策や、あるいは事業が人材不足で縮小され、医療・教育・福祉など対人行政分野でも大きな分野であります社会福祉政策を縮小されるだけでなく、場合によれば失速させ、さらに厳しい状況であれば、やむなく事業撤退しやしないかと懸念するものであります。

きょうも、今も、福祉の現場で待たなしで苦闘している本県の法人、そこで働く人たちの悲鳴を受けまして、質問をさせていただきます。どんな状況の介護でも、直接人がする介護技術以上のものはありません。そういう思いでよろしくお願いいたします。

まず、社会福祉法人改革について、地域福祉部長にお尋ねをいたします。

ことし2月、国の社会保障審議会福祉部会において社会福祉法人改革に関する報告書が取りまとめられたことを受けて、厚生労働省は今月中旬に社会福祉法改正案を今国会に提出し、2016年度中の施行を目指そうとしております。

今さらではありますが、そもそも社会福祉法人は、2000年の社会福祉基礎構造改革によって、自立した法人として社会福祉事業を担う仕組みに変わり、法人に対する規制も緩和されました。措置制度から利用契約制度へと転換し、利用者が選べる福祉に転換し、利用者が選べる福祉と

なったことで、介護・保育分野へも営利企業が参入することになりました。

そうした中で、一部の社会福祉法人に、非営利性に疑義が持たれる事案が多数指摘されるようになったことなどに伴いまして、国の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」において平成25年9月から平成26年6月にかけて議論が行われました。

先月取りまとめられました今回の福祉部会の報告書の内容は、その検討会の議論を引き継ぐものでありまして、社会福祉法人の公益性、非営利性を徹底し、地域社会への貢献を可視化することなどが主な柱となっております。さらに、法人の組織経営を強化するほか、お金の使い方に疑念を持たれないように財務規律を確立することなどが盛り込まれております。

そこで、まず地域福祉部長に、この福祉部会報告書の骨子がどのようなものになっているか、お聞きをいたします。

○井奥地域福祉部長 社会福祉法人が、今後とも福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるために、今回取りまとめられました報告書の社会福祉法人制度改革案に掲げる制度の見直しに向けた基本的な視点といたしましては、まず、地域社会への貢献、公益性と非営利性の徹底、国民に対する説明責任、以上の3点からの抜本的な見直しを提言しております。

まず、いわゆる内部留保の問題を契機といたしまして、関係者から関心が集まっておりました地域社会への貢献では、事業継続に必要となります控除対象財産を明確にし、それを全ての財産の額から除いたものを再投下財産とするとともに、再投下財産のある法人には、計画的な社会福祉事業などのサービスへ再投下することを責務として位置づけ、現在制度化されていない地域ニーズに対応する福祉サービスの提供を規定しております。

次に、公益性、非営利性の徹底では、理事会を業務執行の意思決定機関とし、評議員会を議決機関として法律上位置づけますとともに、理事の義務と責任、理事長の権限と義務、これを新たに法律上明記することといたしております。

最後に、国民に対する説明責任では、運営の透明性を確保するため、新たに定款や事業計画書、財務諸表、役員の報酬基準などの公表を義務づけ、閲覧請求者の範囲を撤廃するなど、なお一層の情報開示を求めるといった、このような骨子になっております。

○田村委員 ありがとうございます。

まだ骨子でありますので、なかなかわかりにくいと思いますが、今回の改革案の骨子は、ガバナンス面で、理事会、評議員会、それから会計監査人を置くこと。次に、財務規律では、支出の管理とか、今出ておりました内部留保の件、それを再投下、いわゆる投資をするという再投下計画、さらにその他では情報開示、退職手当共済、そうしたものが大きな骨子となっております。

そこで、こうした厳しい指摘を受ける現状は何かということでは議論をされたところを見ますと、まずは経営組織のあり方の見直しとして議論をされておりますが、経営組織の現状と課題として、理事、評議員会、監事などの社会福祉法に規定されている社会福祉法人の経営組織は、法人制度発足以来のものであって、今日の公益法人に求められる内部統制の機能を果たせるような仕組みではないと。あるいは、昨今、一部の社会福祉法人において指摘される不適正な運営に、こうした法人の内部統制による牽制が働かず、理事、理事長の独断を許した結果生じたものと見られるということで、そうした大変厳しい内容であります。

こうした状況を踏まえ、規制改革実施計画の中では、今部長から述べられましたけれども、

社会福祉法人の内部管理を強化するため理事会や評議員会、役員などの役割や権限、責任の範囲等を明確に定めること、一定の事業規模を超える社会福祉法人に対しては外部機関による会計監査を義務づける、さらに社会福祉法人が備えるべき公益性、非営利性を徹底するためには公益法人制度改革を参考にしながら公益財団法人と同等以上の公益性、非営利性を担保するガバナンスが必要であると、大変厳しい内容で出されております。

私どもは、そうした指摘が高知県の中で本当に当たるのかと。社会福祉法人はもともと社会福祉法に基づく特別法人であります。今回の報告書は、利用者はもとより、地域社会における福祉の充実に貢献をするため、適正かつ活力ある経営に努め、高い公共性と倫理性を旨として国民の負託に応えるとともに、地域社会における福祉推進の主導的役割を果たすとした倫理綱領を定めている社会福祉法人の姿勢を否定するような内容とも受け取れます。

福祉部会の部会長は、今回のこの改革案については、「規模の小さな法人には厳しいかもしれませんが、世間の目はもっと厳しい」と言明しておりますが、社会福祉法人当事者、事業者の方は経営が立ち行かなくなると一斉に反発しており、事業縮小や、先ほど言いましたけれども、事業撤退やむなしの法人も既に出てきております。

そこで、社会福祉法人が受けているこのような指摘、またその裏返しとも言える社会福祉法人に期待される使命、役割についてどのように考えておられるのか、地域福祉部長にお聞きします。

○井奥地域福祉部長 まず、社会福祉法人が受けている指摘でございますが、昨年7月に取りまとめられました「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」、こちらの報告書のほうでは、社会

福祉法人につきまして、地域ニーズへの不十分な対応、財務状況の不透明さ、ガバナンスの欠如、いわゆる内部留保の問題、また、他の経営主体との公平性の確保などといったことが指摘をされております。

また、法人の使命と役割につきましては、社会福祉法人が今後とも福祉サービスの中心的な担い手としてあり続けるためには、まずは公益性と非営利性を備えた法人として、組織運営においてそのあり方を徹底することが求められると考えております。また、経営組織の強化、運営の透明性、財務規律の確立を図り、社会福祉法人のあるべき姿について国民に対する説明責任を果たすことも求められると考えております。あわせて、他の事業主体では対応のできないさまざまな福祉ニーズを充足することなどによりまして、地域社会に貢献するといった使命が、今何よりも求められているのではないかと、そのように考えております。

○田村委員 いずれにしましても、多くの社会福祉法人が財政的な緊縮基調であります。行政からの受託事業では、福祉サービスの水準を絶対に落としたりいけないということで、体当たりで対人サービスをしておる多くの社会福祉法人は、何か不透明な部分があるかのように受け取られ、報告書の中でも表現をされておりますが、これは、私ども法人の会では極めて残念であるというふうに考えております。

法を改正して何か新しいことをやるというのではなく、今行っていることを広く証明できるようにしようという意味合いがあると言われますが、大変厳しい内容であります。

そこで部長にお聞きしますが、県内の社会福祉法人において、そのような不透明な部分があるのか、本県における実態及び見解をお聞きいたします。

○井奥地域福祉部長 社会福祉法人の法人運営、

事業経営につきましては、社会福祉法の規定に基づきまして、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営確保を図ることを目的といたしまして、国、県、市において指導監査を行っております。指導監査の際には、資産の管理状況などについても確認をしておりますが、県が所管しております社会福祉法人においては、不透明と言えるような状況は確認されておらず、適正な法人運営がなされているものと考えております。

また、県内の各市が所管しております社会福祉法人につきましても、現在のところ、そのような不透明な部分があるという報告は出てきておりません。

○田村委員 高知県の中では一つもそういう心配がないということで安心をいたしましたけれども、全国の流れの中では、こうした法律に頼ることが出ておることについて、非常に現場としては困惑をしておりますし、大きな衝撃を受けておるわけであります。

そこで、今回の報告書の中で、最も時間を割いて議論をされました地域公益活動の義務化については、営利法人との違いを出すため、新たな取り組みを強制するような色合いはやや薄れましたけれども、「社会福祉法において、日常生活・社会生活上の支援を必要とする者に対して無料または低額の料金により福祉サービスを提供することを社会福祉法人の責務として位置づけることが必要である」としております。これは、もちろん理念規定でありますから、罰則はありませんけれども、法人の財政規模によっては、大変厳しいものとなることが考えられます。

私が代表を務めます社会福祉法人は、町からの受託事業ではありますが、あったかふれあいセンター事業を、小さな法人ながら地域に貢献できる事業として位置づけ、実施させていただ

いているところであります。

しかし、いわゆる余裕財産のある法人には、その余裕財産を投資するという再投下計画の策定を義務づけることが必要とされております。この再投下先の検討に当たって、社会福祉事業、これには施設の 신설、増設、新たなサービス展開、人材の投資を含みますが、この社会福祉事業を最優先とし、その優先順位については、全国知事会から参加していた委員も、全て余裕財産を社会福祉事業へと投資するという一方で、自主性を尊重し、法人への行政の関与は抑えるべき、このように求めています。これに対して、社会福祉事業以外にも充てるべきだという意見もあったようですが、最終的に改革案は地域性や法人の経営判断に委ねる形をとったようであります。

そこで、この余裕財産、私どものような小さな法人は想定もできませんが、余裕財産のある法人に対する地域公益活動による社会貢献の義務化に対する御見解と、この社会貢献とはどのようなことが想定されているのか、部長にお聞きいたします。

○井奥地域福祉部長 まず、社会貢献の義務化への見解でございますが、社会福祉法人は、社会的・経済的弱者とされます人々の生活を支え、守るため、公費などを原資とします措置費や委託費などによりまして社会福祉事業等を運営しており、公益性の高い法人として税制の優遇措置なども講じられております。こうしたことから、いわゆる内部留保の実情について明らかにし、国民に対する説明責任を果たしますとともに、現在の事業継続に必要な財産以外に活用可能な財産が保有されているのであれば、改革案にありますような計画的に福祉サービスを提供し、地域社会に貢献する必要があるものと考えられます。

次に、社会貢献の具体的な内容でございます

が、今回の改革案で言う再投下財産のある法人が計画を作成し、地域社会に貢献すべき具体的な福祉サービスの内容につきましては、今後示されることとなる国の統一した基準に基づき、妥当性を逐一判断していくこととなります。

現在想定されていますのは、平成26年6月24日に閣議決定されました規制改革実施計画の中で、全ての社会福祉法人に、生活困難者に対する無料や低額の福祉サービスの提供などの社会貢献活動の実施を義務づけるとされておりますことから、社会福祉事業として現在制度化されていない福祉サービスを、地域ニーズを踏まえて、無料または低額な料金で供給する地域公益事業といった取り組みが予定されているところでございます。

なお、制度化されていない無料または低額な料金による福祉サービスといたしましては、例えば、来年度から県において支援することを予定しております、配慮を必要とする高齢者が低廉な家賃で入居し、安心して地域生活を送ることのできる集合住宅的な住まいの整備、運営などといったことも検討をさせていただける余地があるのではないかと、そのように考えております。

○田村委員 言われるまでもなく、小さい法人であったとしても社会福祉法人、あるいはそこにかかわる職員は、地域でいろいろな形で社会貢献をしております。その地域におけるいろいろな取り組み、解決しなくてはいけないという課題を見出し、行政や地域の人々に声をかけ、いろいろな形でイベントや、あるいは地域の皆さんのためにやっております。ともに課題を解決していく機能、それが社会福祉法人であるということは肝に銘じております。それをさらに求められるということは、先ほども言いましたけれども、小さな財政規模の法人には大変重い内容になるということでもあります。

同時に、今回のような災害とか台風とかそういう休まなければならないときには、報酬費は入らないわけです。入らなくても施設は運営していかなければならない。そのため職員の人件費は要ると。そういうような小さい施設になればなるほど、法人になればなるほど、そうしたことがせっぱ詰まってきて、高知県のような、いわば法人でも規模の小さいところは困難に追い込まれていってしまうということになるわけでありませう。

法人の純粋性、公共性、それから社会的な信頼、この3つの理念、役割が1951年に制定された社会福祉事業法から託され、私どもはそれを大事な、いわゆる理念であるということによって続けてきておるわけでありませう。

しかし、長い時間を経て、社会福祉法人は組織体として成長してきましたけれども、地域社会において、自分たちができることを自分で見つけていくという、かつての創成期にあった運動体のみずみずしさを取り返さなければならぬとは思っています。しかし、厳しい諸条件の中で取り組んでいるのに、もうこれ以上の突然の規制強化は御免であります。

今、社会福祉が対象とすべき今日的諸問題やニーズ、いわゆる社会福祉法人が対象とする社会福祉は大変広がっております。

さらに、社会福祉法人に求められている地域における公益的な活動でも、今部長も述べられましたけれども、制度によって行われるもの、制度で対応できない課題、あるいは制度のはざまの課題への取り組みなど多岐にわたっております。現場の第一線で待たなしで苦勞する人たちの声をしっかり受けとめ、社会福祉事業をしっかりと支え、守り、働きやすい環境を守るために、県の格段の支援と国への強い要請をお願いしたいと思います。

さらに、改正されました法律が、例えばNP

〇法人にも適用されるということになれば、社会福祉法人を担っている、あるいは社会福祉施策を担っている事業展開や、そうした団体のものも、先ほど述べましたように撤退とか、あるいは縮小とかいうことになり、高知県の抱える課題に大きな支障がある、このように思っておりますので、ぜひともこれからも、この点については十分に県の、団体への大きな支えをよろしくお願いしておきます。

続きまして、障害者差別の解消についてお尋ねをいたします。

2014年1月、日本は140番目の障害者権利条約締結国になりました。障害のある人もない人も、誰もがお互いの立場を尊重しながら安心して暮らすことのできる社会こそ、私たちが目指すべき地域社会であります。このような地域社会を実現するために、今私たちに求められているのは、障害のある人に対する福祉サービスの充実を図るとともに、障害のある人への誤解や偏見をなくしていくための取り組みを着実に進めることでもあります。

こうしたことから、平成25年6月に、障害者権利条約の締結に先立ち、障害者差別解消法が制定され、一部を除き平成28年4月1日に施行されることになっております。

この法律では、行政機関や民間事業者が障害を理由とした差別的な取り扱い禁止を義務づけるとともに、行政機関に対しては、社会的障壁を除去するための合理的配慮義務が課せられております。一方、民間事業者における合理的配慮が努力義務となっている点などは、今後見直しが必要と考えますが、多くの障害のある人たちが待ち望んでいた法整備が実現したものであり、法律の施行に大きな期待が寄せられております。

そこでまず、県として、障害者差別解消法の施行に向けてどのように取り組んでいくのか、

地域福祉部長にお尋ねいたします。

○井奥地域福祉部長 障害者差別解消法の施行に向けましては、この2月に国から、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針、こちらのほうが示されたところでございます。

県といたしましては、今後この基本方針に沿って県の事務や事業を実施する上で、職員が適切に対応ができるよう、障害者差別の解消に向けた基本的な考えとともに、不当な差別的取り扱いの具体的な事例や合理的配慮の好事例などを示す対応要領の策定に向けて作業を進めてまいります。

その際には、障害のある方や関係団体の皆様などから、具体的な事例や御提案などを含めて幅広く御意見をお聞きする必要があるものと考えております。あわせて市町村に対しましても、適切な対応要領の策定に向けまして働きかけを強めてまいります。また、県民や事業者の皆様に対しましては、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止はもちろんのこと、合理的配慮の提供の必要性などについての周知、啓発にも努めてまいりたいと考えております。さらには、障害者差別の解消を効果的に推進するための関係機関のネットワーク組織として、障害者差別解消支援地域協議会、こちらのほうの設置などについても検討を進めていく必要があるものと考えております。

○田村委員 ありがとうございます。

県内でも、障害に対する理解が不十分であることなどに起因して、差別や虐待など障害のある人の権利を侵害する事案が起きていますし、福祉サービスの提供に伴う身体拘束などについても御意見をお聞きすることがございます。ぜひ、そうした本県の状況も踏まえ、対応要領を策定していただくように要請をしておきます。

全国的には、障害者差別解消法の制定前から、一部の地方自治体において障害者差別解消に関

する条例が制定されていますが、その中で千葉県条例が最も早く、平成19年7月に施行されております。

千葉県の条例は、障害があっても住みなれた地域で自分らしく暮らしたいという県民の思いから提案され、2年以上にわたって障害のある方やその家族を初め、多くの県民が繰り返し議論を重ねて成立に至っております。こうした条例制定に向けた取り組みが、障害のある人に対する理解を広げる県民運動の契機となり、差別を身近な問題として考える出発点となっております。そして条例は、障害のある人に対する差別をなくす取り組みを通じて、障害の有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会をつくることを基本理念としており、その意識を県民に広く育んでいくこととされております。

高知県においても、バリアフリー整備方針の制定を経て、平成9年に共生社会の実現への理念を掲げたひとにやさしいまちづくり条例、これは私が初当選のときに一番初めに提案をした内容でありますけれども、それが大分たって制定をされております。

この条例の位置づけについて地域福祉部長にお聞きをいたします。

○井奥地域福祉部長 高知県ひとにやさしいまちづくり条例につきましては、障害のある人もない人も、県民の皆様お一人お一人が住みなれた地域で個人として尊重され、生きがいを持って、安全で快適な生活を営むことができる共生社会の実現を目指して制定されたものと理解しております。

現在、県では条例に基づき、医療施設や宿泊施設、店舗などといった不特定多数の人が利用する施設の整備基準を示すなどして、県内のバリアフリー環境の整備を推進しているところであります。

この条例が施行されました平成10年度から平

成25年度までの間に、県内で新築等の整備が行われました233の施設に整備基準適合証を交付しておりますほか、その他の多くの施設においてもスロープや自動ドアなどが整備されており、障害のある人だけでなく、障害のない人にとっても安全で快適なまちづくりが着実に推進されているものと認識をいたしております。

○**田村委員** 県内では、平成23年2月に障害のある人やその家族、関係団体などによりまして、高知県で障がい者差別禁止条例をつくる会が発足されております。

つくる会では、悔しかったり、つらかったり、そういった思いをした経験など、具体的な事例報告をもとに分析、討議が行われ、差別解消に向けて何が必要か、明らかにしていくための作業が根気よく積み重ねております。

議論の中では、合理的配慮をどう考え、どこまで保障するのか、また知的障害や重度心身障害のある方など、これまで意思表示が十分できないとされている障害当事者の意思表示をどのように考えるかといった課題でもぶつかっており、それをお聞きしております。

そうした長い時間の議論を経て、昨年10月に第1次提言がまとめられ、県に提出されておりますが、このつくる会の提言をどのように受けとめているのか、部長にお聞きいたします。

○**井奥地域福祉部長** まずは、長い時間丁寧な議論を重ねられまして、第1次提言を取りまとめられました、高知県で障がい者差別禁止条例をつくる会の皆様の活動に敬意をあらわすところでございます。

県といたしましては、今回の提言に込められました当事者の方々の思いを受けとめ、今後障害者差別の解消に向けた取り組みを進めていく中で、大いに参考にさせていただきたいと考えております。

なお、今回の提言の中で取り上げられており

ます合理的配慮といったことをどのように考え、どこまで一体保障するのか、また、精神・知的障害者や重度の障害のある方の意思表示をどのように捉えていくのかといった課題などにつきましては、県といたしましても、非常に重要な課題だと認識をしておりますので、障害者差別解消法に基づく、今後の対応要領を策定する際には十分に留意した上で検討を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○**田村委員** 高知県も、この条例に向けての長い検討がありましたので、ぜひとも前向きによりしくお願いしたいと思います。

権利条約に関連するさまざまな取り組みを述べてまいりましたが、高知県はあらゆる分野において課題解決の先進県として、国の動向なども見定めながら、いち早く取り組む努力をされております。

南海トラフ地震を想定すれば、障害のある人など災害時要配慮者の方々の命を守る取り組みが急がれ、大規模災害時における避難支援対策などのさらなる強化が必要であると考えますが、こうした支え合いの仕組みづくり、これを進めていく上でも、共生社会を実現していくということが不可欠であると思います。

先ほど申し上げましたように、高知県では共生社会の実現を理念とするひとにやさしいまちづくり条例が制定されており、この条例に基づき、障害の有無にかかわらず全ての人に優しいハード面の整備が行われております。

さらに、県内の障害当事者の方々などにより条例制定に向けた活動が行われている、そういう状況であります。

そこで、高知県ひとにやさしいまちづくり条例を、障害者差別解消に関する条例に改正していくということはできないか、部長にお聞きいたします。

○**井奥地域福祉部長** 先ほど申し上げましたよう

に、県といたしましては、まずは障害者差別解消法の施行に向けまして対応要領の策定などに取り組むことといたしまして、障害者差別の解消に関する条例の制定につきましては、法施行後の状況、あるいは法施行後3年を経過した際に行われます国のほうの見直し作業、こちらの動向なども踏まえて検討を行うことを考えております。もちろんその際には、委員の御提案にもございます高知県ひとにやさしいまちづくり条例の、障害者差別の解消に関する条例への改正といったようなことなどにつきましても、検討課題にはなるものと考えております。

いずれにいたしましても、委員のお話にありました共生社会の実現に向けましては、障害のある人に対する福祉サービスの充実はもちろんですが、身の回りの地域社会の中で、誤解や偏見を少しでもなくしていくことが大変重要であると考えております。このため、誰もが住みなれた地域で安心して、ともに支え合いながら生き生きと暮らすことのできる高知型福祉の取り組みを着実に進めてまいりたいと、そのように考えております。

○**田村委員** 私ども障害のある人の福祉の現場におりますと、地域社会において、差別などの権利侵害に関するさまざまな事案が起きております。その障害のある人御本人や、あるいは家族から伝えられてくるものがまだまだ多くございます。障害当事者の方々にとって、いずれも深刻な問題であり、私ども福祉現場の力のみでは解決が図れない問題ばかりであります。

県として、障害者差別の解消、障害のある人の権利擁護の推進に向けて、着実にこの取り組みを進めていただきますようお願いいたします。

なお、今までの進み方としては、私が議員になって、福祉の現場から来て、少しやっぱりテンポが遅いようでありますので、ぜひとも、そ

ういう意味ではテンポを上げて積極的に取り組んでいていただきたいなど、このことをお願いいたします。

以上で私のほうの質問は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

あと、最後の私の質問になりました。20年前、福祉の現場から来ました私が、執行部の皆さんや、あるいは同僚議員、あるいは関係者の皆さん方にいろいろな形で支えていただき、任務を終えることができました。ここで、私はこれから福祉の現場へ帰って、一県民として作業の現場で障害の仲間と手を取り合いながら頑張っていきたいなど、このように思っております。

高知県政、これから課題が五月雨のごとく来ると思いますが、尾崎知事を先頭に、県民の皆さん、あるいは県職員の皆さんとともに、ぜひともパワーのある高知県に発展していただきますことをお祈りいたしまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○**溝渕副委員長** 以上をもって、田村委員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩いたします。

午後3時32分休憩



午後3時38分再開

○**溝渕副委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

西内健委員。あなたの持ち時間は60分です。御協力をよろしくお願いいたします。

○**西内(健)委員** 自由民主党の西内健でございます。本日、最後の質問となりますが、よろしくお祈りをいたします。それでは、早速質問に入

らせていただきたいと思います。

まず最初に、産業振興計画についてお伺いをいたします。

人口減少による経済規模の縮小や若者の県外流出、こういった課題に対して課題解決先進県ということで、尾崎知事はこれまで2期8年の集大成として産業振興計画などの取り組みを通じて県勢浮揚に向けて全力で取り組んでおられます。

産業振興において、地産外商公社の外商が、平成25年度3,333件と成約件数が大幅に増加し、本年度もさらに増加する見込みであります。こうした状況から、地産外商の効果を拡大再生産につなげていくための取り組み強化として、より高い次元の新しいステージを目指し、第2期産業振興計画をver.4へと改定するお考えであります。やっこの8年間のさまざまな取り組みが着実に芽を出そうとしているときではないかと思えます。

かつての補助金事業というのは、悪い言い方をしますと、官側の予算、これを消化するために補助金を出すことに重点が置かれて、また、少し鉛筆をなめたりしながら甘い計画をつくったりということもあったと思えます。また、補助金の受け手側も、例えばコンサルタントに計画を書いてもらったり、また設備投資を補助金で行ったがために甘い価格設定、利益計画であったり、そういったことがあったと思われれます。しかし、今回この産業振興計画、私も地域で聞いてみますと、やはり計画づくりに、非常にハードルが高いという、一部ではそんな声も聞かれるぐらい、なかなか今までの補助金事業と違うんじゃないかと感じるころがあります。

やっぱり事業を継続させるためには、事業者が知恵を絞りながら利益を生み出す仕組みづくりが本当に大切であろうと思えます。だから、そのためにもしっかりと事業者に事業計画をつ

くり込んでいただく、そういったことが必要であります。

そういった中でこの産業振興計画、成果の兆しが見られるようになっていますが、今回の産振補助金における事業者の計画策定等に関して、これまでの補助金事業との違いやその特徴を産業振興推進部長にお伺いしたいと思います。

○中澤産業振興推進部長 産業振興推進総合支援事業費補助金と、いわゆるかつての補助金との違いということで、まず補助金を導入しようとする事業が、各地域から提案され、あるいはその地域の会議で承認をされた地域アクションプランに位置づけられているという必要があるということ。それから、補助金の採択の申請以前から、県庁の職員が部局横断的に構成をしております実行支援チーム、こちらのほうで事業構想の策定等のサポートを行っているということ。さらに、実効性のある事業計画の作成を支援するという目的で、外部の専門家を産業振興アドバイザーという形で派遣をしまして専門的な見地からの指導・助言を行う仕組み、これが整えられているということなどが挙げられるかと思えます。

また、補助事業としての採否に当たりまして、財務や経営といった外部の専門家による審査を行うこととしております。この審査会では、例えば商品単価、あるいは数量、販売戦略、そういったことに基づく売上目標に具体性があるか、あるいは売上原価、減価償却費を含めた販売管理費などの経費が適正であるか、あるいはさらにキャッシュフローの内容が妥当であるかといったような点、事業継続に不可欠なポイントについても慎重に審査をしていただいております。

こうした一連の取り組みによりまして、確実に利益を生んで継続をしていけると、そういった事業計画の策定を担保しているというところ

が大きな違いであり特徴であろうというふうに考えております。

○西内(健)委員 今おっしゃられたように、本当に減価償却費の計算なんかまで入れるというのは、簿記2級の、例えば製造の工業簿記の資格を持っていないと、なかなか取り組めないところがあるかと思えます。だから、そういうところを非常にフォローしなきゃいけないし、中小企業にとってというか事業者にとって今まで高知県に何が足りなかったかという、やっぱり経営計画に基づいた事業計画をつくって、それと対応する予算計画、それで実績と予実管理をしながらしっかりとPDCAを回していく。そういったところが足りなかったんじゃないかなと考えています。

そういった中で、この事業継続のためには、この仕組みを、やっぱりPDCAを事業者においてしっかり回すことが必要であります。その辺どういうふうに、先ほどの取り組みも一緒ですけど、フォローしているのか、いま一度産業振興推進部長にお聞きしたいと思えます。

○中澤産業振興推進部長 産振補助金では、その事業のフォローアップということで、事業実施の翌年度から5年間、毎年その実績を事業審査会に報告していただくこととしております。このフォローアップの場で、申請時に提出をされました計画に沿った取り組み、こういったものの達成状況、あるいはその達成のための課題、その対応策等について、審査を行ったアドバイザーがヒアリングを行いまして、その改善に向けた助言を行うというような取り組みでございます。

また、それぞれの事業は、先ほど申し上げたように地域アクションプランに位置づけられておりますので、プランごとに設置をしております実行支援チーム、こちらが四半期ごとのチェックを行いまして、その事業としてのPDCAを

回している、こうした取り組みによって事業の確実な自立をフォローする、そんな仕組みでございます。

○西内(健)委員 それと、私3年前に当時の産業経済委員会にいまして、やっぱりそこで感じたのは、高知県の工業会の方々というのは非常に原価計算とかしっかりしていて、補助金をもらってなくても利益をしっかりと回している方々が多いなと思ったんですね。県内の成功企業、そういったところの声も聞く必要があるかと思えますが、ちょっと通告していないですけども、今工業会とかそういったところと情報の意見交換なんかをしている取り組みというのはあるんでしょうか、産業振興推進部長にあわせて聞きたい。

○中澤産業振興推進部長 いわゆる工業会を初めとして、県内の経済団体、商工会議所、中央会、経済同友会といったところとの接触の機会、大変、我々としても意識的に接触を持つようにしております。そして、そういったところが開催をする勉強会的なもの、セミナー的なものにも職員を派遣させていただくとかというようなことで、そういった場を通じて企業の経営の考え方みたいなものも、私を含めてですが、吸収をさせていただいている、そんな状況でございます。

○西内(健)委員 本当にこのような官民協働の取り組みがやっぱり、先ほども言いましたように事業者の知恵を絞って自立性をつくり出す、これがまさに地方創生だと思うんですね。だから、やっぱりこの産振計画の取り組み、これを続けていくことが地域の活性化につながると思うんです。

その点、尾崎知事にやっぱりこれから、3期目まだ発言していませんが、意気込みをいま一度お聞かせいただきたいと思えます。

○尾崎知事 今委員が言われましたように、官民

協働で取り組みを続けていくわけですが、最終的には事業者の皆様方が自立的に経済発展していけるような方向に持っていくという、まさに今言われたことが本質の中の本質なのだろうと、そのように私も思っておるところであります。

そういう中で、地産外商の取り組み、一つ一つ一定進んできた点はあるかと思えます。しかしながら、もう一段、大きな雇用も生み出していけるように、また特に若い人が高知に残ってくれるような、そういう新しい志につながっていくような、いろんな仕事をもっともっとたくさん生み出していけますように、地産を強化し、そして外商を強化する取り組み、こちらに、例えば地産については新しい技術を生かす、外商について言えば全国展開、さらには厳しい局面になるかもしれませんが、輸出振興の取り組み、国際観光の取り組み、こういうものにチャレンジしていくということをやっていこうと思っておるわけです。

もう一つ、やはり非常に今後重視していきたいと考えておりますのが、まさに先ほど言われた自立的な取り組みにつながっていくような取り組みであります。すなわち、私どもは拡大再生産につなげるという話をさせていただいておりますけれども、そこにもう一段、二段、力を入れていくようにしたいと思っております。

平成27年度の産振計画のver. 4では、まずこの人材育成の仕組みと、さらには補助制度の改善という形でこれに臨もうとしておりますけれども、今後さらに拡大再生産、自立化ということについての工夫、さらに追加的に重ねてまいりたいと、そのように考えております。

○西内(健)委員 やっぱりこのように商品開発とか、いろいろものづくりはプロセスが大事なところも多いと思えます。ですから、失敗なんか一部に出てくるとは思うんですよ。でも、そこからまた学ぶことも多いと思えますし、ぜひ

こういった取り組みを継続してフォローアップしていただきたいなと思えます。

さて、失敗と言いましたが、やはり産振計画、食品加工の分野においても、例えばユズとかショウガを使った成功事例なんかも多く見られるようになってきました。しかし、一流メーカーでもなかなかヒット商品というのをつくるのは難しく、例えばコンビニなんかでも売り場の棚を確保するのに非常に苦労しているというところもあるかと思います。

だから、いきなり地産外商で売り出すということも大事だと思うんですけども、地産地消で、まずテストマーケティングなり、いろいろな地域で知名度を上げてブランド力を確保するということが必要になってくるのではと思えますが、地産地消にもう一度重きを置いた取り組みというのを、産業振興推進部長にお伺いしたいと思えます。

○中澤産業振興推進部長 お話のように、県産品の外商を進める上でも、やはり県外のバイヤーからとってみて、その商品評価のポイントの一つ、県内でどれだけ売れているか、そういったことがポイントとしてありますので、県内での実績というのは大変重要だと、外商の上でもというふうに思っております。

一方で、県内の重立った量販店の皆さんにお聞きしても、非常に地産地消に対して前向きな御意向を持たれておると、そういった御意見もいただいておりますので、来年度新たに外商に挑戦する事業者、あるいは新しい商品、そのファーストステップとして県内の量販店でのテストマーケティング、これを実施することとしております。

それとあわせて、県外のバイヤーを本県に呼んで、来ていただいて、商談とあわせて実際に産地へ訪問していただくというような産地視察型の商談会を計画しておりますけれども、

ここにも県内の量販店の方にも参加をいただくこととしております。

○西内(健)委員 ぜひ取り組みを進めていただきたいなと思います。

次に、まるごと高知について、お伺いを一つだけさせていただきたいと思います。

まるごと高知は、県の広報部門という役割も担っていますし、さまざまな商品開発をしたもののテストマーケティングを行うといった機能を持たされているんだと思います。やはりテストマーケティングで成功したものが定番商品にかわってきて、店頭でいろいろと並べられているわけではありますが、私もたまに東京へ行ったときに寄らせていただきますけれども、やっぱり商品の面構えといいますか、なかなか変化がないと。

せっかく70万人近い年間の来店者があるんですから、もう少し物販に力を入れるべきではないかと思うんですが、その辺は産業振興推進部長、いかがお考えでしょうか。

○中澤産業振興推進部長 お話のとおりだと思います。さまざまな工夫がやはり店舗でも必要だろうというふうに思っております。これまでも、まるごと高知では、昨年度は積極的に、例えば商品構成の見直しであるとか陳列の変更であるとか、そういうことをいろいろ工夫を行ってまいりました。その結果、一つあらかず事例としてですけれども、商品の取り扱いの総数、これも平成24年度2,200ぐらいだったものが、2,700ぐらいまでふやすとか、その入れかえによってということですね、といったようなこともございます。

それから、店頭で試食販売、催事、こういったものを積極的に展開を、事業者の皆さん方に御協力をいただいてやっております。それから、売り場の配置の変更といったようなこと。いずれにしてもお客様を飽きさせないというんです

か、そういったような工夫は繰り返し行っているところでございます。

一方で、やはりアンテナショップ、県産品を扱う高知県のアンテナショップでございますので、そこに行けば高知の人気商品が必ず手に入るというような、お客様の期待に応えるという役割もやっぱり一方でありますので、その辺のバランスというのに留意しながら、魅力ある商品構成に今後も努めていきたいと思っております。

来年度は、開店から5周年を迎えます。今後、新しいお客様を呼び込むための内外装の工夫を考えたいと思いますし、各フロアの商品構成の見直しについても進めていきたい。それとあわせまして、積極的なプロモーションを続けていくことで新しいヒット商品をつくり出していきたいと、そのように考えています。

○西内(健)委員 本当に物を売るのが目的ではないということがよくわかっておりますので、ただその中でも、やっぱり物販もそれぞれ伸ばしながら成果を出していただきたいなと思います。

次に、高知家プロモーションについてお伺いをさせていただきます。

商品へのロゴの記載など官民一体となった取り組みの成果として、高知家の認知度が非常に高まっているということでもあります。県内でも、スーツに高知家バッジをつけた方々がいたり、コンビニの店員さんだとか、いろんな方がよくバッジをつけているのを見るようになりましたね。そんな中で一つ言われるのが、表札型の昔のデザインがよかったという意見も聞くわけがあります。

デザインの浸透を図るためには、余りころろ変えるのもよくない場合と、やっぱり新しいもの新しいものを打ち出していかなきゃいけない。その両方の効果、どちらをとるかというのはあるかと思うんですが、ことしバッジは何

か変化をするとか、デザインの変更はあるのか、その辺も含めてちょっとお伺いしたいと思えます。

○中澤産業振興推進部長 高知家プロモーションというのは、そもそも本県の認知度向上というのを大きな目的として、高知県の一番の魅力でありますあたたかい県民性、人間性、こういったものに着目してアピールをしていくというものでございます。

1年目はまず、この高知家ということ自体、高知県は家族なんだということ自体を知っていただくことをテーマに置きましたので、家表現する表札型ということでバッジをつくりました。これは今でも基本的にベーシックなものということでございます。2年目は、おいしい食でありますとか豊かな自然、温かい人情、そういった情報を全国の皆様に「おすそわけ」をするということをテーマにしましたので、風呂敷型のデザインにしたということでございます。

3年目となります来年度は、高知家の認知度が、御報告申し上げましたように一定向上をいたしましたので、もう一步踏み込みまして、高知のものを買う、あるいは高知に行ってみる、高知に住んでみようといったような具体的な行動を誘発するために、さまざまな分野の高知家の家族の皆様へぜひプロモーションに参加をいただきたいというようなことを考えておりました、ピンバッジも、そういったテーマに沿ったようなデザインを新しく追加したいなというふうに考えております。

○西内(健)委員 質問しながら、私も余りつけていないのに今気づきまして、大変申しわけないなと思っております。

それと知事の提案説明の中で、来年度において、高知家を宗田節やニラなどの重点品目の個別セールスプロモーションと連動させるということでしたが、どういったふうな計画を立てて

いるのか、産業振興推進部長にお伺いします。

○中澤産業振興推進部長 高知家プロモーションと個別のセールスプロモーションとの関係というのは、まず高知家プロモーションで、高知家というコンセプトの認知度を上げていく。高知家の認知度を上げていく、そのことを背景にして、個別のセールスプロモーションで高知のものを買っていただくと。基本的には、こういう考え方で進めてきております。

高知家の認知度については、本年度の目標としておりました25%を上回る33%という、そこまで到達をいたしましたので、来年度は高知家プロモーションの目標を認知度向上だけではなくて、その次の段階といいますか、一步踏み込んで高知のものを買っていただくといった行動まで促していく、そういったところまで広げたいというふうに考えています。

そのために、先ほど申し上げましたように、できるだけ多くの家族の方々に直接高知家プロモーションに参加をいただいて、その中で重点品目についてもアピールをしていただく。その特徴、魅力といったものを、さまざまな形で発信していただくことで、高知家を認知していただいた方が、次にその個別の商品の購入に向かうといったようなところを狙ったプロモーションを展開していきたいなというふうに考えています。

その上で、個別のセールスプロモーションを、品目ごとのプロモーションを、高知家プロモーションの内容、あるいはタイミングと合わせて展開していくことで、重点品目の販売拡大につながっていききたいな、そんなことを考えております。

○西内(健)委員 高知家のロゴ入りの商品、今百十何社かあるということですがけれども、やはりいろいろと相乗効果で今知名度も高まっている。そんな中でやっぱり今後、多分商品の中で、そ

れに乗っかってというか、ただ乗りしようなん
ていうところも出てくると思うんですね。その
辺、どういう商品にロゴをつけていいのかとか、
これから対応しなきゃいけないこともあろうか
と思いますけれども、ぜひ今後も頑張ってい
だきたいなと思っております。

次に、先日行われました高知家の食卓県民総
選挙についてお伺いをさせていただきたいと思
います。

先月、昨年に引き続いて、観光客にお勧めし
たい飲食店を県民が選ぶ高知家の食卓県民総選
挙を実施しました。

今回の総選挙の結果はまだ集計中だというふ
うに聞いていますが、前回、大体1万4,000世帯
からの投票があったということです。今回はそ
れを上回る県民の皆様から投票をいただくため
にどんな工夫をなされたのか、観光振興部長に
お伺いをしたいと思います。

○伊藤観光振興部長 前回の検証を踏まえまし
て、より多くの県民の方々に投票いただくため、
投票に関しましては、番地まで御記入いただい
ていました店舗の住所を市町村名までとする
として、記載の負担をまず軽減いたしました。そ
れから、はがきによります投票に加えまして、
インターネットでの投票を可能にして投票手段
を拡大するなどの改善を図っております。

そのほか、選挙を告知するポスターやのぼり、
それからチラシなどの選挙啓発ツールを作成し
まして、希望される店舗に無料で配布し飲食店
でのPRも実施をしております。さらに、県内
各種イベントがございます。そのイベント会場
などにおけます臨時投票所につきましては、昨
年の6回を大きく上回る26回開設いたしまして、
より多くの県民に投票していただけるよう呼び
かけを行っております。

○西内(健)委員 私は、昨年の総選挙が始まる前
は、結構ランキングから漏れた飲食店から不満

が出たりとか、ちょっと心配をしたりしていま
したけれども、今のところ、そういう声が聞こ
えてきていないというのは、相乗効果が生まれ
ているんじゃないかなと考えております。

そういった総選挙の結果を効果的に誘客に結
びつけていくことが重要だと考えていますが、
前回はどのようなふうにご利用したのか、また今回
はそのときのことを参考にしながら、今後どう
やって誘客に生かしていくのか、いま一度、観
光振興部長にお伺いしたいと思います。

○伊藤観光振興部長 前回の選抜店舗を掲載いた
しましたガイドブックにつきましては、これま
で13万部を主要観光施設や宿泊施設、それから
道の駅などで観光客に配布をしております。ま
た、昨年9月から12月までの4カ月間、この
選抜された店舗での特典がつけました宿泊プラン
を旅行会社が販売いたしまして、県が目標と
しておりました5,000泊の2倍となる1万泊の申
し込みがございまして、具体的な成果につなが
っております。

さらに、県民が選ぶという全国初の取り組み
ということでもありますので、そうしたことを含
めまして首都圏等のマスメディアに向けて情報
発信を行いまして、旅行雑誌、それから旅番組
などで取り上げられまして高知の食文化や産地
のPRにつながっております。

今回の選挙結果につきましても、県民の方々
が観光客にお勧めする店舗といたしまして、引
き続きガイドブックやホームページで情報発信
をいたしますとともに、先ほど申し上げました
特典つきの宿泊プラン、これを1年間に延長し
て販売するなど県外からの誘客につなげてまい
りたいと考えております。

○西内(健)委員 ぜひ、本当に県民参加型として
どういうふう盛り上げていくのか、いま一度
アイデアを1段階上げながら頑張っていだ
きたいなと思います。

次に、高知県事業承継・人材確保センターについてお伺いをします。

高齢化が進んで県内企業の休廃業が増加する中、雇用の確保などの観点から円滑な事業承継を進めるために、同センターを高知商工会議所に設置する予定であります。

民間会社の調査において、後継者が決まっていない企業が5割を超え、特に売り上げ1億円以下の企業では7割が決まっていないとの調査もあります。事業承継というのは、経営者が元気なうちは問題としていなかったりとか、また社内で引退をするとなると支配力とか影響力が落ちるのを嫌がって事業承継をなかなか考えない。また、経営者のプライベートな一面に踏み込むこともあって情報が収集しづらい、そういった面があって、最終段階にならないとなかなか事業承継という相談が来ないという、今までの問題があります。

県内のどういった規模の事業者を対象にするか、いま一つちょっと見えにくいところもあるんですが、例えば1億円以下の事業者を対象と考えるなら、県内各地の商工会議所や商工会などの情報収集の連携が必要だと思います。また、私も地域を回っていて、県議になる前の仕事なんかでも、相続の話と絡めると事業承継がぽつりぽつりと相談案件で出てきたりということもあります。ですから、県内の専門家、例えば司法書士であったり、税理士であったり、そういった方々との情報収集のネットワークをつくるというのが、これが生きた仕組みになってくるのではと考えております。

事業承継や事業譲渡といった形が多くなると考えますが、そのためにはやっぱり、先ほども言いましたが、県内の専門家とネットワークをつくるのが非常に大事だと考えております。センターの職員には、金融機関やMアンドAの専門会社の方々もいらっしゃいますが、県内の

専門家の方々をどうやって活用していくのか、商工労働部長にお伺いをしたいと思います。

○原田商工労働部長 このセンターでございますが、県内金融機関の御協力もいただきまして、事業承継や人材確保の業務に精通した専門のスタッフを配置するとともに、県からも職員を派遣するなど官民協働による総勢12名という充実した体制で、事業者の相談にはワンストップで対応していきたいというふうに考えています。

その中の専門スタッフの一人に、今委員おっしゃっていただきました事業承継の事案を多数扱った実績のある県外のMアンドA専門会社からの職員も充てることにはしております。

ただ、一方、県内におられる税理士でありますとか公認会計士、それから経営コンサルタントといった専門の方々、この方々は非常に県内の企業、県内経済などの実情を熟知されているというふうに思います。そういった方々につきましては、今回の場合は案件ごとに支援チームを編成することにしておりまして、その案件ごとの支援チームに参加をしていただきたいと思います。その中でより精度の高い分析、それから具体的な支援方針の検討をぜひ行っていただきたいというふうに思っております。

○西内(健)委員 先ほど支援チームを編成するというお答えがありました。

実際、相続なんかで相談があるときというのは、例えば不動産が非常に問題になったりするわけですね。そういった専門家もまた外部から入れたりしなきゃいけないと思うんですが、そういったとき、支援チームがどんなメンバーで構成されるのか、商工労働部長にお伺いしたいと思います。

○原田商工労働部長 この支援チームでございますが、相談者に対する支援の中核になるものでございます。経営課題のまず最初の分析から経営計画の検討、事業承継方針の検討・決定、ま

た承継計画の実施中のフォローアップといったものまで、一貫して支援を行うようにしております。

チームの体制でございますが、金融機関で事業承継事務の経験豊富なプロジェクトマネージャーといったものをトップにしまして、必要な分野の専門家を含め編成をすることにしておるところです。

相談の案件によって、どこをとというようなことがあるかと思えます。相談の案件内容に応じまして、例えば税理士、弁護士、公認会計士といった専門家に加わっていただきますし、経営改善といった面がもし必要であれば、産業振興センターの専門家も加わっていくといったように、案件に応じて構成メンバーを決めていきたいというふうに思っております。

○西内(健)委員 次に、後継者や中核人材の確保として、県の移住政策と人材誘致の取り組みを連動させながら、外部からの人材誘致に取り組むということであります。

先ほどの産業振興計画の県内の人材の取り組み、いろいろ今成長されている方が多いと思うんですけども、県内の人材というものをどのように活用していくのか、それをお伺いします。

○原田商工労働部長 このセンターのもう一つの大きな役割に、企業の後継者候補となります人材に加えまして、経営サポート、それから新たな事業拡大を図るための核となる人材、また事業再生を図るための中核となる人材といったことを確保する、これも大きな役割というふうに考えております。

委員のお話にもありましたが、これは都市部からの人材誘致にも当然取り組むわけですが、あわせて県内におられる方の活用も図っていきたいと思っております。

センターのスタッフには、人材のマッチングのノウハウを持った職員を配置するようにして

おりますし、県内の産業支援機関や商工団体でありますとか、また金融機関といった企業人材の情報が集まるそういった機関、これはもう既に連携をするようにしておりますけれども、そういったところと連携しまして、県内の人材情報を蓄積し企業の求める人材ニーズに対応していきたいというふうに思っております。

○西内(健)委員 そんな中で、やっぱり事業承継となりますと、個人で個人事業者を継ぐとかということなら問題ないとは思いますが、事業承継、多分私はこの県内のケースで比較的良質なケースというのは事業譲渡であったりとかMアンドAになってこようと思います。

そんな場合、どうしても企業の情報、それをどうやって保護していくのか、相談内容には売り上げとか取引先、そういったプライバシーに関する情報が多いわけで、デリケートな部分が多く守秘義務が課せられるのが通常であるわけですが、このセンターではそういった情報をどうやって扱う予定になっていきますか。

○原田商工労働部長 委員のお話にもありましたが、企業からの相談内容というのは営業の秘密、個人情報などが含まれますので、徹底した情報管理というのが求められると思います。そのため、金融機関が現在行っている、または中小企業の再生の取り組みを現在行っております中小企業再生支援協議会などの例に倣いまして、秘密保持等に関する契約を、相談される事業者の方と締結することとしております。この契約で、営業秘密や個人情報など業務で知り得た情報を第三者に開示しないということや、知り得た情報を他の目的に使用しないといったようなことについて担保をしたいと思っております。

また、さらに職員に対しては、秘密保持誓約書を提出していただくといったもの等考えていきたいと思っております。

○西内(健)委員 また戻りますが、事業承継で外

部人材の登用といいますか、マッチング支援を考えていらっしゃると思いますが、その事業承継で外部人材の承継を行う場合、幾つか問題があります。非常に、これが今まで事業承継が進まなかった理由であるんですけども、例えば経営者の株式を取得する場合、事業承継者がその資金をどうやってつくるのか、そういった部分が課題になってきます。また、経営者がそのまま残って株式を保有したまま事業承継をやると、今度相続が発生した場合に、例えば事業が成長した場合に、相続人がその承継して伸ばした人間を追い出す、こういった事例もあります。また、どうしても中小企業の場合、多くは経営者が債務保証を行っているために、例えば担保を外せるのか、それから承継者が担保を提供できるのか、そういった個人的な問題にかかってくると思うんですね。

これらは非常にデリケートな問題であって、なかなか外部人材を登用するといっても難しいところであり、今回、金融機関がそこに入っているところで、どうやってその問題を解決するかということも非常に大事だと思っております。

このように、事業承継の取り組みというのは非常に息の長い長期の取り組みになろうと考えていますが、支援チームとしてどうやって具体的な支援を行っていったりするのかな、またそのアフターフォローみたいなことをどうやってやるのか、商工労働部長にお伺いします。

○原田商工労働部長 事業承継の取り組み、本当に場合によっては大変息の長い取り組みとなると思っております。相談をいただいた後でも、まず企業の経営状況とか資産の状況、後継者の方向性といった、委員がおっしゃいましたように非常に微妙な問題も含めて、全般的に分析する必要がございますし、その分析の結果について、先ほど言いましたチームでケース検討も十分行う必要があります。

そういった際にも、非常に慎重にする必要があるわけですが、承継支援を開始するといった判断をして支援を開始する場合は、事業承継計画の策定支援に取り組むことになります。策定支援に当たってといいますか、計画の策定に当たっては、先ほど委員もおっしゃいましたが、例えば株式の譲渡、それから事業用資産の引き継ぎでありますとか、債務の整理、後継者の育成などといった方針を定めることと同時に、あわせて販路開拓や生産性の向上といった経営改善の計画も盛り込むことになります。

そういった内容全般にわたって具体的な支援を行うことになるわけですが、先ほど申しました外部のスタッフだけでこれを全部というのは、いささか問題もあろうかと思えます。基本的にはそういう専門家を全部用意したいと思っておりますが、特にその企業と密接な関係があった商工会議所、それから税理士といったものもいらっしゃると思いますので、そういった方と十分連携して、そういったところも十分配慮していく必要があると思っております。

また、計画の策定に当たって、先ほどもありました資産評価等をする必要もあって、そういう場合は非常に大きな費用といったものも考えられます。そういった場合は適切な審査を前提に、新たな補助制度なんかを創設しまして、負担の軽減も行っていきたいと思っております。

あわせて計画策定中、それから策定後も、さらなる事業の発展をしていただきたいというのがございます。そういった新たな取り組みにつままして、産業振興計画のさまざまな施策につなげていくなど、引き続きの支援も行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○西内(健)委員 先ほどの答弁なんかで感じるのは、やっぱり民間がやるところと行政がやるところをしっかりと分けて考えていただきたいなど

いうところを思います。

債務保証なんかの問題も、今後、民法の改正なんかで保証人がかわったりとか、それから例えば事業承継税制なんかも猶予制度ができたりとか、いろいろ制度が変わってきて、事業承継にとっては非常にやりやすい環境が整う可能性もあると思います。そういったことも含めて、今後これは本当に息の長い、高知県にとっては必要な取り組みであろうと思いますので、ぜひしっかりとこのセンターの運営を行っていただきたい旨、要望をしておきます。

続きまして、県立高校の再編についてお伺いをしたいと思います。

須崎高校、須崎工業高校の統合であります。少子化が進んで生徒数が減少し、学校がさらに小規模化することが見込まれることや、高知市の高校への入学者が集まる傾向にある中、何とか高幡地域、高吾地域の拠点校として、この統合を進めるということ聞いております。

特に、社会性の育成や、大学進学や就職の実現、こういったことが拠点校として求められているわけですが、まずソフト面といえますか、そういったところを教育長に、具体的に今後どう取り組むのか、お伺いいたします。

○田村教育長 統合後の学校を高吾地域の拠点校としていくために、まず大学進学に向けましては、普通科で、1年次から習熟度別授業を国語、数学、英語で実施いたしまして、難関大学に挑戦できる講座を設けますとともに、2年次からは大学・短大進学クラスと難関大学進学を目指すクラスを設置すること。それから工業科におきましては、大学進学希望者が普通科と連携して学ぶ仕組みづくりといったことを検討しております。

また、就職への支援としましては、これまでの須崎工業高校で培ってきました就職指導のノウハウや県内外のネットワークを活用して、普

通科の生徒も含めて就職率100%を維持できるように支援体制を強化していきたいというふうに思っております。

○西内(健)委員 本当に難関大学へ進学といったところと、須崎工業のOBの一番の思いは就職率100%であり、今までの就職先、こういったものをどうやって確保していくかというところでもありますので、そこらの取り組みは非常にしっかりとやっていただきたいなと思います。

次に、ハード面であります。規模が大きくなるということで、今体育館なんか非常に手狭です。グラウンドもこれから狭くなるだろうと。そして食堂なんか要望が多いし、地域の住民にとっては津波の緊急避難場所として指定されていることありますが、これらのハードの整備をどのように行っていくのか、教育長にお伺いします。

○田村教育長 平成31年度の統合に向けましてということで、来年度当初予算で、統合で増加します生徒の教室を確保するための校舎の増築ですとか、現在の校舎、体育館、食堂の改修、それとは別に部活動や地域の避難所としても活用できるように、新たな体育館の建築などの基本設計を進めていくということにしております。

基本設計のポイントといたしましては、工業実習による騒音の防止など普通科と工業科の授業が円滑にできるような配置、それからエレベーターの設置によりますバリアフリー化、それからトイレの増設などでの女子生徒増加への配慮といったことを考えております。

平成28年度で実施設計を行いまして、建築は29年度から30年度で、31年度までに完成するというような予定でございます。

○西内(健)委員 あと、平成29年度から対応する1年生が入ってくるということですが、特に須崎工業の場合、現行4学科ありまして、例えば造船科なんかは毎年ソーラーボート大会で優勝

したりといった実績もある中、この学科をどうやって維持していくのか。それとユニバーサルデザイン科、こういったものがどのように変わっていくのか。

学校側も少し不安を覚えているところがありますが、これをどのように3学級に改編するのか、教育長にお伺いをしたいと思います。

○田村教育長 工業科の学科を改編する視点としたしましては、御要望が強い現在の4学科の内容の継承ということに加えて、新しい時代の工業科としての姿ですとか、各学科の志願者の動向あるいは産業界のニーズなどがございませう。これらの視点を考慮しながら検討しているところございまして、今後のスケジュールとしたしましては、来年度中に学科改編の内容を検討いたしまして、28年度に学科改編の内容を県民の皆さんに周知して、29年度から実施という予定でございませう。

○西内(健)委員 それとあと、やっぱりOB等の意見を聞くと、一番話に出るのが校歌と校名であります。これをどのように決定していくのか、スケジュール等を教育長にお伺いします。

○田村教育長 校名、校歌等については、現在の両校の関係者の皆さん思いは強いと思ひますけれども、来年度から学識経験者等から成ります統合準備会を立ち上げて検討を始めたというふうに思ひます。

まず、先ほど申しましたけれども統合に向けた工業科の改編のあり方、それから普通科に設ける大学進学コースのカリキュラムなどの内容面の検討を進めていきまして、そうしたことと並行しながら、校名などを検討する過程で、両校の学校関係者、あるいは県民の皆様からも御意見をいただきながら、平成28年度末までには教育委員会で決定できるように進めていきたくと考へておひます。

○西内(健)委員 あと、移転が終わる須崎高校の

校舎の利用について少しお伺いをしたいと思ひますが、須崎市、今、武道場なんかも本当に雨漏りがして使えるもんじゃないという相談があったりして、須崎高校が移転した後は、そういうのを使わせていただけないかという声も聞こえます。

県有財産なんで、そこは可能かどうかというのも問題があるかと思ひますが、校舎の後利用というのはどのようにお考へか、教育長にお伺いします。

○田村教育長 須崎高校の校舎の利用につきましては、須崎市と今も話をさせていただいておひまして、いろいろと御検討いただいているというふうに思ひます。

いずれにしても、地元で有効活用していただきたいというふうに思ひておひますんで、そういった方向で、今後とも協議をさせていただきたいというふうに思ひておひます。

○西内(健)委員 次に、スポーツイベントについてお伺いをさせていただきたいと思ひます。

高知龍馬マラソン2015が、市民最強ランナーと言われる川内優輝選手を招き、約6,500人、県外参加者3,000人のランナーが土佐路を駆け抜けたわけでありませう。優勝した川内選手の話の中でも、「走ってきた全国各地の大会の中でも、高知の皆さんの応援が一番だった」と、本当に最高の褒め言葉をいただいたのではないかと思ひます。

それまでの高知マラソンから、広く一般の方が参加できる市民マラソンに形を変え、年々規模を拡大しながら今回で3回目となる大会が終了したわけですがけれども、全国から参加した一般ランナーからもさまざまな意見があったと思ひます。

大会を振り返っての感想と、ランナーから寄せられた意見にどのようなものがあったのか、教育長にお伺いをいたします。

○田村教育長 今回の大会を振り返っての感想は、一言で言いますと、今お話しにもございましたけれども、日本を代表するランナーの川内選手の参加を得まして、非常に県民の関心も高く大変盛り上がった大会ということではないかというふうに思っておりますが、何といいましても、多くの県民の皆さんにボランティアですとか、あるいは沿道での応援者ということで大会を盛り上げていただいたということが成功の源であったというふうに思います。

高知の冬は龍馬マラソンということで、広く県内外に認知をしていただけるような、そういったことになったのではないかというふうに思っております。

参加したランナーからの意見といたしましては、高知の美しい景色や豊かな自然、あるいは沿道の応援の多さや温かさ、高知らしい食材などに対する非常に高い評価をいただきましたし、わざわざ高知で走る意味や楽しさを感じたというような感想もございました。

そういったことで、ランナーの口コミによります大会ランキングでは、現在、東京マラソンに次いで第6位という高位置でございます。

一方で、スタート地点でトイレが少なかったことですか、あるいは走る途中での給食ですね、こういった内容の追加を要望するような声もございましたので、今後必要な事項の改善に取り組みますとともに、さらに趣向、工夫を凝らしまして、参加者に、より満足いただける大会となるように進めていきたいというふうに思っています。

○西内(健)委員 私もネットを見ると本当に、不満なところがトイレとか、そういったところぐらいで、非常に満足度が高かった大会であったと思います。このように成功裏に終わった陰には、先ほどおっしゃったように、多くのボランティアに協力をいただいたことではないかと思

います。今回はその数も2,000人を超えたと聞いておりますが、本当にこれらの方々の協力がなければ、これらの大会運営は非常に難しかったんだと思います。心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、そんな中、来年度、高知龍馬マラソン初の1万人規模の大会を目指しているようですが、1万人規模にふさわしい大会にするには、より多くの協賛企業や、またボランティアの力が必要だと考えますが、どのような計画を立てようとしているのか、教育長にお伺いをします。

○田村教育長 まず、今大会の協賛企業といたしましては32社からの御協力をいただいております。予算全体の約2割を占めます総額2,300万円の協賛金と商品の提供などをいただいております。大会の安定した運営をサポートしていただいたというふうに思っております。

その協賛企業からは、テレビやラジオによる中継などに関して非常に好評もいただいております。今後もより多くの協賛をいただけるように、広告媒体としての価値を高め、より一層魅力ある大会に育てることで、新しいパートナーを獲得していきたいというふうに思っております。

それから、ボランティアにつきましては、先ほど来お話もありますし、私も申しましたけれども、大会成功の鍵ということだと思っておりますが、今回も手荷物の受け渡しですとか、あるいはフィニッシュ後のランナーへのサービスといったようなことも、ランナーから高い評価もいただいたという中学生、高校生の力もございました。

次期大会に向けましては、早い段階から次回の1万人規模の大会内容を広報、PRいたしまして、多くの方に興味、関心を持ってもらい、あわせまして大会ホームページなどで今回参加

いただいたボランティアの方々の体験談を情報発信することですとか、新しい組織、団体への声かけなども行いまして、より多くのボランティアに参加いただけるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

こういったことで、来年度1万人規模の大会に向けて、しっかりと準備を進めていきたいというふうに考えております。

○西内(健)委員 本場に1万人にふえるということで、運営の負担も多くなると思いますが、ぜひ成功させていただきたいなと思っております。

次に、先週の土曜日、日曜日の2月28日、3月1日と、四万十川沿いや足摺宇和海国立公園などの雄大な自然環境を満喫しながら楽しめるイベントとして、四万十・足摺無限大チャレンジライドが開催されました。

サイクリングブームの昨今、県外からも多くの参加者があったようですが、今回のイベントをどのように評価しているのか、観光振興部長にお伺いをします。

○伊藤観光振興部長 無限大チャレンジライドへの参加者は年々増加しておりまして、プレ大会を含めると4回目の開催となる今回は、過去最も多い497名の参加となりました。このうち県外からの参加者は、北海道や鹿児島県など全国28都道府県から、全体の7割を超えます348人に御参加いただいております、観光振興に一定の成果が上がったというふうに考えております。

また、今大会では、参加者からの要望に応じまして足摺岬を1周するコースを新たに設置しましたことから、参加者の満足度も高まりましたし、エイドステーションでは地元ならではの料理を毎年充実しており、大変好評を得ております。

こうしたことから、この大会は地元の皆様によるおもてなしを初め、雄大な自然やおいしい食など本県の魅力を十二分に体感できる、一

足早い春の大会として定着しつつあると評価しております。

○西内(健)委員 本場に、昨今サイクリングブームであります。尾崎知事も自転車に乗っておられるということですが、来年はぜひ、龍馬マラソンとは言いませんが、こちらに参加してはいかがかなと思っております。

さて、温暖な気候を含めて、全国的にも恵まれた環境にある我が県であります、今後サイクリング観光、県内全域でほかに取り組むところがないのか、そういったことを観光振興部長にお伺いします。

○伊藤観光振興部長 今委員おっしゃられたように、本県には、雄大な太平洋に面した海岸線ルートや貴重な自然が残る山間部など、国内外からサイクリストを呼べる魅力的な資源がございます。こうしたことから、これまでも自転車専門誌、それからウェブサイトなどで、著名なサイクリストによるお勧めコースの紹介など、県外に向けたPRを行ってまいったところです。

また、昨年度に、四国4県が協力いたしまして四国一周コースを設定して、本年度はこのコースについて、台湾の旅行会社を招聘した実走視察を行っておりまして、四国4県をフィールドとした海外からのサイクリストの誘致にも取り組んでいるところでございます。

今後、こうした取り組みに加えまして、昨年6月議会で土森議員の御質問にお答えしましたように、各市町村などとも協力しながら、地域の歴史や文化、それから食など、さまざまな魅力を体験していただける要素も盛り込んだサイクリングコースの設定を進めまして、県内各地でサイクリング観光を広げていきたいというふうに考えております。

○西内(健)委員 高齢化や少子化で、皮肉なことに意外と車が走らないこの高知県であります。自転車のいろんな取り組みはやりやすいんじや

ないかと思うんで、ぜひ拡大をしていただきたいなと思います。

次に、成年後見制度についてお伺いをしたいと思います。

3年前にも、これについては質問をさせていただいておりますが、成年後見は、介護保険制度による介護サービスが措置から契約へと移行したために、それを補完する目的で同時にスタートしたわけであります。本人にかわって要介護認定・要支援認定申請、介護サービス契約を結ぶなど、介護保険制度の利用のために成年後見制度は必要でありますが、その利用はまだまだ限定的なものにとどまっております。

財産管理、身上監護、また医療行為への同意、そして4親等内の親族による申し立てや、申し立て時に例えば意思能力がしっかりとあるのかといった確認のために医療機関での診断書が必要であると、そういった形で手続が非常に煩雑である。こういったことで、この制度の利用が進んでいないのではないかと考えておりますが、高知県内における成年後見制度の利用者の状況を地域福祉部長にお伺いします。

○井奥地域福祉部長 高知家庭裁判所によりますと、県内の成年後見制度の利用者数は、平成24年末で1,234名、平成25年末では1,271名と微増にとどまっております。また、平成25年10月時点での本県の要介護等認定者数約4万6,000人の約2.8%、全国では約3.1%にとどまるなど、本人に画一的な権利制限が加えられるといったことなどから、委員のお話にありますように、全体としての利用はなかなか進まないといった、そういう声もお聞きをいたしております。

このため、県といたしましても、今後の認知症高齢者の増加などに備えるためには、制度の普及啓発に努めるなど、なお一層の利用促進を図る必要があるものと、そのように認識しております。

○西内(健)委員 本当に制度をもっと広めていく、認識していただくということが必要な取り組みであろうと思います。

そして制度の利用を進めるために、市町村長が後見人を立てる場合の申し立てをする要件が非常に緩和をされてはいますが、県内の市町村長による申し立て件数の状況を地域福祉部長にお伺いします。

○井奥地域福祉部長 県内の市町村長による申し立て件数は、平成25年が37件と、平成21年と比較いたしますと約4.6倍の伸びとなっております。一方、全国でも市区町村長による申し立て件数につきましては、平成25年が5,046件で、平成21年の約2倍、また本人の子供さんに次いで2番目に多い申立人となるなど、身寄りのない高齢者の増加や要件緩和などを背景といたしまして、県、全国ともに以前に比べて大幅に増加をいたしております。

今後とも、身寄りがなく、親族などによる申し立てが望めない高齢者などが増加する中では、制度の利用促進はもちろんのこと、後見人となる担い手が不足するといった事態も心配されます。このため、今後は高知弁護士会や県司法書士会などといった関係機関とも連携し、成年後見制度の安定した運営に向けまして、市民後見人の育成などといった、こうした取り組みを支援することなども検討の必要があるのではないかと、そのように考えております。

○西内(健)委員 本当に高齢化が進む高知県、非常に必要な制度であろうと思います。

身寄りのない高齢者の方々、今お話もありましたが、成年後見制度の一つの問題として、成年後見は被後見者の死亡とともに後見人の責務と権限がなくなるわけです。一番何が課題かというと、死後の事務と言われ、例えば遺体の引き取り、そして葬儀葬式を誰が出すか、こういったことは、身寄りのない方はなかなか誰がとい

うのは特定できない。そういった中で成年後見人が、病院から何度も何度も遺体を引き取ってくれという電話があつて、また我々の知っている方でも、知り合いでないというか成年後見人であったことによって、その活用された方の葬式をもう5件も6件も出して、家の中に骨つぼが5つも6つもあるとかという、そういった実態もあるわけです。

民間に非常にこれ負担がかかっています、やはりどういうふうに死後の事務というのを取り扱うのかというのが問題になるかと思いますが、そのあたり地域福祉部長の見解をお伺いします。

○井奥地域福祉部長 高齢者などの権利擁護の取り組みの強化に向けまして、現在高知県司法書士会などの関係機関の御協力もいただき、意見交換会などを実施しておりますが、その中でも委員お話しの方の遺体の引き取りや埋葬などで困っているケースなど、そういうものをお聞きいたしております。

こうしたケースでは、亡くなられる前に後見人と市町村とが事前協議をしておく必要があるものとは考えますが、成年後見制度は、判断能力が低下した高齢者などの生活を支援する仕組みとして、今後の高齢社会にはなくてはならない制度でもあり、本人の意向が十分に生かされる制度へと絶えず見直しが図られる必要があるものと考えております。

このため、先ほど申し上げました関係機関との意見交換会などで課題等を整理し、必要に応じて国への提言活動なども検討する必要があるのではないかと、そのように考えております。

○西内(健)委員 本当に身寄りのないお年寄りというのは成年後見がついていない。そういった方が病院にも多くいて、病院側でも実際どうしたらいいのか、死亡されたときに葬式は、じゃあ病院が出すのか。市町村に相談をしてもなか

なか相手にしてもらえず、病院側が葬式を出した後に、残った財産だけを市町村がすぐ取りに来たなんて笑えない話もあるわけで、本当この問題、やっぱり民間だけに任せていいのかというところは多くあると思います。ぜひ取り組みの周知を行っていただきたいなと思います。

時間が来ましたので、質問を用意しておりましたが、できなかつたことにおわびを申し上げまして、以上をもちまして、私の質問とさせていただきます。(拍手)

○溝淵副委員長 これ以西内健委員の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

明7日及び明後8日の2日間は休日のため休会し、9日の予算委員会は午前10時から開会いたします。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後4時38分散会

平成27年 3月 9日 (月曜日)

出席委員

金子 繁昌 君
 加藤 漠 君
 西内 健 君
 弘田 兼一 君
 依光 晃一郎 君
 佐竹 紀夫 君
 三石 文隆 君
 森田 英二 君
 武石 利彦 君
 樋口 秀洋 君
 溝渕 健夫 君
 西森 潮三 君
 横山 浩一 君
 上田 周五 君
 西森 雅和 君
 黒岩 正好 君
 田村 輝雄 君
 中根 佐知 君
 米田 稔 君
 塚地 佐智 君

欠席委員

なし

説明のため出席した者

知 事 尾崎 正直 君
 副 知 事 岩城 孝章 君
 総務部長 小谷 敦 君
 危機管理部長 野々村 毅 君
 健康政策部長 山本 治 君
 地域福祉部長 井奥 和男 君
 文化生活部長 岡崎 順子 君
 産業振興推進部長 中澤 一真 君

理事(中山間対策・運輸担当) 金谷 正文 君
 商工労働部長 原田 悟 君
 観光振興部長 伊藤 博明 君
 農業振興部長 味元 毅 君
 林業振興・環境部長 大野 靖紀 君
 水産振興部長 松尾 晋次 君
 土木部長 奥谷 正 君
 会計管理者 大原 充雄 君
 公営企業局長 岡林 美津夫 君
 教育委員長 小島 一久 君
 教 育 長 田村 壮児 君
 人事委員長 秋元 厚志 君
 人事委員会会長 福島 寛隆 君
 公安委員長 織田 英正 君
 職務代理者 國枝 治男 君
 警察本部長 朝日 満夫 君
 代表監査委員 吉村 和久 君
 監査委員局長

事務局職員出席者

議事課長 楠瀬 誠 君
 議事課長補佐 小松 一夫 君
 主 任 沖 淑子 君
 主 事 溝渕 夕騎 君



午前10時開議

○西森(潮)委員長 ただいまから2日目の予算委員会を開会いたします。



諸般の報告

○西森(潮)委員長 御報告いたします。

公安委員長島田京子さんから、所用のため本日の委員会を欠席し、公安委員織田英正君を職務代理者として出席させたい旨の届け出がありました。

本日の日程はお手元にお配りしてありますので、御了承願います。



質疑並びに一般質問

○西森(潮)委員長 これより2月定例会に提案されました予算及び予算関連事項に対する質疑並びに一般質問を行います。

米田委員。あなたの持ち時間は45分です。御協力をお願いいたします。

○米田委員 おはようございます。日本共産党の米田稔でございます。通告に基づいて順次質問に入らせていただきます。

最初に、浦戸城跡の保存、活用についてお伺いをいたします。

浦戸城跡内に県が坂本龍馬記念館新館の建設計画を進めています。これに対して、今、浦戸城跡の保存と国史跡化を求めて、地域住民、歴史愛好家、浦戸城跡保存会の皆さんが署名活動などを行っています。この情報がツイッターなども通じて広がり、全国、また台湾、韓国など国内外の長宗我部ファンからも熱い賛同の声が広がっています。

まず、予定している坂本龍馬記念館新館整備計画の今後のスケジュールについて文化生活部長にお聞きします。

○岡崎文化生活部長 現在の坂本龍馬記念館は、貴重な資料を収蔵、展示する博物館としての機能が不足しているため、新館は現在の建物にこうした機能を付加するものでございます。

整備スケジュールにつきましては、現在基本設計を行っております。平成27年度には実施設計、28年度には建築工事に着手をして、明治維新150年の節目に当たる平成30年1月のオープンに向けて取り組みを進めているところでございます。

○米田委員 1995年に、文化財公開施設の計画に関する指針というのが文化庁文化財保護部長名で出されています。計画の段階から、文化財の公開、活用と維持保存の調和に十分な配慮が必要ということで、その中では、建物内の空気環境を安定させるためにコンクリートの打設後から文化財の公開までの期間は二夏の経過またはこれに相当する環境の実現が望ましいとされています。

この指針に基づいた計画期間だという理解でいいですか。文化生活部長にお聞きします。

○岡崎文化生活部長 指針のとおり、コンクリートの打設から二夏の枯らし期間を設けるということは、建物内の空気環境を安定させるために有効な手段となっております。

しかし、坂本龍馬記念館は県内屈指の集客施設でもあります。明治維新150年の節目となります。平成30年には新館をオープンさせ、観光振興にも寄与すべく、二夏を経過しなくても建物の空気環境を安定させて展示公開が可能な環境を実現できる工法を採用することとしております。

具体的には、現在行っております基本設計の中で検討しておりますけれども、例えば文化財にとって安全な建材を積極的に使用するとともに、現場でのコンクリート打設を極力少なくすることで短期間で有害物質を除去することが可能になると考えております。

○米田委員 ぜひ、望ましいとしていますが大事な指針ですので、このことについては十分やっぱり検討していただいて——以前、赤岡の絵金がよその施設へ行って大変な事態になったとい

う体験もあるわけですので、十分精査をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

浦戸城跡は、高知市浦戸宇城山にあり、戦国時代、本山氏によって原型がつくられ、長宗我部元親が完成した城郭です。1590年の小田原攻めや文禄・慶長の役での水軍基地、また朝鮮出兵への出撃地にもなり、太平洋側でほとんど唯一海城の実態がわかる貴重な城です。また、山内入国の際には浦戸一揆の舞台にもなり、戦国時代の高知の歴史が詰まった重要な遺跡とされています。

最近明らかになったことですが、今から400年近くも前、1640年以前の世界地図、日本の部分に四国の中で唯一浦戸がウランドとして記され、紹介をされています。上智大学キリシタン文庫に収録されています。当時、浦戸は、東西交通の要衝であるとともに大航海時代におけるヨーロッパ世界との窓口であったことを歴史は示しているのです。高知市誕生のルーツと言えます。

事前に、知事さんや教育長さんにお渡ししましたこれがその地図なんですね。

1993年の桂浜荘改築工事に伴う立会本調査に際し、当時の最先端技術でつくられた裏込め石を使った石垣が発見され、鯺瓦も出土、また今も遊歩道を西に歩くと敵の侵入を防ぐための堀切や二の段、三の段など、当時の城の痕跡を見ることができます。天守台の存在とともに、中世から近世への過渡期の特徴を持った城跡として国史跡級と高く評価をされています。

そして、北面山麓は、現在、埋蔵文化財包蔵地に指定をされていますが、町割り、追手道など当時の痕跡、歴史的景観が残り、浦戸城下町遺跡が広がっているのであります。

教育長にお聞きしますが、浦戸城跡の歴史的遺産をどう評価、認識されているのか、お聞き

します。

○田村教育長 お話にもありましたように、浦戸城跡は長宗我部氏の居城であるとともに、水軍基地や朝鮮出兵の基地になるなど、中世から近世にかけての歴史的価値を有するものと考えております。

ただ、浦戸城跡は、かつて水泳プールのある娯楽施設の建設、撤去などもございまして、昭和57年に高知市が行った中世城跡分布調査で南の本城台跡——今の龍馬記念館が建っている敷地などは完全に掘削されているというふうに報告をされております。

○米田委員 後で聞こうとしたことを答えていただいたんですが、浦戸城跡は中世から近世の城郭の変遷をたどることができて、戦国時代の高知の歴史が詰まった重要な遺跡です。

まず、この本物の歴史的遺産を保存することが地域史の確立、個性豊かな地域再生への原動力になるのではないのでしょうか。また、高まる歴史ブームの中、歴史とロマンがあふれる城山公園など個性ある貴重な観光資源としても活用できるのではないのでしょうか。

保存と活用について高知市と協議してはどうかと思いますが、教育長にお聞きします。

○田村教育長 高知市とは、当該地域の保存、活用について、これまでも平成3年度の浦戸城跡西側尾根部分の確認調査、平成5年度の桂浜荘の改築工事に伴う発掘調査の実施の際にも連携して対応してきております。

また、今回の坂本龍馬記念館リニューアル基本構想検討委員会におきましても、高知市教育委員会と商工観光部の担当者に御参加いただいて連携協議をして取り組みを進めてきております。

さらに、高知市桂浜公園整備検討委員会にも県職員が参加をして連携を図らせていただいているというところでございます。

お話の内容につきましては、改めて高知市にお伝えをするとともに、これからも連携して取り組んでいきたいというふうに考えております。

○米田委員 ぜひ協議をして、大事な遺産ですので十分な保存、活用をお願いしたいというふうに思います。

ただ、今答弁もされましたけれど、歴史的価値にふさわしく立会調査ではなく発掘本調査を実施すべきと思います。1964年、昭和39年に営業が始まった桂浜荘ですが、既に遺構はないということで、1993年の改築の際も立会調査から始めました。しかし、貴重な遺跡が出土、発見をされました。

ぜひ発掘調査を行うべきというふうに考えるんですが、教育長にお聞きをいたします。

○田村教育長 龍馬記念館が新たに建設される予定の土地につきましては、先ほども申しましたけれども、かつて水泳プールがある娯楽施設が建設され、また撤去されていると。それから、駐車場の造成工事も行われているということで、遺構等が残っている可能性は極めて少ないというふうに判断しております。

そのため、発掘調査の必要性はないというふうに判断しておりますけれども、念のため立会調査を行うこととし、アスファルトを剥ぐ際ですとかボーリング調査の際には、丁寧に状況を確認していきたいというふうに考えております。

○米田委員 最初の答弁でも、多分、高知市の城跡という報告書ですよ、根拠にされているのは。しかし、これを見ますと、南の本城台跡は完全に掘削され国民宿舎等が建ち、ここより東の各郭についての遺構は残存しないというふうに確かに書いていますが、私はこれは今回新館建設の予定地で発掘本調査をしないという根拠にはならないというふうに思います。

1つは建設予定地。今の駐車場は完全に掘削されているとする国民宿舎や龍馬記念館、それ

以前にあった桂浜ヘルスセンターとは明らかに別の位置、場所なんですね。

また2つ目は、予定地を含めて本城台跡地を発掘調査したという公的記録はありません。浦戸城跡で明確に発掘調査をしたのは1993年の国民宿舎改築時の611平米のみであります。そして、今教育長が言われた高知市の城跡のこの文言からしても、国民宿舎から東は遺構は残存しないと指摘していましたが、実際1993年の改築に当たっての発掘調査で国民宿舎敷地から遺構が出てきたわけですね。

ですから、これに基づいて根拠というふうには私は言えないと思いますし、この間の経過、また具体的に発掘調査をやって遺構が出てきたという事実からしても、やっぱり本調査をきちっとやるべきではないかと、そこから始めるべきではないかということ強く思うんですが、もう一度教育長にお聞きします。

○田村教育長 1993年の桂浜荘の発掘調査につきましては、その可能性がある、実際に石畳すとか石垣が出てきているわけですけども、そういった可能性があるということで発掘調査を行ったというふうに承知しております。

ただ、今回につきましては、そのもとあった桂浜ヘルスセンターの建っていたところと相当重なっておりますし、それと今駐車場になっている部分ですね、という両方で掘削をされているという部分に建つということでございますので、極めて可能性は低いということで考えているということでございます。

○米田委員 押し問答してもいかなのですが、現在の龍馬記念館の建っているところはもとは桂浜ヘルスセンターが建っていたところとほとんどダブっているんですよ。ですから、今教育長が駐車場と言われましたが、それははるかに北側、北西なんですよ、場所からいっても。そういうことからしたときに、国民宿舎改築時の

経過を見たときに、あれも最初は立会調査から始めたんですよ。今と同じなんです、今度やろうというね。だから、最初から発掘調査に入ったわけではないんです。

だから今回は、そういう経験も踏まえて、重要な歴史遺産ですから、きちっとやっぱり発掘調査から入ることが僕は必要だというふうに思うんですけど、ごめんなさい、再度お聞きします。場所も違うということもあります。

○**田村教育長** ちょっと何回も同じことで申しわけないですけど、今回計画している場所ですけども、その場所の南部についてはかなりの部分が桂浜ヘルスセンターが建っていた部分と重なるということでございまして、北の方の一部については今駐車場になっている部分ということでございまして、そういうことから、極めてそういう埋蔵の史跡が出てくる可能性は低いということでございまして、そういうことでございます。

○**米田委員** 納得しがたいんですが、古図を見たときに龍馬記念館とヘルスセンター、こうダブって並んで——だから駐車場も北側の駐車場に新館を予定されているわけですよ。ですから、そこは全く桂浜ヘルスセンターの位置していた場所とは全く別個のエリアなんですよ。そういうこともやっぱりきちっと踏まえていただいて、なお本当に歴史的な遺産に真摯にやっぱり取り組んでいくということを検討もしていただいて、なおそういう発掘調査に前向きに取り組んでいただきたいということを要請しておきたいというふうに思います。

この2月12日の現地調査、行政との懇談も踏まえて、日本考古学協会埋蔵文化財対策委員会が2月23日に矢島國雄委員長名で、文化庁長官、県知事、県教育長、高知市長、高知市教育長など宛てに、高知市浦戸城跡の保存と活用に関する要望書を提出されています。

要望項目は、1つが、「浦戸城跡の歴史的価値と景観を損ねる、坂本龍馬記念館新館の城跡内への建設を中止すること」、2、「浦戸城跡の歴史的・考古学的内容を正確に把握し、その保護・整備・活用を図り、浦戸城跡の国史跡化に向けて取り組むこと」としてあります。

知事のところへも届いているというふうに思うんですが、極めて重みのある専門家による提言だと受けとめています。知事の受けとめ、御所見についてお伺いします。

○**尾崎知事** この坂本龍馬記念館の新館でありますけれども、現在の館では不足しております博物館機能、これを付加しようということで新たに建設するものでありまして、現行の記念館の隣、隣接した地域に建設する必要があるものであります。

位置としては、現在の記念館の西側に設置をするということで、今基本構想も立てていただいております。多くの専門家の皆さんにも入っていただき、またパブリックコメントも経て策定をさせていただいたこの基本構想に基づいた建設を行っていかうとしているところです。

ただ、先ほどありましたそういう御提言書をいただきますなど、そういう御意見もあるわけでありまして、結局その背景にはこの土地が非常に歴史的意義のある土地だということがあるわけでありまして、そういう点を踏まえまして、我々としては文化財保護法に基づきます所定の手続によって隣境の確認を行うなどの対応をしますとともに、こちらを管理しておられます高知市の皆様とも御意向を伺いながら対応していくということが大事かなと、そのように考えておるところです。

○**米田委員** ありがとうございます。

文化財保護法には、文化財が貴重な国民的財産である、将来の文化の向上発展の基礎をなすものなどとしています。一度失った歴史的遺産

は取り返しがつかないと思います。後世に必ず禍根を残すと言わざるを得ません。

少なくとも、龍馬記念館新館の新たな開発工事は一旦中止をして、発掘調査を行って、県民的、国民的な議論を、私は保障すべきではないかというふうに考えていますが、知事にお伺いいたします。

○尾崎知事 新館建設の意義というのは極めて大きなものだと思っておりますし、これまで多くの議論を経てこの新館建設ということに至ったわけでありまして。

ただ、先ほどもお話にありましたように、この歴史的な意義というの踏まえないといけないだろうと思っております。過去の建設工事などなどを通じまして遺構等が残っている可能性というのは極めて低いというふうに考えられますけれども、そうではあります、立会調査で遺構の状況を慎重にあえて確認をするということとしたいというふうに、先ほど教育長の答弁にもありましたがそのように考えているところでございます。

また、やはりこの土地が非常に歴史的意義がある土地なのということの後々まで後世に伝えていくということも大事な仕事だと思っております。今度、坂本龍馬記念館が全体として新館建設に合わせてリニューアル工事をしていくことになるわけでありまして、それにあわせて、その館の中でも長宗我部一統の一群の歴史を御紹介するでありますとか、ここが浦戸城としてこういう形で使われていたということをしつかり御紹介するコーナーを設けるでありますとか、さらにその他の検証の仕方はないか、後世に伝えていく仕方はないか、そういうこともあわせて検討していくということとさせていただきたいと考えております。

○米田委員 確かに、知事の言われるように後世に伝える歴史的な土地だということは非常に大

事なんで、ぜひその方向でお願いしたいんですが、ただ歴史遺産を本当にそういう姿で残すかどうかというのが、片や問われているというように思います。以前も高知城の北曲輪跡への民間マンション建設計画に多くの県民が立ち上がって、知事の英断、決断によって土地を購入し、国史跡化を実現されたという経過もあります。そういうことからしたら、今後、知事のこうした姿勢をぜひ堅持されて、慎重に対応していただくように重ねて要望しておきたいというふうに思います。

次に、住宅行政についてお伺いをします。

まず、県営住宅の家賃減免制度についてお聞きします。

昨年9月、千葉県銚子市の県営住宅に住む母子世帯の母親43歳が無理心中を図って中学生の長女13歳を殺害するという痛ましい事件がありました。家賃滞納を理由に県が強制退去を執行する日の出来事でしたが、救える道はなかったのか、重大な社会問題になっていることは記憶にあることと思っております。

母親はパートで働き月収約7万円、このほか児童扶養手当の約5万円、年収100万円程度でした。家賃も滞納がち、国保料も滞納するなど、生活困窮していたことが明らかなのにもかかわらず、家賃の減免措置がとられず、入居許可の取り消しと明け渡しを請求、強制執行と。そして、減免措置が適用されていけば月1万2,800円の家賃が2,560円に引き下げられていたこととなります。銚子市も、国保と生活保護の課へ行くも、その手続には至っていません。

自由法曹団などが調査に入りましたが、その一人は、滞納など困窮の情報を集約できていれば今回の事件は防げたのではないかと、自治体が家賃減免や生活保護で申請がないと動かない待ちの姿勢をとっていることが課題だというふうに指摘もされています。

今回の事件をどのように受けとめておられるのか、土木部長にお聞きいたします。

○**奥谷土木部長** 大変痛ましい事件であり、大変残念であると受けとめております。お亡くなりになった方の御冥福をお祈りいたします。

また、強制執行は入居者にとって大きな金銭的、精神的負担となることを改めて認識いたしましたし、このような事案は、住宅部局と民生部局、県と市町村が連携した上で対応しなければ防げないとしても、県営住宅の入居者の個々の事情に応じた丁寧な対応が必要であると痛感いたしました。

○**米田委員** ありがとうございます。

事件を受けて、国は、昨年11月5日付で、公営住宅の滞納家賃の徴収における留意事項等についてとの通知連絡を全国に出しています。その内容、ポイントとそれを受けて県の改善事項があれば、また市町村への周知徹底状況について、土木部長にお聞きします。

○**奥谷土木部長** 通知のポイントは、家賃の滞納に対しては法令等の規定に基づき厳正に対応することを前提とすること、入居者の収入等の状況に応じて個別、具体的に対応し、やむを得ない事情を把握した場合は家賃減免等の負担軽減措置を図ること、またこの場合、民生部局との連携を十分とることであると理解しております。

県では、家賃の滞納者に対して督促を通知するほか、県及び住宅供給公社の職員が個別に訪問し、納付指導を行っております。その際に、入居者の収入や生活の状況を聞き取った上で生活に困窮していると判断すれば、家賃減免制度の利用や福祉事務所への相談を勧めております。

また、今後、市町村の対応状況を確認し、必要であれば市町村の民生部局から県営住宅入居者に対しても家賃減免制度の説明を行っていただくよう、改めて申し入れます。

市町村に対しましては、昨年11月26日付で、

国の通知及び事件に関する情報を送付し、その際、通知の趣旨を踏まえた市町村営住宅の適切な対応を要請いたしました。

○**米田委員** 次に、県の減免制度ですが、市町村民税の非課税世帯、住民税の課税計算の基礎となる各種所得の収入金額がないとき、生活保護基準額相当の額以下、知事が家賃の支払いが困難で減免が必要であると認めるときなどが対象になるとしています。

県営住宅入居世帯総数と現在減免を受けている世帯数について、また毎年提出の収入申告書による試算で先ほど紹介した減免対象になる人の場合、家賃減免の対象となる世帯数についてお聞きをいたします。

○**奥谷土木部長** 本年3月6日現在、県営住宅入居世帯総数は3,964世帯で、その約20%の803世帯が家賃の減免を受けております。

また、収入申告書の内容から試算いたしますと、減免要件の一つであります市町村民税非課税世帯に該当する世帯は、平成26年度申告分、これで約1,700世帯あります。

○**米田委員** 今部長が言われたように1,700ですね、1,700世帯が本来家賃の減免の対象になる。しかし、申請がされていない、本人が理解しなくて申請はされていないですから、本来こういう人たちがきちんと減免をできるようにするのが、私は重要な行政の役割だというふうに思います。

ただ、これは1,700世帯というのは約半数になりますよね。千葉県では、減免取扱基準は極めて明確です。県住入居者約1万7,000人のうち、減免対象者が1万1,000世帯、申告に基づく収入月額6万7,000円以下の人など6割を超える人が減免の対象になります。しかし、本人の申請によらなければ実際減免を受けることはできずに、問題になった千葉県の県営住宅でも1万7,000人の入居者がいながら、減免されているのはわず

か1,900世帯となっています。申請すれば減免になる人のわずか2割、同じような状況ですね。

減免基準は、各県違いがあると思いますが、高知県も同じような実態にあって、1,700世帯よりもはるかに、私はもう少し多いのが実際ではないかというふうに思います。

そこで、例えば千葉県は、税法上また各種控除を行った後、収入月額6万7,000円以下の方には減免、減額率が2割、4割、6割、8割ということで、きちっとやっぱり数字を見たらわかる形に、減免制度になっています。

私は、千葉県の県民の所得から見ても、高知県はなお一層生活実態は大変だというように思いますが、千葉県のようにわかりやすい減免基準に改善することを検討していただきたいというふうに思うんですが、その点どうでしょうか、土木部長に伺います。

○奥谷土木部長 高知県におきましても、減免基準は定めておりまして、全部で10項目ございませうけれども、それぞれ例えば入居世帯が地方税法に規定する市町村民税の非課税世帯に該当すると、こういった場合、該当いたしますと、認定家賃の額の4分の1に相当する額、これを減免できると。さらに、この市町村民税の課税計算になる前年度の収入が全くない場合、ゼロの場合ですね、この場合、家賃認定の額の2分の1が減免されるといった規定を設けてございます。

○米田委員 時間がなくなっていますので、ちょっと飛ばして、通告とちょっと省いていかさせていただきますと思いますが、先ほどの通知との関係もありますが、明らかに平成元年の通知も含めて、減免等の措置を講じて入居者の支払い能力に応じて負担の軽減を図るようということということで、今部長も言われましたが、少なくとも家賃滞納者や生活困窮者には個別に申請の勧めや制度の説明を丁寧にぜひ行うべきだと

いうふうに思うんですが、実態はどんなふうになっていますか。

○奥谷土木部長 家賃減免制度の周知につきましては、県営住宅の住まいのしおりに記載いたしまして、入居者説明会で入居者個々に配付して説明しております。またそれとともに、毎年度行う収入申告書の提出依頼あるいは家賃決定の際に制度をわかりやすく説明いたしましたチラシを同封しております。

加えまして、家賃滞納者への戸別訪問の際、病気や収入の減によりまして家賃を支払えなくなった入居者に対しましては、家賃減免制度を説明しまして利用を勧めております。こうしたことで周知に努めているところでございます。

○米田委員 ありがとうございます。ぜひ丁寧な対応をお願いいたします。

次に、若者の定住、移住促進にかかわってお伺いします。

2013年3月議会で、塚地議員が、低所得でも入居できる若者の好みにも合った住宅の整備、また民間への家賃補助を提言しました。部長は、民間賃貸住宅への支援について、その2月に設立した高知県居住支援協議会で検討していきたいという旨の答弁をされていますが、その後の検討状況、また施策の実施状況について伺います。

○奥谷土木部長 高知県居住支援協議会では、年2回の総会や必要に応じて開催する勉強会等におきまして民間賃貸住宅への支援策などを検討した結果、空き家の活用を中心に若者の定住や移住促進につながる取り組みを実施していくこととしております。

現在、11市町村で187件の移住希望者向け空き家などの情報をホームページで発信しております。そのうち96件が入居済みでございます。また、この不動産関係団体のホームページへのリンクも行っております。空き家情報につきました

ては、今後も充実を図っていく予定と聞いてございます。

高知県居住支援協議会の設立によりまして、国の民間住宅活用型住宅セーフティーネット整備推進事業、こういったものの活用が可能となっております。その結果、本年2月現在、高齢者や低額所得者、子育て世帯の若者を含みます住宅確保要配慮者向けに改善されました民間賃貸住宅が72戸整備されております。

○米田委員 ありがとうございます。

少し飛びますが、今月2日に全国首長アンケートの結果が公表されています。人口増へ力を入れたい施策、3つまでの選択となっておりますが、雇用と子育て環境と移住というふうに並んでいまして、次いで家賃補助など居住支援が4番目で26.8%となっていました。5番目のインフラ整備18.1%より大分多くなっています。

人口問題の上でも、また住まいは人権を保障する上でも、具体的に踏み出す家賃補助や若者の単身向け、また子育て世帯向け公営住宅の整備を検討することを強く求めるわけですが、土木部長にお伺いをいたします。

○奥谷土木部長 県といたしましては、空き家の増加が社会問題化しているという状況がございますし、公営住宅が住宅困窮者のための住宅であるという法の趣旨、こういったことから、公営住宅自体の整備は、これは困難であると考えておりますが、子育て支援あるいは移住支援など幅広い住宅需要に対応するためには、空き家を活用いたしまして良質な公的住宅を供給していきます市町村を支援してございます。

県としましては、こういった空き家を再生いたしまして、良質な公的住宅を賃貸住宅として低廉な家賃で提供するということで、低所得の若者あるいは移住希望者も含めました住宅確保要配慮者への支援ができていると考えてございます。

このため、市町村が民間の空き家を借り上げるなどいたしまして再生、活用する場合に、その工事費の一部を補助します空き家活用促進事業、これを本年度創設いたしました。

本年2月末現在で、15市町村から合計56件の申請がありました。うち6市町村11件で空き家のリフォーム工事が完了いたしまして、活用開始してございます。こうした成果の周知などによりまして、事業の活用、これを市町村のほうに積極的に促しまして、県内全域で空き家の再生、活用を促進してまいりたいと考えております。

○米田委員 ありがとうございます。

住宅行政の最後に、住戸の改善、全面的改善事業について伺います。

エレベーターの整備ですが、船岡団地方式が経済的にもメリットがあるんじゃないかというふうにも思いますし、整備状況と今後の計画について、また浴槽へのシャワー、給湯などの設置方針と実施状況についてお聞きいたします。

○奥谷土木部長 エレベーターがある県営住宅は、現在、50棟でございます。エレベーターの増設は、現在、宇治団地の8棟において船岡団地方式と同様な全面的改善事業を進めております。平成29年度を目途に行うこととしてございます。

浴槽へのシャワー設置につきましては、浴室、台所、洗面所に給湯を行います3点給湯設備への改善、これと同時に実施する方針でございまして、現在1,924戸で設置してございます。

3点給湯設備への改善工事は入居者が居住した状態では困難でありますので、エレベーターの増設と同様、全面的改善事業として行う方針でございます。

○米田委員 ありがとうございます。

次に、小規模企業の振興について商工労働部長にお伺いします。

昨年12月議会で岡本和也議員が、住宅とともに

に店舗のリフォーム支援を提言いたしました。県レベルでは全国初だと思いますが、本議会に店舗魅力向上事業費補助金として提案をされており、高く評価するものであります。同時に、使い勝手がよく、地域と商店街の活性化につながり、経済対策の効果も発揮し、そして個々の小規模企業の事業の持続的発展を支援するものであることが求められていると思います。

まず、今回の制度の内容、対象業種、また対象要件について、商工労働部長に伺います。

○**原田商工労働部長** お話のありました店舗魅力向上事業費補助金でございますが、商店街や商業集積地域などの活性化を目的としまして、現在事業を営まれている方の経営革新への取り組みを支援するものとなっております。具体的には、小売業や飲食業、サービス業などを経営されている方を対象に、経営経過に基づく店舗リフォームに係る経費などを対象に、100万円を上限としまして経費の2分の1を補助するものとなっております。

なお、この補助金は、事業の効果をより確かなものとするために、店舗経営者みずからの経営計画を作成するといったことを要件としております。

○**米田委員** その場合に、例えば商店街団体への加入問題とか、地域的な制限はどうなっているのか。そういうことは私にはあってはならないというふうに思うんですが、その点はどんなふうに対象になっていますか。

○**原田商工労働部長** 商店街や商業集積地域などでしっかりと経営企画を持って経営革新に取り組まれている方が対象ということでございますけれども、商店街振興組合とか商工会といった商工団体の加入事業者以外の方も対象というふうに考えております。

補助金の決定に当たりますとは、店舗の経営計画の内容などといったことを十分検討しまし

て、地元の商工関係者などの御意見をお聞きして決定してまいりたいというふうに思います。

○**米田委員** 地域的な制限などもぜひ検討していただきたいんですが、商店街の活性化、魅力ある商店街づくりも大事、買い物弱者の支援も大事、景気対策としても大事、だから地域的な制限もなくて、そして小規模企業の事業の持続的発展も応援する、そういう施策をぜひ今後検討していただきたいなというふうに思います。

それで、今回1,500万円の補正予算というふうになっていますが、私は予算額が少ないなというふうに思っていますが、今後の利用状況を含めて、補正や継続的な拡充と、また先ほど言ったようなことも含めて制限もないような引き続き改善拡充を検討していただきたいというふうに思うんですが、その点今後をどんなふうにご考えておられますか。

○**原田商工労働部長** この補助金、来年度年間執行件数を15件ということに一応見込んで計上しているところでございます。全く新しい取り組みということもございまして、まずその効果をしっかり検証するということが必要ではないかというふうに思っております。来年度の事業の執行状況、商店街関係者などの御意見もお聞きし、それらを参考にしながら、それ以降の事業内容の見直しといったことや予算額についても検討していきたいというふうに思っています。

○**米田委員** ぜひそういう方向でお願いします。

全国1番目に始めた群馬県の高崎市は、当初1億円の予算でした。しかし、2回の追加補正で合計4億4,000万円、利用した店舗が738件ということで、1つの市がこれほど予算を投じて経済効果10億2,000万円ということで、業者と地域が元気に明るさを取り戻しているという話もありますので、ぜひ今述べられたような方向で来年度の事業を見ながら、ぜひ改善、検討、拡

充をしていただきたいというふうに思います。

最後に、小規模企業振興基本法にかかわって幾つかお伺いをします。

昨年10月、閣議決定した基本計画に、地域で雇用を維持して頑張る小規模企業を正面から支援したい、成長発展のみならず、事業の持続的発展を小規模企業の振興の基本原則と位置づけたとしています。また、小規模企業の振興と地域経済の活性化は表裏一体であるとしています。

今日、改めて、とりわけ地方政治が小規模企業に光を当て、高知県産業振興計画を充実、実践することが求められていると考えます。

そこで、県内の事業所数と従業者数、そして小規模の企業それぞれについて順次お伺いいたします。

○原田商工労働部長 平成24年の経済センサス、これは24年2月1日現在でございますが、それによりますと、県全体で事業所数は3万6,775、従業者数は28万1,911人となっています。

ちょっと細かいことになりますが、この中で従業者数の少ない零細な小規模企業としましては、従業者が19人以下の事業所数は3万3,883で全体の92.1%、従業者数で14万2,000人、全体の50.3%となっています。さらに、従業者4人以下の事業所数は2万3,561で全体の64%、従業者数で4万8,588人、全体の17.2%を占めております。

○米田委員 ありがとうございます。

新たな法の制定も受けて、小規模の企業への政治を光を当てるということでぜひ頑張っていたいただきたいと思いますと思うんですが、その基本法では、地方公共団体は「施策を策定し、及び実施する責務を有する」としています。また、閣議決定をした基本計画では、「地域の特性に応じた施策を策定し、効果的・重点的实施を図る」としています。

全国的には先進的な取り組みだと私は思って

います。しかし、基本法と基本計画の立場で、高知県の産業振興計画を点検、充実を図って、法でうたう、計画でうたう施策を策定する必要があるというふうに考えますが、商工労働部長にお聞きいたします。

○原田商工労働部長 小規模企業の振興基本計画の重点施策というのがございますけれども、その中では展示会の開催とかアンテナショップの整備といった国内外の需要の開拓を進めるといったことや経営者、事業者の研修を実施すること、その他幾つか重点施策があるわけですが、そういった施策、まさに現在本県が産業振興計画で取り組んでおりますそのものであると考えております。

基本法、基本計画と本県の産業振興計画の方向性は同じでございますので、今後とも産業振興計画の着実な実行によりまして、小規模企業を含む商工者へのさまざまな支援を行いますとともに、各施策につきましてPDCAサイクルを常に回すことでさらに小規模企業支援の充実を図ってまいりたいというふうに思っております。

○米田委員 ありがとうございます。

12月議会でも提案をしましたが、確かに産業振興計画、全国に先んじて高知県の実態に見合うという計画を立てられたんですが、この小規模企業振興基本法というのが制定され、閣議決定もされています。そういう点では、本当に高知県の企業の主役にふさわしい対応が改めて求められているというふうに思いますし、私は、小規模企業の実態調査、悉皆調査をやっぴりきちっとやって——産振計画が今100%ではないんですよ。やっぱりそういうところにも光を当ててこそ、もっとそれが生きる計画に私はなっていくというふうに思うんですね。

この間、8,000件、アンケートを出しましたとかというて、それから毎年、何百軒回っていま

すとかというて、それなりに努力されていますけれど、私は努力は十分認めますとともに、さらに高知県の小規模企業を含めて本当に振興と事業の持続的発展のためには、やっぱり信頼関係を結びながら対応をしていくということが必要だと思いますので、ぜひ小規模企業の実態調査や悉皆調査についても、改めて検討していただきたいということを最後にお願ひしまして、全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○西森(潮)委員長 以上をもって、米田委員の質問は終わりました。

5分間休憩いたします。

午前10時46分休憩



午前10時51分再開

○西森(潮)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

上田委員。あなたの持ち時間は30分です。御協力よろしくお願ひします。

○上田委員 県政会の上田でございます。早速質問に入ります。

仁淀川水系宇治川支流天神ヶ谷川、県管理河川でございますが、これの改修につきまして伺います。

初めに、少し過去の経緯などに触れながら質問をいたしますので、よろしくお願ひいたします。

宇治川支流の天神ヶ谷川は、国道33号に沿っていの町枝川地区を東西に流れる県の管理河川でございます。天神ヶ谷川は、集中豪雨などにより過去にもたびたび氾濫を繰り返していることから、県では平成14年度から18年度にかけて、

河川災害復旧助成事業で36億円の事業費を投じて下流部の河川改修工事を概成させております。

私は、天神ヶ谷川に関しては、下流部の改修に加え、上流部を改修しなければ抜本的な浸水対策にはならないとの思いで、9年前でございますが、平成18年2月予算委員会でこのことについて質問をさせていただきました。その際、当時の久保田部長から予想以上に踏み込んだ前向きな御答弁をいただきました。それから9年経過する中で、この河川の改修は、工法の複雑さに加え、高知西バイパス工事の進捗も勘案しながら進めていかなければならないという特殊要因もございまして、地域住民から見えづらい部分もございました。そうしたことで、工事の進捗ぐあいが気になっていたところでございます。

そうした中、昨年8月、本県を襲った台風12、11号の猛威は皆様の記憶に新しいところだと存じます。あの台風で、日高村を流れる日下川といの町を流れる宇治川流域では甚大な被害が出ました。被害が大きかった台風12号では、いの町宇治川流域で256戸の家屋が浸水、うち142戸が床上浸水、日高村では日下川流域で浸水家屋が159戸、うち109戸が床上浸水しております。

私は、浸水状況を確認めに、被災直後、次の日でございますが枝川地区に行きました。現場では被災者の方は後片づけに忙しく、何とも言いようのない重苦しい雰囲気でございます。私が役場当時に宇治川流域の浸水対策事業に携わっていたこともございまして、現地の方が、上田さん、これは人災じゃないかといった厳しい言葉やお叱りを受けました。特に、西浦5区は2週連続で床上の浸水がございました。

今回の被害発生の要因の一つは、県が管理している宇治川支流の天神ヶ谷川が氾濫して住宅地に流入したことがございます。

そこでまず、土木部長に、天神ヶ谷川を管理

する県の立場として、当時の浸水状況は把握されたのかどうか、要は被災直後に現地の状況を見に行かれたかどうかということでございますが、お聞きをいたします。

○奥谷土木部長 現場の状況につきましては、8月3日の発災当日に中央西土木事務所が被害状況を確認いたしまして、直ちにその報告を受けております。

また、8月18日には、私も河川課長と中央西土木事務所長とともに現地に行きまして、浸水被害の状況を確認してございます。報告を受け、写真では見ていたものの、現地では住民の方々からお話をお聞きできましたし、また橋梁高欄部にひっかかったごみの痕跡によりまして、出水の痕跡、こういったものを確認することなどで浸水被害の大きさを実感いたしました。

○上田委員 ありがとうございます。

8月3日当日、それから土木部長も18日に現地へ行かれたということで、そういった意味では、本当に被災直後に県自身がそういう行動をとっていただいたということは大変適切な行動だったと評価をいたします。

その天神ヶ谷川の浸水状況の図面、土木部からいただいておりますが、少しこれを見ますと、この天神ヶ谷川の改修の必要性、急ピッチで天神ヶ谷川を河川改修しなければならないということを改めて感じたわけでございます。

次の質問に移りたいと思いますが、私はいの町に住まう者として、地元役場で長い間お世話になった者として、いの町枝川地区の浸水問題は地元いの町行政のみならず県行政の命題であるとも考えております。平成16年には、総額200億円余りの巨費を投じて新宇治川放水路が完成しました。私は、残るのは天神ヶ谷川の抜本的な河川整備だと強く思っておりましたので、そうした意味から、平成18年2月予算委員会で天神ヶ谷川の上流部における早急な河川整備の必

要性を指摘させていただきました。

先ほど申し上げましたが、当時の部長が、上流部の改修については高知西バイパスの進みぐあいを見ながら下流と同じ断面で施工したいと答弁されました。私は、随分前向きな答弁をしてくれたものと少々驚きまして、同時に大変浸水対策に、解消に対する期待を持ったわけでございます。また、地域の住民の方も大いにこのことを歓迎したことでございました。そうしたことをその18年4月に私の県政だよりで地域の皆さんにそういった当時の部長答弁を報告もさせていただいております。

そんな中で、この天神ヶ谷川は、上流と下流との間に勾配がなく、集中豪雨でたびたび氾濫する河川でございます。そのため県では、先ほど申し上げましたが、下流部について平成18年度に改修工事を概成させております。しかしながら、上流部、県営住宅宇治団地付近まで改修しなければ、抜本的な浸水対策とはならないわけでございます。

御案内のとおり、上流部につきましては、現在、国道33号高知西バイパス工事の枝川一波川間が来年度、27年度の開通を目指して急ピッチで進んでおります。また、この付近は御案内のとおり、高知市の西の玄関、そして伊野インターチェンジも間近にございまして、多くの県民の皆様は今最もといいますか、注目度の高い公共工事現場となっていると思っております。

しかしながら一方で、この天神ヶ谷川が流れる枝川地区では、この半世紀の間河川の氾濫などによるたびたびの浸水被害が住民を悩ませ続けております。

そこで、部長に、下流部を改修された以降においても、たびたび河川の氾濫が起きておりますけれども、県は18年以降、浸水解消に向けてどのような対策を講じてきたのか、お聞きをいたします。

○奥谷土木部長 平成18年以降につきましては、国道33号から上流200メートル区間で高知西バイパス事業と調整を図りつつ、測量や用地買収などを実施いたしました。用地取得がほぼ完了いたしました平成23年以降は、高知西バイパス橋梁工事に伴いまして、河川のつけかえとなる区間の地盤改良工事あるいは護岸工事などに着手しております。

○上田委員 ありがとうございます。

それでは次に、昨年8月の台風で甚大な浸水被害が出ました日下川と宇治川の浸水対策を協議する場として、国と県、いの町、日高村の4者で浸水対策調整会議が設置をされております。先ごろ、この会議が日下川に放水路を、宇治川に排水ポンプをそれぞれ増設するなどの対策案をまとめられまして、仁淀川流域学識者会議で了承されたことが地元の高知新聞に出ておりました。

この記事を読みさせていただきます。1月29日付の高知新聞でございますけれども、その中に、「また宇治川でも伊野雨量観測所の2日間の降雨量が751ミリと観測史上最大となり、支流・天神ヶ谷川などが氾濫して住宅地に流入。県による天神ヶ谷川の河道掘削と、国による宇治川排水機場の排水ポンプ（毎秒12トン）増設を提案した」と、こういう報道がされております。

この記事で、県による天神ヶ谷川の河道掘削というところがございますが、これは先ほどから申しております18年2月の予算委員会の答弁との整合性がとれておらないと思いますし、住民の皆さんから見ても、ここだけ読んででもどんなに工事がなっていくのかということがわかりづらいと私は思っておりましたら、後日、地域の住民の方から私に連絡がございまして、そこだけ捉えると今から船が出るような内容だがどうなっちゃうろうという、そういった御指摘も受けましたので、そこで改めてこの場でお聞き

をしたいと思っております。

浸水対策調整会議の提案で県による天神ヶ谷川の河道掘削ということが出ておりますが、この河道掘削の提案ということをもう少し、部長、詳しく説明をしていただきたいと思います。

○奥谷土木部長 浸水対策調整会議が提案した内容といたしまして、県が行う対策としましては、天神ヶ谷川の河道拡幅、それから河道掘削、護岸整備、築堤などの河川改修となっております。

なお、いの町が行う対策としましては、都市下水路の整備としまして排水ポンプの設置あるいは支川の河川改修、ソフト対策としての土地利用規制や災害情報の周知などとなっておりますし、国が行う対策は、宇治川の洪水を仁淀川本川に排水するための宇治川排水機場のポンプ増設となっております。

こうした県、町、国が一体となりまして、再度災害防止に向けて取り組んでいくという内容になってございます。

○上田委員 先ほどの部長答弁で大変詳しく説明していただきましたので、よく理解ができました。

理解ができましたが、やはり報道機関に対して発表されるときは、ずっと申していますが、過去のいきさつ、複雑な部分がございますので、やはり過去のいきさつも踏まえた丁寧な説明が必要だと自分は思っております。

例えばこの場合だったら、私の考えでございますが、天神ヶ谷川については河川改修のさらなる加速化を図るといった提案をしたと、こういうふうに書いていただきましたら、そういった誤解といいますか、問題はなかったんじゃないかと改めて思っております。

と申しますのは、地域住民の方には、今どんなに工事が進んでいるのか、いつごろ浸水対策を開始されるのかということが見えづらい部分がこの事業に関してはございますので、そういつ

た県とか地元の行政による説明がない限り、新聞紙上でしか知り得ないというようなことがございますので、そういった点、今後また部長のほうでよろしくお願いをいたします。

それから次に移りますが、このいの町枝川地区は、御案内のとおり、昭和45年に高知広域都市計画区域に包含されて以来、高知市のベッドタウンとして急速に市街化が進んでおります。現在は、国道33号を挟んで南北に1,200世帯、約2,000人の方がお住まいになっております。そういった地域でございますが、先ほどから申しておりますように、低沃地というか上下流の勾配がないということで常に浸水被害に悩まされるという地域でございます。

特に、平成8年、新宇治川放水路問題をめぐって、当時私も役場におりましたけれども、町長リコールまで起こりまして町が二分された、そういう経緯もございますので、本当に住民の方はそういう浸水に対して物すごい敏感になっております。

冒頭申し上げました昨年8月の集中豪雨で浸水被害を受けたばかりでございまして、天神ヶ谷川の河川改修工事の進捗につきましては非常に高い関心を持たれておりますし、また工事現場が高知西バイパス工事と河川改修工事が複雑に絡み合った大型の公共工事現場でもございます。先ほどの新聞報道のこともございますが、その意味でも、今後機会あるごとに部長のほうで地元説明会などを通じて丁寧な説明をすることが、私は河川管理者の責任において非常に大事なことだと思いますけれども、部長にそのあたりの見解をお願いいたします。

○奥谷土木部長 今後の天神ヶ谷川の改修につきましては、平成26年12月17日に枝川コミュニティーセンターにおきまして第1回の地元説明会を開催いたしました。その際、横断図や平面図、こういったものを示しながら、河道拡幅、

河道掘削、護岸整備、築堤などの河川改修の概要をわかりやすく説明した上で測量の立ち入りの了解を得ております。

他方、繰り返しになりますけれども、本年1月28日に開催されました仁淀川流域学識者会議におきましては、県が行う対策としまして天神ヶ谷川の河道拡幅、河道掘削、護岸整備、築堤などの河川改修を提案いたしました。しかし、報道ではこれらのうち河道掘削のみが例示的に取り上げられたということで、河川改修が行われなくなったんじゃないかといった誤解を地元住民に与えたということじゃないかと思えます。

今後は、地域の皆様の誤解を招くことのないよう、報道機関等に対しましても、より一層正確な説明を心がけますとともに、地域の皆様に対しましても丁寧な説明を心がけてまいります。

○上田委員 詳しい説明ありがとうございます。

この天神ヶ谷川の河川改修につきましては、本当に県のほうで莫大な投資をしていただきまして、今後も前倒しというか、事業が進んでいくように聞いております。本当に、県営住宅の宇治団地まで今の倍ぐらいの幅で河川改修を行っていくということも聞いていますので、地域の方は、浸水解消に向けて本当に期待をしておられると思います。やっぱりそういった中で、繰り返しになりますが、半世紀にわたって毎年雨が降るたびに浸水被害が出やせんろうかというような心配の中でずっと生活されていますので、そんな中で今後、先ほど部長が説明されましたが、工事が進んでいきます。この工事は幹線国道33号沿いで、今も皆さん高知市以西、米田のほうからバイパスを通ってきたらおわかりになろうと思いますが、本当に高知西バイパスの工事が急ピッチで進んでおりますし、沿線住民から見ても大変関心はもちろんございますし、加えて日高村とか佐川町、越知町、ずっと大変期待を持って見守っております。

ということでございますので、先ほど部長がお答えになられましたけれども、そういうことで進んでいていただきたいと強く思っております。

新聞の話も出ましたが、こうやってこの問題で3回も新聞紙上で取り上げられてということなどもございます。そういうことも含めて、一日も早い完工を願っておりますのでよろしくお願いたします。この項はそれで終わります。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について若干知事さんにお伺いしたいと存じます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、対話と実行行脚を通じた県版総合戦略の策定について少しお伺いしたいと思います。

対話と実行行脚は、中山間地域、とりわけ山間部の声を直接知事自身に届けられるよい機会だと私は思っております。これまでも知事自身が住民の皆様から多くの御意見を聞かれていると存じます。これまでに30市町村を訪問されておられます。その中で、今年度、26年度は6回にわたって地域に出向かれていると聞いております。

そこでは、地域ごとの特色ある取り組みについてその現状と課題、そして今後の取り組みの展開などを実際に取り組んでおられる方から聞かれていると存じます。そういった知事自身が直接聞かれた県政への意見や要望などで今回の県版総合戦略の策定に大いに生かせるものがあると考えますけれども、知事の御所見をお聞かせいたします。

○尾崎知事 今お話しいただきましたように、私も対話と実行行脚ということでこれまで30市町村にお伺いをさせていただきまして、いろいろ勉強させていただいたところであります。本当に、直接お伺いして百聞は一見にしかずとい

ますけれども、一見とともに百聞も得られるということでありまして、大変勉強になっております。

そういう中で、対話と実行行脚を通じて新しい政策のヒントを得たりとか、さらにはこういうことをやってはどうかなと幾つか選択肢を持ったりしているときに、どうもこのやり方がうまくいきそうだなということを実感させていただいたりとか、さまざまな機会として生かさせていただいているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えばこうち型の次世代施設園芸システムを普及していく取り組みなんかについても、やはり安芸にお伺いしましたとき、実際住民の皆さんから直接かなり熱意あるお話なども伺って、どうもこれはやはりこういうものを進めていこうとしたときにうまくいきそうだなと一定実感を持って、むしろスピード感を持ってやっていかなければと思ったりしたことでありましたし、またある集落活動センターのところにお伺いしましたときに、やはり地元の木を地元の人が切ってお金にしていくということがいかに地元にとって大事かというお話などもお伺いする中、自伐林家の皆様方の応援をさせていただく取り組みなどが今後重要になってくるなど。これを練り上げていって、今回提案させていただいております自伐林家の皆様への支援策という形にひとつつなげさせていただいておったりとか、さらに集落活動センターなんかの取り組みで年月が一定たったところにお伺いしたときなど、やはり地域のコミュニティーとしての機能はもう既に発揮し始めていますけれども、例えば経済的自立ということでいけば、もう一段、やはり後押しが必要な側面があるなど。やっぱりこれは国も巻き込んで何とかならんかなということで、今回の交付金獲得に向けた政策提言活動に生かしたりとかなど、こういう形で枚挙にいとまはないわけ

でありますけれども、本当に数々の形で対話と実行行脚を通じて県民の皆様からお知恵をいただきながら政策に生かしてまいりました。

現在、第2期産業振興計画ver. 4に向けた改定、それに伴います予算案を提案させていただいておりますけれども、こちらにおいても、先ほど申し上げた例のようにたくさんさまざまなお知恵をいただいて、それを盛り込んだ形にさせていただいております。

これを反映して総合戦略につなげていきたいと考えていますが、今後、27年度におきましても、こういう活動などを通じていきながら、さらにお知恵を生かさせていただくようにさせていただきたいと、そのように思っております。

○上田委員 ありがとうございます。

そういう対話と実行行脚を通じて、先ほどの知事答弁では、新しい政策へのヒントが多々あるというふうに理解をいたします。

そんな中で、先月24日に仁淀川町で対話と実行行脚が開催されました。私も総務部長とともに終日同行させていただきまして、大変お世話になりました。当日、ずっと一日回られる中で、やっぱりある意味緊張感が漂う中でも終始和やかといいますか、そういったことでやりとりが本当にざくばらんというか、御意見が出たと思って、私は本当に、知事も多分そうやと思えますが、有意義な行脚やなかったかと実感しております。

具体的に、高齢者が安心・安全で暮らせるまちづくりへの取り組みとか地元の特産のお茶を使って地域のそういった特産物を生かした製造加工品の取り組みとか、はたまた先ほど集落活動センターのお話も出ましたが、長者の集落活動センターだんだんの里でも、今3年間やってきてこれから4年目に向かっての将来展望とかという具体なお話があったと思います。

そういった意味で、いわゆる地方創生へ即つ

ながるようなお話もあったと思いますが、そういったことを今後の総合戦略にぜひ生かしていただきたいと切に思うわけでございます。

次に、市町村版総合戦略の策定についてでございますが、これは言うまでもなく、県と市町村との深い連携が不可欠であると思っております。また、双方の計画に整合性がなければなりません。

そこで、地域支援企画員の役割が重要になってくるものと考えます。地域支援企画員の役割は変化しており、産業振興計画を推進するというミッションのもと、市町村支援に大きな役割を担っております。来年度は、地方版総合戦略の策定や産業振興計画の改定など、地方創生に向けて地域支援企画員の役割が一層重要になってくると思っておりますが、改めてここで知事に、地域支援企画員に対して期待することについての御所見をよろしくお願いいたします。

○尾崎知事 地域支援企画員は、大変大きな役割を果たしてくださってございまして、本当にありがたい存在であります。これまでも地域アクションプランの育成、こちらについて大変力を発揮していただいてまいりました。またさらには、集落活動センターの設置に向けて地域地域で取り組みを進めていただいております。ありがたいことだなと思っておりますが、これからますます御指摘のように役割は大きくなってくると、そのように思っています。

今も県政と市町村政との連携・協調ということで、基本的にできる限り産業政策等と方向感を一にして取り組まさせていただきたいということでやってきているわけではありますが、今度総合戦略という形で、よりその点をはっきり形にしていく必要が出てまいります。

本庁におきましても、市町村と一緒に汗をかかせていただく、そういう体制を設けようと思っておりますが、その実を上げるためにも地域

支援企画員が地域地域において地域の皆様と、そしてまた市町村役場の皆さんと一緒に協働でそういう計画づくりに汗をかかせていただくような取り組みが大事だと、そのように考えています。そういう点において今後もますます役割は大きくなってくると、そのように思っています。

○上田委員 本当にありがとうございます。

今度の地方創生ということで、私は、竹下内閣のときのふるさと創生1億円事業を、携わってましたので思い出しました。あのときは、みずから考え、みずから行うふるさと事業ということで、本当に市町村職員頑張りましたが、また30年ぐらい近くたっていますので状況も変わっておりますが、そういった意味でも、もちろん市町村が主にならんといきませんけれども、やはりそこには県の助言と、情報のたくさんある助言が必要でございますので、ぜひそのためにも地域支援企画員の活躍を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、30分、短い時間でしたが言いたいこと言いましたので、ありがとうございます。

○西森(潮)委員長 以上をもって、上田委員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩



午後1時再開

○溝渕副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

弘田委員。あなたの持ち時間は55分です。御協力をよろしく願いいたします。

○弘田委員 自民党の弘田でございます。委員長

のお許しをいただきましたので質問させていただきます。

私が支部長をさせていただいている自民党室戸市支部が党の表彰を受けることになり、きのう東京で開催された党大会で表彰状をもらってきました。その受賞の記念事業として、2月21日にニューサンパレスむろとで地方創生シンポジウム「東部の願い国に届け」と題してシンポジウムを開催いたしました。基調講演を福井照衆議院議員にお願いし、防災対策と地方創生をテーマにお話をいただきました。その後、福井先生に加えて松延宏幸東洋町長、高知工科大学特任教授の永野正展先生、室戸市木炭振興会会長の森本生長さん、高岡大敷株式会社船頭の田内正勝さん、協同キラメッセ室戸有限会社社長宇賀俊六さんに参加をいただきまして、パネルディスカッションを開催いたしました。

私自身は、コーディネーターとして参加いたしました。パネルディスカッションのテーマは、地産起業で東部に活力をということであり、地産起業という言葉は私の造語であります。地域資源を生かして働く場所をつくるという強い思いから浮かんできた言葉であります。パネラーの皆様は、それぞれの立場で地域の振興に取り組まれている方ばかりです。まさに地産起業の実践者と言えると思います。今回の予算委員会では、シンポジウムでの福井衆議院議員の基調講演やパネラーの皆さんの発言に基づき質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

まず、福井衆議院議員は、災害に強い国土、地域をつくるのが地域活性化の前提、国土強靱化と地方創生は車の両輪として取り組むことが重要と考えると講演の中で話をされました。災害に強い国土を災害に強い県土に変えれば、そのまま高知県に当てはめると思っています。

そこで知事に、国土強靱化と地域活性化との
かかわりはどのように考えておられるのか、お
伺いをいたします。

○尾崎知事 対象は、平時か、そしてまた危機災
害のときか、その違いはありますけれども、と
もに表裏一体、お互い高め合う関係ということ
なのかなと、そのように考えております。

地方創生のための取り組みをして日ごろより
地域に活力があることが、いざというときの対
応、例えば助け合って復旧・復興に向かってい
く、その力の強さ、そういうものにつながって
いけると、そのように思いますし、また日
ごろよりさまざまな形で活力を持たせていくこ
とがいざというときの防災のための備えのスピー
ドアップにつながっていくということになりま
すでしょうし、また国土強靱化のための備えを
していくこと、それによって域外からの信頼を
得ることがさまざまな形で地域活性化にいろ
んな活力を呼び込んでくるという点において力
になりますでしょうし、また国土強靱化のため
に整備していきますさまざまなハード支援、さ
らにはソフトの対策、これらはいざというとき
災害時において大いに力を発揮するものという
ことになるだろうと、そのように考えています。

両者は表裏一体の関係にあると、そのように
考えています。

○弘田委員 どうもありがとうございます。で
は進めます。

地方創生の取り組みは行政だけにとどまらず、
産業界、大学、金融機関、労働団体、言論界が
一体となり、国民の皆様と基本認識を共有しな
がら総力を挙げて進めなければならないとの話
もありました。このことも国民を県民に置きか
えれば高知県に当てはまると思います。

知事は、既に産学官の連携強化についてはさ
まざまな取り組みを進めておられますが、地方
創生に取り組むに当たり、産業界や大学などと

今後どのようにしてさらに基本認識の共有を深
めていくのか、お伺いをいたします。

○尾崎知事 産業振興計画の取り組みなどを進め
ていくに当たって、官民協働で進めていくから
本当の実効性をもたらすということがあるだろ
うと思います。そしてまた、大学と連携をして
いくので、今の範囲にとどまらない新しいイノ
ベーションとか新しい仕組みを生み出していく
ことができるだろうと、そのように思っ
ています。

そういう意味で、官民協働、そして産学官民
の連携、これは非常に重要なテーマだと考えて
います。産業振興計画、策定したときも、そし
てまた現在のフォローアップの体制においても、
産業界、そして学界の皆様方にもフォローアッ
プ委員などにも入っていただいて、総勢250名の
体制で常に議論をいただく、そういう形になっ
ているわけでありましたが、さらに意図してこの
産学官民の連携を強めていくようにしていきたい
と、そのように考えておるところです。

一つの仕組みとしては、産学官民連携セン
ター、こういうものがありますけれども、個々
のプロジェクトにおいてもなお一層いろんな技
術革新、イノベーションを取り入れていくこと
が重要なだけに、一つ一つでこういう産学官民
の連携というのを意識して仕事をしていくと、
そういうふうにしていきたいと、そのように思っ
ています。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

私も、産学官民の連携というのは非常に重要
なことだと思います。これまで高知県は、行政
が走るとか、大学が走るとか、それぞればら
ばらに動いていた感が随分ありましたんで、尾崎
知事になられて随分変わってきたんですけど、
さらに続けていただきたいというふうに思っ
ております。

それから、福井衆議院議員は、観光振興の取

り組みの重要性についてもお話をされました。国土交通省道路局の進める日本風景街道の取り組みの話であります。平成27年1月現在は134ルートが登録をされており、高知県では四万十かいどう、土佐のまほろば風景街道など4カ所が登録をされています。

私は、東洋町から室戸にかけての国道55号は十分登録に値するところだと思うんですが、これまでの登録の経緯と今後の見通しについて土木部長にお伺いいたします。

○奥谷土木部長 風景街道は、平成19年から全国的に登録開始になり、これまで高知県では平成19年に安芸市の土居廓中と西南地域の四万十かいどうが、また平成20年に南国市の、土佐のまほろば風景街道が、そして昨年4月には土佐市ドラゴン風景街道が登録されています。

風景街道に登録されるためには、地域住民やNPO、市町村などで構成される団体が組織され、風景街道にふさわしい活動を継続的に実施していることなどが条件となります。

東洋町から室戸市にかけての国道55号は、風景街道に必要な地域資源を十分に有していると認識しております。しかし、現時点では、団体が組織され風景街道にふさわしい活動を継続的に実施しているといった動きは聞こえてきておりません。

風景街道の取り組みは地域活性化や観光振興にもつながることから、地域において登録に向けた条件が整ってくれば県としてもしっかりと支援していきたいと考えております。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

私が活動して思うのは、県のとか国の取り組みが十分に地域までおりにっていないというところがあると思います。55号、東洋町一室戸市間は景色はいいし十分景観としてはすばらしいと思うんですが、確かに土木部長御指摘のとおりだと思います。

こういった機運が出てくれば、NPOなり市町村なりの支援とか御指導をお願いいたしまして、この質問は終わりにいたします。

それから、パネラーとして松延東洋町長が参加をされました。松延東洋町長は、国道493号高規格道路の一日も早い完成を強く求める発言をされました。

現状では、東洋町への道は高知方面からも徳島方面からも55号1本です。南海トラフ巨大地震が発生すれば、東洋町の孤立は目に見えています。松延町長の、町民の命を守らなければならないという強い思いは私を含めたその会場の皆様に十分伝わったんじゃないかと感じました。

そこで土木部長にお伺いをいたします。東洋町は、命の道55号が津波でさらわれれば、高知市にも徳島市にも行くことができません。地域は陸の孤島になってしまいます。そこで、奈半利町から東洋町までの国道493号高規格道路を一日でも早くつける必要があると考えますが、現状と今後の見通しをお伺いいたします。

○奥谷土木部長 国道493号阿南安芸自動車道については、現在奈半利町から北川村柏木間を供用しております。これに続く北川村和田までの4キロメートルの区間については、平成25年度に事業着手し、本年度は道路詳細設計や用地測量などを進めております。

来年度は用地買収と工事に着手する予定でございます。また、和田から北川村安倉の間では、来年度に概略ルートを決める調査を行う予定です。

安倉から東洋町野根の区間では、事業化に向けた最初のステップとなります計画段階評価を国とともに実施しております。

和田から野根の区間については、概略ルートが決まっていないことや計画段階評価が終わっていないことから、事業化の見通しが立っておりませんが、早期の事業化に向けて関係

する地域の皆様や関係者の方々と一体となって全力で取り組んでまいります。

○弘田委員 どうぞよろしくお願いいたします。

松延東洋町長にパネラーを依頼、私が直接したんですけど、そのときの裏話をいたします。町長は、引き受けることはやぶさかでないけれども、私が言いたいのは493号の早期の完成でありますと、この1点でありますという、そういうふうな話をされておりました。この話をするのは、室戸市民に対して申しわけないからというふうな話を松延町長がされました。というのは、実際室戸市では、高規格道路の話を余り市民は喜びません。何でかという、計画がないからということでもあります。

そこで、私が初当選したときの9月議会での質問を再度話をさせていただきます。

「室戸市には高規格道路の計画も鉄道もあります。命の道は55号1本だけあります。食料や衣料品、ガソリンも灯油も生活にかかわる全てのものが55号を通して地域に入ってきます。また、農産物や魚、工業製品はこの55号から出荷をされます。まさに55号は地域住民の生活、命を支えています。私は、命の道は各市町村から県庁まで最低2つ必要であると考えます」、「例えば、室戸市には西山台地や崎山台地など海岸段丘に農道が走っています。その農道をつなげ、奈半利町の高規格道路のインターにつなげる道路をつくることによって、55号とは別の命の道をつくることができます。今現在、そこにあるインフラを工夫し活用すれば、新たな命の道をつくることができます」、「そこで、南海地震への備えとして、命の道空白地帯には今あるインフラを活用しながら整備を進めていくべきと考えますが、県の取り組みを土木部長にお伺いいたします」と当時質問をさせていただきました。当時の石井部長の答弁をいただいたところであります。

今は、南海トラフ巨大地震対策特別措置法とか国土強靱化基本法など関連法案が整備をされ、4年前とは少し状況が違ってきているように私は感じております。もう一度同じ質問を土木部長にしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○奥谷土木部長 室戸市への唯一の幹線道路である国道55号が南海トラフ地震の津波により寸断されれば、地域全体が孤立するおそれがあり、大きな課題であると認識しております。

こうした課題の解決策として、国道55号の代替となる津波の影響を受けない道路を整備することは有効な手段と考えますけれども、厳しい地形による制約があることから、整備には大きな財政負担と長期的な取り組みが必要となります。

しかしながら、南海トラフ地震への備えは喫緊の課題であり、室戸市などに至るルートの早期の通行確保のため、既存の農道なども活用した道路啓開計画の暫定版を先月18日にお示したところです。

今後は、国や市町村と連携しまして、啓開日数のさらなる短縮並びに道路啓開計画の実効性と国道55号の信頼性の向上に努めてまいります。

○弘田委員 どうもありがとうございました。

台地を走る道路は、実は中内県政時代に計画がありました。私はかつて県庁の職員でしたので、当時、今はない耕地課という課で予算を担当しておりました。そのときに、農道の予算で一生懸命鉛筆をなめた記憶があります。副知事はそのときの財政課の担当官であります。私もかつてのことを思い出しながらしゃべっております。今現在は、農道事業は国にはありません。しかし、例えば我が県選出の国会議員である中谷先生とか、もう一度農道を復活してくれないかと、そういった話もしながら、何とか命の道をつくりたいという思いで頑張っておりますの

で、御協力のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、次に進みます。次に、高知工科大学永野特任教授には、木質バイオマスエネルギーによるエネルギーの地産地消についてお話をいただきました。

山は人の手が入らないと死んでしまいます。かつて山はまきや炭といったエネルギーの供給場所でした。そこでは人が木を伐採し、炭をつくり、まきをつくり、出荷をする。伐採された山林は20年ほどで木が成長し、もとの山に戻る。この循環が私たちの生活と環境を守ってきたと言われていますし、山が生き返れば海も生き返ります。

私は、山を生き返らせ、地域の環境を守るという意味からも、永野教授の言われる木質バイオマスエネルギーによるエネルギーの地産地消、これを進めていくべきと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○尾崎知事 木質バイオマスエネルギーの地産地消を進めていくということは一石三鳥だと思っていまして、ぜひ進めていくべきことだと思っております。いわゆるC材、D材系統の有効活用という形で林業の振興に資するということが第1、さらには燃料代等のお金が域外に出るのではなくて県内循環をするという意味において経済効果をもたらすという点が2番目。そして、環境によいという点が3番目でありまして、これは大いに進めていくべき施策だと、そのように考えています。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

ぜひ地域資源を生かすという意味からでも、進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、高知県では、木質バイオマスの発電所が中央部と西部に2カ所あります。私たちの独自の試算によれば、東部でも実施可能であるということの試算が出ました。雇用の創出と

いう観点からも、東部でも実施すべきだというふうに考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○大野林業振興・環境部長 東部地域のみならず、県内には十分な森林資源がございますので、将来的には各地域ごとに木質バイオマス発電によるエネルギーの地産地消が一層進むよう取り組んでいく必要があると考えています。

現在は、この間増大しました原木需要にしっかり応えていくため、産振計画の平成27年度目標を達成すべく、原木が安定的に供給できる体制づくりを懸命に行っているところでございます。

お話にありました東部地域での発電施設の整備については、今後発電を担う事業主体や地域で原木供給を担っている方々の御意見を聞きながら、検討してまいりたいと考えています。

○弘田委員 どうもありがとうございました。

私たちの独自の試算は安芸から東だけではなく、徳島県の南部も含めての試算であります。十分に量はあるということでもありますし、それから炭の話でもそうなんですけれど、雑木林も使えば可能であるということだと思えます。雑木林は切ると勝手にもとへ戻りますんで、そういった意味で資源の活用ということでは非常に有効な資源であるというふうに私は考えておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

それから、室戸市木炭振興会の会長森本生長さんからは、製炭業を通して山の木を無駄なく活用しながら山の生命力を生かす話をいただきました。

私は、昨年の9月議会の一般質問で、室戸で土佐備長炭の新型窯の研究、開発を進めており、地域資源を活用した雇用の場づくりにつなげたいという、こういった趣旨の質問をいたしました。

その新型窯の発案者が森本生長さんでありま

す。また、彼は土佐備長炭の文化を将来まで残したいという、そういった思いから、毎年研修生を受け入れています。大月町とか室戸市内で彼のもとを巣立った研修生が今も活躍をされておりま

す。今の備長炭を取り巻く現状というのは、つくればつくるほど売れる、製造が間に合わないというふうな現状だということです。

山林は人の手が入って初めて命を吹き返します。土佐備長炭については、売れ行き好調なこの時期だからこそ、県としては次世代につながる土佐備長炭の振興の施策を打っていくべきと考えますが、林業振興・環境部長の御所見をお伺いいたします。

○大野林業振興・環境部長 これまで備長炭の生産に必要となる炭窯の建設への支援や担い手の育成などを進めてまいりました結果、備長炭の生産量は年々増加いたしましたして、平成25年には全国1位の和歌山県と肩を並べるところまで伸びてまいりました。

今後も、こうした取り組みにより生産の拡大を図り、紀州備長炭にかわって備長炭とえば土佐と言われるようにブランド化に取り組んでまいります。ブランド化が進めば、燃料以外の商品化も進み、それに応じて需要が拡大してまいりますので、担い手の育成や炭窯の整備、また原料となるカシ類などの確保に努め、生産量や収益を向上させる生産体制の強化に支援することで製炭業が次世代につながる魅力ある産業となりますよう、市町村などと連携しながら取り組んでまいります。

○弘田委員 ありがとうございます。

土佐備長炭の新型窯の開発は、まさに若者の働く場所を新たにつくると、そういった思いもあって進めているということでもあります。

現在は、新たな国の補助を得るために、諸条件を整えて次の段階に進めていこうというふう

な努力をしております。

次の段階では、一般に普及させるための窯をつくっていきます。新型窯が完成し普及していけば、土佐備長炭の生産量も倍増するというふうに思います。需要に供給が追いつくということになるかもしれません。

私は、土佐備長炭にはもっともっと大きな可能性を感じています。新型窯開発のメンバーの一人、京大名誉教授の石原先生は、炭素素材としての大きな可能性、半導体、研磨剤、薬、放射性物質の吸着剤などなど多くの使途が考えられると話をされています。

既に大学の研究室レベルでは成功しているということですが、既存の窯で焼く炭は品質にばらつきがあり過ぎて素材としてはまだまだ不十分だということだそうです。新型窯で炭の品質を一定にできれば、県下に炭素素材提供のための産業育成の大きな可能性が広がってきます。

県には、森林技術センターや工業技術センターなどの研究機関がありますが、新たな産業育成、働く場の確保という観点からも、土佐備長炭の新たな活用について研究を進めるべきと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○尾崎知事 この土佐備長炭の取り組みについては非常に期待をいたしております。安芸地域と幡多地域の産業振興計画の地域アクションプランということで位置づけをさせていただいて、ずっといろんな形で官民協働で取り組みを進めてまいりました。

随分多くの研修生を受け入れて、地域に若い人たちの雇用が生まれていると。さらに言うと、先ほどお話にありましたように、紀州の備長炭に生産量が追いつこうとしているということでもありますし、さらに委員が言われましたように、いろんな他の産業への波及の可能性もあるということですのでございまして、これはそれぞれの地域において今後基幹産業になっていき得る可能性

のあるものだと、そのように考えております。

今雇用を生み出していっているそれぞれの取り組みをしっかりと足腰を固めていくという点も含めて、しっかりと進めていくとともに、新たな可能性を目指した取り組みも進めなければならないだろうと考えております。

工業技術センターとか、そういうところにおきまして、それぞれの素材についての品質の研究とか応用可能性などについての取り組み、こういうものを研究していくとともに、先ほど来申し上げておりますような産学官民での連携体制というのを模索していきたいと、そのように考えています。

○弘田委員 どうもありがとうございました。ぜひよろしくお願ひいたします。

新型窯が完成し普及していけば、生産量が倍増すると先ほど申し上げました。森本生長さんには、フランスからも引き合いがあるとお聞きをいたしました。

現在の土佐備長炭の販売ルートは問屋を通しての販売が主なものとなっています。この問屋を通しての販売も大切なことなのですが、生産量を増加させ、土佐備長炭を全国、さらには世界のより多くの方々に利用いただくようにしていくためには、海外展開も視野に入れながら、新たな販売ルートの開拓を行っていく必要があると思います。

また、こうした取り組みは、用途開発や生産状況に合わせて早目に行っていく必要もあると思います。今後、生産者の意向も確認しながら、県としてもこうした取り組みへのサポートをしっかりとさせていただくことを要請いたしまして、この土佐備長炭の質問は終わりたいと思います。

次に、高岡大敷株式会社船頭田内正勝さんからの話です。田内さんは、大好きな海で働くことの喜び、そして魚価の安定を望む、この話がありました。

田内さんの働く高岡大敷は、一昨年10月の末、異常な潮の流れ、急潮による大きな被害を受けました。被害額は4億円を超え、高岡大敷の存亡の危機に陥りましたが、昨年の9月、新たな法人として再出発ができました。以来、ばらつきはありますが比較的好調な漁が続いていると聞いております。

これも知事を初め県執行部の皆様の厚い御支援のたまものです。地元の県会議員として、心より御礼を申し上げます。

魚価の安定は、田内さんが話の最後に希望したことです。大漁であることはもちろんですが、大敷という組織を守っていくためにも価格の安定が必要であるとのことでもあります。漁師は自分で販売価格を決めることができません。私は、それぞれの地域の定置網漁業は単なる働く場ということではなく、地域の文化や消防団など、地域の安全を根っこで支えている組織と考えています。

魚価の安定は、その大切な組織を維持していく上で最も大切な要素だと思います。

水産振興部長から、来年定置網の振興に重点を置くとお聞きをいたしました。そのための振興施策を具体的にどのように進めていくのかを水産振興部長にお伺ひいたします。

○松尾水産振興部長 定置網漁業の振興施策としては、まず漁獲の維持・向上を図るという視点から、本年度、水中カメラなどを使いまして網の状況を調査する取り組みを開始しております。来年度は、その取り組みを一步進めまして、その調査をもとにした小規模な網の改良などにも支援を行いたいと考えております。

それとともに、大きな被害をもたらす危険のある急潮につきまして、その発生メカニズムを探る潮流解析などにも着手をしたいと考えております。

それと、2点目の視点であります浜値を上げ

ていく、魚価の向上を図るという視点からの取り組みも強めてまいります。

具体的には、朝どれの鮮魚を高知家の魚応援の店などに高鮮度の状態で試験的に出荷する取り組みなどを行いまして、少しでも高い価格で安定的に取引できるルートを開拓してまいりたいと考えております。こうした取り組みを進めることで、定置網漁業の収益性の向上につなげてまいります。

○弘田委員 どうもありがとうございます。ぜひよろしく話を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、少しシンポジウムから話がそれますけれども、2月13日、県定置網研修会懇親会の会場なのですが、独立行政法人水産総合研究センターの養殖実証研究グループの主幹研究員浜田和久さんという方と話をいたしました。

彼は、これからマグロの完全養殖に県とともに取り組んでいくと熱い決意を述べられていました。彼が心配していることが1つあるそうです。彼の心配していることは、成功事例と言われる近大マグロでさえ、多くの失敗と長い間の研究の成果の積み重ねで今があるということでもあります。彼は、私は採卵し受精させるまでは絶対の自信があるのだが、成魚にするまでには県内外の多くの知見が必要だと思いが大丈夫かなど、そういう話をされてきました。

そこで、水産振興部長にお伺いをいたします。マグロの完全養殖は、高知県にとって非常に有力な事業となると考えられますが、成功に向けての各界の協力体制についてどのような状況か、今後協力体制の充実に向けた取り組みをどのように進めていくのか、お伺いをいたします。

○松尾水産振興部長 人工種苗を用いましたクロマグロの養殖を成功させるポイント、大きなポイントは、御指摘のありましたようにいかに多くの方々と協力体制を構築するかだと考えてお

ります。

まず、出発点となります受精卵の確保ですが、これにつきましては本県の海域が産卵に適しているという特性を生かしまして、産卵する親、親マグロでございますが、この養成を県内のマグロ養殖業者に委託し、連携をして取り組んでおります。その得られた受精卵をふ化して稚魚を生産する技術開発につきましては、我が国でもトップクラスの人工種苗の生産実績を持ちます、技術力のある県内企業と連携をして今進めております。

さらに、来年度以降は生産した稚魚を海に沖出しし、養殖用種苗として出荷サイズまで中間育成をしていくということになりますが、その技術開発を地元漁協などとも連携をして進めてまいる予定としております。

このように、こうした関係者の方々と連携をより密にしながら一体となって取り組みを進めてまいります。

○弘田委員 ぜひよろしく願いいたします。私の父は、マグロ船に乗っておりました。総じて室戸の人間はマグロと聞くと心が燃えてきます。この話も浜田和久さんと話したときに、心が燃えるような感じで、ぜひ質問に取り上げますから言って構いませんかということで、この場で言わせてもらいました。ぜひよろしく願いいたします。

それから次に、協同キラメッセ室戸有限会社社長の宇賀俊六さんの話であります。

宇賀さんは、キラメッセが地域の地産地消、地産外商、ふるさと納税などの中心的な役割を果たしていること、現在キラメッセ売上額は約4億円であること、好調なふるさと納税を活用して売り上げ5億円を目指しているということなど、力強い話をお聞かせいただきました。

私もキラメッセの取り組みについては時々質問に取り上げます。有楽町の交通会館にある、

むらからまちから館へは、地域のお年寄りなどがつくった野菜をキラメッセが取りまとめて出荷しています。出荷額は月200万円を超えたということでもあります。これは地産外商ということでもあります。キラメッセのレストランで使う米や野菜は地元でとれたものです。これは地産地消です。

私は宇賀社長の、地域の雇用に貢献したい、農家の収入を上げたいという基本的な考え方が大好きです。

今回の宇賀社長の話の中で特に気になったのはふるさと納税の話です。ふるさと納税のお礼の品に用意した室戸の山間部の米、日南米、日南地区でとれる米なんです、6トンが2週間で品切れになったということでもあります。私は、このことに山間部の捨てられた田んぼの復活とか中山間地域振興のためのさまざまなヒントが含まれているというふうに感じています。

室戸の米は余りおいしくないと言われていました。しかし、そんな室戸でも川の上流、山間部にはおいしい米がとれる場所が何カ所もあります。吉良川の日南地区はおいしい米のとれるところです。キラメッセのレストランは、この日南米を使っているということでもあります。このことを知っているふるさと納税の利用者が日南米を選んだんじゃないかというふうに私は想像しています。

ふるさと納税のお礼の品用に山間部でおいしい米をつくり、通常より少し高く売ることができれば、山間地域の田んぼはよみがえります。地域に集落営農組織を立ち上げることにより、つくり手の確保もできます。

私は、農業の振興については、平場と山間部、この両面から取り組んでいかなければならないと考えるようになりました。園芸ハウスでナスやトマトなど効率的に大量生産し、園芸連を通じて売り上げを伸ばしていく平場でのグループ、

キラメッセの取り組みのような地産地消、地産外商、ふるさと納税などの施策を活用した山間部のグループといったきめ細やかな対応が必要と考えますが、農業振興部長の御所見をお伺いいたします。

○味元農業振興部長 委員のお話にもございましたが、平野部では平野部の、山間部ではやっぱり山間部の生産・販売の取り組み方というものがあるというふうに考えております。

県内全域に次世代型こうち新施設園芸システムを普及させまして、高品質、高収量な生産への取り組みを強化する。そして、それを園芸連を通じてきっちり売っていくということ、これは基本であると思いますけれども、やっぱり考慮すべきポイントは、条件の不利な山間部で何をつくって、それをどう売っていくかということだろうというふうに思います。

生産面では、特に山間地におきましては、大量生産が望めない中で、少量でも地域に適した特色ある農産物、例えば先ほどお米の話も出ましたけれども、例えば高糖度トマトとか3色ピーマンなど、冷涼な山間地でつくれば品質がよいものができる、そういったこともございますので、そうした品目を見つけて丁寧につくり上げていくこと、そういうことが基本だ、大事だというふうに考えております。

一方、販売面では、お話にもございましたふるさと納税や直販所などを活用した販売も一つの有効な方法だと考えております。

加えまして、やはり首都圏などでの大消費地でいかにこれを売っていくということが重要だというふうに思います。

平成26年度、今年度からなんです、卸売会社と一体となりまして、業務需要開拓を強化するという取り組みを始めております。また、27年度、来年度には園芸連の特販営業部の機能を園芸連と一緒に強化をしていこうという

取り組みを行うようにしております。

これらの取り組みによりまして、こだわりのある生産者とこだわりのある消費者、それをきっちり結びつけていく、そういう体制も強化をしていきたいというふうに考えております。

県としましては、普及指導はもちろんでございますけれども、販売・流通、両面でしっかりと、かつきめ細かく取り組んでいきたいと考えております。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

ふるさと納税での話は、一定金額で高く買ってもらえるという利点が生産者にはあります。農業ではないんですが、大敷の組合長に聞いたら、ブリ1本もお礼の品にしているということなんです。ただ、ブリはどっさり取れると浜値が非常に下がりますんで、浜値が下がって大変やねというような話したら、いやいや、これはふるさと納税用だから、値段が決まっているから少し高く買ってくれるんで安心しているとか、そういった話も聞きました。

ぜひ高く農家とか漁師の皆さんにお金が入るとい、そういった仕組みを活用していくということをよくお願いいたします。

それから次に、地域の医療についてお伺いいたします。

4年前の2月議会で、私は、東部地域の核となる県立安芸病院をいかに立て直すか、また地域医療を支える診療所をどのように確保していくのか、お伺いいたしますという質問をさせていただきました。それから4年がたち、県立安芸病院はあき総合病院に衣がえをし、前田院長の強力な御指導のもと、地域の中核病院としての役割をだんだんと果たすようになってきたと感じています。

しかし、地域医療を支える診療所については、私の暮らす室戸でも減少の一途をたどっています。室戸市の岬の津呂地区の診療所が昨年末に

閉鎖となりました。地域のお年寄りが血圧や糖尿の薬をもらうのに1万円ほどのタクシー代を支払わなければならないという、そういったことが現実には起きるようになってきました。地域のお年寄りとお話をしますと、「週1回でいいから閉鎖された診療所に医師が来てくれないだろうか。薬をもらいに行くだけで生活ができなくなってしまいます」そのように言っています。医師不足でなかなか対応ができないということも理解はできます。しかし、地域のお年寄りにとっては、お医者さんに診てもらえるか否かは大変重要な問題です。

医師がいなくなった地域に対して、医師が一定程度確保された基幹的な病院などから地域の診療所に定期的に医師を派遣するといった仕組みなど、何らかの対応策がないか、健康政策部長に御所見をお願いいたします。

○山本健康政策部長 医師のいない無医地区等の医療を確保するためには3つの事業が考えられます。まず1つですけれども、医師のなくなった、今お話のあったような診療所に週に一、二回、他の医療機関から医師等を派遣して診療所を運営する方法、それから2つ目が、月に一、二回、他の医療機関から地域の公民館などに医師などを派遣して巡回診療をするという事業、それから3つ目が、マイクロバスなどにより地域住民を近隣の医療機関に定期的に輸送する患者輸送車の運行、この3つとなります。

これらの事業ですけれども、患者数や地域の医療機関の状況によりまして各市町村がどういう方法をとるのか、選択して実施を今もしております、県としても補助金の交付とかアドバイスなど、できるだけの支援をしているところです。

あと、やはりもう一方、医師の確保というのがどうしても必要ですけれども、地域の中小規模の病院、診療所においては医師の確保が困難

な状況が続くことが今後も想定されますので、これらの医療機関の後方支援を行う基幹的な医療機関、例えば東部地域であればあき総合病院なんかがあると思いますけれども、こういうところの人材確保とか機能強化を図っていく必要があるということで、いろいろな医師確保の取り組みに努めているところでございます。

○弘田委員 どうもありがとうございます。

本当に医師の確保というのは、一生懸命県庁のほうも取り組まれておるということは私たちもよく理解はしております。ただ、現実には医師不足である、看護師不足であるというふうなことで、私の暮らすような過疎地は本当にどんどんどんどん減っておるといことです。

前も質問させていただいたんですけど、私の子供のころからいけば、10ぐらいの診療所がなくなっています。私の暮らす室戸の浮津というところなんですけれど、そこには私の子供のころは4カ所診療所がありました。今は一カ所もありません。大きく旧室戸町に広げても数が物すごく減っていますんで、ぜひ対策を市町村とともにということなんですけど、よろしく願いをいたしましてこの質問は終わりたいと思います。

それから次に、鳥獣害対策についてお伺いいたします。

挨拶回りを続けておりますと、地域のお年寄りから、猿を何とかしてもらいたいという話をよく聞きます。私、猿のことばかり言っているんですけど、鹿もイノシシも対策を打たないということとはよくわかっていますけれど、地域を回ると本当に猿の話をよく聞くんで、いつも取り上げるというふうなことになります。

以前は山間地で聞くことが多かったんですけど、最近は海岸部とか比較的市街地に近い場所でも聞くことが多くなりました。室戸に西山地区があるんですけど、その猿の被害については

一度本会議で取り上げさせていただいて、その後西山地区に10件の捕獲のおりを設置させていただいて、今その状況を見守っているというところなんです。

その効果は非常に上がっておるといふうに聞いております。その西山地区からは猿が少なくなったということでもあります。被害がほとんどないということで、地元の農家が本当に大変喜んでいるというふうなことを聞いています。

この猿の被害というのは、農家の田んぼとか畑とかはもちろんなんですけれど、お年寄りの家庭菜園といいますか、小さい畑、そういった生活に密着している部分で起きているということが多くて、それで被害額がつかみづらいということで、対策事業を実施しづらいという面があるというふうに感じます。

今のうちに、猿の被害対策を打っていかないと、被害が倍増して今の鹿のようになってしまいうんじゃないかなというふうな気がいつもしています。せっかく実験をした西山方式が成功しておりますんで、県下に広めていく必要があると思うんですけど、中山間対策・運輸担当理事にお伺いいたします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 大型の捕獲おりを使いました取り組みは室戸市の西山地区、四万十市の西土佐などで実績が上がっております。

県内では、現在74の猿の群れが確認されておりまして、大型おりによる効果が期待できると思われる地域というものも幾つかございますので、市町村とも協議をしながら、お話のありましたような取り組みを進めてまいりたいというふう考えております。

○弘田委員 ありがとうございます。ぜひお願いをいたします。

先般の知事との勉強会で、鹿をとるのにおりを大敷みみたいな形にできないかという、鹿は柵

の縁を歩いていくという習性があるそうです。何か柵の縁を歩いていったら最後には捕獲おりの中に入っていたとか、そういったものはできんかなちゅうふうなことを考えていましたら、先日テレビを見ていましたら北海道のエゾシカ対策で物すごく大きな捕獲おりで捕獲をしておると。とったものを一旦牧場みたいなところで飼って、それをジビエに提供しておるといふ、そういうのをテレビでやっていました。

まさに自分が考えていたイメージが北海道であったなということで、ぜひそういったことも参考にして、おりは大き目のおりがいいんじゃないかなというふうなことを思うように最近なっております。

それから、これは質問の最後になるんですが、おりは設置しただけではなかなか成果は上がってこないということであります。餌を変えたりおりの掃除をしたり、これは管理をしていく人が必要ということであります。一方、こういった地区は人も少なく高齢化が進んじょって、管理が難しいという地域ということであります。

例えばアイデアなんですけれど、常会、地域の組織が管理して、捕獲報償金をその運営費に充てるといった、その地域の組織が潤うような仕組みづくりが必要と考えます。これは、もちろん県の事業というわけではなくて、市町村とかそういった地域の事業ということになるかは思うんですけれど、そういった案を提供してあげるとか、指導してもらおうとか、そういったことが必要だと思うんですけれど、中山間対策・運輸担当理事の御所見をお伺いいたします。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 大型のおりで捕獲する場合、お話にございましたように、地域の組織が管理する取り組みというのは非常に有効だと思います。

そうした取り組みには、まず地域での合意形成が必要になりますので、こういった形が地域

で望まれているのか、地域の声を聞きながら、よりよい形というものを検討していきたいというふうに考えております。

○弘田委員 どうもありがとうございました。私が通告した質問は以上であります。

いつも私がさせていただく質問は、地域の人と話をしたとか聞いたことを自分なりにそしゃくして質問させていただくということになります。毎回似たような質問であるとか、出てきますけれども、やはり地域を回ると本当に悲痛な叫びというか、そういうのが心に届いてきます。それを県庁に、知事に対して、副知事に対して、各部長に対して伝えるのが私の役割ということで、私はずっと訴えて、地域に入るといふことを続けております。

私の思いが伝わっているかどうかというのは自分自身にはわからないんですけれども、知事初め執行部の皆さんが一生懸命やられておる、県勢の浮揚について一生懸命やっておるといふのは私どもも感じますし、ぜひ今いただいた答弁を前へ進めていただくような、そういったことをお願いいたしまして、まだ少し時間がありますけれども私の一切の質問といたします。ありがとうございました。(拍手)

○溝渕副委員長 以上をもって、弘田委員の質問は終わりました。

ここで約5分間休憩をいたします。

午後1時52分休憩



午後1時57分再開

○溝渕副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

加藤委員。あなたの持ち時間は60分です。御

協力をよろしくお願いたします。

○加藤委員 自民党の加藤漢でございます。よろしくお願いたします。

皆様方、一般質問、そして予算委員会、本当にお疲れさまでございます。今議会、地方創生ということでそれぞれの議員さんからたくさんのお質問が出たと思います。私も地域の方々とお話をしておりましてこの地方創生ということに非常に皆さん関心を寄せているなということ、期待もされているなというふうに感じております。そういった意味で、私も地方創生ということに関連してきょうは質問をさせていただきたいというふうに思っております。

これまで国の施策で地域の活性化というと地方分権ということがよく言われていたわけなんです。北海道から沖縄までずっと地域がそれぞれ違うのに、国が一方的に施策を押しつけて一律にやっていく方法じゃいけないと。地方でできることは地方で、地域それぞれで考えてやっていくというのが地方分権であったわけでございますけれども、確かに理念としては、方向性としてはそのとおりなんですけれども、地方分権というのはどちらかというと役所の中の話でもあって、地方分権で私たちの暮らしが豊かになったわというようなお声を聞かないというのも実態なのかなというふうに思います。

今回のこの地方創生と地方分権、何が違うのかということでもありますけれども、一つは、明確なビジョンが示されたということだと私は思います。この地方創生によって、日本がどこを目指していくのか、あるいは地域が長期的にどこを目指していくのかということが明確に皆さん方に伝わったということだろうというふうに思います。

もう一点は、今まで地方のことは地方でという中で、何か国が余り口を出さないほうがいいんだというような風潮があったかと思うんです

けれども、そうじゃない、地方が主体的にもちろんやるんだけど、それに対して国が一緒になってバックアップをしていきたいと思います。国と地方が一緒になって、さらには民間も一緒になってこの地方創生に向かって進んでいくんだということが今回の地方創生の大きな特徴でもあり、これまでとの違いなのかなというふうにも感じているところでございます。

昨年末に、この地方創生に関連して、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、そしてそのビジョンを実現するために今後5年間の目標や施策や基本的な方向を提示する、まち・ひと・しごと創生総合戦略がまとめられて、閣議決定がされました。

目指すべき将来として、少子化傾向がこのまま推移すると、2060年に日本の総人口が8,674万人に落ち込むと推計されているが、これに人口減少に歯どめがかかると、2060年に1億人程度の人口を確保し、その後、2090年ごろには人口が安定すると見込まれていると、こういうふうに書かれているわけでございます。

つまり、50年後の未来あるいは100年後の未来を見据えて日本の人口減少ということに取り組んでいくんだということが、この地方創生のまさに国家百年の計といいますか、長期の方向性ということだろうというふうに思っております。

今回、そういう観点から、10年後、20年後あるいは30年後の将来を見据えて、まずは足元の一步からというような観点で少し質問をさせていただきたいというふうに思っております。

尾崎知事は、提案理由説明の中で「今回の予算編成に当たっては国のまち・ひと・しごと創生関連予算などを積極的に活用しつつ、限られた財源で最大限の事業を実施できるよう知恵を絞り、工夫を徹底した」と御説明をされました。

まち・ひと・しごと創生関連予算、いわゆる地方創生が今回の予算案にどのように活用をさ

れているのか、また知事の地方創生にかける思いとあわせて、まずはお伺いをさせていただきたいと思います。

○尾崎知事 先ほど加藤委員が言われましたように、今回の地方創生の動きというのは、今までの地域活性化の動きから随分と踏み込んだ形になっているだろうと思います。何といいましても、本当に地域の衰退の最大の原因であるところの地域の人口減少という問題に正面から取り組むぞという形になっているということ、これは非常に難しい課題ですし、さらに言うと、先ほども長期ビジョンのお話をされましたが、2060年ぐらいまで視野に入れていかなければならないような大きな課題です。ですから、それに正面から取り組もうとしておられること、私は、これは本当に本県もそうしてきたわけでありまして、国において、まさに行くべき方向に行かれているんだと、そのように思い、期待も申し上げておるところであります。

この予算を我々としても大いに使っていきたいと思ってまいりまして、さまざまな政策提言もしてまいりました。その結果かなったものとして、我々も大いに今回の地方創生関連予算、我々の施策に生かせるようになってきたと、そのように思っておりますので大いに生かしたいと思っています。

一つは、先行型の交付金でありますけれども、御案内のように、さまざまな地産の強化、外商の推進、いずれにいたしましても、川上、川中、川下、一群のものに使えるような総合型の交付金になっています。第2期産業振興計画ver. 4に全てこれをバックファイナンスしてもらえるように、これを大いにそれぞれに生かしていこう、これが第一の方向性であります。そのほかにも例えば小さな拠点に使えるようになったでありますとか、さらには少子化対策に関連して特出した交付金を少子化対策の推進に使え

るようになったとか、幾つも個別事項もございまして、こういうものをしっかり出し切っていきたいと、そのように考えておるところです。

○加藤委員 知事が今おっしゃったように、これまで高知県が取り組んできた取り組みと本当に私も方向性は同じくできるものだろうなというふうに思っております。県の役割もそうなんですけれども、これから市町村もこの、計画を立てながらやっていくということが問われるわけでございます。

午前中に、上田委員さんからふるさと創生というお言葉の質問がございまして、二十五、六年前に竹下内閣のときに各地方自治体に1億円ということで、このふるさと創生事業があったわけでございますけれども、宿毛市は1億円で桜を植えました。その植えた桜が今きれいに咲くようになってきているということで、今年に市と、それから地元のロータリークラブなんか協力して公園の整備をしているところなんですね。今月の29日には宿毛の青年会議所が桜を見ながら婚活のイベントをやるということで、まさに30年近くたってこのふるさと創生の事業が生きてきているということでございまして、非常に感慨深いというふうに思います。

ただ、当時と今では状況も違いますし、何よりも市町村の危機感が違うというのが今回の地方創生とふるさと創生の一番の大きな違いなのかなというふうにも感じております。

この長期ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、人口ビジョン、それから総合戦略を地方が策定していくことが求められるわけですが、現時点での市町村の受けとめ方というのはいかがでしょうか、総務部長。

○小谷総務部長 地方創生へ向けた市町村の取り組みにつきまして、これはもう既に住民参加の創生本部を設置することを決めた団体ですか、

職員の勉強会を開催した団体ですとか、あるいはもう早々と今後取り組もうとする地方創生の骨子案を取りまとめた団体とか、こういった団体もある一方で、正直戸惑いを覚えているという声も聞くというのは事実でございます。

県としましては、県と市町村と方向性を合わせて、互いに高め合うような総合戦略をお互いにつくれるように、市町村版の総合戦略の策定段階から連携を深めていく必要があると考えております。

必要な情報提供ですとかを行いまして、地産外商のさらなる強化、それによる拡大再生産といった産業振興に向けた取り組み等について、市町村とともに知恵を絞っていきたいと考えております。

○加藤委員 ぜひ連携をして取り組んでいただきたいと思えます。

人口400人の大川村から30万人を超える高知市まで、いろんな人口規模、それから地形、多種多様な地方自治体があるわけでございますので、県としてのさらなる役割が求められてくるんだろうなというふうに思っております。

この市町村ということもそうでございますけれども、この地方創生、今危機感のお話をさせていただきましたが、何が問われているのかというと、私は地域のやっぱり意志、決意が問われているんだろうというふうに思っております。

私、初めてこの議会に当選させていただいて、一般質問で知事に質問して自分が言ったことをよく覚えているんですが、政治が夢を示すべきだと、目標を示すべきだというようなお話をさせていただきました。そのときに、知事から、この産業振興計画、具体的な目標をつくって前向きに取り組んでいくというような大変強い御答弁をいただいたことを今でもよく覚えております。

あのデフレの景気の悪い、本当に日本全体が

暗い雲で覆われていたあの3年前、4年前に、農業、林業、水産業、そして商工業、観光業に至る全ての産業において高知県は成長をするんだという強い意志でもって目標を示したこの産業振興計画というのは、私は本当にすごい決意、意志であったなというふうに思っております。

やっぱりこのデフレ、長く15年近く続きましたんで、もう成長しないのが当たり前になっている、もうこの地方はどんどん人がおらんなくなっていただけやないかと、そういう声が聞こえてくる中でいかにしてこの強い意志を示していくか、みんなで成長を目指していくかということが、この地方創生で私は問われていることなんだろうというふうに思っております。

悲観していても変わらないわけで、みんなで一緒に取り組んでいこう、国民運動、そして県民運動、市町村民運動になって初めてこの地方創生ということになっていくんだろうというふうに思っております。そういった意味では、この産業振興計画でこれまで取り組んできた、地域でみんなで知恵を絞りながら認識を共有していくというこのノウハウは本当に高知県の財産なんだというふうに思っております。

この総合戦略づくりに当たって、どのようにしてこの取り組みを進めていくのか、産業振興推進部長にその決意を伺いたいと思えます。

○中澤産業振興推進部長 産業振興計画の推進において、そのノウハウといいますか、これまで心がけてきた、実行してきたことということで申し上げますと、多くの皆様方に策定の段階から広く参加をいただいているということ、そしてその実行する段階でもその進捗管理に多くの県民の皆様、各界各層の方々に参加をしていただいているということがあろうかと思えます。

そして、内容については先ほど委員のお話にもございましたけれども、将来像、ビジョンといいますか、10年後の成功イメージという形で、

地産外商が進んで地域地域で若者が誇り、志を持って働ける、そんな高知県をつくっていくんだという目標を掲げた上で、各計画全体の数値目標であったり、先ほどお話がありました産業分野別の数値目標、これをしっかりと掲げていくと。その実行に向けて、またこれも各層の皆様方に御参加いただいてP D C Aをしっかりと回していくといったようなことが、産振計画の進め方、そのノウハウ、特徴と言えようかというふうに思っております。

この今般の地方創生の総合戦略については、これも全国に先駆けて少子高齢化、人口減少が進んでいる高知県、こういった課題に、それに伴う経済の縮小ということに真正面から取り組んでまいりましたので、まさにこの総合戦略というのは高知県にとりましては産振計画を中心とする本県の一連の政策の進め方そのものだというふうに思っております。

このため、本県版の総合戦略づくりにおいても、こうした産振計画で実施をしましてまいりましたノウハウ、やり方、こういうようなものを最大限活用して策定に臨みたいと、そのように考えております。

○加藤委員 力強い御答弁をいただいたと思っております。

本当に地域でも景気がよくなってきたとか、仕事が忙しくなってきたとか、個別に聞けばそういうお声は聞こえるんですけども、まだまだやっぱり周りを見渡せば厳しい企業あるいは地域、ばらつきがあるわけですので、この地域でみんなでやっぱり共有をしていく、地域で明るい未来を目指していくということにつなげていくことが何よりも私は重要なんだというふうに思っております。

これまでのノウハウを生かして、ぜひとも取り組みを進めていっていただきたいと、そのように思っております。

次に、この地方創生の一つの大きなポイントではありますが、東京一極集中の是正ということについて伺ってまいりたいと思います。

東京一極集中ということは、長年、もう戦後ずっと言われてきたわけでございますけれども、これが改めて地方のためじゃなくて日本全体のためなんだということが共有をされてきたんだろうというふうに思っております。日本全体が成長するために地方経済を活性化しなくてはならないということ、それがひいては東京の都市部の人たちのためにもつながるんだということ、この循環をつくっていくというのがまさにこの東京一極集中是正の議論なんだというふうに思っております。

東京、埼玉、千葉、神奈川、この1都3県で大体3,600万人の人口、日本全体の4分の1以上がこの関東圏、首都圏に集中をしているわけでございます。世界的に見ても、非常にこの日本の集中度合いというのは特殊で、ヨーロッパの、例えばフランスのパリやイギリスのロンドン、これで大体15%前後でございます。それから、アメリカ等々、その他の先進国も大体10%以下でございますので、10人に1人ぐらいが首都圏に集中して住んでいるというような状況でございます。

世界の中でこういう特徴なのは、日本と、それから隣の韓国ですね。日本と韓国の共通点はやっぱりこの少子化、出生率が上がっていないということでもあります。もう一つ、シンガポールもそうでございますけれども、シンガポールもある意味では一極集中の最たる国家みたいなところがありますので、やはりこの一極集中が進んで都会の生活が進めば進むほど、この少子化傾向というのもあるのかなというふうに感じておるところでございます。

昨年も、この東京を中心とした首都圏に年間10万人以上転出超過、これ、名古屋も大阪もほ

かの地方都市もほとんど出ていく人口が多いんですね。東京だけふえているという状況でございます。本県も、昨年は2,179人の転出超過でございます。これから5年後、2020年には東京でオリンピック・パラリンピックがございますし、さらには東京の駅前開発であったりとかいろんなインフラ整備の話も出ております。この東京一極集中の流れを変えるというのは本当に大きなパワーが必要なんだというふうに思っておりますけれども、知事はこの東京一極集中の御議論、どのように捉えておられますでしょうか、御所見を聞かせてください。

○尾崎知事 東京一極集中は、誰かが意図的に仕掛けたというよりも、むしろ集積による利便性の向上がますます集積を生むという形で、ある意味自然にこういう形になってきたものであります。であるからこそ、この一極集中の問題とこのを見きわめて、これに対して意図的に対応していくということが大事だろうと、そのように考えております。

国土の強靱化という観点からも非常に懸念が残るところでありますし、さらに日本全体の出生率という観点からいっても、東京だけが極端に出生率が低いということからも、その子供たちを産み育てにくい地域に若い人が集まってきているという現象を変えていかないといけないでしょうし、また我々地域の側から見れば、有為なる人材をどンドンどンドン東京に集められてしまって地域の衰退につながっているということ、何とかこの流れを変えたいものだなと、そのように考えておるところです。

そういうことで、全国知事会といたしまして、また特に私は少子化対策の担当といたしまして、少子化関係のプロジェクトチーム長といたしましてもさまざまな政策提言を行ってまいりました。

全国移住促進センター、これが今度つくられ

ることとなりました。本格的な、初めてと言ってもいいと思うんですが、東京から、首都圏からの移住というのを促していくような組織をつくるということになり、また企業の本社移転ですね、これを促していくための税制度、これも新しく講じられることとなったところであります。

また、地方創生の議論そのものが、地方において雇用を生み出して若い人たちを地方にとどめる、もしくは戻らせていくと、そういうことにもつながっていくものでしょうし、また今は大学について、地方の大学をいかに後押しをするかという議論も行われようとしてきているところ です。

まだまだ一つ一つの取り組みがパーツパーツにとどまっている側面もあるかもしれませんが、一つ大きな方向感として、東京一極集中、これを改善していこうじゃないかと、そういう方向に向き始めたのではなかろうかなと、そのように考えています。

この流れをぜひ押し進めていくように、我々としても、我々としてやるべきことをしっかりやり、また国にも引き続きの政策提言などを行っていかねばならんなど、そのように思っています。

○加藤委員 私は、この東京一極集中の話をするときに、スポーツの例えをよく使うんですけれども、サッカーにしる野球にしる何にしる、4番バッターとピッチャーを同じチームにずっと集めていくと、そのチームは確かに強くなるかもしれませんが、周りのチームがだんだんだんだんと人気もなくなってきて、選手も集まらなくなってくれば、次第に強かったチームも全体と一緒にレベルが落ちてくるということがあるんだと思います。そういう意味では、野球なんかでいうとドラフト会議なんかうまく機能をしているのかなというふうにも思いますし、

一定人工的に東京一極集中の緩和を目指していくということが必要なんだろうというふうに強く思っております。

まずは、そういう政府の方向に対して隗より始めよということで、政府は今年、国の関係機関の地方移転に向けて誘致案の募集を始めたという報道が出ております。各府省庁や独立行政法人の研究所あるいは研修所、250機関のリストを提示して、ことしの8月末までの提案期間を設けて、再来年度以降に具体的な作業に入るということを伺っております。

この政府関係機関の高知県の誘致提案についてぜひとも積極的な提案を行っていったらどうかというふうに思いますけれども、知事の現時点での御所見を伺えればと思います。

○尾崎知事 この3日に、国の募集要項が出されたところであります。これを見させていただきながら、8月末までが期限ということでありますから、関係市町村とも大いにお話をさせていただいて積極的に取り組みたいなど、そのように思っています。

○加藤委員 もう一件は、先ほど知事からも御答弁がありましたけれども、地方への企業の移転ということでございます。

私も朝、日経新聞なんかを見て、本当にこの地方創生ということに関して企業が非常に関心が高いんだろうなというふうに思っております。日経ビジネスとか雑誌なんかも見ても、地方創生特集とか、子宝企業特集とか、本当にそういった人口減少に対して企業がどう向き合っていくのかということが今問われているんだろうと思います。

それから、地方創生の民間代表で旗振り役をしておりますのが、コマツの坂根相談役さんでございまして。私は直接面識はございませんけれども、このコマツの創始者は高知県宿毛市出身の竹内明太郎さんでございまして。吉田茂元総理

の実のお兄さんでございまして、非常にコマツが企業の先頭に立って地方創生の旗振りをしているということを感じ深く、また御縁も感じながら拝見させていただいているところでございます。

購買部とか教育部を石川県に東京から移したと。そうすると、石川の社員さんと東京の社員さんでお給料は変わらないけれども、平均の子供の数が東京は0.9、それから石川は1.9と、ほぼ倍違うそうなんです。そして、結婚をされている女性の数も圧倒的に石川のほうが多いと。こういう企業の実例がありますので、ぜひともこういう企業の動きが日本全体に少しずつ広まっていくことを期待するわけでございます。

まずは東京23区から地方へ本社機能の移転等に係る税制上の優遇措置が設けられますけれども、県としてこれをどう捉えてらっしゃいますでしょうか、総務部長。

○小谷総務部長 地方創生を推進していくために、本県におきまして、それから全国知事会におきまして、この企業の地方移転を促進する税制について提言を行ってきたということでございまして、今回税制改正大綱におきまして地方拠点強化税制が創設されたこと、これは非常に高く評価しているところでございます。

この税制改正が大企業の地方移転の誘因として機能すること、これは大いに期待しているところでございます。

○加藤委員 ありがとうございます。

なかなか、すぐに大きな動きがあるかというのはこれからなんだろうというふうに思いますけれども、大きな一歩、踏み込んだ一歩がこの税制措置に設けられたんじゃないかなというふうにも感じておるところでございまして。

この企業移転ということに関しては、例えばシャープとかパナソニックとか、まだまだ大手企業の一部ではありますけれども、円高が是正

をされて海外から日本に工場を移転する企業がふえてまいりました。日本の製造業というのは、長年続いた円高でどんどんと産業の空洞化が起こったわけでございます。これは大手企業に限らず、デフレもそうなんですけれど、円高というのは地方にこれまで与えた影響というのは本当に甚大だったと思います。

工場だけじゃないんですね。1次産業、例えば漁業であったり農業であったり、あるいは林業もそうでしょう。日本に入ってくるものがどんどんと安くなっていく中で、やはり加工食品の原材料を海外から輸入するようになったりですとか、競争が強いられるようになったりですとか、もっと言うと、私はこの地方の衰退の、例えば商店街の一つ一つの個人店が衰退をした、物が売れなくなってきたというこの根本にも、この円高というのがこれまで長年にわたって大きくかかわってきたんだろうというふうにも感じているところでございます。

観光にしてもそうですね。今、円高が是正されて海外からどんと観光客がふえるようになりました。逆に言うと、海外に出ていくのは高くなりますんで、その分国内に観光客がふえるということも期待ができるんだろうというふうに思います。

これも円高が是正されたから、先ほどの税制じゃないですけど、すぐに国内に帰ってくるかということ、また決してそうでもないんだろうというふうに思いますが、確実に国内回帰の動きは地方創生を後押しする絶好の機会になるんだろうというふうに思います。

また、景気が上がってきて、企業の設備投資の額もどんどん上がってきておりますんで、ぜひともこの機を捉えて企業誘致にも積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先月の5日に、知事が名古屋で企業立地セミ

ナーを開いておられました。この、知事がトップセールスに出向かれたということは、今のお話からしましても絶好のタイミングだなというふうに感じて、私は拝見させていただいたわけでございますけれども、この名古屋での企業誘致の狙い、そして手応えといったものをお聞かせいただければと思います。

○尾崎知事 中部エリアというのは本県に進出してくださった企業さんがもともと多いということもありまして、また本県から就職をしておられる方も多いということもありまして、経済的に非常につながりの多い地域であります。そういうことありまして、企業誘致のためのセミナーをぜひ開かせていただこうということでございました。特に本県の場合、南海トラフ地震の問題がありまして、企業誘致という点においては極めて厳しい条件に立っておりますだけに、こちらから出かけていって情報発信をすることが大事だということだったわけでありまして。

当日、約70社の方に御参加をいただいて、私からは産振計画のいろんな一連の補助制度、いわゆる企業誘致の補助制度のみならず、いわゆるビジネスプランづくりから販路開拓まで、一連の支援策があるのだということをお伝えしますとともに、南海トラフ地震対策についての備えがいかにか徹底しているかということをお伝えもさせていただき、また本県進出企業の皆様にもそちらのお話について御紹介もいただくと。本県に来てよかったよという体験を御紹介いただくなどという形でお話をさせていただいたところです。

当日、70社の方に来ていただきましたが、これからその中で比較的感触のよかった25社を、職員がまた後々訪問していく予定になっております。また、向こう側からも5社、いろいろとお問い合わせがあったということでございますから、こういう御縁を大いに生かしていきたいな

と、そのように考えています。

○加藤委員 私も新聞なんかで知事の動向を拝見させていただいておりますけれども、本当にあちこちへ飛び回っていらっしゃるってお忙しいだろうなと思いながら拝見をしておりますけれども、その中でもぜひこういうトップセールスというのはまた引き続き続けていっていただければなというふうに期待もしておるところでございます。

また、工業団地も、新たな工業団地の造成もありますけれども、これまでの既存の工業団地も、少しずつあきが出てきたというところもございますので、そういったところもあわせて、今後誘致に取り組んでいただきたいなということをあわせて要請をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、人口減少の課題について質問をさせていただきます。

この人口減少にスポットが当たったこと自体が、私は本当に画期的なんだろうというふうに思います。やはり、私も東京に暮らしておりましたけれども、毎朝満員電車で揺られて、ビルの中で仕事をしていると、人口減少という言葉は確かに聞くんですけども、実態としてこの人口減少というのを感じないというのは率直に思ったところではございました。私たちは、暮らしている中で隣近所に空き家がふえて、自分たちが通った小中学校がどんどんと統廃合になっていって、小さいときに通った思い出のあるお店がなくなっていってというのを本当に地域で、生活の中で感じておりますので、この人口減少というのがただの言葉じゃなくて、本当に肌感覚でわかっているというのがやっぱり地方なんだと思うんですね。

これが日本全体の課題として、私は、スポットが当たったというのは本当に画期的なことなんだろうというふうに思っております。人口減

少問題、高知県がやっている取り組み全部が関連をする問題でございますので、ある特定の施策を行えば解決をするというような簡単な課題ではないことはもちろん承知でございますし、あらゆる対策を、取り組みをあわせて取り組んでいくということが必要であると思っております。

この高知県の、まずは人口減少の原因分析をどのように捉えていらっしゃるのか、総務部長にお伺いいたします。

○小谷総務部長 本県の人口の推移を見ますと、高度経済成長期、それからバブル期、それからリーマンショック前の時期と、この計3度、特に大きな転出超過が起こっております。この時期の若い年齢層の県外への進学や就職による社会減、これが人口減少の大きな要因でございます。

近年、若い年齢層の県外への進学、それから就職による転出超過というのは続いてはおりますものの、社会減の数そのものは少ない状態でございます。

人口減少に占める社会減の割合が低くなる一方で、多くの若者が県外に流出したことにより、ますます少子化、それから高齢化の影響で人口ピラミッド、これが逆ピラミッド型の人口構造となっていることによりまして、死亡数が出生数を上回る自然減の割合が高くなってきております。人口構造上、今後も人口の自然減、これは避けがたいものになっていると承知しています。

○加藤委員 以前、総務部長が、今の秋田県の知事さんの部下をやっておられたということも伺っておりますけれども、秋田県に視察にお伺いしたときに、この高知県の、人口減少の原因分析の緻密さというのに非常に感銘を受けていらっしゃいました。秋田県は人口大体100万人でございますけれども、社会減が大体4,500人ぐらい、毎年あるそうであります。高知県のデータも勉

強されています、平成11年、12年、高知県の社会増減がプラスになっている年があることに非常に感銘をされて、ぜひ高知県に勉強をさせていただきたいですというようなこともおっしゃってありました。

ただ、非常に厳しい状況であるということは変わりなくて、特に若者が県外に出ていく。県外に出ていく人口のほとんどが15歳から24歳人口、つまり学校を卒業して進学と就職で県外に出ていくということが高知県の人口減少、大きな課題となっているわけでございます。この若者の人口流出にいかにか歯どめをかけていくのかということが積年の課題なんだろうというふうに思っております。

そして、一回、例えば仮に出ていっても、帰ってきてもらうという、若者を呼び込むための取り組みも欠かせないわけでありまして。私も、地域を歩けば、確かに一回出ていくんですけども、帰ってきたいと思ってもなかなか帰ってこられない。それから、家族や友達もやっぱり帰ってこいと、帰ってくればいいじゃないかと言いたいんだけど、なかなかその声かけられないというのがまさにこの、地方の高知県の現状なんだというふうに思っております。

ここからいかに脱却をしていくのか、住みなれた地域で希望を持って暮らしていけるのかということに尽きるんだというふうに思いますけれども、この産業振興計画において人口の社会増を目指しておられますけれども、どのように今後取り組んでいかれるのか、知事の御決意を伺いたしたいと思います。

○尾崎知事 人口の社会増を目指す、これが産業振興計画のまず第1ステップとして目指していくところでありまして、そのためにも若い人がいわゆる誇りと志をかけるに足ると思われるような仕事をたくさん作り出していくということが何よりも肝要なのだろうと、そのように思っ

ています。

地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働くことのできる高知県を目指すんだというのが産業振興計画の目指すところでありまして、地域にありまして、その地域にあって地産外商に取り組んでいく仕事というのは十分やりがいのある仕事であって、多くの若い人たちが誇り、そして志をかけるに足るお仕事なのだろうと思っています。そういうものをたくさん作り出していこうということでありまして。

先ほど弘田委員との御議論の中でもありました、例えば土地備長炭のお取り組み——地域の皆さんは室戸の地であって全国でトップクラスの品質の炭をつくる。世界、日本全体をマーケットとして仕事をしておられる、例えばこういう形で誇りを持って仕事をしておられる人をもっともっとふやしていく。いろんな形態があると思いますが、これをぜひ目指したいと考えています。

景気回復局面に転出超過になるというのが本県のずっと積年の課題でありました。これを見ていくと、前回の景気回復局面というのは、大体転出超過数というのが3,000人から4,500人ぐらいまでです。現在の転出超過数、今も前回以上の景気回復局面であります、これが大体2,000人弱ぐらいにとどまっているところでありまして、前回の半分以下ぐらいになってきています。これに移住が1,000人ぐらい、もし仮にコンスタントに確保できるという形になってくれば、一定私は社会増減、これがフラットになってくる状況というの見通していけるようになるんじゃないのかなと考えておるところであります。

とにかく、雇用を大きく生み出していくような大きな大きな、よりインパクトのある仕事を追求してきているところなんですけれども、ぜひそれを引き続き続けていきたいなど、そう思います。

○加藤委員 雇用のことは非常に重要でございます。そして、この社会増を目指していく決意というのが今知事からお話があったとおりでございます。ただ、県全体として社会増になったとしても、人口減少の状況というのは高知県も地域によって異なってくるんだらうというふうに感じております。

若者が学校を卒業して進学、そして就職で県外に出ていく状況を教育委員会としてどのように把握をしているのか、県全体と地域別の進学状況、就職状況を御説明いただきたいと思いません。教育長。

○田村教育長 昨年、平成26年3月の卒業生の県内公立高校の進路状況を見てみますと、進学者数は全体で3,157名、――卒業生数の3分の2でございますけれども、となっておりまして、県外進学者は1,463名、46.3%でございます。

それを県外進学者の比率を地域別に見てみますと、東部地域は36.9%、中部地域は44.6%、西部地域は61.3%が県外へ進学しているということでございます。

就職のほうでございますが、就職者数は全体で1,053名、うち県外には398名、37.8%でございます。

県外就職者の比率を地域別に見てみますと、東部地域は31.3%、中部地域は35.5%、西部地域は50.3%というふうになっておりまして、県外への進学者、それから就職者数の割合は西部地域においてほかの地域よりも高くなっているという状況でございます。

○加藤委員 教育委員会としてこの状況をどのように受けとめておられますでしょうか、教育長。

○田村教育長 やはり、西部につきましては、就職するにしても進学するにしても、例えば高知市まで来ますと結局下宿なりアパートを借りるというような形で自宅から通学あるいは通勤できないということがあって、こういうことになっ

ているのかなというふうに受けとめています。

○加藤委員 ありがとうございます。

今、教育長のほうから御答弁いただいたとおりだと思います。東部、中部は、高校卒業して県外に進学する割合が大体約4割なんですね。ただ、西部地域になると、それが約6割にふえます。そして、県外の就職、今度は働きに行く卒業生の割合、これが東部、中部で約3割、そして西部になるとこれが約半数が県外に出ていくということでございます。

そして、自宅から通える進学先がほとんどありません。看護学校はございますけれども、専門学校その他の専門学校あるいは大学、短大というのは、愛媛県側に行っても宇和島に1つ短大がありますけれども、それ以外は松山に行くのか、あるいは高知市に出てくるのかというのが選択肢であります。

つまり、県内に残った約4割の進学者も地域にはほとんど残っていないというのがこの西部地域の現状であります。

東部も、この今おっしゃっていただいたデータ、山田高校から東の進学でしたら状況を把握いただいたと思うんですけども、これが室戸高校と、例えば安芸高校では状況が違うと思えますし、高知市から遠ざかれば遠ざかるほど、そういった傾向が顕著になるのかなというふうに思っておるところでございます。

私も、毎年成人式にも出席をさせていただいていますけれども、成人式でやっぱり話を聞くと、ほとんど地元の方はいません。正月に帰ってきて、きょうこの日のために帰ってきたという方がほとんどでございますので、やはりここは一つ大きな課題なんだろうというふうに感じております。

高校を卒業して全体の7割から8割ぐらいが大体進学をするんですね。その7割から8割の生徒さんには選択肢がないというこの厳しい現

状に、私はやっぱり課題解決先進県を目指す高知県としても向き合っていく必要があるんだろうというふうに思いますし、これは高知県だけじゃなくて、やっぱり日本全体の課題であります。例えば大学の偏在をどうするのか、国土の利用のあり方をどうするのか、そういった観点からも是が非でもここにはしっかりと政治が対応していかななくてはならないだろう、このように思っておるところでございます。

地域格差は、これは所得の格差にも結びつく課題だと思っております。ひとり暮らしをさせて大学に出すとすると、その分経済負担も大きいわけでございますので、しっかりとこの対応をしていかななくてはならないというふうに思うわけでございます。

西部地域のように地元での進学の見込みがない高校生の県外流出、この対応を県として考えていくべきではないかというふうに感じますが、知事の御所見を伺いたいと思います。

○尾崎知事 2つあると思いますね。

1つは、確かに県外に高等教育機関に進学する際出ていくでしょうが、その人たちをいかに帰すか。やはりそれは、地域地域、西部地域の一つ一つの地域、市町村がみずから一生懸命努力をして職を生み出していく仕事をするのだと、我々県も一緒になって汗をかいて産業振興計画を通じて、帰ってきて誇りと志を満たすに足る仕事をたくさんつくり出すと、そういうことに努力をさせていただくと、これが何といても王道だと、そのように思っております。

あわせて、高等教育機関が偏在、県内の中でも偏在している状況があるだろうということは確かだと思います。ただ他方で、高等教育機関についての全国的な議論というのはどういうことかという、どちらかという数が多過ぎるんだという議論がむしろ行われているのが現状でありまして、そういう中において高知、

あえて新しく学部を設置するとか定員をふやすとかという形でもって、これも国全体にも認めてもらうような形で運動もいたしまして、県内でできるだけ進学先を確保するような努力をしてきたということです。

残念ながら、東部地域に大学1校、中部地域に大学1校、西部地域に大学1校という形には、残念ながらならないだろう。しかしながら、少なくとも、高知県内において進学先をしっかりと確保できるような、県内学生のニーズに合ったそういう学部の設定をしようということで、今回県立大学の見直しを図り、また高知大学においても地域協働学部を充実させるという形でそういう取り組みをしてくださっておるといふことかと思っております。

じゃあ、問題は地理的に遠い地域の皆さんはどうするんだということでありまして、そのところは何かの形で一定後押しをするような仕組みというのを考えられないものだろうかということ、今後来年以降、少し奨学金の問題などが一つ大きな課題になっていきますんで、そういう議論の中でまた一つ考えていく課題となってくるのかなと考えております。

正直、非常に難しい問題でありまして、すぐさま答えを持っておりませんが、少しそういう方向感で考えさせていただければなど、そのように考えております。

○加藤委員 非常に思いのこもった御答弁をいただいたと思っております。ありがとうございます。

やはり、何事もそうですけれど、できることからやっていくということが基本だというふうにも思いますし、やっぱり大きな意味で考えると、価値観をどう変えていくかということにもつながってくるんだと思います。例えば尾崎知事が東京から帰ってきたその志の一つを察しますに、やっぱり地域のために自分が力になりた

いとか、ふるさとのために何が自分ができるんだろうというふうにも思ったことも、帰ってこられた大きな志の一つなんだろうというふうにも私は思いますし、また私もそう思って帰ってきた人間の一人でもあります。

やはり、こういう価値観の転換というのも一つ大きな、私はこの地方創生の中で求められることだというふうにも思いますし、かといって、価値観を変えろということに向き合いながらも、この現実の数字ということにもしっかり向き合っていく。やはりどうせ高知へ行って、松山へ行ってひとり暮らしするがやったら、大阪へ行って東京へ行って変わらんろうと、こういう声が現実的に若い人から聞こえてくるというのが地域の実情でありますので、今おっしゃっていただいた、ぜひとも検討を深めていただきたいなというふうにも思っておるところでございます。

引き続きまして、地域の拠点づくりということについて質問をさせていただきます。

これまで地域の拠点づくりということで、中山間対策として集落活動センターのような小さな拠点の取り組み、これがまち・ひと・しごと創生総合戦略の主要施策に位置づけられました。これまでも、小さな拠点に限らず、課題解決先進県として高知県がずっと取り組んできた取り組み、これが全国の施策へ反映されたケースというのはたくさんあるんだというふうにも認識をいたしております。

これと同様に、高知県内にとってみて考えますと、一番の課題先進地域はまさにこの中山間地域でございます。10年先、20年先、地域の未来を考えたときに、今中山間地域で起こっていることが、いずれは郡部の市町村あるいは高知市にまでだんだんと未来が波及をしていくことなんだというふうにも思います。

この小さな拠点という発想をもっと広い取り組みで進めていくべきではないかというふうにも

思っております。

私も、地域の御高齢の方々からお話を聞くと、朝バスで病院に行って、病院から今度買い物に行こうと思うと病院から1キロも2キロもやっぱり離れているんですね。さらに、帰りに役場に寄ろうとか銀行に寄ろうとか農協に寄ろうとか、するとまた役場からも500メートル、1キロであってもなかなか歩いていけない。だんだん高齢化がさらに進みますと、こういった方々が非常に多くなってくると思うんですね。

これも一足飛びに全部の拠点を集めるという話は確かに現実的ではないのかもしれませんが、この小さな拠点の取り組みの推進とあわせてもう少し広い範囲、例えば市町村の中心部ですとか、そういった広い範囲で行政あるいは医療、福祉、こういったサービス機能を集約化していく観点でまちづくりを進めていくべきではないかと。このように思っておるところでございますが、この拠点づくり、集約化について知事はどのようにお考えになられておりますでしょうか。

○尾崎知事 集落活動センターの取り組みは、それぞれの市町村の、例えば周辺部にある、本当に限界集落とも言われるような集落の皆さんの暮らしをどう支えていくかという観点からスタートしたものでありまして、いわゆる周辺部の複数集落の拠点となるような地域において、コミュニティの中心となる場をつくっていく、そういう観点で進めていっているものです。

これと、いわゆる自治体における中心部の機能がうまくコーディネートされることによって、皆さんの暮らしの利便、さらには活性化ということにもつながっていくんだろうと、そのように思います。

各自治体の中心部にできる限り一定機能が完結できるように仕掛けていくことが望ましいと、そのように思われますところでありまして、そ

れぞれ自治体において考えておられることかと思えますけれども、そういう方向性と我々の集落活動センターのような取り組みとうまく調和させていけるようにしたいなと、そのように思っています。

○加藤委員 まちづくりで大切なことは、やっぱり人が集まるところをいかにつくっていくか、集いの場をつくっていくということなんだと思います。やっぱり、人口が減っていく中で各サービス機関が点々としていると、そこに集う人の数もだんだんと少なくなっていってにぎわいが少なくなってくるということにもつながってくると思いますので、この集約化という観点は非常に重要になってくるのではないかなというふうに思っておるところでございます。

そういう意味では、今小学校あるいは中学校の教育機関とほかの公共施設、これを一体化する動きが広まっております。例えば、子供とお年寄りなんていうのも相性はいいと思えますし、子供と地域なんていうのも非常に相性のいい組み合わせの代表例だというふうに思います。

例えば、デイサービスと小学校の複合化によって子供とお年寄りが触れ合う、そういった中で思いやりの心が生まれたとか、運動会にお年寄りを御招待したり、あるいは放課後に将棋クラブの児童がお年寄りと対局をすとか、そういった長年の経験をお持ちのお年寄りから子供が学んでいくと、地域で子供を育てていくと、こういったつながりになっているという事例が地域で広がっていると、県外の多くの事例があるというふうにも伺っております。

この地域の定住ということに関しても、学校は欠かせないわけございまして、学校が廃校になればその地域で子育てすることは難しい、当然そうなってくれば地域コミュニティーの衰退にもなりますし、あるいは人口減少、移住対策、いろんなことにもこの学校ということが今

後大きなキーワードになってくると思えますし、これまでもなってきたんだというふうに思います。

この地域全体で学校を育てていくという観点からも、この地域コミュニティーの形成を推進する観点からも、学校の複合化というのを推進していくべきだと考えますが、教育長、いかがお考えでしょうか。

○田村教育長 お話にありましたように、小中学校と社会教育施設ですとか福祉施設等との複合化というのが、教育の振興と地域コミュニティーの活性化という面で効果があるというふうに考えております。特に、これもお話にありましたけれども、児童生徒と地域の皆様とのつながりが密接になることで、地域全体で子供を育てていくというようなことにもつながっていくんじゃないかというふうに考えております。

今、県では、多くの地域住民が学校の教育活動を支援する仕組みでございます学校支援地域本部の取り組みを強力に進めようとしておりまして、学校と地域の良好なパートナーシップが醸成される中で、学校の複合化のニーズですとかアイデアも生まれてくるものと思えますし、それによってより効果的な活用といったことも期待できるのではないかとこのように考えています。

現在、国の検討会におきまして、学校を複合化していく上での効果的な施設整備の進め方などの検討が進められております。今後、先ほどの学校支援地域本部の推進とあわせまして、国の検討状況ですとか、あるいは施設整備に活用できる支援制度等の情報を市町村に提供し、学校を複合施設として活用することの検討を進めるに当たっての参考としていただきたいというふうに思っております。

その上で、条件が整った市町村に対しましては、関係部局と連携して積極的に支援をしてま

いりたいというふうに考えております。

○加藤委員 ありがとうございます。

もう一点、地域の拠点づくりということで、広域での取り組みというのにも必要不可欠だというふうに思います。

幡多地域では四万十市、それから宿毛市、この2つの市が中心市となって幡多3市2町1村が協定を結んで、地域に人口を定着させようと定住自立圏構想の取り組みを行っております。地域が一体となってそれぞれの地域で役割分担をしながら、人口流出をせきとめる機能を果たしていく、いわば広域で人口のダム機能を果たしていくという取り組みでございます。

私も中山間地域の方にいろいろお話を聞く機会がございまして、この中山間地域の方々というのは本当にその地域に誇りを持って、そこに住みたいから暮らしているというのは間違いのないことなんだろうというふうに思います。

ただ一方では、何が課題なのかというと、一つは交通の課題があります。スーパーが遠い、病院が遠いということがあります。ここにはしっかり交通の支援をしていくべきだというふうに思いますが、もう一つやっぱり子供、家族なんですね。やっぱり兄弟のうち一人でもいいから近くに住んでほしいとか、大阪に行って東京に行って年に1回会いたくても会えないと。やっぱり家族が近くにいないというのが、私は中山間地域に本当に共通する皆さんの思いなんだろうというふうに思います。

理想を言えば、確かにその中山間地域のところで若い方が住むというのが一番の理想ではあるんですけども、現実的になかなかそれがかなっていないという現実もあるという認識も必要かと思えます。

そういう意味では、せめて車で30分とか、せめて車で1時間とか、子育てのときに、介護のときに、何かあったときにおじいちゃん、おば

あちゃんの家にとりいう——前回の議会でも近居あるいは3世代同居という質問をさせていただきましたけれども、できるだけ近くで人口をせきとめていくダム機能といった取り組みも重要になるんだというふうに思っているところでございます。

この広域でのダム機能の取り組み、幡多地域の市町村が連携して取り組んでいる定住自立圏構想、これに対する評価と、県として今後どうかかわっていくのか、ここあたりを知事に御意見を伺えればと思います。

○尾崎知事 この定住自立圏構想の取り組みというのは、私が知事に就任させていただいて一番最初のころに、政策提言活動で徹底して国に働きかけていったものでありまして、制度設計がかなり大都市中心型になりそうだったものですから、高知県なんかでも複数で活用できるようにということを、当時、平成20年ぐらいでしたけれど、新たに機能強化した東京事務所と一緒にいろいろ何度も何度も東京へ行ったことを覚えております。

その後、この幡多地域の定住自立圏、できてから5年間ですね、この間において、例えば「楽しまん！はた博」の開催を行われるでありますとか、さらには医療分野では幡多けんみん病院と圏域の医療機関の間でカルテの共有をしますとか、それからまたいろいろ厳しい状況もありますでしょうけれども幡多地域における交通システムがいまだに例えば守られていることなんかはこの定住自立圏の皆様方の協調した取り組みの成果だろうと、そのように思っています。

我々としては、この定住自立圏の取り組み一つ一つの中で、例えば「楽しまん！はた博」、その後のフォローアップをどうするかとか、そういうこと、今度も新しいメニューを組ませていただいておりますけれども、そういう形で個

別に後押しをさせていただくというのがまず基本だろうと思いますが、たださらに加えて言えば、今回の地方創生の動きの中なんかでも、幡多は連携してやっていこうではないかという機運も出てきているやに伺っているところがございます。そういう地域の連携した取り組みと我々県とがしっかり連携して取り組みを進めていくということが非常に大事だと思っています。

そういう形で、この定住自立圏構想も含めてですが、いろんな連携の取り組みと、我々と県とも連携をすると、そういう形で取り組ませていただきたいと、そのように思っています。

○加藤委員 ありがとうございます。

それでは最後に、少子化対策について伺ってまいりたいと思います。

少子化対策については、平成17年度から、こうちこどもプランを策定して取り組みを進めてまいりました。今後も引き続き、晩婚化であったり未婚化であったり、切れ目のない対策を推進していくために、来年度から高知家の少子化対策総合プランに取り組む予定でございます。

これまでの計画と、これからの計画、改定版の策定に当たってこれまでとの違いや強化すべき点などを地域福祉部長にお伺いいたします。

○井奥地域福祉部長 県民世論調査の結果、9割近くの県民の皆様が少子化を深刻な問題と捉える中、その大きな要因となります結婚につきましては、未婚化、晩婚化の進行に歯どめがかからず、子育ての面では子育て支援サービスの不足や仕事と育児の両立が難しいといったような状況が続いております。

このため、今回の計画の改定に当たりましては、独身者の方々を希望の時期に結婚へとつなげるためのきめ細やかな支援や理想と実際の子供の数の乖離を縮めるための子育て世帯への行き届いた支援策の充実などを中心といたしまして、結婚から子育てまでのライフステージに応

じた課題を整理した上で、作業を進めてまいりました。

その結果、新たな行動計画におきましては、「誰もが希望の時期に次代を担う高知の子どもを生き育てやすい環境づくり」を目標として掲げまして、誰もが希望する時期に安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会、全ての子供の生きる力を育むことができる社会、地域社会が一体となり世代を超えて子育てを支え合う社会といった少子化の問題の克服に向けました目指すべき新たな3つの社会像の柱ごとに、課題解決に向けた成果目標を設定いたしまして、少子化対策の抜本強化を図ることといたしております。

○加藤委員 少子化対策の課題は、いろいろなものが複雑に関係しているんだというふうに思います。

ただ、本当は3人産みたいんだけど、2人しか子供がもうけられていないという方が非常にアンケートの結果なんかからも顕著にあらわれているわけなんですね。なぜ経済的な負担がかかるのか、何で3人産めないのかというと、やはり1番は就学前教育、幼稚園、保育園、認定こども園、やっぱりこの負担が大きいという声がまさに切実なお声だと思います。

知事は、全国知事会でリーダーとしても活動されております。この就学前の教育費、これを段階的に無償化に向けて取り組みを目指していくべきなんじゃないかと切実に思いますけれども、最後に知事の御決意をお聞かせください。

○尾崎知事 まさにそういう方向で進めていくべきだと思っています。

この6月にも、国において、幼児教育の無償化に向けた取り組みを財源を確保しながら段階的に進めるとの閣議決定がなされておりますので、これも一つのよすがにして、さらに進めていけるように積極的な政策提言をしていきたい

と、そう思っています。

○加藤委員 ありがとうございます。

最後に、この地方創生ということでございますけれども、正しく本当に問題提起がされたなと思います。産業振興計画も高知県の課題が正しく提起をされたから、今解決に向かっているわけで、デフレも一緒です。デフレが正しく提言されたから解決に向かっているわけで、今回の地方創生もそういう意味で期待をしたいと思えます。ありがとうございます。

○溝渕副委員長 以上をもって、加藤委員の質問は終わりました。

ここで午後3時15分まで休憩をいたします。

午後2時57分休憩



午後3時15分再開

○西森(潮)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

森田委員。あなたの持ち時間は60分です。御協力をよろしく願いいたします。

○森田委員 御指名いただきました。早速質問に入りたいと思います。

先ほどの加藤委員の質問、まずは本県課題の人口減少、そして地方創生、議論を尽くしてきたところの究極はやはり県内の、いかに人口を減らさないようにするか、いかにふやすか、そこが究極の経済対策になると。人が住むことによって経済活動をするわけで、やはりそこへ収束するのかなと。

東京の一極集中を是正しながら地方への人口分散、あるいはその企業の移転、企業の移転にはいわゆる税制対策もあるでしょう。そういうことがあったにせよ、やはりそういう後押しも

いただきながら地方の魅力を、高知県なりの魅力をしっかり持って、能動的に高知県に住む、高知県に来てもらう、基本はやっぱりそこだろうと思ひまして、私も人口減少対策を構えておりますが、高知の魅力づけ、魅力から発信して、人に押しつけられて高知にやってくるんじゃないしに、そういう意味で高知県の魅力探しをひとつ言いながら、議論に入っていきたいと思ひます。

あわせて、その背景にあるのが、高知県に来て仕事があれば、若い人に高校を卒業しても大学を卒業しても高知県に住んでくれって言っても、結婚もしなきゃいけない、あるいは子育てをしなきゃいけない。仕事があれば、やはり魅力があってもこれはいけない。ということで、7年前からの産業振興計画の高知県の職場づくり、あわせて高知県の魅力づくり、それで高知県の人口がふえていく、Uターン、Iターン、移住者、そして観光客と、こういうふうになって高知県の活性化を促すと、そういう論調で私は議論を進めてまいりたいと思ひます。

高知県は、全国的に見ましても、とても魅力的な土地柄だとよく言われます。そしてまたあわせて高い評価をいただいております。旅行雑誌のじゃらんも皆さん御存じのとおりでございます。このように、本県は全国的に見ても抜群の高い評価をもらっております。

そして、いごっそうやはちきんに代表されるように、温かい、そしておせっかい好きの独特の人柄を持つ土佐人が多く住む土地柄でもあります。幕末の志士坂本龍馬は、あの維新への活躍もさることながら、あのひょうひょうとした人柄はまさに土佐人の代表的な気質と言えます。そんな龍馬や土佐人を日本中の多くの人を知ってくれており、好いてくれています。

また、皮肉にも本県のおくれたインフラ、そ

の結果手つかずの自然あるいは価値のある文化や伝統や生活の営みが数多く高知県には残されておりあります。

世はまさに今新幹線時代ではございますが、私たちの土讃線はディーゼル機関車であります。しかし、これも逆に考えれば、おかげで日本一の清流として四万十川も残せましたし、仁淀川や土佐湾や、そして風光明媚な景色、海や山や川の豊富な食材資源もまだまだ潜在的に多くの魅力を秘めたまま残されておりあります。こうした魅力をその中にどっぷり暮らす私たちは余りにも身近過ぎて感じ切っていない、貴重さに気づいていない、そんなような気もしますが、このように本県には将来への大きな可能性を秘めた素材がまだまだ多く眠っているものと思えます。これらの素材、希少価値を持った本県の大きな資産でもございます。

現状の高知県の魅力を知事はどう認識され、今後そうしたポテンシャルをどう引き出し、県勢浮揚につなげていこうとされているのか、冒頭まず知事にお伺いをいたします。

○尾崎知事 高知県の強みということではいろいろあるでしょうけれども、大きく言いますと2系統なのかなと思っています。

1つ、いわゆる自然由来の強みということ。これはある意味重化学工業化が進まなかった県であるからこそ残ってきたさまざまな自然があります。この自然由来のものとして、例えば産業系統で考えていけば、1次産業、そして関連産業群、そして自然を生かした観光というような形になって、いろいろな展開を図っていくことができるだろうと思えます。

ただ、こういう県はほかにもたくさんあると思いますが、もう一つ、2番目のいわゆる人柄といいますか、人の強みといいますか、この点について言えば、高知県、ある意味非常にキャラが立っているといいますか、いい意味でキャラ

の立っている県でありまして、これは高知独特のものとして非常に今後も生かし続けることができるだろうと思っています。

ある意味、これは非常にオールマイティーだと思っておりまして、高知の人の魅力でもってして、例えば物を売り込む、それを通じて観光客を誘う、それを通じて移住促進を図る、そういう形に一連使っていくことができるだろうと思っています。

これは非常に抽象的なことを言うようですが、実際データにも裏づけられている話だと思っております。高知家プロモーションを行っていくに当たって、首都圏、関西圏、5,000人の方にアンケート調査をとったとき、高知県に対して観光経験もなく高知県に対する認知度もない方の高知県に対する好感度というのは46.5%あります。ところが、5年以内に観光経験があつて、かつ高知家の取り組みを知っている方の高知県に対する好感度というのが86.5%、一挙に40ポイントもアップをするというわけでありまして、いかに高知の人たちに触れていただくと好感度が上がるかということはこのデータは示しておるのかなと思っております。この強みを生かしていきたい、そう思っています。

○森田委員 そのキャラが立っている高知県民性、そこはやはり他県の追随を許さない部分があるうと思えますね。自然の持ち味あるいは1次産業なんか、強みがほかにあつても、高知県独特の、そこをいかに知事に、土佐人のアイデンティティーを大いに生かし切った県勢浮揚を支援してもらえたらなど、そんなふう思うわけです。

そんな中で、私は土佐人のアイデンティティー、いわゆる土佐弁のことなんですがね、坂本龍馬のまねも日本中の人々がされたように、土佐弁をしゃべれない今の人、若い人、あるいは意味を理解できない若い人、大変寂しく思っているところですが、土佐弁はれっきとした地

域文化でございますし、地元高知の宝ですから大事に残していってほしい。土佐弁は、私が高校時代に古典の先生に、古語が非常に多く残っていて日本語のルーツだというふうなことも教わりましたが、土佐弁の微妙な言い回し方、これは豊かな感性と表裏一体なんですね。龍馬伝の放映当時に、福山雅治の坂本龍馬に日本中の人々が得意げになって土佐弁を話していましたよね。あのことを思い出したらわかると思います。

ところが子供や孫たちが学校の本を読むのにもいつも非常に違和感があると、そんなことを感じております。それというのも、私の家系は大家族でこれまで暮らしてきましたし、4世代、5世代で同居してお年寄りの言葉を聞きながら育ってきました。ですから、他の家族よりも土佐弁のボキャブラリーはかなり豊富なんですね。合理的な標準語に比べて、土佐弁はデリケートな動詞とか形容詞の言い回しの中に土地の文化を背景にした思いやりの気持ちがいっぱい詰まっている、そんな土佐弁でございます。

そんな土佐弁、教育の中でどう扱われているのか。私は高知県人として、どうかあの土佐弁を大事に地域の魅力として使い切って残しながら高知県の魅力発信の一つにしていただきたいと思いますが、教育長、どうお感じですか。

○田村教育長 土佐弁につきましては、かの司馬遼太郎が、曖昧なところがなく日本で一番明晰な言葉ではないかと思うことがあるというふうに言っておりますように、またおっしゃるような微妙な言い回しもございますけれども、この高知県人の議論好きですとか、先ほどからお話のあるようなキャラの立ったその人柄のもとになっているのではないかとこのように思っております。

方言につきましては、その土地の伝統的な暮らしや文化から生まれてきますし、逆にそういっ

た伝統的な暮らし文化を支える、つくり出す、そういった役割もあるのではないかとこのように思っております。

日本の社会全体が均質化していく中で、高知県がその独自性を保って、存在感を示していくためにも、土佐弁——それから西のほうになりますと幡多弁ですけれども、は非常に大事に残して使われ続けていくということが大事じゃないかというふうに思っております。

教育におきましては、その標準語と方言の特質を踏まえて、場合場合によって適切に使い分けていくということが基本でございますけれども、方言につきましては、その地域の高齢者などとの交流の機会でありますとか、あるいは道徳用郷土資料集の「ふるさとの志」に随所に土佐弁を用いておりますので、そういった機会をいろいろ使わせていただいて、土佐弁が子供たちに身近に感じてもらえるように努めていきたいというふうに思っております。

○森田委員 一回、土地のいわゆる伝統文化の土佐弁が途切れるとなかなか復活をしないと、こういうこともありますので、そういう姿勢で、非常に大事に教育の中でも織りまぜながら高知県の魅力を残していただきたいと思います。

そこで、もう少し田舎のよさを話してみましたら、挨拶の仕方、都会ではおはようございませと行き会う人に丁寧には言いますが、大体それで話は終わりですが、田舎では、おはよう、どこ行きゆうと言うことから話が始まるんですね。これは都会風に言うと、この人懐っこさが煩わしいかのような言い方を聞いたこともあります。これがやはり高知の田舎の治安のよさだとか、あるいは住み心地のいい高知県の雰囲気をつくり出しゆう、これがやはり地域の土地の言葉を交えた文化なんですよ。

そこで、こういうふうな生活が連綿と織りな

されながら、土佐弁が育て上げてきた土佐人のアイデンティティー、こういうことは私はもしかしたら、これからのキャラが立つと知事がおっしゃいましたけれど、キャラが立つ高知県のこれからの売りに、暮らしぶりに、文化生活部長、何か使えるところはないでしょうかね。

○岡崎文化生活部長 方言にはお国なまりという言葉がありますとおり、その土地柄や人柄のイメージをインパクトを持って伝える効果があると私も考えております。

委員おっしゃったように、これまでも映画やドラマの中で土佐弁が使われることで、おおらかでおもてなし好きという高知のイメージが全国に伝わったと、このように思います。

県の文化広報誌「とさぶし」でも、土佐弁など高知の持つ独特の土地柄や人柄の魅力が伝わってくると県外の読者の皆様からも好評を得ているところでございます。

こうした高知の土地柄や人柄の魅力が凝縮された土佐弁を、例えば観光ガイドブックやさまざまなパンフレット、商品の紹介などに活用することが高知ならではの魅力的な情報発信、商品づくりにつながるのではないかと考えております。

○森田委員 おっしゃるとおりで、ぜひともこのまったりとした高知県人、土佐人のこの延長線上で県勢が活気づく、浮揚していく、これも使い切りたいと思います。

そこで、私には、今も鮮明に、今から五、六十年も昔の子供のころになるんですが、年上も年下もなく田んぼで一緒になって遊んだ記憶がございます。そんなにして育った子供時代のふるさとのよさが忘れられなかったもんですから、大好きだったこの高知に、紆余曲折はありながらも帰ってきました。

ここで私は、40年前に初めて社会人になったころを少し振り返ってお話をしてみたいと思い

ます。

当初、私は普通の就職はせずに紀行作家になりたいと漠然と考えておりました。今から40年以上も前のことですが。すると大学の卒業を目前に控えた2月、卒論の担当の先生から就職するように説得をされて、紹介された東証一部上場企業に急遽入社をいたしました。渋々入社して、400人近い新入社員の一人として研修して、将来を嘱望された、これは私が勝手に言うんですが、嘱望されながら、7月には任地に配属をされました。しかし、本社が東京だったことから、将来の住まいのことや子育ての環境などのことを考えた結果、やはり高知への帰郷を決断して、その年の11月、早々と退職をして高知に帰ってきました。

会社にも大学の先生にも本当に申しわけなく思っておりますが、高知に帰るとすぐに、高松に本社を置く1,000人規模の企業に途中入社して、結局23年間そこにいました。その間、3回の転勤内示を受けましたが、そのたびに高知支店から離れることを拒否しました。上司からは、出世はないがそれでもええかと聞かれながらも高知に居続けました。そして、4人の子育てをしながら、一時は最大家族12人で元気に楽しく暮らしました。大家族で住み、文化や伝統やしきたりを受け継ぎ、曾祖母、祖父母、父母、私たち若夫婦、そして私の子供たちというふうに直系5世代が元気に12人でにぎやかに暮らしたんです。そして、高知に居続けて、今があります。

転勤を拒否した理由は、単に生まれ育ったこの高知にしっかりと根を張って暮らしたかった、それだけでございます。今、後悔はありませんし、リスクも多くありましたが、思いはかきました。その間、海や山や川へ家族を連れ出し、野趣たっぷりに子育てをしました。仁淀川の河口では子供たちとシジミガイも掘りましたし、

海岸の磯ではエビもすきましたし、釣りもし、岸に生えたツブキも子供たちと一緒にとりました。裏山に上がって山芋掘りやクリ拾いもしましたし、仁淀川の上流にはテントを持ってよくキャンプにも行きました。描いていたとおりの大家族をつくり上げて、恵まれた自然の中で高知ならではの子育てをしました。まさに丸ごと高知で大家族のよさを満喫、実感しながら過ごした感性豊かな子育て時代でございました。

今で言うゼロ歳児保育には預けず、2歳か3歳ごろから保育に入れました。90歳を超えて亡くなったひばあさんを祖父母たちが自宅で最後まで目の前で世話をする姿を家族みんなが見守りました。家族とはこんな形でつながり、引き継がれていくことをみずからの体験を通して家族のみんなが学習をしました。

こうした私たちの暮らしぶりは、介護や保育の行政負担を軽くしただけでなく、当事者にとっても幸せがいっぱい時代でありました。子供たちが学校から帰っても、誰かが必ず家において、お帰りと言い、祖父母のところに行っておやつを食べていました。その祖父母や曾祖母にとっては学校帰りの孫やひ孫は格好の遊び相手であり、癒やしであったことだろうと思います。

今の時代、孫やひ孫が近くにいないことから、グラウンドゴルフ場などを必要に迫られてつくるとはいえ、本当にお年寄りにとって幸せなことかなといつも自問をします。

こんなにも得るところがたっぷりの3世代や4世代で暮らすことを国や県がもっと推奨したらいいのと思います。核家族暮らしや行き過ぎた個人主義の礼賛、私には納得がいかないことが多くあります。大人数で暮らしていると、互いが言いたいだけ言い合っていたら家庭はすぐに壊れます。家族がそれぞれを思いやる暮らしの中で、子供の心もひとりでの思いやりのある優しい子に育ちます。私たちにとっては大家

族万歳の暮らし方でした。

長々と申しましたが、いかに高知を好きか、高知に帰ってきてもらいたい人あるいは移住のこと、Iターン、Uターンのことを含めて、参考になればと思ってつづってみた次第でございます。

さてそこで、人口問題の具体的なところに入りたいと思いますが、先ほど申しましたが、本気でやはり人口減少を考えるなら、県民自身がまずは本県の魅力を自覚して出ていかないことが一丁目一番地であります。私はその魅力を感じて、危うく迷いかけましたが帰ってきました。まずは、人口の流出に歯どめをかけるのが最優先。しかし、私の子供も4人のうち3人が県外におりまして、今娘と婿を一遍に高知へ呼び返そうと倍返しをもくろんでおりますけれども、まずは出ていかないことの次の手はもちろん呼び込むことでもあります。

それぞれが体験した、また感じている本県の魅力を県外にしっかりと発信することで、移住家族やIターン、Uターンを一家族でも多く呼び込みたい。単純な人口推計によりますと、現在73万人の県内人口、30年後にはまだ減って50万人ほどになると言われておりまして、自治体の存続が危ぶまれる状況に直面します。

今議会の冒頭、知事が提案説明の中で危機感いっぱいに説明された、人口の減少が経済の縮みとなっており、この負の連鎖を一刻も早く断ち切らなければならない、これは今県民のほとんどがこの共通認識に立とうとしております。

そのことを裏づけるかのように、昭和30年代の日本の高度経済成長の時代、日本人の高い技術力や勤勉な国民性によってなし遂げられたと一般的には言われておりますが、実は当時の人口の爆発的な増加こそが内需を拡大させて経済を活性化させたという学説があります。

いずれにしても、これまでの歴史を振り返れ

ば、人口と経済が密接に関係していることは間違いありません。これからは、経済活性化ばかりをてこ入れする政策でなしに、人口増加政策こそが究極の経済対策になると、こういう認識を進めていかなければなりません。

今、国も、人口問題を地方創生の最重要課題として認識して、東京一極集中から地方への人口分散を言い始めました。

そこで、移住政策の取り組みになるわけですが、国のアンケートでは、東京都在住者の4割が、仕事などがあれば地方への移住をしてもいいという回答結果が出ております。高知に帰ってきたい人が全国にはたくさんいるだろうと思います。

一方で県は、地域や経済を支える人材を確保するため、移住促進を第2期産業振興計画の主要な課題として位置づけて、全国への情報発信から移住後のサポートまで一貫して積極的な取り組みを展開しております。平成26年度からは、庁内の組織強化を図って、高知家プロモーションと連動した積極的な情報発信や移住・交流コンシェルジュによるきめ細やかな相談対応なども行い始めました。そして、官民協働で取り組んできた結果、平成24年度は121組225人、平成25年度は270組468人が移住の成果を上げました。

26年度の実績見込みはどうか、またその見込みは他県と比べてどうか、また27年度の目標は幾らか、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○中澤産業振興推進部長 今年度の移住の目標ですけれども、これは年間400組ということで今取り組みを進めております。

これに対する実績ですけれども、現在のところ2月末時点、データ集計中で暫定値ということになりますけれども、約360組の皆様に移住をしていただいております。

これから3月、この年度がわりの変わり目の

時期というのは比較的人が動く時期でございますので、本年度の目標、ほぼ達成、それに近づけることができるのではないかなと思っております。

それから、その数字の他県との比較による評価ということでございますけれども、この移住の数字というのは実は移住者の定義はございません。統一的な統計もございません。各県によって目標も実は定かではないということがありますので、なかなか比較による評価というのは難しいかなというふうに思っております。

それから、来年度の目標でございますが、年間500組、これは産振計画の27年度目標ということで掲げたものがございます。来年度は地方創生の動きで非常に追い風が吹く一方で、競争も一層厳しくなるというふうな面も考えられますので、これまで以上に市町村との連携、官民協働でもってぜひこの目標を達成したいと、そのように考えております。

○森田委員 知事の先ほどの答弁でもありましたが、500組が、あるいは年間1,000人が移住でコンスタントに積み重なっていくとすれば、高知県の社会減に大いに貢献する大きなロットになると、こういうことで、地方創生の分捕り合いという背景も新たにできてきましたが、やはり高知の魅力で、仕事場がないと自然いっぱいよと言っても生活になりませんのでね、それとあわせて産振計画の担当部長でもございますので、その人を呼び込むのと、仕事場もあるよ、そして来た人のフォローアップ、地域のお祭りにしても仕事にしてもきれいにマッチングをさせる仕事、そのことがやはり私は今後大事になってくるんだろうと思います。

家ですよね、移住するときの家、空き家はあるが知らない人にはなかなか貸せない、あるいは修繕してまではよう貸さない、こんなふうな背景もあるんですが、市町村とかNPOなんか

とこの空き家対策、しっかり支援をしていくことによって定住をさせていく。こういうことだろうと思いますが、その辺についての取り組み結果、現在どんな状況なんでしょうかね、部長。

○中澤産業振興推進部長 空き家を移住者向け住宅として提供すること、今お話にございましたけれども、なかなか持ち主の方の問題などありますけれども、それらに対する対応策として、これまで県では市町村あるいはNPO団体等に中間保有をしていただくでありますとか、その修繕に係る費用あるいは荷物を移す際の費用、これに対して補償するといったような取り組みを進めてまいりました。

中でも、空き家の中間保有、改修にかかわりますけれども、これについては、土木部とも一緒になりまして、複数の制度でもって支援策を用意しております、本年度は現在のところ81件の住宅が確保はできております。それに対して、33世帯の方が入居する予定というふうになっております。

○森田委員 その住み家対策、最も大事な部分でございますが、移住者が一組そこに根づけば、人が人を呼ぶ形で、また新たな移住者で地域が活性化していく。そして、せっかく移住してきた人が地域に根づいて、地域の担い手になってもらうには、生涯そこで住み続けてもらうということのためにも、フォローが大事。地域は、都市より親密な近所づき合いがあって、結構都会から来た人が定着するには壁がある、悩みがあるというような声も聞こえております。

そういった意味で、マッチング作業も大いに大事だろうと思いますが、今後、こうした地域住民や移住者同士のコミュニケーション、あるいは仕事紹介、あるいは地域行事への参加、こういったところのコミュニケーションを持つマッチング作業に、産業振興推進部長の心づもりをお聞きしておきたいと思っております。

○中澤産業振興推進部長 お話しのように、やはり移住された方がいかに地域になじんでいただくかということが非常に大事です。ステップを5段階に分けて移住の促進を進めておりますけれども、最後はやっぱり定住していただくということでございますので、そのためにまず移住の入り口の段階でその住まいの情報あるいは仕事の情報、生活環境、そういったさまざまな情報をいろいろ形で提供していくと。

県では、移住・交流コンシェルジュを用意しております。それから、市町村には専門相談員という形で窓口を設置していただくようお願いしております、かなりこれは広まってまいりました。そして、地域の住民の方々にも、移住サポーターというふうな形でかかわっていただくと。いろいろな段階で、入り口もいろいろございますので、重層的にそういった御相談に対応できる、そういう体制を今構築しております。

その上で、実際地域に足を運んでいただく、お試シツアーでありますとか、長期の滞在、施設の整備ということも進めておるわけでございますけれども、一方で、定住を、移住をされた後のフォロー体制ですね、これも同じようにやはりその周辺とのいかにコミュニケーションがとれるかということでございますので、先ほど申し上げた3つの相談窓口担当者等ばかりではなくて、移住者同士のコミュニケーションをとる機会あるいは移住者とその地域の方々との交流の機会、そういった機会をさまざま設けて、いかに地域になじんでいただくかというところの取り組みを今後も進めていきたいと思っております。

○森田委員 移住はそういった制度支援あるいは県の姿勢で移住の促進が進んでいく。この次に、私が設問を構えておりますのは、やはり自力で人をふやしていく、婚活をする。非常にいいシ

システムの婚活をすることによって、結婚をし子供をもうけ、3人、4人の子育てをする、それも支援すると。そういう格好で設問を次に移りたいと思いますが、私たち今地域を随分回る、選挙前でございまして回っておりましたら、実はこんなことを聞くわけですね。娘がまだひとり者やけんど誰かおらんろうか、それから息子の結婚相手を早う世話してや、こんな切実な親の生の話をしょっちゅう聞くわけですね。

現に、私の周りにも独身者が結構おいでます。知事のこれまで参加されてきたふるさと知事ネットワークが共同研究プロジェクトの中で、婚活支援の報告書を平成24年8月に出された分を読みました。その内容を見てみましたら、未婚者を対象に調査した結果、その9割の方がいずれは結婚したい、そう考えているそうです。

結婚は言うまでもなく一人一人の人生の選択によるものですが、本人の努力だけでなく、男女の出会いから結婚に至るプロセスを社会全体で支援すること、これがやはり必要になってきた時代だというふうな書きぶりでございます。

その意味で、本県は来年度には少子化対策を抜本強化しようと予算を拡充して、出会い・結婚支援事業費として新しい出会いシステムの構築経費というのが計上されておりました。

これまでは各JAや市町村、あるいは商工会青年部などがそれぞれ出会いイベントを開催してきました。しかし、大きなエネルギーを使った割にはその場限りの単発イベントとして終わってきていることが多かったんですね。せっかく集めた参加者情報、あるいは出会いを切望する人たちの気持ちがその都度立ち消えになっていた。ところが、平成21年ごろから24年ごろにかけてはこれが主流でしたが、せっかくの先ほど言ったように貴重な個人データが1回のイベントでなくなるむなしさから、もっと組織として

立ち上げることで、あるいは対象を県下一円に広げることで、結婚を望む人たちのリストを厳密な管理のもとで残しながらマッチングさせたらどうかという動きが先進地から始まりました。

それが始まり出したのが24年、25年、26年、今年度ぐらいがいよいよピークになってきてまして、今まさにそれが主流になろうとしております。本県の来年度の予算案というの、うれしいことにそのシステムの構築予算でございます。

そもそもこんなにまで行政が本格的に個人の出会いに公費を使うことを認め始めたのは、26年に発表された増田レポート、皆さん御存じのとおりであります。このまま少子化が進むと、中山間集落だけでなく地方都市までもが消滅していくというとても衝撃的なレポートでございました。

しかし、ほんの六、七年前、平成20年ごろまでは、行政が男女の出会いにお世話をすることはタブーとされてきました。しかし今は、個人のプライバシーはもちろん尊重しながらも、地方のあるいは日本の将来がなくなるという危機感を国民も自治体も共有し始めて今の動きが急なわけでございます。

そこで、本県がこれから取り組もうとしているマッチングシステム、独身者が会員登録してお見合いをするシステムなんです、それは一体どのように運営をしようとしているのか、地域福祉部長、お聞きします。

○井奥地域福祉部長 今回導入するシステムでは、希望する独身男女に有料で会員登録を行っていただきまして、自身のプロフィールを登録いたしますとともに、登録会員の中から会ってみたいと思うプロフィールの方を検索していただき、相手の方が会うことを承諾した場合に、サポーター立ち会いのもとでお引き合わせをすることとなります。こうしたシステムを導入することによりまして、御自身の希望する条件に合った

方に、より迅速に出会える可能性が高まり、効率的で効果的な出会いの場を提供することが可能になるものと考えております。

○森田委員 そのようなシステム、他県では一足早くから導入されておりまして、今ではかなり進化したシステムとなりまして成果を上げております。

例えば愛媛県、既に今このシステムで7,500組のカップルが誕生し、結婚しましたと報告があった人だけで既に420組いるそうですね。愛媛県のそのエントリーシート、私も見ましたが、県外からの登録も受け付けている。その意味ではロットが非常に大きいですから、マッチする確率も非常に高い、人気もあって大きな成果が上がっている。7,500組のカップルがいるということは、1万5,000人いるということは、その背景には10倍の15万人とか20倍の30万人いる可能性があります。まして、愛媛県だけの人じゃないなというの推測をされるわけですが、その意味では高知県の取り組み、少し遅いようにも思いますが、愛媛県に負けないシステムを一日も早く始動させてほしいと願っております。

このシステムの完成を待ちかねて、私のところにはや既にエントリーしてきちゅう女の子もおりますが、そこでこのシステムの構築の意気込み、成果目標、部長にお聞きをいたします。

○井奥地域福祉部長 委員お話しのように、愛媛県を初め結婚支援に先行的に取り組む各県では、既にこうしたシステムを導入しまして多くの成婚につながっているとお聞きしております。本県も県内の独身者のニーズを踏まえた使いやすいシステムの開発、導入に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、まず来年度、システムの構築に加えましてお引き合わせに立ち会いその後の交際をフォローするサポーターの養成を開始し、28年度の早い時期に登録会員の募集や検索・閲覧を行う窓口体制を整備した

上で、システムの運用を開始したいと、そのように考えております。

なお、システムの導入によります出会いの機会の大幅な拡大に伴う成婚者の増加などの具体的な数値目標については、現在のところ予定はしておりませんが、独身者の立場に立ったきめ細かな支援を行うボランティアサポーターにつきましては、現在の婚活サポーターを含めまして、5年後には現在の86名を150名程度に拡大したいと、そのように考えております。

○森田委員 やはり人生の中でもこの伴侶との出会い、県庁のような信用のできる自治体が入ることによって、安心感、信頼感が増えて登録も進むものと思いますので、どうか精力的にこのシステムを動かしていただきたいと思えます。

これまでの見合いの場づくり、そこに注ぐエネルギーの割には成果が少なかったように思います。このシステム、ぜひとも結婚を真に望む人に最後の最後までチャンスをつくり背中を押し切ってあげなければと、私も個人的に思います。何とか結婚をしたい、そんな方がおりながら、一回ごと立ち消えになっていくこれまでのやり方、しかし今度のシステムは継続をされてつながって行って、最後の最後まで行き着かせてあげたい、大いに私も賛成するところでございます。

愛媛県のように完成したシステムもありますが、先進事例も大いに参考にしながら一刻も早く取りかかってほしい。そして、県外の高知ファンとも出会いの場をセットすることで、このシステムはもしか移住にもつながるんじゃないかな、そんなふうなことも思うんですが、そこら辺は地域福祉部長はどうお考えでしょうか。

○井奥地域福祉部長 今回導入するマッチングシステムでは、県外在住の方でも高知の男女との出会いを目的に会員登録さえすれば利用が可能

な仕組みとすることを予定いたしております。あわせて、移住促進策のほうでは、来年度からこれまでの県外の相談会に加え、本県での子育てなどといった暮らし方や各世代ごとの移住に対する考え方の相違に着目した切り口からの新たな情報発信などにも積極的に取り組む予定だとお聞きしております。

高知の方との結婚を希望して県外からシステムに登録された方などにこうした情報などもあわせて御紹介をしていくことで、具体的に移住といったことも検討していただける機会も広がってまいっているのではないかと、そのように考えております。

○森田委員　そこで、今年の2月の初め、高知をキーワードに出会いのきっかけにしたいということで、県人会の近畿連合会が婚活イベントを大阪でやりました。参加者からは、こんなに高知の話で盛り上がったイベントは初めてとの感想もあったと新聞で読みました。これは大成功だったと言えるのではないかと思います。あのイベントの状況と成果を地域福祉部長にお聞きいたします。

○井奥地域福祉部長　県人会近畿連合会が大阪市内のホテルで開催をいたしました「高知好きのあなたに贈るときめきパーティー」には、高知県にゆかりのある方や好意を持たれている方など35名の独身男女に御参加をいただいたと聞いております。

パーティーでは、よさこい祭りや四万十川など高知県の話題で大いに盛り上がり、その結果として3組のカップルが誕生したと、そのようにお聞きしております。

○森田委員　そのイベントの始まりなのですが、一昨年のこと、大阪にいる娘を高知の人と出会うしてほしい、そんな企画を献立てしてほしいと高知のお母さんに頼まれて、私がお母さんの要望を聞きながら、京都、大阪なんかの県人会、商

工関係者の間を走り回って県の大阪事務所と一緒に努力をして仕掛けたものでございます。

移住促進も人材移入も1年半ぐらいかかったわけですが、それはそれでいいんですけど、高知県のことを出身者である本人が恋い忍んでふるさとへの回帰を切望している人たち、そういった人にこんなイベントを仕掛けることは大いに意義があると思います。こうしたこと、関東や中部や九州などにも潜在的にあるのではないかなと思いますが、県はそのあたりをどのように把握をされておられますか、地域福祉部長。

○井奥地域福祉部長　昨年度に、県の移住相談窓口を通じて移住された方々のうち、約3割は本県出身者のUターン移住となっております。また、昨年開設をいたしました出会い・結婚・子育て応援コーナーに寄せられました結婚相談の中には、県外で暮らす息子や娘を高知の方と結婚させたいといった親御さんからの相談も、数は少ないですが寄せられてきております。さらには、国のアンケート調査の結果で、東京在住者のうち10代、20代の方で移住する予定もしくは移住を検討したいと回答した方の割合が46.7%と比較的高くなっているという結果もあります。

先ほどの本県におけます移住者の状況やアンケート調査の結果などを踏まえれば、本県への回帰を希望されている皆様が相当程度いらっしゃるのではないかと、そのように考えております。

○森田委員　そのように、高知への回帰を望む県外へ今出られている方も潜在的にいるということですから、ぜひとも私はそういうところに努力をしてもらえたらなと。

そこで今後、あの近畿連合会のやったイベント、来年以降はどのようにされるおつもりか、また関東とか中京地区でのこういった開催意向

はどうなっているのか、地域福祉部長にお伺いいたします。

○井奥地域福祉部長 今回の県人会近畿連合会のイベントは、昨年度末以降、県からの助言や支援を行いながら準備を重ねた上で初めての開催に至ったものであり、その取り組みは緒についたばかりとの認識をいたしております。

引き続き、同様のイベントを開催していただける場合には、県が主催しております婚活イベントにおける参加募集者の手法や進行のノウハウなど技術的な面での支援を継続してまいりたいと、そのように考えております。

また、関東や中部の県人会における開催につきましては、今後検討していただくこととなりますが、具体的な御要望などがあれば積極的に開催の支援に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○森田委員 潜在的に関東にも中京にもおいでますし、一回大阪でやったノウハウを大いに生かして、高知県にUターンを思う気持ちの人、ぜひお帰りになっていただくような助けをしていただきたいと思います。

それでは、交流人口のこと、いわゆる観光客の話へ進めていきたいと思いますが、平成26年の高知県への入り込み客数については速報値では401万人、そして今後の目標については、先日の知事の提案説明の中で、400万人観光が定着したので過去最大の435万人の達成を来年度は目指そうという表明がなされました。

しかし、私は目標は高く打ち出してこそ、県民や旅館・旅行関係者たちの意欲にもつながってこようと思うものです。龍馬伝以降に入り込み客数が落ち込まなかった、それは県の観光戦略が非常に功を奏して御努力の結果だろうと高く評価をしております。

そこで、ここはひとつアクセルを一気に踏み込んで500万人観光という高みを目指されてはど

うか。目標は高く掲げて、その難しい目標の達成のための努力や工夫や知恵を回す。どうかと思うんですが、観光振興部長。

○伊藤観光振興部長 第2期産業振興計画で4年後の目標として掲げました400万人観光、これが定着しつつある中、10年後の目標として掲げました435万人、この435万人も相当に高いものとなっておりますので、まずはこの目標を一年でも早く達成するように全力で取り組んでまいります。

○森田委員 余り話が、500万人やろうという意気込みがなかったように思いますが、だけど努力をしていくと。こういうことで、交流人口と定住人口の話に戻して、経済効果の話にしてみましたら、年間400万人の観光客が1,100億円の消費をすると。これはもう統計数値で出ておりますので、1人当たり2万7,500円の経済効果。

そこで、1人の定住者が1年で消費する金額というのは、これも109万円というデータがございまして、400万人観光というのは10万人の定住者の経済効果と同じということになります。そこで、観光客をもし500万人というお返事をいただけたら100万人の増加は一気に定住者を2万5,000人ふやす、こういうことになるわけです。

2万5,000人の定住者をふやす、これはなかなか難しいことですので、ぜひとも、私は、そういう努力をしながら、国が地方創生に力を入れて都会から地方に注目が集まっている今こそ、観光施策を一気にレベルアップさせて、交流から定住に向かうような、それも視野に入れた観光戦略を立てられてはどうかと思いますが、観光振興部長にもう一回お聞きをしておきます。

○伊藤観光振興部長 まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域産業の競争力強化に向けた分野別の取り組みの一つに観光を位置づけまして、訪日外国人観光客を地域に呼び込むための観光

地づくりや受け入れ環境の整備、そして観光人材の育成などが重点施策として示されております。

こうした国の戦略も見据えまして、県では来年度、国際観光の抜本強化と地域が一体となった戦略的な観光づくりという2点について、観光施策を大きくバージョンアップさせることとしております。

まずはこの2点に全力で取り組み、しっかりと成果につなげてまいりますとともに、PDC Aサイクルを徹底しながら、施策のさらなるレベルアップを図ってまいりたいというふうに考えております。

○森田委員 定住人口をふやすだとか、あるいはUターン、Iターンだとか、企業誘致だとかということも視野に入れながらやってきましたが、要は交流人口もいわゆる経済対象人口でございまして、そういうことで一連の質問をしてきました。

高知新港もでき上がったことですので、大型クルーズ船活用、あるいは隣県には海外との定期航空路線もあったりということで、そういった海外観光客も高知に今呼ぼうという機運もありますので、そこも構えておりましたが、先日佐竹議員の質問で答弁をいただきましたので、一連の人口問題関連質問はこれで終わらして、とさ千里のことで、関西での県産品の販売戦略のことでお伺いいたします。

大阪の豊中市で長い間県産品の魅力を発信してきたとさ千里、先月24日に閉店しました。店舗周辺の住民はもちろん、関西地区在住の本県出身者たちに大変惜しまれながらの閉店だったそうであります。

去年2月に、このとさ千里、私は訪問しました。品ぞろえは少し少ないかな、お客さんの入りも少ないかなと少し不安はありましたが、立地場所がいいことや中沢店長の前向きな取り組

み、そのパワー、大いに期待をしておりましただけに、突然の閉店は残念でなりません。15年間という長い期間、高知で作物をつくり、大阪に向けて出荷をし続けてくれた生産者の方々やこの店で買い続けてくれた大阪の人たちに心から感謝とお礼を申し上げたいと思います。

今回の販売事業の打ち切りは、直接取引をされてきた多くの方々にとって大きな痛手になったことはもちろんですが、もっと深刻なのは地産外商を掲げている本県にとって、関西地区での高知県産品を専門に販売する店がなくなったということだろうと私は理解しますが、今後多方面への影響も大きいのではないかな、そんなことも思っております。

そこで、本県と人的なつながりの深い大阪をもっと大切にすべきじゃないですかというのが私の持論でありますので、日ごろから委員会、議会でもこれまで何度か関西地区を重視した施策の必要性を提案してきました。そこで改めて、関西地区における今後の戦略を立てるためにも、現状分析をしておかなければなりません。

県は東京の銀座に大規模なアンテナショップを置いておりますが、関西地区における県産品の販売戦略をこれまでどのように位置づけてこられてきたのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○中澤産業振興推進部長 お話のとおり、関西地区は本県にゆかりのある方も多くて、人的なつながりが非常に強い地域だというふうに思っております。

また、首都圏に次ぐ大消費地、大きな市場でありますし、首都圏と比べて時間や距離のハンデが小さいということもありまして、以前から県内事業者の取引も多いというふうに認識しております。そのため、外商のターゲットとして重要なエリアというふうに考えております。

これまでも、県の大阪事務所を中心として、

商談会あるいは高知フェアといったようなことを精力的に実施しますことなどによりまして、県産品の認知度の向上あるいは新たな販路開拓に努めてきたところでございます。

○森田委員　そこで、銀座のアンテナショップの商業圏域である首都圏、その人口はおおむね3,500万人としましたら、関西地区の人口は約2,000万人でございます。

ところで、首都圏と関西地区のそれぞれを高知県とのつながりの大きさ、深さ、強さ、それをどんなふうにはかったらいいかなと思って調べてみました。すると、一つの指標として、本県から県外の大学、短大、専門学校への進学状況をまとめた資料がございました。平成22年度から25年度までの4年間、平均してみました、その資料を。すると、毎年関東には580人、平均で、関西には毎年1,055人が進学しています。関西のほうが1.8倍も進学者数が多い結果になりました。このことは、関西地区のほうが関東に比べて1.8倍もの人的なつながりが強いのではないかなということが推測される結果となりました。

こうした数字が示すように、いつも東京東京と言う割には、人的交流は意外と関西とのつながりが太いのではないかな。そして、関西地区は人口からしても、たかだか73万人の高知県が相手にするには2,000万人もの人口を有しております、十分過ぎるほどの商業規模でございます。

そこで今後、関西地区での販売強化の必要性についてどう考えておられるのか、産業振興推進部長にお聞きします。

○中澤産業振興推進部長　先ほど申し上げましたように、関西地区というのは外商のターゲットとして非常に重要なエリアであるというふうに思っておりますし、それに加えて県内の企業の方にお聞きしましても、今県外での取引をこれから伸ばしていきたいというような非常に

意欲が高まっておりますし、昨年結びました旭食品様との協定の中で、このビジネスマッチングに参加しております企業の方にお話をお伺いしますと、多くの事業者の方が関西地区での販路開拓に大変意欲を持っておられるというようなことがわかってまいりました。

こうしたことから、こういったタイミングを逃さないように、公社の外商担当職員をこのたび大阪のほうに新たに配置をすることといたしております、これまで以上に踏み込んだ仲介、あっせんの活動を行いますことで、県内事業者の方々の外商成果のさらなる上積みの後押ししていきたいというふうに考えております。

○森田委員　これまで土佐町が主体になって経営してきたこのとき千里でございますが、行政主導で県産品を宣伝販売しているという点では、高知県のアンテナショップ、銀座のアンテナショップと同じではないかなと思うわけですが、東京と大阪でそれぞれファンをふやして販路を広げていくという意味では、大阪にも東京と同様か、あるいはそれ以上の戦略で、この地の利を生かした高知県と近畿地方、県も臨むべきだろうと思うんですが、どうなんでしょう、部長。

○中澤産業振興推進部長　首都圏も関西地区も、そういう意味ではともに大消費地でございますので、県産品を売り込む重要なターゲットであるという点は共通をしておるというふうに思っております。

ただ、関西地区の場合は、地理的に本県から近いということ、本県産品も一定量流通しておりますし、そうした背景から県内事業者がみずから販路開拓に取り組んでおるといった事例も多く見られておるというふうに考えております。一方、首都圏の場合は、距離的に遠くて県産品の知名度もまだまだ低いということがございますので、販路開拓のハードルが高いというふうに感じる県内事業者も多いというふうに認識を

しておりました、県としましては、民間事業者だけでは越えることが難しいハードル、これを少しでも下げる、これが行政の役割というふうに考えております。地産外商公社という外商の拠点をそういう意味で関東に置きまして、県産品の認知度向上、あるいは事業者の販路開拓を支援していると、こういうことでございます。

○森田委員 とさ千里は、土佐町から年間1,500万円の補助が出されておりましたが、こういう結果になって非常に残念ですが、大阪方面で県産品を専門に売るショップがこれからなくなった。ところが、徳島県と愛媛県、東京にそれぞれあった上に、大阪市と名古屋市にもそれぞれアンテナショップを設けております。

尾崎県政、懸命に地産外商に取り組んでいただいておりますが、地理的にも人的にもこれほど近い関西地区を視野に入れたらどうかという意味で、今後の関西地区における県産品の販売拠点戦略、どう考えていくのか、部長にもう一度お聞きをしておきます。

○中澤産業振興推進部長 やはり先ほど申し上げましたとおり、関西地区と遠く関東の違いというのがございます。さらに、関西地区においては先ほど申し上げた事業者の意欲の高まりといったようなこと、それから地産外商公社の職員を新たに配置する、外商の体制強化をすることで、本県の産品の売り込みにこれまで以上に力を入れていきたいというふうに思っております。

関西地区において、本県産品に触れていただける機会というのは、より一層、今後ふえていくものというふうに思っておりますので、一般消費者向けのいわゆるBツーCのための県産品の販売拠点を関西地区で設けるということは今のところは考えておりません。

○森田委員 知事が本会議の提案説明の中で、今

後、地産外商公社の職員を増員しながら体制を強化して、これまでの首都圏中心を関西、中部、中四国、九州まで広げていく、そういう意気込みをお聞きしたところですが、ぜひその延長線上に関西経済圏域に県産品が大いにまとまって出荷されて評判が上がっていく、そんなことを心から期待をしております。

最後に、とさ千里の中沢店長とお話をした最近の言葉が、私は耳に残っておりますが、高知の野菜がとてもおいしくて大好きだったと言ってくれる常連客の声、そして京都や奈良から週末には必ず定期的に車で高知県産品をわざわざ買いに来てくれていた人の声、そして閉店が決まってから、再開はいつかという問い合わせやねぎらいの声が多くあった、そんなことをお聞きいたしました。とさ千里の周りには多くの高知ファンがいたことの証左であります。

この声のように、関西にはたくさんの潜在的な高知ファンがおられます。今後、県はどのようにして、こういった物販だけでなしに関西の高知ファンの人たちの心をつなぎとめていくのか、知事にお聞きをいたします。

○尾崎知事 本当にとさ千里の閉店は残念であります。また、本当に多くのファンの皆様に御愛顧をいただいておりますことにつきまして、県知事といたしましても、御礼を申し上げたいと、そのように思います。ですが、土佐町としての御決断ということでございますから、やむを得ないところがあります。

首都圏と関西圏に対する対応の戦略というのは、これはどうかということではありますが、我々はあくまで公助でありますから、公助というのはやはり民間の皆さんにとってハードルが高いところに、より手厚くという形で対応していくべきだろうと。そういう中において、ポテンシャルがすごく大きくて、かつ民間の高知の皆さんにとってハードルの高い首都圏に一定支援を注

力してまいりました。

そういうことで、首都圏等々一定取り組みもふえてきたわけではありますが、他方で、その中で全国ネットにつながっていくようないろんなノウハウが蓄積されてきたことも確かであります。東京で築いたノウハウが、その事業者さんとの関係が大阪でも生かせるなどということも出てまいりました。

そういうことでございますので、この機にさらに取り組みを拡大していこうということで、大阪事務所を初めとしまして、地産外商公社の職員を増員する取り組みを行っていくなどということを行っていかうとしているわけであります。

大阪でも今、高知フェアとか、25年度、57件、商談会8件ぐらいやっております、相当地産外商の取り組み、どんどんどんどん進めています。これは大阪事務所が主としてコーディネートしてきましたが、今後は外商公社の大阪事務所に在住の職員などなども頑張っけてこれをもっと大いに拡大していくことになろうかと思っております。

こういう場を通じて、今高知ファンであっていただいている皆様方にまた大いに御参加をいただければなど、そのように考えておるところです。

○森田委員 今知事の明快な答えがございまして、ハードルが非常に高い東京の、それも銀座に店を構えながら、公助として県内産業のために資するノウハウを得るんだと、成果もそこそこ得たんだと、そういうことで、そのノウハウはほかのいわゆる高知県産品の商業展開に大いにキックバックしてもらえようような取り組みを今後にしていただければと思います。

時間がなくなりました。

もう一つ、高知県に人が住んでもらえる、高知県に好感度を持ってもらええるための魅力づけ

の側面をいっぱい構えておりましたが、要約して飛び飛びに質問をさせていただきます。

社会資本を初め身の回りのものを日ごろからしっかりと美しく整えていくことは、県土の美観や好感度を上げて県全体のイメージアップになることは、誰も同じ思いだろうと思っております。そして、観光にも移住にもそのことはいい影響をきつと及ぼすことだろうと思っております。もちろん、そこに住む私たち県民にも気持ちのいい生活環境を提供してくれることにもなります。

しかしながら、現実には公共物の十分でない維持管理が高知の魅力や好感度をおとしめている現状もございまして。

あえて道路に限って言いますと、ガードレールやガードパイプがさびたり曲がったりしたままの状態、5年も10年もそのまま放置され続けている光景をよく目にしますが、汚れたままの看板、そして壊れた道路標識、いっぱい行政公共のものがございまして。そうした放置は、毎日通学している子供たちへのすり込みにもなっており、常に何とかならないものかと思っておりますが、簡単な対応で改善できると思うようなことでも全く手をつけられない。ほとんど費用も要らないのに手をつけられない実態が続いております。

こんな光景は、もちろん観光客にもよくない印象として日々すり込まれていっているのではないかと心配をします。

一方また、雨降りの日に住民から電話がありまして、道路から家に水が入ってきたと呼ばれます。現地に行ってみますと、屋敷は浸水して、道路は大きな水たまりとなって、側溝からはほとんど水がはけていません。側溝の穴から鉄筋を差し込んでみましたら、水路の中はほとんど土で埋まっております。そういえば、側溝の泥のけなどを定期的に行っている、国も県も市もですが、そんな光景は見たこともございませぬ。

本県のような大雨の降る土地柄だからこそ、排水には特に気を使うべきであるんじゃないかな。その維持管理が反映されることによって、県民の交通安全はもとより、県外の観光客のドライブにも水はねをしない、高知の道路は大雨のところやのに乗りやすいね、そんな本県の好感度にもなっていく。

やはりポイントを絞った県の維持管理政策、これは高知県の魅力を側面支援することにもなると思いますので、ぜひとも考えていただきたい、そんなふうに思います。

前振りが長くなりましたが、本県に平成19年12月議会で全会一致で制定された清潔で美しい高知県をつくる条例がありますが、御存じですか、土木部長。

○**奥谷土木部長** 土木行政の分野では条例の趣旨に合致しました取り組みをやってございます。美観と清潔さにも配慮した維持管理が行われるよう、これまでにロードボランティアにより景観保護と観光を支援する取り組み、あるいは梶原町の地域と一体となった道路維持管理の地域委託、ビーチボランティアによる海岸漂着物等の処理、あるいはリバーボランティアによる河川の除草や清掃活動、奈半利町ふるさと海岸におけますパートナーズ協定に基づきます官民連携による美化活動など、住民参加型の取り組みを進めてきております。

今後も県民一人一人が身近な公共施設に愛着を持っていただけるよう、このような取り組みを通じまして恵まれた豊かな自然環境と美しい景観を次の世代にも引き継いでいくとともに、本県のイメージアップあるいは観光にも貢献できるように努めてまいります。

○**森田委員** おっしゃるとおりなんですよ。その中に、県の行政に課せられた義務もありますが、ここも聞こうと思っておりましたが、義務を私を読みましたら、こういうことになりますね。

その9条に、「県は、県が管理する土地及び建物その他の工作物について、美観の保持及び回復に配慮した維持管理を行う」こと、部長の御認識も先ほどの答弁の中に含まれておりましたが、そういうことなんですよ。

しっかり自分の認識、持ち場を点検していただきたい。土木部だけでなしに県の各部局でもぜひその条例の趣旨を生かして県土のブラッシュアップに役立ててほしいと思います。

それで、この間の第3回龍馬マラソン、これ本当にすがすがしいコースをつくっていただきました。県内外のランナーも非常にいい印象を持って帰ったことだろうと思いますが、あのコース、本当に景観もすばらしい、県教委も各土木事務所も海岸担当も本当に繊細な努力で美しいコースをつくってくれました。今も私の通勤路なんですが、整備された美しさが保たれております。

あときは高知県に6,400人の参加者がありました。本県には年間400万人、1日にしましたら1万1,000人、これほどのあのマラソンの倍の人が毎日毎日県下の隅々まで行ってきております。その意味で言いましたら、ふだんからもっと県下くまなく清潔感いっぱいのご好意のある県土をつくって提供していく、その県土の美観も含めた県土づくり、ひとつイメージアップの気概を文化生活部長にお聞きいたします。

○**岡崎文化生活部長** 条例でうたわれますように、全ての県民が一体となって清潔で美しい県土をつくるということは大変重要なことだと認識しております。

芸術文化、県民生活を所管している私といたしましては、清潔で美しい県土をつくるという美化活動に加えまして、高知らしい文化のあふれる県づくり、そういったことを目指して、継続は力なりという言葉もあるように、一日一日の積み重ねを大切にしながら頑張っていかなければ

ればいけないと私も管理職員の一人として身の引き締まる思いでございます。

○西森(潮)委員長 以上をもって、森田委員の質問は終わりました。

5分間休憩いたします。

午後 4 時15分休憩



午後 4 時21分再開

○西森(潮)委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による質疑並びに一般質問を続行いたします。

樋口委員。あなたの持ち時間は60分です。御協力よろしく申し上げます。

○樋口委員 あるマスコミの尾崎県政の県民満足度は75%ぐらいということになっているんですが、私はこの数字を見て3点ぱっと思いつきました。

1つは、県民にとって自分の県のトップの満足度が75%、これは県民幸せですね。一種の県民幸福度調査の数字につながっていくと思います。

2点目は、私も世論調査をちょっとつづいたことがあるんですが、これぐらいのすごい満足度だったら支持率はプラスされます。つまり、尾崎知事の支持率は85%くらいじゃないかと思うんですが、そうなれば次の知事選は無投票の可能性も出てきます。

ほんで、3つ目は、実はこの数字が出て私もちょっと発言しにくくなったんですが、これぐらい県民が満足していたら、尾崎県政の政策に満足していたら、ちょっときつい質問もしにくくなりました。私たちは、自分のエリアから51%の支持率が欲しくて一生懸命頑張っているのに、なかなか51に届かないという現実が多分この中

にも数人いると思うんですが、それから見たら非常にうらやましいですね。

そういう中で、このようなすごい高い満足度、支持率が出たのは、僕らは僕らなりに分析しているんですが、知事自体はどのように自分で分析されて、そしてこの高支持率をどのように生かしていこうと思っておりますか。

○尾崎知事 満足度75%と、75.6%ということですが、これ自体こういう数字は大変ありがたいことだと思います。私自身として、県勢浮揚に向けて全身全霊を挙げて努力をいたしておるつもりでございますけれども、そういう中で方向性はよいのでしっかもっともっと頑張んなさいと言っていたらということだと受けとめさせていただいております。

他方で、産業振興計画の成果が出ているのかという質問に対してのお答え、「出ている」という方向でのお答えが41.6%、「出ていない」というお答えが33.5%、そして「わからない」が23.5%ということでありまして、出ているとお答えいただいた方が多いは多いわけで、一番多いのは確かであります、とはいいいながらも、まだ4割ぐらいということでもあります。

県民の皆様方の成果に対する切望感、これは本当に大きいものがあるだろうと思っております、これを何としても謙虚に受けとめて、より一層仕事をしていかなければならないものだなと、そのように思っております。一層努力をしていきたいと思っております。

何と申しますか、ある意味県庁の皆さん方職員一人一人の頑張りの結果でもあるわけでありまして、一定満足度75%ということはいたしておるということを県庁の皆さんお一人お一人も自信を持っていただいて。しかしながら他方で、成果が出ているかどうかということについては41%にすぎないということ、これも受けとめて、もっと頑張ろうということでもみんなで一

丸で頑張ってまいりたいなど、そのように思っております。

○樋口委員 先ほど出ましたが、産業振興計画です。これ先ほど知事が言われたように、今絶対的な評価はまだ出ていないと思うわけなんです。そういう中で、一種のこの産業振興計画も県民所得を上げるために非常に地道にこつこつと階段を上がっている感じなんです。けれども非常に大切なことなただけで、例えば一気にビッグプロジェクトの誘致というような政策も考えてほしいと思うわけですね。

戦後間もなくは、いわゆる発電立県ですか、水力発電立県。それから随分前、知事も言われたように、太平洋沿岸ベルト工業地帯、これに乗りおくれたのが高知県のそもそもの経済の発展の阻害になっているんじゃないかということ。昔聞いたわけなんです。それから40年くらい前ですか、宿毛湾のCTS、この宿毛湾のCTSは僕はいまだに非常に残念な話であるんですが、けれどそれも県民が選んだことだから仕方ないんですけれど。それと最近、ちょっとミニかもわかりませんがメガソーラー、これが最高価格のときに県行政及び民間資本がどんどんやっていたら、多分県民には一種のオイルマネーじゃないけど太陽マネーができていたと思うわけなんです。

そういう中で、知事も一生懸命しているし県民もそれを見ているんですが、やはりもう一段、ワンランクどんと一気に県民所得を上げれるようなことは、具体的になかなか今の時代は見つからないものではないでしょうか。

○尾崎知事 私も自分自身でよく時間をとって、産業振興計画のことをずうっと考えます。いつも考えていると言っても過言ではないわけですが、その中で僕はインパクトのある施策をとることをいつも考えておるんです。少しでもより大型の、より雇用を生み出していくよ

うな仕事ができないものかと思って、いろいろいつも知恵をめぐらせていくわけでありまして。

ただその中で、いわゆるビッグプロジェクトを木に竹を接ぐような形で突然持ってくる。残念ながら、そういうことをやって後々それがまた分離して非常に苦境に立っておられる地域というのを、私は他方たくさん知っておるつもりであります。やはりいろいろプロジェクトを行って行って、それが本当の意味での県の発展に、長期的にも、20年、30年タームで見てもつながっていくということを考えれば、やはりその地域に根差した取り組み、それをしっかりと育てていくということが大事なのではないのかなと。そして、その先に条件が整って、より大きいプロジェクトを呼び込んでくることができるといことになるんじゃないかと。

大型の工場を誘致してきて、それが撤退して大変困っているという地域がたくさんございます。そういう形であります。やはり、地域に根差すということが大事ではないかなと。

今、1次産業関連の産業を育成し、そしてそれを外商につなげ、拡大再生産につなげていこうという方向感で産業振興計画の取り組みはいたしております。それぞれやっぱり年月がたってきたおかげで、よりインパクトある大型のプロジェクトになってきていると私は思っています。次世代型のハウス、さらにはCLTを初めといたしました一群のA材からC・D材まで生かしていくようなシステムづくり、そして人工種苗の生産を初めとした養殖業の振興の取り組みなどなど、私は決してこれは小さい取り組みではないんじゃないかなと思っています。

こういうものに、地域に根差した形で発展していく産業群をつくっていくということであれば、本当にいつまでも続く大型の仕事ということで残っていくことができるんじゃないかなと、私はそこが大事だと思います。ただ、いずれに

しても、さらなる大きなインパクトをもたらすようにしていくためにはどうあるべきかということを考えていきたいと思っています。

○樋口委員 やはりさらなる大きなインパクトというのは、当然この高知のいろんな社会資本の整備の中で初めてピラミッド型に築けるものですが、やはりこの地域の特性というのも重要だと思うわけですね。

農業が非常に産出の内容がええという話もあるんです。この地域の特性で知事は今売り出しているわけなんです、特にこの地域の特性においてこれから大きく発展されると思うのは、先ほど言われたように森の問題とか園芸の問題なんかと思われているわけですか。

○尾崎知事 地域の特性、幾つかあります。

まず第1に、私が思っておりますのは、この1次産業由来ということです。大きく伸びるかどうかという話でありますけれども、これから安全保障関係も厳しくなっていく中で、我が国においてこの1次産業、国内における1次産業の重みというのはどんどんどんどん増していくだろう。少なくとも決してなくなってよいものではないという意味において、この1次産業由来のものというのは強みを持っているんじゃないかと私は思っています。もう一つ、輸出とかの取り組みをしているときに、1次産業関連のものというのが一番まねをされにくい。考えてみれば、本県のような一番クオリティーの高いユズ、これを外国に持っていったときに、外国から模造品が出たりするものもありました。しかし、味は全然違います。1次産業由来のものというのはまねされないという意味において持続的な競争優位を築くことができる可能性もある。

だから、私は本県のもともと持つ強みを活かしてという観点から、この1次産業由来の一定のクラスターというものをぜひつくり上げてい

きたいものだと、そのように思っています。

そしてもう一つは、特に近年本県が力を入れている南海トラフ地震対策、これはある意味膨大なマイナスをゼロに戻していく取り組みでありますけれども、これをぜひ、これだけエネルギーをかけているわけですからプラスに生かしていきたい。防災関連の一群の産業群、これは保健とか医療とか福祉とか、こういうものにも絡んでいく取り組みだと思いますが、こういうクラスター群というのはつくっていけないものかなと考えています。

そして最後、先ほど森田委員の御質問にもお答えいたしました、我々本県は、本当にこの土佐人というのは人に好かれる人が多い、そういう土地柄でありまして、この土佐人の人の魅力というものをいろんな意味で大いに生かすような取り組みをしたいなど。観光、これは自然と相並んで人の魅力を売り出していくような形で売り込みをしていくこと、移住促進にしてもそうではありますが、これは大いに生かせるだろうなど。

私は、大きく言うところの3つが本県の産業振興という点で生かすべき優位性だと、そのように思っています。

○樋口委員 わかりました。ちょっと話題かえませう。

地方創生先行型交付金への34市町村の応募内容を見たんですが、それぞれ短期間で苦労されている部分もあるんですが、ある自治体なんかは、国の緊急雇用のをそのまままねたやつとか、以前から言っている政策をそのまま出しているとか。もう一つインパクトのあるのも欲しいと思うんですが、副知事から見ましたらどのように思われますか。

○岩城副知事 地方創生先行型交付金ですが、御存じのように、その地方版総合戦略の策定、また地方版総合戦略におけるしごとづくりの事業

に前倒しで取り組むものを支援する交付金でございます。

本県におきましては、まさに産業振興計画などの取り組みを強く後押しするものであるというふうに思っておりますが、これは市町村においても直面する課題に積極的に対応するべく有効に活用されているというふうに考えております。

ただ、今後、地方総合戦略につきましては、市町村独自の色が盛り込まれてくるというふうに考えております。いろんな意味で今までの類似系だというような御意見でございますが、これもこの交付金、これまでの県と歩調を合わせた取り組みがあったからこそ、この短期間で結構具体性のあるものになっているんじゃないかなというのが私の感想でございます。

○樋口委員 次なるアイデアになるわけなんです、以前から言われるのは地域の中核施設というのは小中学校でしたね、田舎では。

しかし、近年では新しい施設が中核施設になるろうとしています。知事のつくられた集落活動センター、これも中山間でハードな中核施設になりつつあるわけなんです。私たちの住んでいる県東部におきましては非常にハードな施設、強力な県立あき総合病院ができたわけですね。このような強烈なあき総合病院というようなものを中核施設にして、それを地域に広げていくというような、言ってみれば東部医療圏構想、そのような構想もあってもいいんじゃないかと思うんです。

今のままだったら、市町村からそのような構想が私の現在の情報では出てこないみたいですので、県のほうもこれからの高齢化の人口を考えたり、そして老人施設の必要性、この高知県の温暖性というものを勘案して、このような中核施設を地域の発展に使っていくというような取り組みのアイデア提供といいますか、意見交

換というのを私はしてほしいと思うわけですね。

もちろんその中には、医療圏構想だから、後で質問するように看護師の不足問題の対応も医療圏という枠で捉えたら作文ができると思うんですが、そこらあたり副知事、どう思われていますか。

○岩城副知事 医療・介護の分野につきましては、現時点で、昨年12月に設置をしました地域医療介護総合確保基金、これを中心に活用して、例えば看護師養成所の整備であるとか、運営に対する支援など、そういうことを想定はしております。委員がおっしゃられましたような、東部医療圏構想、これはそのものなのかどうかはともかくとして、地方版総合戦略を策定していくに当たっては、医療・介護分野もその地域の振興に資する部分があるのかどうか、これは市町村とも話をしていく必要がありますが、そうした視点を持って検討していきたいというふうに思っております。

○樋口委員 やはり、これからは高齢化も進むわけで、病院がハードな中核施設になるぞ、極論をすれば小学校、中学校の時代は終わったと、幼稚園の時代、保育園の時代は終わったというように私は思っているわけです。

さて、実は今議会でも御論議のテーマとなったんですが、地方創生では、言ってみれば勝つ市町村と、ひょっとしてそのアイデアといいですか、政策が弱くてなかなか地域が発展しないという強弱が出てくると思うわけなんです。

私は、基本的には、行政間がもっと競争しなければならぬと、勝つところは勝つべきだと、負けるところは負けるべきだというようなことを以前から言っていて、知事にもトリアージをしたらどうですかと言ったら、知事はそれはとてもとてもと言っていたんですが、やはり競争は自治体でやるべきだと思います。

ただ、その場合、当然ながら競争だったら、

トリアージもそうですが、負けるところもあれば、ちょっと見捨てられるじゃないけれど目の届かないところも出てきますね。そのようなとき、やはり最低限のセーフティーネットというのは構えちょかないかんけど、そのセーフティーネットをどのあたりに持っていくか。現在の状況でセーフティーネットを持っていくのか、それのとり分の多いところがとって、ちょっと下がるのかというようなところですが、そのあたりは知事としたら国のほうにどのように訴えていこうかと思っていますか。

○尾崎知事 私はいつも5つの基本政策について、中山間対策も含めてですがお話をするときこういうふうに御説明しています。

高知県は人口減少の負の連鎖に陥っているんだと、それぞれの局面に対応して、この負の連鎖をとめるための政策を打っておるという話をしていきます。人口減少で経済が縮む、これについては産業振興計画の地産外商、移住促進によって対抗する。ただ、さらに進んでいく中で過疎化、高齢化が進む、高齢者の方の孤立化とかという問題が起こる。これについて長寿県構想の高知型福祉のセーフティーネットで対応する。さらにいくと、中山間こそそういう問題が顕著になってくる。ゆえに、中山間対策を特に強化をするのです。小さな拠点などを設けてセーフティーネットを築くのです。そういうお話を申し上げているところであります。

この地方創生に伴って、確かに競争が生じるし、より健全な競争を徹底して行っていけばと、そのように思っておるところであります。これはいわゆる第1層の部分で行われる競争なのであります。その競争が行われていく上においても、さらにこの長寿県構想、高知型福祉で支えていくところ、中山間対策のセーフティーネット群、集落活動センターなどを含めてそういうもので支えていくところというのは、地方創生

の競争いかにかわらず、全体として県域全体を支えていくようなものとして機能すべきだろうと、そのように考えております。

私は、こういう政策の多層構造というのを国に対して今までも御説明してきましたが、これからもよくよくお話をしていきたいなど、そういうふうに思っています。競争する部分というのはあくまでこの第1層部分だと思っていて、この第2層、第3層部分、より懐の広い部分ですね、このセーフティーネット部分の政策群というのも、ぜひ我々自身大事にしたいですし、国にもその点を大事にしてほしいと訴えたいと思っています。

そういう中において、あったかふれあいセンターとか集落活動センターとか、こういうところに対しての活動を後押しする交付金があったことは非常に有意義なことだと、一定理解をいただいているんじゃないかと思っておりますが、またさらなる取り組みが必要だと、そう思っています。

○樋口委員 話題ちょっとかわります。

起業するにはリスクが伴うのは当然のわけでございますが、高知県に非常に先進的でやる意欲のある会社を呼びたいとすれば、非常に財政的にも苦しいんですが、リスクを県が一切見ると。だから、もう思い切って先端的な企業を起こす人はいませんかということを、日本中じゃなくて世界中で募集すれば、中には1社とんでもない会社が応募してくるかもわかりませんね。少々の企業誘致やなくて、全てじゃなくて1社だけでも2社だけでもいいから、思い切ってそのような誘致をしてほしいという質問内容です。

知事には後でお聞きするんですが、まずそのようなリスクを県、行政自体が負う場合、どのようなリスク回避方法があるかということをお聞きしてから入りたいと思います。

○原田商工労働部長 起業、創業に関して活用できます主な今の助成制度といたしましては、産業振興計画に基づいた事業で市場調査、施設整備など初期投資も対象としました産業振興推進総合支援事業費補助金、それから現在やっておりますけれども県内に進出するシェアオフィス事業者を支援する補助金、また金額的に大きいものとしていたしましては、雇用条件等がございますが、最大50億円まで助成が可能な企業立地促進事業費補助金がございます。加えて、本県で新たな事業展開を後押しするこうちビジネスチャレンジ基金事業では最大1,000万円の支援もでございます。

ほかに融資面では、国の信用保証制度を活用した融資制度で最大1,000万円までの借入れが可能となる制度もございますし、またこうした資金的な支援策に加えて土佐MBAでの起業家養成などソフト支援についても実施しております。

○樋口委員 そのような支援はあることはあるんですが、そのようなレベルを一気に乗り越えて、会社を世界から呼べると、やる気のある若者を呼べるというような支援策というのをやれば、多分日本で初めて、世界で初めてじゃないかと思うわけなんです、そこまで大胆にやってほしいというのが僕の考え方なんです。

もちろん、御存じのように、あの例のIT革命も小さなガレージからできたという話で、やる気のある者を、優秀な者を支援すれば、それに乗って若者が頑張るといようなことも十分あり得ると思うわけなんです。

その意味で、先ほどのささいな、よく今まであるような話じゃなくて、知事のほうにちょっと大胆な提案ですが、思い切ってそのような世界中からすばらしい企業を集めてみようと思いませんか。

○尾崎知事 起業のリスクを100%公的に負ってい

くということについて、それはやはり私は若干問題があるんじゃないかなと思います。リスクゼロだと、果たしてその起業プランというのが本当に洗練されたものになるだろうかと、そういう問題もあるのではないかと思いますし、またやっぱり県民の税金で果たしてどこまで支えるのかという点も問題になるのかもしれない。

だから、一定抑制的にすることが、起業される方にとってもよろしいでしょうし、県全体のバランスとしてもよいのだろうと、そのように考えています。

そういう中、先ほどおっしゃられましたが、本県がやっております、例えば企業立地補助金の補助率、最大45%というのは全国トップクラスです。また、ビジネスチャレンジ基金の1,000万円というのも、ほかの県、例えば広島県、石川県でも500万円、東京都でも300万円、奈良県40万円という中において、この最大1,000万円のチャレンジ基金の投与というのは随分思い切った施策ではないかなと思っておりますが、ただ、いずれにしても、起業が生まれてくるような環境を大いに作り出していきたいという思いにおいては私も一緒でございます。

先ほどIT革命のお話をされた、シリコンバレーのことをも念頭に置いておられるかと思っております。あのシリコンバレーの成功の要因というのは何かというと、スタンフォード大学を中心として、産学官民連携のネットワークをつくり出していったこと、その中に非常に優秀なる先生方が何人かいて、その先生方が主導してつくり上げたプロジェクトというのが一つの種となって、それを見習っているようなガレージからいろんな新しいものが生まれてきたということなのだろうと、その集積が生まれてきたのだろうと思っております。

私もいつも高知のスタンフォードを目指すと書いておりました。これが産学官民連携センター

ということでございまして、100%起業リスクを負うというやり方ではなくて、いろんな内外からの才能を集めてきて一つの知に集積していただいて、その中でアイデアが絡み合っていく中で新しい起業が生まれていくと、そういう仕掛けを今考えているところであります。しかも、アイデアが出てアイデア倒れにならないようにするために、その後ちゃんとフィージビリティスタディーをやって事業化していくことを応援するような仕組みというのも設けさせていただいておるところでございます。

私はリスクを100%公的負担でもって補うというやり方ではなくて、内外からアイデアをたくさん集めてきて集積させるというやり方でもってこの起業を促していくというやり方をとっていきたく、そのように思っています。

○樋口委員 わかりました。実は、私も100%という意味じゃなく、大胆にというように表現したいと思います。知事も、なお一層大胆な支援策、先ほど言いましたシステムもロジスティクスも全部できていますので、それはその方向でなお一段と思いついて支援をしていただきたいと思います。

話は小さくなりますが、私たちの住む県東部では、いわゆる会社勤めの給与所得者が非常に少ないという意味で、企業誘致を東部全体にもっとしなければならぬんじゃないかと思っているわけなんです。そこらあたり、商工労働部長の目から見ましたらどのような考えをお持ちで、またどのようにすればこの県東部に企業誘致がなお一層進行するかをちょっとお答えしてほしいと思います。

○原田商工労働部長 以前にも委員のほうから御質問いただいているところでございますけれども、企業誘致に当たっては、地域の雇用情勢や進出される企業の方々の意向、また地元の自治体の支援体制といったものを踏まえながら、

地元市町村と一緒にその推進に取り組んでおるところではございます。

お話のありました東部地域には、ユズ、それから海洋深層水といった地域資源もございまして、高規格道路の整備も進められておりますので、こうした地域の魅力や強みを生かして、地元市町村と連携しまして、今後とも企業誘致に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○樋口委員 話、またかわります。

今、本県の観光は高知家を売り出しているわけですが、高知家といえども観念的な高知家のわけでありますね。そのような意味で、現実に都会の人と高知の人が本当の家、ファミリーになれるように、一種の疑似家族とでもいいですか、例えば東京の樋口家と高知の尾崎家が表面的に家族関係を持って、そこが人のつながりになっていくと、深まっていくというような手法もおもしろいんじゃないかと思うんです。

そこらあたり、観念的な高知家からもう一歩乗り越えて、そして本当の意味の家族関係を、法的な裏づけはないけれどつくっていかうというようなアイデアを知事はどう思われますか。

○尾崎知事 今、高知家プロモーションに絡んでいろんな民間の皆さんから、例えば知事コンとかという企画もやったりしたんですけれども、そういうのを通じてアイデアを募集して、いろいろ楽しいアイデアが出てきています。やっぱり家族をベースにしているものですから、間口が広くていろんな取り組みを包摂できるなということを実感いたしておるところであります。

高知家を泊まり歩く企画とか、高知家学講座でおきやく文化を体験に来る企画とか、高知のために気持ちや技術をおすそわけ企画だとか、いろんなアイデアが出てきているようでありますけれども、今言われたのもおもしろいなと思いましたので、今後の参考にさせていただきた

いと思います。

○樋口委員 観光に関連すると思うんですが、メディアも地方創生とかそう言うて、テレビも限界集落株式会社なんてやって、言ってみれば本も、移住の時代もありまして一種の田舎ブームが来たというように思うわけですね。

そういう中で、私たちよく田舎へ行くと、山奥へ行きますと廃屋集落というのがあるんですね。しかし、その廃屋集落の中へ行ってみると、なかなかすばらしい建物もあって、例えば家だけじゃなくて、玉石を重ねた物すごく歴史のある連絡道なんかもありまして、その地域一帯が非常に、新しい観点で見たらテーマパークになるんじゃないかと思うほどのすばらしい捨てられた集落があります。これは言ってみれば生活文化の遺産であるんですが、そのような集落を生かすことによって、逆に観光地になるんじゃないかと思うわけなんです。私、以前ちょっと外国へ行ったときに、倉庫小屋、米倉といいますか小麦倉というのを——集落がありまして、そのような古い昔の、誰も住んでいない捨てられたような集落でも結構バスでツアーに行くとかあったんです。

私のいる安芸市に正藤という移転集落があるんですが、それはもう40年くらい前に集団移転を町にしてきました。そこへ行くには車で行って峠をハイキングして、峠の上から下の集落を見たら、これはなかなか立派な集落だと思うて中へおりにいくと、ぞっとするようなといひますか、ある面昔を思い出すような集落なわけです。

そのような高知県に多くあるような集落、廃屋集落といひますか、選びまして売り出すのも一つじゃないかと思うんですが、そこらあたり観光振興部長はどう思われますか。

○伊藤観光振興部長 お話のありましたような場所を観光に生かすとすれば、何よりも所有者や

地元の方々の思いが重要だと思います。加えて、その安全性の確保や経済的な効果が得られる仕組みをどういうふうにつくっていくかといったさまざまな課題が想定されますので、そうした点も含めまして、これから少し勉強させていただきたいというふうに考えております。

○樋口委員 僕は、これ結構うまいこといったらいくんじゃないかと、認知されればいくと思いますよ。だから頑張ってもらいたいと思います。

それからまた話題かわります。野菜の機能性です。

執行部の皆さんも知事も御存じのように、私は20年前から野菜の機能性を何回も言っているわけです。とうとう国のほうが食品の機能性表示制度を始めます。そういうことに備えてやるように、もう何年間も言ってきたんですが、現実には高知県は本気でこの野菜の機能性表示ということに重きを置いているんでしょうか。これは野菜だけでなく、魚もそうですよ。魚も高知県のブリはDHAが非常に多く含まれているというようなことがあれば、これは当然売り文句にこれからなるし、これくらい太陽光の当たるところは多分野菜の栄養価も高いと思うんですから。高知の〇〇は他県と比べてこれくらい栄養価が高いというようなことをやってほしいと20年間言い続けてきたけれど、国が制度をつくってやっとな腰を上げろかというようなイメージを私は持っているんです。

幾ら何でも、国が制度をつくる前に、高知がせめて10年前に走っていたら、合法的にですよ、非常に高知がリーダーシップを持ったんじゃないかと思っております。

御存じのように、サプリメントの市場が6,500億円から8,000億円と言われてますね。ところが、サプリメントは過剰摂取で問題もいろいろ起きてきているようなんですが、そのサプリメントでそれくらいの市場があれば、食べるサブ

リメントになりますので、これから機能性の販売競争はいよいよ始まると。戦国時代になっていくと思っているんですが、そこらあたり、知事にもこの前議会で質問したんですが、知事はどのように思われていますか。

○尾崎知事 この野菜の機能性成分に関することについて、本当に樋口委員が熱心にお取り組みをしてこられておることについて、私も勉強させていただきました。平成7年に第1回目の質問をされて、12年に2回目の質問をしておられるわけであります。

この間、平成10年ぐらいから平成17年ぐらいまで、この機能性表示をどちらかという本県も売りにして、野菜の売り込みなどに材料として使ってくる取り組みをしておりました。

しかし、残念ながら薬事法とか健康増進法とか景品表示法とかという観点から見たときに、果たしてこういう表示はどうなんだろうという議論が全国的に関心が高まってきて、なかなかその機能性表示一本でいくのもどうかという議論になってきた。そういう中で、平成18年ぐらい以降につきましては、むしろ安全・安心でありますとかそういう点を売りにして売り込みを図ってきたという、こういう大きい歴史があります。

そういう意味においては、この機能性表示の問題について全国的にもいろんな人が悩み苦しんできて、使いたいだけけれどもどうかという形でちょっと残念ながらというところがたくさんあったというのは、これは全国的な傾向でありまして、私は決して高知県がサボっておったということではないと、そのように思っています。

しかしながら、いよいよ多くの皆さんのこういう思いがかなって、今度は平成27年より食品の機能性表示について本格的にしっかりとしたプロセスというのが定められることとなりまし

た。このチャンスは大いに生かしていかなければならないと、そういうふうを考えておられて、平成26年度から準備をするということで農業技術センターでナス、ショウガなど15品目について機能性成分の分析を開始いたしているところであります。

この結果を生かして、機能性表示売り込みに大いに生かしていきたいと考えています。園芸連とも連携しての売り込みというのは図ってまいりたいと、そのように考えておる次第でございます。

○樋口委員 一生懸命、新しく研究予算もつけられたと思うんですが、450万円という年間予算をどのように評価するかということになるんですが、それは僕はそれ以上言いません。そして、県の方がサボっていたとは実は思っていないんですが、もっと一生懸命やる、やってこういう時代が来るのに対して先にリーダーシップが持てなかったかなというような残念な気持ちは非常にあります。

それから、例えばトマトですね、トマトも今までは例えば糖度で勝負していましたね。四万十町にでっかいトマトのハウスが、オランダ型、できるんですが、これから糖度じゃなくて、機能性がトマトに対しても、トマトだけじゃないです。ナス、ピーマン、キュウリ、全部、特に機能性が表面に出てきて、どれくらいの栄養価を持っているかということが勝負になると思うんです。

そういう意味で、ぜひとも心を引き締めてこの機能性勝負には高知県が勝つぞというような気持ちでやってほしいと思います。

それから、ちょっと話題がまたかわります。

高齢者の車の運転ですね。実際、高知県で住む限り、特に山間部で住む限り、高齢者は軽四でも車がないとなかなか活動ができないしスーパーにも買いに行けない。その反面、いろいろ

県も努力しているんですが、だからといって公共交通が充実されているわけでもないということで、そうなればお年寄りの車の運転がより一層安全になるような方法はないかということで、この前も質問したわけなんです、安全運転支援システム、簡単に言えば自動ブレーキとかセンターライン認識装置とかいろいろあるわけですね。

その中でも一番装備費の安いのは、いわゆる自動ブレーキなわけです。高知県で65歳以上のお年寄りの年間の追突事故が380件くらいあると思うんですが、やはりこのようにと減税したらどうかこの前言った、副知事にぱんと断られましたけど。減税というより補助金をつけて、お年寄りがより安全に車に乗れるというようなことを、全国上位の高齢化率の高知県だから、高知県でせめてそれをやってほしいと思うんです。

そこらあたりまたお金の要るんですが、知事はこの高齢者の安全運転アシストに対して、どのような考えをお持ちでしょうか。

○尾崎知事 高知県の場合、高齢者のアシストということでいけば、アシストしなければならないのはやはり交通手段の確保というところ、そこまで踏み込んでいかなければならない状況になるだろうと思っています。

中山間地域で75歳以上の方、平成23年度の高知県集落調査によりますと、6割以上の方が自分で運転をしておられないわけでありまして。そういう意味において、運転しておられる方も、しておられない方も、ある意味不安だと思われる方も、安心して例えば免許の返納ができるような、この中山間地域におけるしっかりと公共交通システムというのをつくり上げていくということ。ここがやはり本務なのかなと、そのように考えておるところです。

そうであれば、そういう支援システムとかつ

ける前に、もう自分でやめようという方も安心してやめられることとなるわけでありまして。これはこれで非常にそれこそお金もかかりますし、むしろそっちのほうが大変な課題かもしれませんが、やるべきこととしてぜひ中山間における公共交通システムをしっかりとつくり上げていくということに私は注力したいと、そのように思っています。

○樋口委員 確かにそれはそのとおりの思うんですけど、現実には山に住んでいけば、公共交通は、実際日に1便というところもあります。すぐ病院へ行かないかとか買い物に行きたいとか、現実には自分の腕で運転できる限りはできるだけ安全運転するのをアシストして支援してあげないと、やはり公共交通だけでは不便さはありますね。

最低限の人間としての生活を支えるためには公共交通の1日1便及び2便というのは重要な足になりますし、それはそれで行政がやるべき仕事だと思っているわけなんですけれども、プラスもう少し自由に山の人ができる方法は考えていかなければならないと思うんですが、中山間対策・運輸担当理事はそこらあたりはこの山の人ができるように思われますか。関連で質問しますよ。

○金谷中山間対策・運輸担当理事 事業ベースで公共交通サービスが十分に提供されていない地域におきまして、交通手段、移動手段をどう確保するかということでございますけれども、ここは中山間対策といたしましては、地域住民がひとしく利用できる仕組みとして構築していくということが基本として、今進めております。

そういったことで、例えば交通事業ベースで今公共交通が十分でないところにつきましては、市町村営バスとか過疎地の有償運送、デマンドのタクシー、そういったいろんな形での行政が中心となった移動手段というものを確保、そう

いった形で中山間対策としても取り組んでおるところでございますので、やはり中山間対策としてはそういった形で進めていくのが基本ではないかというふうに思っております。

○樋口委員 そう言うんだったら、十分な足の確保を市町村と話し合って、国とも話し合ってやってほしいと思います。しかし、私は、より利便性というところが、これもまた行政のサービスの一つじゃないかと思っております。

話題をかえます。

看護師不足なんですけど、これはもう知事も嫌というほど知っているし、各地からいろんな声が上がっていると思うわけなんです。看護師不足が原因で東部では診療所を閉めたと言われるところもあるわけですが、私は去年だったかな、教育長に対して、前教育長ですが、安芸高校に看護学科をつくったらどうかと、地域の要望があると言ったわけなんですけれど、その中で非常に人の確保が難しいというようなこともあったわけですね。

しかし、県立の看護学校と民間の看護学校といたら卒業までのお金が倍から3倍違うわけです。そこらあたり、先ほどもテーマにあったんですが、高知県内でやはり東、中央、西というような非常に長い地域の地理的な特性もありまして、東のほうにも看護学校をつくってほしいという声があります。

そんな中で、せっぱ詰まった民間が東部のほうで私立の民間立の看護学校をつくらうということで動いていまして、ちょっと早い話かわかりませんが、来年度に何とか具体化しようというような、そこまでせっぱ詰まっているんです。再来年度、その後にと言っていたら全く何ともならないというような状態ですから、来年度に私立で、県がしないんだったら自分たちでやろうというような、そこまでせっぱ詰まった中で県としたらどのような支援といいますか、その

切迫さを感じているのか、知事にお聞きしたいと思えます。

○尾崎知事 看護師確保に向けて、安芸郡医師会の皆さん初め看護師養成所の設置の動きがあるということ承知いたしております。これについて、県としても教員や実習施設の確保に関する助言や情報提供を行いますとともに、施設・設備整備や設置後の運営について補助制度などにより支援を行わせていただきたいと思います。そういう形で取り組まさせていただきますと考えております。

○樋口委員 というのは、県としたらできる限りの協力をしていこうという話ではありますが、それは地域医療介護総合確保基金の上積みもすると言われるがでしょうかね、健康政策部長。

○山本健康政策部長 基金を財源として、今知事が言ったような支援策もやっていくということでもあります。上積み云々の話はこれからの議論になろうかと思えます。

○樋口委員 民間がそこまでやると言うがですからね、やはり上積みも含めて、関連の市町村も当然ながら上積みすると、お金を出すというような意思も固まりつつあるんです。知事におかれましては、ぜひともこの上積み分をできる限り努力してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○尾崎知事 大いに皆さんと議論させていただいて検討させていただきたいと思いますが、基本的に温かい気持ちで臨みたいと、そのように思っています。温かいというか、熱い気持ちで臨みたいと、そのように思っています。

○樋口委員 温かい気持ちというのはすごく優しく、熱い気持ちというのは何とかやるぞという決意が見られるわけですが、言葉をちょっと訂正したといえども、その2つの言葉が出たということは多分知事の性格から見ると相当やる気でおると解釈しておりますが、そのとおりで

すね。どうですか。

(知事「はい」と言う)

それから民間でやるのを支援すると知事が言われたんですが、県教委のほうも、例えばこの前にも話題が出たんですが、安芸高と桜ヶ丘高の合併問題が将来出てきます。そのようなときには、やはりこのような新しい地域の魅力ある学部というのにも必要と思うわけなんです。私立ができれば多分キャパシティとして無理と思うんですが、もう少し県教委のほうもいろんな事情があるものの、看護師不足は地域の窮状、経済の窮状ですね、経済の窮状に対して単なる勉強じゃなくて経済を支援するという立場も持ってほしいと思っております。

それでは、話題をかえます。

去年の2月県議会で、入居待ちが増加する老人施設に対して、私は、国に対してコストの安いいわゆる簡易型といいますか、軽費の老人ホームをもっとつくってほしいというような提案をしたらどうですかと言いましたら、知事が新しい民間支援の予算を組んでくれましたけど、その要配慮高齢者住まいというのは1戸当たり五、六部屋というようなことになっています。いろんな予算の都合もありまして、そのようなのが一つのコンパクトな集成じゃないかと思うわけなんです。この中で現実に要介護3に近い要介護2の人が入った場合、これはどのように支援するシステムになっているのか、地域福祉部長にお聞きします。

○井奥地域福祉部長 新たに取り組む配慮を必要とする高齢者の住まいの整備につきましては、要支援などの状態にある低所得でひとり暮らしなどといった高齢者が低廉な家賃で入居し、外部からの日常生活を支援するサービスなどを利用しながら、安心して地域生活を送ることのできる集合住宅的な住まいの整備をモデル的に実施することになっております。

委員お話しのとおり要介護認定を受けられている方の入居を想定する際には、見守りや配食などといった日常生活を支援するサービスの確保はもちろんですが、訪問介護や通所介護などといった在宅介護サービスの確保といったことなどについても考慮の上、建物の立地場所とか構造などについて創意工夫を生かした住まいの整備となる必要があるんじゃないかと、そのように考えております。

○樋口委員 先ほどの答弁では、そういうのにも対応できるという内容と僕は受け取ったわけですが、現実には、5部屋、6部屋、5人、6人が入居するところでそのような対応ができる人的配備はできるわけでしょうか。

○井奥地域福祉部長 先ほどお答えしましたけれども、既存の在宅サービスの提供事業者、指定事業者のサービス提供範囲内のところに新たな高齢者の住まい、こちらのほうの立地場所とかにするということが1つ。あと構造的にサービス提供事業者のほう提供しやすいような構造にしておくというふうな配慮をしていただくということが前提になろうかと、そういうふうに思いますが。

○樋口委員 皆さん御存じのように、当然ながら対策はいろいろして、来年度からの計画でもベッド数はふやすということになっているんですが、介護の入居待ちが非常に多い中で、これが深刻な問題になっていますね。高知県の場合は、在宅といったところで、家庭介護といったところで、やはり共働きもありまして非常に難しい問題があると思うわけですね。そういう意味で、一気にこれから施設の利用者がふえてくるという中ではどうしてもコストダウンと合理化ということを考えないと、この今の状態じゃ乗り切れないと思うわけですね。

そこらあたり、非常に人間をコストダウン、合理化の対象にするというたらおかしいという

意見もあるんですが、現実、この大きな波を乗り越えるためにはその方向でやっていかなければならないと思うわけなんです。そのことに対してどのような方策を考えられていますか。今の人員体制じゃ、とても無理と思いますよ。

○井奥地域福祉部長 今後の高齢化の進行などに伴いまして、独居や夫婦のみ世帯というのが増加する中で、介護を必要とされる方、中でも委員の話にあります認知症の方などの大幅な増加が見込まれておりまして、中山間地域が多いといった本県の実情とか政府が進めます在宅重視という方向性などを考慮いたしますと、在宅サービスの安定確保といった面から難しい状況が生じることも懸念されるところです。

このため、今回のモデル事業による事業効果の検証とか、現在検討が進められております介護療養型医療施設の今後の方向性の議論などを踏まえまして、本県の高齢者のニーズに応じた施設サービスのあり方とか住まいのあり方などについて、第7期の介護保険事業支援計画の策定作業も、また第6期の計画が終わりましたら始まりますんで、そういう中で検討を進めていく必要があるものと考えております。

○樋口委員 今度は、お年寄りから一気に子供の話に変わるわけですが、いわゆる子育て支援というのは、いろんな支援制度を見ますと国の税制度も県の制度も、市町村では非常なばらつきがあるんですが、私は相当充実していると実は思います。

相当充実しているけれども、やはり今の生活が苦しい方も随分いらっしゃるしまして、なお一層の生活支援をとというようなことが、端的に言えばそのような内容だと思うわけなんです。乳児、幼児へのいろんな支援も必要と思うんですが、それはそれで先ほど知事の答弁の中にあっただように、国のほうも保育の無料化の方向に非常に意欲を見せて、多分それは実現する可能性

が高いと思うわけなんですけれど、こんなことを言ったらぜひいたくかもわかりませんが、小さな乳幼児の支援をすると同時に、実際親御さんが子供を育てるに当たったら、高校時代が非常に出費が多いわけですね。そこらあたり、例えば高校の授業料無料化ということもありまして、相当肩が軽くなったわけなんですけど、もう少し、もっとこの高校生に対して支援できる方法というのは考えられていないわけでしょうか、地域福祉部長。

○井奥地域福祉部長 高校生を養育する御家庭に対する支援策といたしましては、一定の所得要件のもとに授業料を支援する就学支援金、あるいは教科書などの授業料以外の教育費を支援する奨学給付金、こちらの制度を実施しているところでございます。

また、生活保護世帯の子供につきましては、高校卒業の資格を得ることが将来の選択肢の幅を広げることにもつながりますので、通常的生活保護費の支給に加えて、入学準備金から授業料、教材費など幅広く公費負担をしているところでございます。

そのほか、ひとり親家庭につきましては、低所得世帯に対する高校の修学資金の無利子貸し付けとかを実施いたしますとともに、児童扶養手当の支給とか医療費の助成などが行われるところです。

高校生を養育する経済的に厳しい家庭に対する支援措置につきましては、平成27年度にひとり親家庭の実態調査を行うことと予定しておりますので、その実態調査の結果なども踏まえまして、また今後の国の子供の貧困対策に関する施策の動向を、児童扶養手当の増額とか返済の必要のない奨学金の創設とか、こちらのほう全て先送りになっておりますけれど、こうした国の動向にも留意をしながら国への政策提言活動などを検討してまいりたいと、そのように考え

ております。

○樋口委員 国への政策提言と言われますけれど、それはそれでよろしくお願いたいわけなんです、その所得の貧富の格差が広がっているとよく言われるわけなんです。私たちもよく最近県民と接する機会があるんですが、本当にこの20年くらいの間に貧富の差が激しくなってきたと思います。そして、その貧富の差に対してなかなか所得が伸びない部分もありますが、実は高知県の場合は先ほど言われたような国の交付金とかいろんな助成とか、それから年金の金額によって高知県の経済が非常に変動されるという部分があります。国のそのようなお金が高知県の経済を大分支えていると私は見ているわけなんですけれど、国のお金を大きく引っ張って行くことによって高知県のとりあえずの現金経済が支えられるという現状がありますもので、ぜひともそこらあたりを頑張ってもらいたいと思っております。

それから、乳幼児のショートステイですね。よくお母さん方からも言われるんですが、高知にはそのような緊急時に対応できるショートステイ施設があるんですが、県東部と西部にはなかなかないというような話があります。

各地につくれつくれというのも無理と思うんですが、やはりこのような子育てに重要なと思われるものは県東部、西部、中部というような地形的なかわりもあり、基本的な姿勢をつくらせたいと思うんですが、部長、どう思われますか。

○井奥地域福祉部長 保護者の疾病などの理由から養育等が一時的に困難になった方についてのショートステイサービスにつきましては、現在県内21市町村において事業が導入されており、来年度新たに3市町が事業の実施を予定しているところでございます。

現在策定しております子ども・子育て支援事

業支援計画におきましても、ショートステイ事業、こちらのほうの利用促進を図ることとしておりまして、安全・安心な子育て支援体制の整備に向けまして、現在行っていない市町村での実施を働きかけてまいりたいというふうに考えております。

その際には、委員おっしゃいますようにバランスのとれたサービスの提供体制ということを念頭に置いてやっていきたいと思っております。

またあわせて、国の実施要綱におきましてあらかじめ登録した保育士等の居宅で受け入れる方法なども可能というふうにされておりますことから、今後はこうした方法なども含めまして市町村との協議を進めてまいりたいと、そのように考えております。

○樋口委員 よろしくお願いたします。

私は自分のエリアを回るうちに、子育て世代からそのような声を大変聞いたもので、一種の世論を、県民の声をここでお届けさせていただきました。

さて、防災ですが、南海トラフ地震の中で、私は以前に米軍のオスプレイの能力から防災に使ってほしいというような質問をしたら、知事も前向きでありました。それは非常にいいことと思うんですが、このオスプレイが現実、万一のときを考えたら、高知県の総合防災拠点におりるくらいのテスト飛行を一度してみるべきじゃないかと思っているんですが、危機管理部長、どう思われますか。

○野々村危機管理部長 南海トラフ地震が発生いたしますと、県内では負傷者が3万6,000人、死者4万2,000人といったやっぱり甚大な被害が想定されています。道路の寸断などで県土自体の孤立ということも考えられますし、県内でも多くの孤立が発生しますし、特に東部、西部地域については長期化ということも予想されます。

このような状況で一人でも多くの命を救うた

めには、ヘリなどの航空機による活動というのが必須でありますし、一機でも多くの航空機の応援が必要だと考えてございます。

お話のあったオスプレイにつきましては、ヘリと比べまして速度、航続距離の面においてすぐれた性能を有しておりますので、県外からの人員や支援物資の県内の防災拠点への輸送、また県内からの負傷者の搬送などに有効と考えております。

発災時に活動するヘリについてはオスプレイも同様でございますが、安全の確保を行った上で、それぞれの能力に沿った活動内容に応じて実際に使用が想定される場所で訓練をしておくことが重要ではないかと考えております。

○樋口委員 確認ですが、それが県下の8カ所の総合防災拠点で、できたら一度はオスプレイは訓練したほうがいいという発言だったと理解していいですね。

○野々村危機管理部長 やっぱり防災訓練でございますので、まず安全性の確保というのは、これは最優先でございます。安全性の確保をした上で、そういう防災拠点での訓練というのが有効ではないかというふうに考えてございます。

○樋口委員 いろんな賛否両論もある中で、やはりこのような巨大地震の場合はどうしても外国の組織立った軍隊の支援は必要ですから、そこらあたりは大胆に声を上げて、県のほうからも積極的にあらゆる力をかりるといようなことをしてほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○西森(潮)委員長 以上をもって、樋口委員の質問は終わりました。



○西森(潮)委員長 以上をもちまして、本委員会

の質疑並びに一般質問を終了いたします。

委員並びに執行部、報道関係各位におかれましては、長時間にわたりまことに御苦勞さまでございました。

これをもちまして、平成27年2月定例会の予算委員会を閉会いたします。

午後5時20分閉会